

平成25年2月19日 開会

平成25年3月18日 閉会

平成25年3月定例会

# 美作市議会会議録

## 平成25年第1回3月定例会目次

### ◎ 第1日（2月19日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	3
4. 会議録署名議員	3
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	4
開 会	5
散 会	58

### ◎ 第2日（2月21日再開）

1. 議事日程	59
2. 出席議員	59
3. 欠席議員	59
4. 出席説明員	59
5. 出席事務局職員	59
開 議	60
延 会	111

### ◎ 第3日（2月22日再開）

1. 議事日程	113
2. 出席議員	113
3. 欠席議員	113
4. 出席説明員	113
5. 出席事務局職員	113
開 議	114
延 会	166

### ◎ 第4日（2月25日再開）

1. 議事日程	167
2. 出席議員	167
3. 欠席議員	167
4. 出席説明員	167
5. 出席事務局職員	167
開 議	168
散 会	183

### ◎ 第5日（2月26日再開）

1. 議事日程	185
2. 出席議員	185
3. 欠席議員	185
4. 出席説明員	185
5. 出席事務局職員	185
開    議	186
散    会	216

◎ 第6日（3月18日再開）

1. 議事日程	217
2. 出席議員	217
3. 欠席議員	217
4. 出席説明員	217
5. 出席事務局職員	217
開    議	218
閉    会	269

◎ その他資料

一般質問	271
------	-----

平成25年2月19日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成25年第1回美作市議会3月定例会)

平成25年2月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

追加日程第1 道上政男議員の議員辞職の件

追加日程第2 選挙第1号 美作市議会議長選挙について

追加日程第3 選挙第2号 美作市議会副議長選挙について

追加日程第4 議席の一部変更について

追加日程第5 美作市議会運営委員会委員の選任について

追加日程第6 選挙第3号 美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議会活性化調査特別委員会委員長の報告について

日程第6 美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の報告について

追加日程第7 発議第1号 美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

追加日程第8 発議第2号 美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第9 発議第3号 予算審査特別委員会設置について

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第8 議案第1号 美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について

日程第9 議案第2号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第3号 美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美作市債権管理に関する条例の制定について

議案第7号 美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について

議案第9号 美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について

議案第10号 美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について

議案第11号 美作市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第12号 美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第13号 美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第14号 美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 議案第15号 美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第16号 美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第21号 美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第23号 美作市英愛センターの指定管理者の指定について
- 議案第24号 美作市コスモス苑の指定管理者の指定について
- 議案第25号 美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について
- 議案第27号 美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第29号 美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について
- 議案第30号 山の学校の指定管理者の指定について
- 議案第31号 作東吉野さんちゃい館の指定管理者の指定について
- 議案第32号 美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について
- 議案第33号 美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について
- 議案第34号 大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第35号 美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について
- 議案第36号 美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について
- 議案第37号 能登香の里小房の指定管理者の指定について
- 議案第38号 作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について
- 議案第39号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第40号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第10 議案第41号 平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第42号 平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第47号 平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）

- 議案第51号 平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）  
 議案第52号 平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 議案第53号 平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）  
 議案第54号 平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）  
 議案第55号 平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）  
 日程第11 議案第56号 平成25年度美作市一般会計予算  
 議案第57号 平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算  
 議案第58号 平成25年度美作市介護保険特別会計予算  
 議案第59号 平成25年度美作市簡易水道特別会計予算  
 議案第60号 平成25年度美作市土地取得特別会計予算  
 議案第61号 平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
 議案第62号 平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算  
 議案第63号 平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算  
 議案第64号 平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算  
 議案第65号 平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算  
 議案第66号 平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算  
 議案第67号 平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第68号 平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算  
 議案第69号 平成25年度美作市水道事業会計予算  
 議案第70号 平成25年度美作市病院事業会計予算  
 議案第71号 平成25年度美作市下水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	8番	本城宏道
9番	安東章治	10番	橋本健二
11番	向原伸一	12番	鈴木悦子
13番	栗井基雄	14番	岩江正行
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
21番	内海健次	22番	道上政男

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番	小淵繁之	20番	福島協
-----	------	-----	-----

4. 会議録署名議員

2番	則本陽介	3番	萬代師一
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治

総務部長 中西祐司  
 企画振興部長 大寺剛寅  
 税務部長 西浦豊照  
 建設部長 春名修治  
 上下水道部長 中尾友保  
 消防長 森正彦  
 外-外-建設担当部長 石田薫  
 上下水道部下水道課長 井上知己

危機管理監 小林昭文  
 市民部長 平尾孝之  
 保健福祉部長 神吉康之  
 田園観光部長 江見幸治  
 教育次長 福原 覺  
 会計管理者 谷 和彦  
 保健福祉部健康づくり推進課長 西田尚美  
 市民部環境課長 有岡忠彦

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 欽先耕二  
 課 長 内藤淳子  
 課長補佐 則本尚輝



議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

いつものことながら、携帯電話の電源は切っていただくようお願いいたします。

定刻が参りましたので、ただいまより平成25年第1回3月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告を行います。15番小淵繁之議員が葬儀のため欠席であります。20番福島協議員が通院のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

去る1月9日、議会活性化調査特別委員会を開会し、小淵委員長、内海副委員長辞任に伴い、正副委員長の互選が行われ、委員長に尾高誉久議員、副委員長に山本重行議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（道上 政男君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により2番則本陽介議員、3番萬代師一議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（道上 政男君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

おはようございます。

ただいまから議会運営委員会委員長報告を行います。

去る2月7日午前10時から、議長、委員、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。3月定例会の会期及び会議日程等、その運営につきまして協議いたしましたので、その報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日2月19日から3月18日までの28日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりであります。

次に、市長から送付されました議案は、報告1件、契約の締結案1件、条例の制定案9件、条例の一部改正案9件、指定管理者の指定案19件、路線の廃止及び認定案1件、計画の策定案1件、補正予算案15件、当初予算案16件、以上、72件の議案であります。

本日の第1日目は、議案上程の後、市長からの提案説明を受け、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。なお、即決案件は、報告1件、契約の締結案1件、合計2件であります。

続いて、2日目の2月21日から26日までの4日間は、一般質問及び議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を各委員会付託といたします。

最終日は3月18日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決といたします。

次に、質問についてであります。申し合わせのとおりお願いをしたいと思います。一般質問につきましては、発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。議案質疑については、予算認定議案を含めて、通告期限を2月21日午後5時までといたします。通告をしない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。なお、議案の質問回数は3回までとし、一括質疑といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情案件については、2月6日までに受理した請願2件であり、委員会付託し、審議いたします。

今定例会の予備日は2月20日、3月6日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（道上 政男君）**

ただいま議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告にありましたように、本定例会の会期を本日19日から3月18日までの28日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（道上 政男君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日19日から3月18日までの28日間と決定いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

**市長（安東 美孝君）**

3月定例議会の冒頭、議長のお許しを得て発言の機会をいただきますことをまずもって御礼を申し上げます。

先般、マスコミ等にもお知らせをいたしました。私の市長選挙への不出馬の経過につきまして、議会議員や市民の皆様方に改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

ここでまず最初に、議会議員や市民の皆様には平素から行政全般にわたりまして多大なる御理解と御協力を賜っておりますことを心から厚く御礼を申し上げます。

平成21年4月、市長に就任して以来、行政運営には全力を挙げ、さまざまな課題に取り組んでまいりました。それが多くの市民の皆様方の御支援に対する精いっぱいのお務めであるというふうに思っております。議会議員、市民の皆様方に全般にわたりまして多大なる御理解、御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

市民の皆様方の御信頼に対して、それぞれ各地区へ出かけてそれぞれの皆様方と対話することが少のうございましたけれども、行政運営にしっかりと対応していくことが唯一の道であるというふうに思っております。まだまだやらなければならない課題、道半ばの課題があり、もう一度挑戦をと昨年末に決意をしたものでございます。

しかしながら、昨年の半ばごろから体調に不安を覚えておりまして、治療を行いながら公務を続け、何とか回復をというふうにならぬように努めておりました。市長として美作市の構築に全力で取り組んでまいりましたが、体力面において改善の兆しは見られず、市民への責任を考えたとき、あと4年間やり遂げる自信が大きく揺らいでまいりました。市長という職責は重大なものでありまして、一日たりともおろそかにできません。通院しながら果たせる役職であると思っております。続けることがかえって市民の皆様方に御迷惑をおかけすると考え、道半ばであり、本当に後ろ髪を引かれる思いではありますが、医師とも相談し、市長選挙への出馬を断念せざるを得ないこととなりました。議員や市民の皆様には御期待に沿えないことを心よりおわびを申し上げます。

行政は継続であります。皆様方の力で夢のある美作市をつくっていただきたいと願うものであります。私も市長職を辞しても、御協力を惜しむものではありません。また、残された任期、私の任期は体にむちを打つてもなし遂げていこうと心に誓っております。議会開会時の貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございました。

**議長（道上 政男君）**

これより10分間休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時21分 再開

**副議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に道上議長から議員辞職願が提出されましたので、これより私が議事を進めます。

お諮りをいたします。

「道上政男議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、「道上政男議員の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

## 追加日程第1 道上政男議員の議員辞職の件

**副議長（内海 健次君）**

それでは、追加日程第1、「道上政男議員の議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、道上議員の除斥を求めます。

〔22番道上政男君 退場〕

**副議長（内海 健次君）**

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

**議会議務局長（鋤先 耕二君）**

それでは、辞職願を朗読をさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上でございます。

**副議長（内海 健次君）**

ここで地方自治法第117条の規定により、道上議員より発言したい旨の申し出がございます。

お諮りをいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、地方自治法第117条の規定により道上議員の発言を許可することに決定いたしました。

道上議員の入場を許可いたします。

〔22番道上政男君 入場〕

**22番（道上 政男君）**

ただいま一身上の都合により、議員辞職することを申し出させていただきました。また、このように貴重な時間をいただきまして大変ありがとうございます。

市民の皆様、また議会議員の皆様、また執行部の皆様には合併以来8年間、大変お世話になりました。本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

私もこれから美作市発展のために微力ではございますが、頑張っていきたいというふうに思っております。議員の皆様、また執行部の皆様もこれからはますます御活躍を御祈念申し上げて、簡単ですが挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございます。

**副議長（内海 健次君）**

それでは、道上議員の除斥を求めます。

〔22番道上政男君 退場〕

**副議長（内海 健次君）**

お諮りをいたします。

道上政男議員の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、道上政男議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

これより20分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時46分 再開

**副議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

道上議員の議員辞職を許可したことにより、議長が欠員となりましたので、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、「美作市議会議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第2とし

て議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんでしょうか。

## 追加日程第2 選挙第1号「美作市議会議長選挙について」

副議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第2、選挙第1号「美作市議会議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれの方法によって選出したらよいかお諮りをいたします。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

指名推選したらいかがと思いますが。

副議長（内海 健次君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

指名推選でできるわけはねんじゃから、投票でいったらどうですか。

副議長（内海 健次君）

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議のある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

副議長（内海 健次君）

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番山本雅彦議員、2番則本陽介議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票を願います。なお、白票は無効といたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（内海 健次君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（内海 健次君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

副議長（内海 健次君）

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票を行います。

これより点呼を命じます。

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

議会事務局長（鎌先 耕二君）

それでは、申し上げます。

[点呼・投票]

副議長（内海 健次君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（内海 健次君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1 番山本雅彦議員、2 番則本陽介議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

副議長（内海 健次君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19票

有効投票 18票

無効投票 1票

有効投票中

内海健次議員 11票

栗井基雄議員 7票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.75票であります。したがって、内海議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

議長（内海 健次君）

ただいま私が議長に当選いたしました。議長職として中立性、尊厳性を保ち、議場の秩序を保持し、議事の整理、議会の運営に当たります。前道上政男議長と同様に皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

引き続き議事運営を進めさせていただきます。

ただいま私が議長に就任いたしましたことにより副議長が欠員となりましたので、「美作市議会副議長選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにいたします。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

[議案書配付]

## 追加日程第3 選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」

**議長（内海 健次君）**

それでは、追加日程第3、選挙第2号「美作市議会副議長選挙について」を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定によりますが、投票による方法と指名推選による2つの方法がございます。いずれの方法によって選出をしたらよいかお諮りをいたします。

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

投票でいってもらいたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

ただいま投票という発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定によって、一人でも異議ある場合は指名推選はできないことになっておりますので、選挙は投票で行います。

それでは、これより投票に入ります。

議場の閉鎖を行います。

[議場閉鎖]

**議長（内海 健次君）**

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番萬代師一議員、4番山本重行議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、投票をお願いいたします。なお、白票は無効といたします。

ただいまより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

**議長（内海 健次君）**

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（内海 健次君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

**議長（内海 健次君）**

異状なしと認めます。

それでは、点呼により順次投票をお願いします。

これより点呼を命じます。

**議会事務局長（鍬先 耕二君）**

それでは、点呼いたしますので、投票をお願いいたします。

[点呼・投票]

**議長（内海 健次君）**

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（内海 健次君）**

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

3 番萬代師一議員、4 番山本重行議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

**議長（内海 健次君）**

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19票

有効投票 19票

無効投票 0票

有効投票中

本城宏道議員 11票

安東章治議員 6票

栗井基雄議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4.75票であります。したがって、本城議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

**議長（内海 健次君）**

ただいま副議長に当選されました本城議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、御挨拶をお願いいたします。

本城議員。

**副議長（本城 宏道君）〔登壇〕**

先ほどの選挙におきまして、図らずも副議長に選任されました。残りわずかな期間でございますが、新しい内海議長のもとで支えながら、議会運営に全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞひとつよろしくをお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

これより20分間休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

午前11時15分 休憩

午前11時35分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、副議長交代によりまして、議席の一部変更が必要になってまいります。よって、追加日程第4「議席の一部変更について」を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**



なしということですので、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

## 追加日程第4 議席の一部変更について

議長（内海 健次君）

追加日程第4、「議席の一部変更について」を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い議席を変更いたしたいと思います。議席につきましては、申し合わせにより副議長席を21番、議長席を22番とし、当選回数ごとに年少議員から議席番号の小さい順と決定しておりますが、議員が1人欠員となりましたので、8番を空席といたします。

議席番号及び氏名を事務局職員に朗読させます。

議会事務局長（鎌先 耕二君）

それでは、議席の変更につきまして朗読をさせていただきます。

議席番号21番へ本城宏道副議長、議席番号22番へ内海健次議長、8番を空席といたします。

以上でございます。

議長（内海 健次君）

お諮りをいたします。

ただいま朗読したとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席を変更することに決定をいたしました。

これより議席の変更をしていただきますが、その際には名札を持って移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

---

午前11時37分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会は議長の諮問機関でありますので、美作市議会委員会条例第14条の規定により、本日2月19日付をもって、副議長より私の委員辞任の許可をいただきました。よって、美作市議会委員会条例第8条の規定により、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしということですので、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

## 追加日程第5 美作市議会運営委員会委員の選任について

議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第5、「美作市議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

委員会条例第8条の規定により、議長の指名により選任を行います。

本城副議長を議会運営委員会委員に選任いたします。

なお、総務委員会は道上議員の議員辞職により1名欠員となりますので、御了解ください。

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会議員であります。道上議員の議員辞職に伴い、美作養護老人ホーム組合同約第6条第3項により、組合議会議員の資格を失われました。また、第7条により、組合議員に欠損を生じたときは、関係市村の議会は速やかに補欠選挙を行わなければならないとなっております。よって、追加日程第6、「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしということですので、「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

それでは、議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

## 追加日程第6 選挙第3号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」

議長（内海 健次君）

追加日程第6、選挙第3号「美作養護老人ホーム組合議会議員選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、美作養護老人ホーム組合同約第6条の規定により、関係市村の定数のうち1名は議長を含めるものとするところから、組合議員の選挙を行います。規約により議長という規定になってございますので、私が当選者となることとなります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました当選者を決定し、当選者の告知といたします。

## 日程第3 諸般の報告

議長（内海 健次君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書、平成24年度定期監査結果報告書（第1次）はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、美作養護老人ホーム組合議会、勝英衛生施設組合議会、勝英農業共

済事務組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会の4組合議会定例会が行われております。お手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

最初に、美作養護老人ホーム組合議会、岡崎正裕議員より報告をいたします。

岡崎議員。

#### 6番（岡崎 正裕君）

それでは、美作養護老人ホーム組合議会の報告をいたします。

去る2月4日月曜日、作東総合支所委員会室において開催されました、平成25年第1回美作養護老人ホーム組合議会定例会の報告をいたします。

議案は、24年度補正予算3件、25年度当初予算3件でございました。

補正では、歳入では、平成24年4月の介護報酬改定による減収及び入所者確定による更正、歳出は個々の費用の確定による更正でございました。詳細な数字については、配付されました資料にお目通しをいただければと思います。

主な質疑だけを報告させていただきます。

議案第4号、平成25年度養護老人ホーム会計予算の質疑では、臨時職員の賃金アップは何%ぐらいになるのかという質問がございました。答弁として、アップ率については計算していないが、現行日額6,800円を最低ラインとして、高いほうで七千数百円になるというような答弁でございました。

それから、議案第5号、平成25年度特別養護老人ホーム会計予算におきまして、男女を一緒にすることができないか、これはショートステイのことなのですが、稼働率が悪くなっているのではないかとという質問に対しまして、ショートステイは緊急避難的な意味合いがあるので、若干の余裕を持って運用するのがベターではないかとという答弁がございまして、増床は早急にはできないということでございしますが、検討は必要であるというような答弁でございました。

ほかの4議案については質疑はございませんでした。

そして、6議案とも全員賛成ということで原案どおり可決をいたしましたので、報告をいたします。

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

続きまして、勝英衛生施設組合議会、尾高誉久議員より報告をいたします。

尾高議員。

#### 5番（尾高 誉久君）

去る2月6日に開催されました平成25年第1回勝英衛生施設組合議会定例会について報告をさせていただきます。

今回の定例会の案件は、議案3件でございました。

主な内容といたしましては、議案第1号「勝英し尿処理場滝川苑条例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、勝英衛生施設組合に置く技術管理者の資格を定める等のための条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号「平成24年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」につきましては、落雷によるトラックスケール修繕のための補正予算です。

最後に、議案第3号「平成25年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出予算」で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,020万円とするものです。

以上、平成25年第1回勝英衛生施設組合議会定例会の報告といたします。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

続きまして、勝英農業共済事務組合議会、絹田和昭議員より報告をいたします。

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

勝英農業共済事務組合議会の報告を行います。

先日の2月6日、勝央町役場3階議場において午後1時30分より、平成25年勝英農業共済事務組合議会第1回定例会が開催されましたので、その概要を報告します。

当日は、勝央町の福田弘議員が通院のため欠席でありましたが、定足数に達していましたので開会し、議事録署名議員には美作市の山本重行議員、それから同じく福島議員を指名し、会期は当日の6日の1日と決めました。

水嶋管理者の挨拶、行政報告を受けた後、直ちに議案の審議に入りました。

議案第1号「勝英農業共済事務組合組織条例の一部を改正する条例」については、引用している地方自治法第158条の第2項及び同条第7項の条項が改正されましたので、それに伴い条例の改正を行ったものです。

議案第2号「平成25年度果樹共済無事戻しについて」は、平成21年度から23年度までの3カ年の引き受けた農家の3名が対象となり、総額1万3,069円を支払うものでありました。

議案第3号「特別積立金取崩し額の変更について」は、平成24年度獣害防止施設設置事業に係る助成金の取り崩し額を533万5,542円から921万2,780円以内に変更するものです。

議案第4号「特別積立金取崩しについて」は、平成25年度の獣害防止設置事業に係る助成金の取り崩し額848万2,522円以内、平成25年度の果樹共済無事戻し金に係る取り崩し額を3,922円以内に設置するものであります。

議案第5号「平成25年度勝英農業共済事務組合農業共済事務費の賦課総額及び賦課単価について」は、水稲、麦、家畜、果樹、畑作物、園芸施設の賦課総額は1,941万3,000円であり、賦課単価については平成24年度と変更はなしでありました。

議案第6号「平成24年度勝英農業共済事務組合農業共済事業会計補正予算（第1号）」については、鳥獣害防止柵の助成金及び家畜保険料の増額、また建物農機具共済事業推進協議会より繰り入れなどが大きく、あとは決算見込みにより増減の補正をされていました。

議案第7号「平成25年度勝英農業共済事務組合農業共済事業会計予算について」は、平成24年度よりいずれの共済事業勘定について大きな増減はありませんでしたが、業務勘定において建物農機具共済事業の事務が平成25年度から勝英地区建物農機具共済事業推進協議会——実務は共済組合がしておったんですが——から岡山県農業共済組合連合会に事務が移管することにより、平成24年度末の現在高の業務引当金等の財産は清算事務が終了した後、勝英農業共済事務組合が引き受けることになるため、受け取り寄附金として9,700万円は計上されているため、大幅な増額となっていました。

以上、7議案全て全会一致で可決されました。

これで勝英農業共済事務組合議会の報告を終わります。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

ただいまから1時まで休憩をいたします。

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、新免昌和議員より報告をいたします。

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**

お手元に報告書が配付されておりますが、その報告書に補足する立場から発言をさせていただきます。

平成25年第1回勝田郡老人福祉施設組合議会の報告でございます。

2月8日午後2時から、養護老人ホーム塩手荘会議室において、平成25年第1回勝田郡老人福祉施設組合議会が開催されました。

「平成24年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計補正予算（第2次）について」、「平成25年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計予算について」、「平成25年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計予算について」の3件が上程されました。

平成24年度一般会計補正予算（第2次）の内容は、退職手当負担金を支出するため、款民生費、項社会福祉費、節負担金補助及び交付金を209万6,000円追加し、予備費を209万6,000円減額し、予算額は変わらず2億766万8,000円とするものです。全員賛成で議決いたしました。

平成25年度一般会計予算では、予算総額は1億9,029万2,000円で、前年比78万9,000円の減額となっています。美作市の分担金は、均等割40%、入荘者割60%で、516万3,029円となっています。なお、美作市は旧勝田町時代に施設建設債務償還金の元金と利息分については一括して組合に納入しているため、維持管理費のみ賦課されています。美作市から施設に入所しているのは、年平均で17.5人となっています。

平成25年度訪問介護事業所会計予算では、予算総額1,754万2,000円で、対前年比301万8,000円の減額となっています。特定施設訪問介護事業所は、平成18年10月より当塩手荘において外部サービス利用型特定施設入居者生活介護及び訪問介護サービス事業所を立ち上げております。県の指導、監査を受けながら処遇計画に基づいた介護サービス計画を立てて利用契約を結び、実施しております。平成25年1月1日現在、定員60名のうち、要支援者6名、要介護者31名、計37名であり、27名の方が介護契約をし、介護サービスを利用されております。今後も入所後に重度化による認定者、要支援、要介護者の方がふえることが予想される中、さらなる契約増を図り、健全な事業所運営を図ってまいりますとの方針です。

以上、平成25年第1回勝田郡老人福祉施設組合議会報告といたします。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

**日程第4 行政報告**

**議長（内海 健次君）**

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

本日、平成25年美作市議会3月定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

寒風に耐え忍び、早春の気配を漂わせ、今まさに咲かんとする梅の花を見ますと、東日本大震災でいまだ避難生活を強いられておられる方々への思いをはせるものでございます。あれからもう2年たとうとしております。被災者の方々が希望を持って冬の合間の太陽の光で心と体を温めていただき、きつとすばらしい春を迎えてくださるものと祈念するものであります。

退任表明をしてからの行政報告でありまして、4年間を振り返っての報告となりますが、御理解をお願いいたします。

美作市のこの4年間を一言であらわしますと、6カ町村から市へと大きく変貌し、持続可能な市政を確立していくため、議会や自治組織、市民の皆様様に理解していただきながら、行政の質と内容を変えていくための長い揺籃期であったように感じております。私の市長としての目標は、市民生活の安全・安心・安定であり、そしてその土台となる市民経済が成り立つため、賑わいのある田園観光都市の実現でありました。就任した平成21年は、美作市にとって大変な年でありました。7月には経験をしたことのない竜巻による被害が発生、そして8月には突然の集中豪雨で予期せぬ大災害に見舞われました。改めて自然の恐ろしさを思い知らされました。このことによって行政が果たすべき本来の役割を再認識したものでございます。早速全庁を挙げて災害復旧に当たりながら、災害の備えとして専門職の危機管理監を配置し、市内各地にリアルタイムで監視できるよう、カメラ、雨量計、水位計を設置いたしました。そして、自助、共助の理念のもとに自主防災組織の設立、育成に努めてまいりました。

女子サッカーは、大きな盛り上がりを見せ、今や美作市の看板となっております。福元、宮間選手などの活躍によりましてワールドカップで金メダルを獲得し、その後、美作市でのアジア予選キャンプの6日間は3万人以上の来場があり、10億円以上の経済波及効果があり、大変にぎわいました。昨年はロンドンオリンピックで銀メダルを獲得し、これら空前のなでしこブームによって全国に美作市観光の中心でもあります湯郷温泉を知っていただくことになり、この宣伝効果ははかり知れないものであります。その上、24年なでしこリーグにおいては、岡山湯郷Belleが過去最高順位の3位となり、結果を出してくれました。そして、全てのホームゲームでの観客動員数が大幅に増加し、今や市の大事な誘客資源となっております。

自然が相手の野生動物には悩まされ、さまざまな模索を行ってまいりました。2年前、ツキノワグマが139頭、大量出没をし、大事件となりました。そのため全国の自治体に呼びかけて、全国クマサミットを開催し、ツキノワグマの専門家を美作市に招聘しました。一方で、全国から寄せられた熊への寄附により、どんぐりの森基金を設け、野生獣対策として広葉樹の植栽などで過疎地の現状のアピール、野生動物との共生を課題として提起することができたと思っております。袴ヶ仙での植樹祭では悪天候の中、市内外から300人以上の応援をいただき、地元市民と交流もでき、再生への道がアピールできたものと思います。

同時に、イノシシ、鹿を対象として、駆除した獣肉の処理施設の3月末完成を目指しております。この施設は、安心して安全な獣肉を使ったジビエ料理や鍋料理など、さまざまな料理メニューにつなげ、市の特産となるよう活用できるものと信じております。

市民生活の足であります公共交通は、大きな変更を余儀なくされました。神姫バスの撤退により美作共同バスが路線を引き継ぐ形で運行を開始しました。英田バス循環線の有償運送化や勝田地域は民間事業者によ

るデマンドタクシーの事業化を実施いたしました。ことし4月からは宇野バスの岡山美作線の大幅な減便に伴い、往復3便、赤磐市と美作市を結ぶ広域路線バスとして運行することとしましたが、まだまだそれから先の予断は許せません。

私の公約であります田園観光都市構想では新たな事業を始めました。

1つは、美作市ドリームプランを実現するために私の直轄の部署を新設いたしました。田んぼアートの設置、ふるさと塾の開講、地元高校生との連携によるむかし倉敷カミナリ祭りの復活や今、吉井川舟唄の復活による新たな踊りを岡山県議の協力を得て創作をして普及に努めております。最近では、湯郷Be11e展の開催、そして東日本の復興支援としての喜多方物産展、県外からのIターン者を対象とした定住促進など、人と人のつながりを重視した取り組みを続けております。

2つ目は、定住促進対策といたしまして、平成23年度に都市圏からの転入を希望される方に一定の期間、実際に田舎暮らしを体験していただくため、空き家を改修したお試し住宅を梶並地区に整備し、地域の方々との交流を行っており、定住に向けた準備をしていただいております。さらに、今年度から、3年間ではございますが、市外から転入し、住宅を取得された方や市民の方が住宅を取得された場合に補助金や奨励金を交付する制度を設けました。美作市の魅力をPRしながら、この制度を活用していただき、市外からの転入促進と市外への転出を抑制し、人口の維持に努めております。

3つ目は、定住政策と兼ねて地域おこし協力隊員を採用し、都市圏から美作市に転入した8名の隊員とその家族が美作市内に移住をしております。英田上山地区では、棚田再生や梅の栽培、地元の祭りの復活、梶並地区では、山村シェアハウスや間伐材の利活用などに取り組んでおります。地域おこし協力隊は積極的に市民の方々との触れ合いを図り、その活動がたびたびマスコミにも取り上げられ、全国から注目をされております。

4つ目は、彩菜みまさか箕面店のオープンでございます。オープン以来、順調に売り上げを伸ばしておりまして、平成23年度では4億円の売上目標に対しまして5億3,000万円を売り上げ、さらに平成24年度の売り上げは6億円に達するという見込みの報告を受けておりまして、市内の生産農家に収入増をもたらし、農業再生への道筋ができたと確信をしておるところでございます。

次に、市民の安全・安心・安定のための公共施設の建設整備についてでございます。

1つは、平成17年度から市内全域を高速通信網でつなぎ、行政情報などの伝達的手段として美作市情報基盤整備事業を実施いたしました。行政情報を広く市民の皆さんに伝達する手段として、告知放送端末を1万2,503戸へ接続を完了し、放送を開始、あわせてテレビ放送もアナログ放送から地上デジタル放送に完全移行することを踏まえ、ケーブルテレビの引き込みを8,280戸を行っております。ケーブルテレビ放送といたしましては、市民から愛称を募集し、みまちゃんネルとして放送を開始し、ニュースなどの美作情報局、週の特集としてにぎわいみまちゃんネルを30分番組であります。そして、この市議会中継を見ることができるようになりました。株式会社みまちゃんネルは、本年3月1日に法人化し、新たなスタートを切るようになっております。

2つ目に、美作クリーンセンター建設事業では、国から循環型社会形成推進地域計画の承認を受け、各種の調査業務や生活環境影響調査の公告縦覧等の手続を経て、平成24年度に公募型プロポーザル方式により優先交渉者を選定し、契約締結の議会承認をいただきました。本年10月より本格的な施設建設工事に入り、平成26年10月からの本格稼働を目指しております。

3つ目に、消防庁舎についてであります。かねてより耐震強度の不足、施設の老朽化や狭隘化に加え、豪雨時の冠水が課題となっていました。平成23年度に楯原下地内に移転を決定し、昨年10月には建設に着手

したところであります。ことしの秋には新庁舎が完成し、美作市の防災の拠点として活動を開始するとともに、市民の皆様にも防災教育の場として活用していただけるものと思っております。

4つ目には、上水道事業は、小規模で分散し老朽化している簡易水道施設の統合を行い、安定した水道水の供給を行うため、平成22年度より大原地域の簡易水道統合整備事業に着手し、本年度完了する予定でございます。下水道事業では、勝田地域の集合処理の整備をもって今年度で完了いたします。過去4年間では、普及率が95%から97%となり、水洗化率におきましては76%から82%となっております。

そして、美作岡山道路では平成24年3月に一部区間が開通いたしました。また、鳥取自動車道、姫路鳥取線でございますが、平成22年には佐用大原間が開通し、本年3月23日には大原西栗倉間が開通し、全線が供用開始となります。これらによりまして美作市が山陰と山陽を結ぶ交通の結節点になってまいります。

次代を担う子どもたちのための施策を充実をさせてまいりました。子育て支援施策として、妊婦健診公費負担の拡大、大原放課後児童クラブの新築を行いました。乳幼児期の育児支援や発達支援について専門的な視野をもつ臨床心理士による育児相談を開始しており、子どもたちの健全な成長を支援していきたいと考えております。子育て支援に関する制度やさまざまな情報を総合的に提供していくため、新たに子育て支援サイト「みますくネット」を立ち上げております。そして、子どもたちを初め多くの市民の皆さんに美作市のことを知っていただくため、美作市KIDSサイトを立ち上げました。それぞれアクセス件数は増加をしております。より一層充実を図ってまいりたいと思います。

幼児教育では、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、幼・保一元化の取り組みとして美作北幼児園の整備を行っております。

学校教育では、知徳体のバランスのとれた子どもの育成のため、確かな学力の向上と豊かな心の育成を目指し、基本的な生活習慣の確立や食育、体験活動など、教育環境の充実に努めてまいりました。小・中学校の耐震化につきましては、計画的に取り組むことができ、平成23年度末をもって全ての小・中学校の耐震化事業を完了することができました。

また、学校、園舎の統廃合につきましては、美作市学校等整備審議会から受けました答申をもとに、教育委員会において取りまとめた指針に従い、関係者の皆様に御理解を得ることを第一に考えながら取り組んでまいります。特に、施設の老朽化が目立つ保育園、幼稚園につきましては、耐震化の問題もあり、早急に取り組まなければならない課題であると認識をしておるところでございます。

増加傾向にある発達障がいなど支援を要する児童・生徒に対しては、特別支援員の配置を行ってきたところであり、引き続き一人一人を大切にしたいきめ細やかな支援を行ってまいります。また、誕生寺支援学校の分教室の新設についても岡山県と協議を進めておるところでございます。

また、今後需要がふえていく高齢者福祉サービスにつきましては、合併以来の懸案でありました特別養護老人ホームやすらぎ荘の新築移転を行い、指定管理者による民間運営にスムーズに移行することができております。当初より満床に近い状況での移行で、安定した管理運営ができております。また、盆踊りや秋祭りなど、地域との交流も積極的に取り組んでもらっております。

高齢化率の上昇とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯がふえ、介護保険の利用者につきましては年々増加をしております。見守りや介護保険サービスの充実が求められております。こうした中、第4期介護保険事業計画におきまして、小規模多機能型居宅介護事業所1カ所、認知症対応のグループホーム1カ所の整備など進んでおります。第5期の今年度におきましては、小規模多機能型居宅介護事業所を開設、来年度は特別養護老人ホームの建設が美作地域に予定されておるところでございます。そして、不足する介護従事者の養成事業としてホームヘルパー2級養成研修に取り組み、4年間で123名が研修を終了して



おります。

また、高齢者を初めとした見守り体制の強化として、従来からの地域等での見守りに加え、高齢者見守りネットワーク事業、通称みまさかほっとネットと申しますが、市内の事業者の協力により発足し、相談、通報の窓口を地域包括支援センターに設置することで早期の対応に取り組んでおります。高齢者が自分らしい自立した生活ができ、またたとえ介護が必要な状態になっても生きがいを感じながら安心して暮らすことのできるよう、今後も支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

障がい者の施策につきましては、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会の実現を理念として、障害者基本法に基づき策定をいたしました美作市障がい者計画並びに障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画を策定しております。障がい者の就労事業所やグループホーム、ケアホームの整備などに取り組んだ結果、市内に複数の施設が整備され、目標数値を大きく超える利用となっているところでございます。これら複雑多様化する福祉相談に対応するため、総合相談係を配置し、相談窓口の一元化によるワンストップ相談や関係窓口に迅速につなぐなど、相談者の利便性の向上を図ってまいりました。また、災害時における要援護者の支援対策として、高齢者や障がい者など要援護者の緊急連絡先や日常生活状況などの情報を管理する要援護者台帳システムを整備いたしております。

若い人たちが帰ってくる、都市部からやってくるためには働く場所が必要であります。そのために雇用の創出拡大、市税収の増、市土地開発公社の債務軽減を図り、美作市独自の企業誘致優遇制度や交通の利便性をPRし、誘致活動を強力に進めておるところでございますし、先ほど申し上げました鳥取姫路、美作岡山道の開通による交通結節点として大きなメリットが企業誘致にも生じるものと期待をしておるところでございます。

特に、作東産業団地においては、神機建材株式会社が操業を開始、株式会社横山基礎工事の3号地への立地調印ができ、さらには企業側の事情により会社名は公表はできませんが、5号地に立地意向の意思を確認を1社しておるところでございます。順調に立地調印が成立をいたしますと、作東産業団地への立地率が団地の3分の2に当たりまして、約67%が売却することができます。現在、作東産業団地には日本フィルム工業株式会社を初めとして6社が操業をしており、株式会社横山基礎工事もことしの5月からの操業開始を目指して工場の建設を進めておられます。賑わいのある田園観光都市の実現のため、作東産業団地への企業誘致の活動の推進が不可欠でもあり、雇用の基盤でもあります。就労の促進を図ることにより、人口の流出、少子・高齢化現象の進行を防止することを最優先に心がけて、優良企業の誘致と雇用の創出拡大に取り組んでまいりました。現在の雇用状況は、操業6社で約400名となっております、市民の雇用は団地全体では6割となっております。

最後に、行財政改革の具体的な施策であります。岡山大学と構想日本の協力をいただき、事業仕分けに取り組みました。3年間で5回を開催し、47件について公開で仕分けを行いました。判定結果は、不要または要改善が39件に上りました。事業仕分けでいただいた仕分け人の意見、考え方を生かして事業の選択と改革に反映してまいりました。また、事業仕分けでは、700以上にも及ぶ市の全ての事業を台帳化をしております、これは究極の情報公開に当たるものであり、市のホームページで見ることができるようしております。

迫りくる交付税の一本算定による28億円の減額につきましては、真庭市、島根県雲南市、広島県安芸高田市の4市で交付税制度研究会を設置いたしまして、その後、4市長名で総務省に制度変更の要望を提出しておるところでございます。このことによって交付税の減額が美作市の現状に合った仕組みとなるよう期待をするものでもございます。

私自身は全身全霊をかけてきました4年間であると思っております。成果もあれば、課題もまだまだあります。次の市長に継続を期待をするものでございます。

以上、諸行政の一端を御報告申し上げまして、4年間の行政報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

以上で行政報告を終了いたします。

## 日程第5 議会活性化調査特別委員会委員長の報告について

議長（内海 健次君）

日程第5、「議会活性化調査特別委員会委員長の報告について」を議題とし、議会活性化調査特別委員会委員長より報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。したがって、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を受けることに決定いたしました。

議会活性化調査特別委員長。

5番（尾高 誉久君）〔登壇〕

議会活性化調査特別委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第110条の規定により報告いたします。

平成23年12月定例会において、議員発議により設置されました議会活性化調査特別委員会も平成25年3月、今定例会を迎えることになりました。今定例会までに特別委員会関連の会議は累計で19回開かれました。市民に真に開かれた議会運営と議員に対する市民の揺るぎない信頼を目指して基本となる協議事項について、1、議会のあり方について、2、議員報酬について、3、議会運営について、4、情報公開について、5、政務調査費について、6、その他について、この6項目を柱に特別委員会をA、B、Cの3グループに分けて意見集約、内容の検討と協議を進めてきました。その中で、議員政治倫理の制定をすることとなり、平成24年3月定例会において美作市議会議員政治倫理条例を全員賛成で可決いたしました。

平成24年4月9日には、全国市議会議長会法制参事本橋謙治氏を講師に招き、「地方議会の活性化の現状と課題」をテーマに講演をしていただきました。この講演を参考にしながら、基本6項目について各グループ会を開催し、67項目にわたる詳細な内容について活発な意見と議論を重ねてまいりました。

また、委員の中から、市民の側から見れば議会の仕事、議員の仕事の内容、議会に対する要望とかさまざま意見があると思うので、市民アンケート調査を試みてはどうかとの意見が多数あり、実施することを決めました。調査内容につきましては、プロジェクトチームを組織し、正副委員長を初め各グループの座長、書記を含めて8名で構成し、15問のアンケートを平成24年10月22日に1,000人を対象に実施いたしました。

1,000人のうち503名から回答があり、男性233人で46%、女性268人で53%でありました。アンケート内容

のうち、美作議会に関心がありますかの問いには、あるが180人で36%、少しあるが204人で40%、ないが109人で22%、美作市議会の会議等を見たことがありますかの問いに対して、みまちゃんネルで見たことがある、また議場で見たことがある、議場でもみまちゃんネルでも見たことがあるを合わせて267人で53%で、見たことがないが226人で45%でございました。市民の声が市議会に反映されていると思いますかの問いに対して、思わないが250人で50%、やや思うが119人で24%、わからないが110人で22%でした。市議会議員の報酬についての問いには、多過ぎると思うが303人で60%、適当だと思うは122人で24%でした。

以上のような市民アンケート調査結果報告を平成25年1月末に市民の皆様へ配布いたしました。

今定例会での報告をもちまして、議会活性化調査特別委員会委員長の最終報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

議会活性化調査特別委員会委員長の報告は終わりました。

議会活性化調査特別委員会は、議員全員で構成され調査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、議会活性化調査特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

なお、ただいまの議会活性化調査特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について調査終了の報告がありました。よって、議会活性化調査特別委員会の調査は終了いたしました。

## 日程第6 美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の報告について

**議長（内海 健次君）**

日程第6、「美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の報告について」を議題とし、美作クリーンセンター建設特別委員会委員長より報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。したがって、美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の報告を受けることに決定しました。

美作クリーンセンター建設特別委員長。

**18番（新免 昌和君）**〔登壇〕

ただいま委員長報告の許可をいただきましたので、ただいまから委員会調査最終報告を行わせていただきます。

本委員会に付託された調査事件については、お手元に資料として会議の経過を配付をいたしております。会議規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、御承知のとおり、美作市議会議員の任期が2013年4月23日までであることから、任期満了により今期市議会議員の取り組み全てが終了することになります。美作クリーンセンター建設特別委員会も美作クリ

ーンセンター建設は平坦地造成工事が1月30日現在、80%以上の工程進行中であり、エネルギー回収施設、焼却炉、マテリアルリサイクル推進施設建設については、現在実施設計が行われ、4月以降にでき上がる予定の段階であります。委員会に課せられた全ての責務が任期満了となり終了しますので、最終報告といたします。

2009年1月、津山・英田圏域資源循環施設組合設立議案を美作市議会が全会一致で否決しました。このため、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会を脱退させられて以来、市は国、県の指導も受け、単独でのごみ処理施設の建設を認めることになり、施設設置計画の作成が取り組まれてきました。こうした市の取り組みの中、美作市議会の任期満了に基づき、4月に改選が行われ、新たに出発した美作市議会は、2009年10月6日に仮称美作クリーンセンター建設特別委員会を立ち上げ、施設建設予定地周辺地域住民の理解及び合意、焼却灰等の焼却残渣の処分のあり方及び最終処分場、大型施設建設にかかわり、経済性や行政の公平性の確保等の課題をクリアし、市民の日常の生活に安全と安心を確保するため、先進施設、焼却炉の方式、焼却灰の処理方式等の視察を初め、美作クリーンセンター建設特別委員会を26回開催し、市民の目線から施設の建設費用を監視し、かつ円滑な推進に資するため取り組んでまいりました。

委員会からの方向性の提示は、質疑、議論を通じて行っていますが、文書での要請は行ってはいません。その委員会が示したものとして、事業推進では周辺地域に負荷をできる限りかけないこと、市民の安心・安全確保のためのコストは惜しまないこと、具体的な取り組みとして行政と地域住民の合意形成への努力、焼却炉はストーカー方式が望ましいこと、焼却灰は灰溶融による自己完結型を基本とするが、費用対効果の検討、タイムスケジュールの検討を行うこと、処理して再利用ができるようにすることを考慮すること、排ガス処理は最燃焼方式の採用などの高温処理による環境に負荷の少ない対応をすること、施設の維持管理にかかわるランニングコストなどの研究に力を入れるなどがあります。

当局は市民生活における一般廃棄物に関する現状と将来の展望を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画、地域計画を策定し、国の内示を受け、施設設置位置の選定、市民が排出する一般廃棄物の量の設定、じんあい焼却による排気ガスや焼却灰処分等にかかわる国が定める環境基準を踏まえ、その水準を上回る独自の規制値の設定で対応してきています。その内容は、市民の安全確保ができる規制値水準であることが特別委員会の質疑や議論を通じ確認されています。

2011年に実施された生活環境影響調査結果に関し、公開縦覧が行われ、意見書は250人から505件寄せられ、委員会はその意見と当局の回答の報告を受け、市民の意見の内容と当局の見解を把握し、より安全な施設環境への対策を特別委員会としては検討してきました。

今日まで12回の中間報告をしてまいりました。これまでの美作クリーンセンター建設特別委員会で議論された方向性を提示した要点を報告し、長期にわたる取り組みに御協力と御理解をいただいたことを感謝し、最終報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより美作クリーンセンター建設特別委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまの美作クリーンセンター建設特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について調査終了の報告がありました。よって、美作クリーンセンター建設特別委員会の調査は終了いたしました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時03分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番山本雅彦議員が通院のため一時退席であります。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

**18番（新免 昌和君）〔登壇〕**

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員、市長、副市長、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。今定例会に議員から議案を提出したい旨の申し入れがあり、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

新たな追加議案は、発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、発議第3号「予算審査特別委員会設置について」の3件であります。この発議は議会運営委員会で発議いたします。各委員長報告後に追加し、議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、発議第3号「予算審査特別委員会設置について」を日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9として議題としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、発議第3号「予算審査特別委員会設置について」を日程に追加し、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

**追加日程第7 発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」**

議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第7、発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいま上程になりました発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」。

〔以下朗読〕

以上。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第7、発議第1号「美作市議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

## 追加日程第8 発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（内海 健次君）

続きまして、追加日程第8、発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」。

〔以下朗読〕

お手元に別表の資料が配付をされておりますので、お読みいただきたいと思います。

以上、説明をいたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第8、発議第2号「美作市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

## 追加日程第9 発議第3号「予算審査特別委員会設置について」

議長（内海 健次君）

続きまして、追加日程第9、発議第3号「予算審査特別委員会設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

発議第3号「予算審査特別委員会設置について」。

〔以下朗読〕

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第9、発議第3号「予算審査特別委員会設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会につきましては、委員の定数が21名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日、議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。それでは、予算審査特別委員会を本日、議会終了後に開催いたします。委員長、副委員長につきましては、後日報告をいたします。

- 日程第 7 報告第 1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」
- 日程第 8 議案第 1号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」
- 日程第 9 議案第 2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」  
議案第 3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」  
議案第 7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」  
議案第 8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」  
議案第 9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」



議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」

議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第20号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」

議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」

議案第22号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第23号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」

議案第24号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」

議案第25号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第26号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」

議案第27号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」

議案第28号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」

議案第29号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」

議案第30号「山の学校の指定管理者の指定について」

議案第31号「作東吉野きんちがい館の指定管理者の指定について」

議案第32号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」

議案第33号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」

議案第34号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」

議案第35号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」

議案第36号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」

議案第37号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」

議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」

議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」

議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

日程第10 議案第42号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」

議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」

議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」

議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」

議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」

議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」

議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」

日程第11

議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」

議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」

議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」

議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」

議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」

議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」

議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」

議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」

議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」

議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」

議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」

議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」

**議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計  
予算」**

**議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」**

**議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」**

**議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」**

**議長（内海 健次君）**

日程第7、報告1件、日程第8、議案1件、日程第9、議案39件、日程第10、議案15件、日程第11、議案16件、報告第1号、議案第1号から議案第71号を一括議題といたします。

なお、日程第7、日程第8につきましては、議会運営委員長の報告にありましたように即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第7、報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長より報告を求めます。

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました報告第1号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第1号を終わります。

続きまして、日程第8、議案第1号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

それでは、ただいま上程されました議案第1号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、御説明申し上げます。

美作クリーンセンター造成等工事は平成24年5月8日の臨時議会において工事請負契約の御承認をいただき、同日より工事着手いたしました。工事の実施に当たりまして、立木伐採量の増量、それに伴う産業廃棄物処理の増量や工事敷地内にある建物の切り取りや隣接する倉庫については、造成地からの排水路設置の支障になることと、地域からの要望にもある広場整備の用地にするため、解体撤去することにいたしました。

また、盛り土部分や切り土部分は当初設計では植生工や客土吹きつけを予定しておりましたが、土壌硬度判定結果などによりまして、当初工法では崩壊のおそれがある箇所があるため、簡易のり枠と植生基材吹きつけや植生マットなどに変更をいたします。

以上、主な理由により工事内容の変更や工事量がふえたため、当初請負金額4億9,140万円を5億3,550万

円に変更するものでございます。金額はいずれも税込みでございます。

以上、詳細につきましては、担当部長より補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**〔登壇〕

美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

工事変更の内容は、大きなものとして3点でございます。

まず1点目は、造成工事に伴う立木の伐採、除根の廃棄物としての搬出処理量についてでございます。これは立木の枝葉の量が当初想定より異常に多く、立木材の搬出処分量が増加したものでございます。

2点目は、市道沿いに所在いたします建物の切り取り補修と解体処分によるものでございます。事務所形態の建物につきましては、北西方向の一部が道路境界に接していたため、大型暗渠排水を道路方向に迂回させておりましたが、当初契約締結に伴う臨時議会におきまして、岩江議員のほうより、市道交通の安全確保を推進するため、将来歩道を設置することも考慮して水路の設置を実施をしてはという貴重な御意見をいただきました。実施検討の結果、建物の一部を切り取り補修し、建物と市道との離隔を確保するとともに、排水路を直線的に配置することで通水の障害の懸念も解消いたしました。

3点目は、のり面工法の変更でございます。当初設計では数カ所のボーリング調査によりまして、土砂、岩等の堆積層を把握いたしまして、掘削工とのり面工の設計を実施いたしましたが、施工前は造成地の全面が樹木に覆われた森林でございまして、のり面の植生保護工を検討する資料が乏しく、土質区分等により種子吹きつけ、客土吹きつけ、植生基材吹きつけを予定しておりました。工事の進捗に伴い、施工のり面等の調査が可能となりまして、土壌硬度判定の実施や整形のり面の状況の検討を行い、当初工法では搬入路の一部でのり面表面の崩落のおそれがあるなど、施設の安全のため、簡易のり砕工法、植生基材吹きつけ工法や植生マット張り工法などへ変更することとなりました。

これらにより、変更契約金額は税込み価格で5億3,550万円となり、4,410万円の増額となりました。

以上、議案につきましての補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決に入ります。

まず、質疑はございませんでしょうか。

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

反対するものではないんですが、4,410万円という数字というのは変更契約としてはかなり大きいというふうに私は思うんです。これのちょっと内訳を教えてほしいというのは、伐採工事に伴ういわゆる変更ということがあるみたいですから、それが大体どれくらいか。

それから、建物をめぐんですか、調整するんですか、そういうことについてはどういう工法でどういうふうになって、どの程度の金額か。

それから、歩道についても岩江議員が言われたからの、どうのこうのという言われようるけど、どなたが言われようどというふうな格好になろうとせにゃあいけんものはせにゃあいけんし、それからせえでえ

えものはせえでもええというふうに思えて。

のり面工法というのはどこにのり面が、かなりのり面は私も見ておりますが、のり面があるみたいです。その辺での工法的なことからいうと、あれは最初の計画の段階でのり面というのはあったはずなんです。それが大きく変更されて、金額としてはどの程度かということをお教えください。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

まず、のり面工法でございますが、当初の考え方でございます。先ほども申し上げましたが、これは土木工事、切り土工・斜面安定工指針の判定フローシートというものが設計時にございます。その判定フローシートにより当初は設計をいたしております。それから、最終的な変更でございますが、先ほども申し上げましたが、当初は木がずっと生えておりますから、ボーリング調査では大体の岩がこの辺に出るんじゃないかというような想定はしとるんですが、実際に工事の進捗をし出しますと、切り土とか盛り土とかがわかってきます。それを土壌硬度判定ということで……

〔7番西元進一君「もう一回」と呼ぶ〕

土壌硬度判定です。で、判定をいたしましてやりました。

それで、金額でございますが、約でございますが、伐採関係で約1,200万円前後、それから事務所等で900万円程度、それからのり面工等で1,000万円程度、その他でございます。

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

判定フローシートとかというて難しいことを言われて、私らを煙に巻いとんですが、その点ではもう少し石田部長さんですから、わかったことをちゃんと言うてください。

それから、少なくともこういう変更に対して提案される場合には、大枠がもう決まってるわけですから、その上に議会に対して4,000万円も5,000万円も変更させてくださいということなんで、そういう点ではあなたたちが提案した最初の提案がどうだったかという問題をちゃんと説明して、その上立って変更をされにゃあならんと。そういう変更に対してはこういうものとこういうものとこういうものがちゃんとあって、そういうものがどうしても変更せにゃあならんと。で、議会の承認が要るんだということをちゃんと教えてもらわんと、せっかく当初予算で、もめながらじゃないけど、実際にはかなりの研究をされた結果に対して私たちが賛成しとるわけですから、そういう点ではきちっとした説明、きちっとした工法に対する判定、それで自分たちの設計が本当に今まで議会に対して、あるいは市民に対して提案されたものが正しいものでありながらも変更せにゃあならんとということをおちゃんともう一度できたら説明をしてください。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

まず、伐採の関係ですが、これは岡山市土木工事標準設計基準書というものがございまして、それをもとに当初設計はしとるわけですが、どうしても山の木ですから、最初はどのくらいだろうという想定をします。それで、今回の山の木は、密と密でないという基準があるんですけど、密、いわゆるいっぱい生えとるという積算をしております。それで、当初は15センチぐらいの木が8メートルぐらいの木が枝があるだろうという想定をしとったんですが、先ほど一番最初に言いましたが、枝葉とかいろんなものが多いかったとい

うことで今回の変更になっておりまして、それで積算基準書におきましても、実施をすると枝葉の数や木の太さ等が違いがあることが多いと、だからこれらの数量については処分後の実績によるマニフェスト、要するに処分するとマニフェストが出てくるわけですが、それによって変更するよという歩掛かりになっております。だから、最初の想定が少し少なかったかもしれませんが、実際のもので変更をいたしております。

議長（内海 健次君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

それでいいです。それで、私が言いたいのは、少なくとも1割からの変更ですから、そういう点では10分の1ですから、だからそういう点ではちゃんとした計画のもとにやった上での変更なんだという、やっぱり細心の注意ということが必要なんで、そういう点では今後もあることかもしれませんから、そういう点ではちゃんとした説明、あるいはちゃんとした根拠を示しながらやってもらえるようによろしくお願ひしたいと思います。よろしゅうお願ひします。

議長（内海 健次君）

次、質疑。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

ちょっと部長、尋ねるんじゃけど。これ伐採するとき、立木調査をしたわな。調査費は含んどんじやろう、お金を。含んでねえんか、ただでもろうたんかな、これ。この辺のところ、1点。

それから、ある建設会社の事務所があったわけですね。わし、あんたが今言うたように指摘しました。のり面に建物の一画が入るとるじゃねえかということの説明しました、質問しました。それが途中となか、あの工事かかってから、かかるとるこだけじゃろう思うんじゃけど、こういうふうにかぎにまたやり直したんじゃな。あれは誰がしたんかな。あから潰すんだったら、あがんこともせえでもええのに思うちやるんじゃけど。

それと、やっぱし盛り土、切り土にしてみたって、これボーリング調査しとんでしょう。ボーリング調査は何カ所したんかな。それと、ボーリング調査したら、ここがやわらかいとか、吹きつけの芝だけでもつんかもたんかぐらいなことはわかるん、これ。常識なんじゃ、これ。ボーリング調査はしとるわ、お金をいって立木調査まででもろうてしとるし、したらこれちょっと疑問じゃ、この補正というのは。何もわしらが見ることはねえ、そんな立木調査したもんでもあるし、お金を払うとんだったら、おまえとこの責任じゃという言うたらいいんじゃねえですか、これ。そうでしょうがな。一番当初のときに、これ言うとなよ。後から、この締結のときに、補正予算は出りゃあへんじやろうなというたら、ありませんというようになやむにやと口を濁した言葉をわし聞いたことがあるん。それが特別委員会も本気でやってくれたんじやろうけど、1割高やな、1割からのこういうようなやつがあるというのはちょっと解せん。

それと、大体山を掃除する人、今チップ切る人じゃな、チップ切る人だったら、1反だったら大体3,000円ぐらいをくれるわけよ、1反で。うちらのはお金を出してしてもらいよんよ、これ。恐らくこちから、わしもあそこのこは津山へ行くのに今あの道ばかし通るんです。429号よくなったから。なったら、成木のこういうような柱を取れるような木がたくさんあったんじゃ。これらも皆中間処理場へ持って行ってごみにしてしもうたんか、その伝票はどのくらいのもんが出たんか、それちょっと教えてもらやあ、数字を。恐らく中間処理場へ持っていったら、そこら辺の今公共事業で仕事を皆受けますわな、業者が。受け

たら、ほんなら舗装のがらがこんだけ出ましたというやつは、ほんならたかのへ持っていった。ほんなら、そのまつもとコーポレーションへ持っていった、それから北部砕石へ持っていったという、伝票が皆もらえるんよ。それを計算のときにそれをつけ足してくるんよ、こんだけ持ってきましたよという。

これをわしちょっと疑問に思うんじゃけど、お金になるような木、1立米が、運び賃も要るけど、あれがヒノキとして立米が9,000円だったら、何立米ぐらいあったんか、それ。立木調査したんなら、そのくらい計算出とるじゃろう。立木調査しとんだったら、どのくらいな、こういうような木が何立米出たら何トン出たんじゃという調査結果というものはあるはずなんよ。それから設計組むんじゃろう思うんじゃ、わし。処分してくださいというて、全部普通だったらほとんどただのような形の中でできるやつが、今言ようる余りやいやいというて言うたっていけんじゃろう思うて黙ったんよ。そしたら、今ごろになってからの補正じゃというて、ばかげたことも大概にしてくれにやいけんぞ。

〔市長安東美孝君「違う」と呼ぶ〕

違やへんがな、これ、絶対に。ほんなら、その違う言われるんだったら、その説明をきちっとちよつとしてください。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

岩江議員の御質問の中で、質問の根底の部分が大きく違う部分があるんで、ちょっと横で言うたら、違うんかというてどなられますけど。

まず、立木調査は行っておりません。工事をやるときに全ての立木調査までをやり切ってやる工事はございません。おおむね山の状況を見ながら、いわゆる疎とか密とかという判定の中で設計を行ってまいります。そういった意味での調査しかやっておりますから、切った木は基本的には産業廃棄物です。産業廃棄物の処理はきちっと処理を処理場において処理をしなければなりませんから、岩江議員、十分御承知だろうと思いますが、産廃業者が処理したときに受け入れるマニフェストに基づいて、その数量については発注者が保証しなければならないことになっております。ですから、実際のかかった量において、設計で例えば10トンと設計してありますが、マニフェストが5トンでしたら、5トンしか出しません。マニフェストの量に基づいて変更を加えるのが産業廃棄物のほうでとり行っておる方法でございます。立木調査は行っておりません。

それから、ボーリング調査でございますが、ボーリング調査も例えば人間の体でやる、私やりましかけど、CTがやるように隅から隅までの調査はできません。何カ所かをボーリングをかけて、4カ所ボーリング調査をかけて、おおむね岩盤とか土質等の調査を行いまして、工事を行っていく中で、安全と見ればあえて工法変更はいたしません、掘削をした結果にはのり面には泥が出たり、もっと簡単に言えば岩盤が出たりしますと。その土壌の状況に応じてのり面の保護を入っていかなければなりませんので、これは工事を実際にやらなければわからないという部分が多々あります。その点は岩江議員、現場は豊富ですから御承知だろうというふうに思います。そういう意味でのり面の安定を図るのが第一でございますから、そういった意味で補正を行ってきております。

それから、補正予算ではございますが、工事の請負契約の変更につきましては、議会が定められております3,000万円以上という数値の現状がありますから、これは議会に変更契約を上程するわけでございますが、予算的には当初いただいた予算の中ではオーバーはしておりません。プラスの補正があるように誤解をされとるんでございましたら、そういう意味ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。



それからもう一点、ある建設業者がやり直しをされたというふうに御発言されましたが、実は私のところへもお見えになりました。市の職員が現場監督をやっております。現場監督をやりながら工事をチェックしておりますが、市が示した構造、基礎コンクリートが市が指定したより薄ければ、それは直しなさいと、当然の仕組みです。薄いから、これじゃあだめだと、全部チェックしなさいということで高さははかった結果、だめなところはだめです、これは当然基準の高さを求める。基準の厚さを持っておかなければ、土に埋まってしまって後からわからなくなるということでは困りますので、当然うちの職員が当たり前の指摘を行ってきたわけですから、それに対して業者にやり直しを命じたという部分については、これは当然業者の費用でやり直しをするべきもんでございます。そこら辺は御理解は、もう岩江議員は私が言うまでもない、よう知つとられるだろうというふうに思います。

それから、水路の、水路というか河川といいましょうか、進入路の付近から入るとる大きな水路なんですけれども、これは私どもも再度検討いたしました。水の流れからいいますと、こくりこくりと曲がるよりは真っすぐがよいというのは当然のことございまして、それからそこに建物がありまして、地域の皆さんからの、まだ実現はしておりませんが、あの建物の利用という声も一部にあるようにお聞きしておりますから、できるだけあの建物は残しながら、周辺の地域の皆さんの御協力によって成り立つとるクリーンセンターでございますから、可能ならば建物を取っ払ってしまわずに、使えるだけは残すべきだろうということによけとったわけですが、一部を切除するだけで十分使えるだろうということで、真っすぐしようということで水路を真っすぐしたと、そういったいきさつがございまして、そういうことで御理解のほどをお願いしたいと思います。

#### 議長（内海 健次君）

岩江議員。

#### 14番（岩江 正行君）

市長、わしは底張りのことを言うとりゃあへんよ、底張りのことは。水路の底張りが10センチ打たにやあいけんやつを、水路の下に、5センチの話はわし今、さっき言ってないですよ。

〔市長安東美孝君「ちょっと言われたけん、言よんで」と呼ぶ〕

それ、わし言うたん違うがよ。わしが言うたのは、あっこへ建設会社の事務所があつたんじやと。あれがこういふふうのり面のとこに出てきとつたんじやと、のり面の上へ建てられとつたんじやと、それを今言うこういふに角っこにL字型に切り取ると。当たり前の建築のやり方でしたんじやろうと、きれいになつとるから。そうまでしたのは誰がされたんですか、市がしたんか、何のためにしたんならという話じゃな。計画性が1つには地元が使うというてされたんかな、その辺のところは今あんたの話聞きようたらどうなんか、わしもようわからんけども、した経過については。

じゃけど、ポーリングしたのは4カ所だった、4カ所、ようわかりました。ポーリングのことについちゃあ。だけど、伐採のことについたら、そりゃあ市長ちょっと違いますよ。あれ、こんなことは言いたいことではないけども、何もかにも横の、例えばようわかるように説明するけども、あそこに地元の業者が何社か入つとるんよ。市長のところも再々耳に入つとる思うんじや。50%少々ぐらいで仕事をしとんよ。大体中間ゼネコン、県内のAAから中堅ゼネコン、皆下請へ入つたら、14%から16%、17%、高いとこで18%までぐらいなんよ。50%なんじやな。50%近い金額で仕事をしょうるわけなんじや。わしはどこが間違ふとんじやろうか、1次下請で50%というて言うたら、元請はどれほどもうかるんじやな思うて。それは市長もそのことについてはよう聞いとる思うんじや。

〔市長安東美孝君「聞いてねえ」と呼ぶ〕

聞いとらんことはねえ。あんたどこ再々行ったというてわし聞いとる。ほじゃから、請け合うときにそれがよしんば立木の計算、現地説明を受けるときには、現地説明というんが恐らくある思うんよ。現地説明して、こんだけの立木ありますよというて説明されとんだったら、受けた吉田組が全部したらいいんですよ。地元の業者は50%ぐらいでさせ、またこれよりまだ立木がほんならちょっと葉の数が多過ぎたからというて、金見るような、こういうふうな美作市は銭はない思うよ、お金は。ねえ、石田部長。そうと違うか。いや、計算せんうちに、あんた枝がいっぱいあるやつをそりゃあわかっとなるわけじゃろう、こっちから見て、大体。受けよう思うたら損得、損じゃ得じゃという計算した請け合うわけじゃから、そうでしょう。後から、請けときゃあ、何ぼうでも追加しちやるけんというような話じゃないでしょう。だったら、請けた者の責任じゃから、今言ようのり面のことについて、それは今言よう、わしら何とも言いません。

それから、この建物を潰す潰さんの関係について、さっき言うたような話。じゃけど、この立木計算については、一切わしはこれはちょっと同意できないということです。ちょっとその辺の詳しい説明をしてもらわなんだら。あんた考えてみんさい、立木調査はしとらん言うし、そんだけを丸々請けとったという、多い少ないというのは何を基準にして請けたんか、その辺のところを説明してもらわにゃあいけんよな、石田部長。おかしゅうなろうがよ。1立米で入札したやつが、後から何立米だったというて、あんだけの山を見させて現地説明して入札に入ったんじゃろう。納得しとる話じゃが、そんなもん。山の木が何ぼうあるぐらいのことは。そんなばかな話がどこにあるんなこがいなもん。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

岩江議員、私の細かい数字を言えと言われると、これは担当部長に任せますが、基本的な考え方の中で、立木伐採したものは、もし売ればこれは商品ですからいいんですが、基本的には処分です。処分するのは必ず産業廃棄物になるんです。その産業廃棄物をできたのは、業者の責任にならんの。あくまでも発注者が全て費用を見て、産業廃棄物をきっちり処理しなさいというふうになつとる。ですから、このマニフェストが設計では、例えば10トンになつとるのが20トンになったんじゃけど、これどうしてくれるんならと。見ませんというたら、あとの10トン、業者は困るから、どこへ不法処理されても困るわけです。きちっと産廃処分ができるまで面倒を見なさいというふうに産業廃棄物法でなつとる。それは発注者が持たにゃあいけん。それを請け負うた業者が例えば20トンなら20トンを請け負うた業者が10トンどこか山の中へほかして、10トンだけ処理しましたんじゃということになつたらだめだから、マニフェストという正式に工場が受け取りましたという、俗に言う伝票です、向こうが受け取りましたよという証明書を出してくれる。それに基づいて、こちらもその費用について計上してくる。これは義務づけられとりますんで、これを削るということは、前におまえがこれを見て請け負うたんじゃけえ、これでええがなというのは、我々今度は発注者側の過失を問われますので、それはできないということで御理解をお願いしたいと思いますし、用地の補償とかであれば、例えば1本何ぼうじゃというような用地の補償の仕方もあります。だけど、用地の補償ではなしに工事の発注でございますから、立木の調査というものは基本的には行いません。おおむねこのくらいあるという部分についての鑑定に基づいて計上をします。それで、結果的に産業廃棄物で処理した数値をもとに工事の設計書に反映していくというのが岡山県下でとっておる処理の仕方でございますので、そういう手法をとらせていただいております。御理解をお願いしたいというふうに思います。

もう一步突っ込んだ設計書の中身の話になりますと、担当のほうで答えていかなければならないと思いますが、部長、わかるな。

[クリーンセンター建設担当部長石田薫君「はい」と呼ぶ]

わかるようでございますので、説明させます。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

伐採の考え方でございますが、これは岡山県の先ほど申しました土木の積算歩掛かりでやっとなるわけですが、産業廃棄物の処分については先ほど市長が申し上げたように、マニフェストで変更するようになっているというふうになっています。

それから、集積、要するに伐採、木を切ったり、それから集めたりする作業は密と密でないという2つの歩掛かりになっております。だから、これにつきましてはもともと密で当初設計しておりますから、これは全くそのときに何ぼう木がいっぱいあったとしても、もうこれは変更対象になりません。密のもので設計しておりますから、全く変更しておりません。だから、今回の変更は産廃処分のみの変更となっております。

以上です。

議長（内海 健次君）

岩江議員、3回目。

14番（岩江 正行君）

部長、それようわからんのよ。岡山県の土木工事標準設計基準じゃってされたんでしょ。当初何ぼうあったん、これ。この伐採の処分の金は全部で何ぼうあったん、初め。初め積算されたのは何ぼうあったんですか。

それで、それに今言よう何ぼうふえたんか、1,000万円のやつに1,200万円ふえたんやらわからんし、そうでしょう。何ぼう見とったん、初め。きょう1,200万円というて言うたら、あんたにしてみたらほんの小遣いぐらいな金は見えとらんじゃ思うけど、わしらにしたら大変なお金なんよ、これ。これ、みまちゃんネルの向こうで市民の人も見よう。何ちゅうむちゃなことをしてくれよんじゃろうかというて言ようど、皆。

[「議長、ちょっと休憩しよう」と呼ぶ者あり]

こういうふうな数字だけきちっと出してしてくれんなら、積算基準に標準基準に全然ほんなら合うてなかったというん、それ以上のもんが出たというこっちゃな。これであんたは設計した言よんじゃけえ。どがいにもようわからんのじゃ、わし。

それで、こんなことを言うたらなんやけど、地元の人が仕事が出てくるというて言うたらどえらい喜んどったんじゃ。喜んどったやつが森林組合は木びきさせてもろうただけじゃ、あっこで。木を切るだけ。森林組合だったら、あそこの木を持って帰って、西粟倉へ持って帰って、製品にするのも大分あったらしい。製品にしよう思うやつは。じゃけど、ところが今言よう吉田組がどえらい気を使うてくれて、そがいなもうかることはおまえところはせえでもええんじゃというて、よそのほうの津山のほうの業者に皆持って行ってしもうた。ちょっとおかしいんと違う、これ、考えてみんさいよ。森林組合は森林組合だけ、森林組合がしたんなら、木を切った、木びきただけの話じゃがな。ひどうようなかったというて。それで、森林組合が木がちょっとようけいふえとったというのはちょっと聞いたんよ、森林組合に。それで、ちょっと見てくれにやあいけんというたら、予算がないけいけんというた。森林組合は断ったというん。森林組合のを断って、今の処分する人にだけ、処分する今言よう吉田組だけはお金、まだ残しちやるんか。地元の者が全

部赤字の金を、赤字出た金を皆持っていったんじゃ、あっこへ、どっどっどっど。多い者は月に300万円ぐらい持っていった言ようた。多いときに。

ちいたあ、これ美作市の公共事業じゃから、その辺のところもよう考えてしてあげてくれなんたら、ええことにならんで。どっち向いた行政しょうたんなら。その辺のところ、ちょっと説明してくれえ。森林組合にはお金が……。

〔市長安東美孝君「もう一遍、もう一遍、質問の内容を言うてん。ようわからんわ、それじゃあ意味が」と呼ぶ〕

森林組合には、よう聞きねえ、森林組合にはふえたって、今言ようる予算がないから、ようしないというて、よう払わんというて言うとなんじゃ。これ聞いとんじゃ、森林組合から。

〔市長安東美孝君「森林組合がどうされたって。ようわからんの、意味が」と呼ぶ〕

聞こえんのか、ほいで。

〔市長安東美孝君「聞こえんのじゃ、意味もわからんのじゃ、意味も」と呼ぶ〕

よう聞いとけえ、ほいで。

〔市長安東美孝君「ようわかるように言うてください。意味がさっぱりわからんの。話が飛んで。クリーンセンターと森林組合の絡みがようわからんのじゃけど。どこで森林組合が出てくるん」と呼ぶ〕

森林組合が伐採したんでしょうがな。部長、違うんか。

〔市長安東美孝君「意味のわからん質問をされて、説明せえ、説明せえ言われでも困るんじゃけえ」と呼ぶ〕

森林組合が1次下請で伐採したんでしょうがな。

〔市長安東美孝君「1次下請に入ったん、森林組合」と呼ぶ〕

〔クリーンセンター建設担当部長石田薫君「そうです」と呼ぶ〕

〔市長安東美孝君「そのようです」と呼ぶ〕

そうじゃろう。そのことを言よんじゃ。そしたら、立米数が当初言ようたやつよりか、どえらい本数が多いかったというて。それで、ちょっと見てもらえんかというて言うて、それはもう今予算がないけえ見れないと、こう言うると言う。

〔市長安東美孝君「市が」と呼ぶ〕

市が言うとなんが。

#### 議長（内海 健次君）

石田部長、元請と発注者側との基本的な考えと、いわゆる立木の増量があったんでしょう、それはイコール廃棄物の増量につながるとんじゃろう。当初の廃棄物の基本ベースと、その辺だけを説明してください。

クリーンセンター建設担当部長。

#### クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

当初設計と変更後の数量でございますが、当初設計で立木及び根の部分の処分量は3,900立米を計上しておりました。実施におきまして5,900立米となりまして、約2,000立米の増となっております。金額的には約1,200万円の増となっております。

以上です。

[14番岩江正行君「そのことじゃねえがな、わしが言よんのは」と呼ぶ]

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

私も少し質問の意味がようわからんところもあるんですけど、森林組合がぜひ伐開をやらせてほしいというのは、実は私にも声がかかってきた、お願いに来たというのを今思い出しましたが、そういう依頼を受けて、できたらそれは森林組合ですから、できるもんならもらえればいいですがなということもあるんですが。基本的に前も申し上げました、下請業者に対しましては可能な限り市内の業者を下請で使ってほしい、これは議会でも何回でも申し上げておりますが、利権とかなんとかじゃなしに、市内業者にできるところは渡してほしいと要望しておりますが、そこから先の金額が高いか安い、もうかるかもうからないかについては、市内それぞれ業者が努力をかけられて交渉していただかないと、市がこの金額じゃ安いとか高いとかということまでは介入ができない、森林組合においても同様のことが申し上げられて、高いか安いかはそれぞれが業者と協議をしながら、商取引ですから、あくまでも民の取引でございますから、我々は手を出すところではないというふうに御理解をお願いしたいと思いますし、またどこであろうと、産業廃棄物へ持っていく費用は、市とすればかかった費用は必ず出さなきゃいけない。ですから、その部分で市が出すと出さないとか、下請業者からダイレクトに市に来られても、それはある意味ルートが違うから、下請業者からダイレクトに持ってこられてもだめですよ、元請業者と話をした上で、こちらへ市のほうに話が上がってこない、下請業者と市とがダイレクトの話ということにはならないのは建設業界でのルールでございますので、御理解をしてもらいたいというふうに思います。

決して下請業者を泣かそう、市内業者に出さないという思いでしとるわけではございません。もちろん工事に係る費用はできるだけ安く抑えたいです。だけど、必要なものは必要でございますので、今言った産業廃棄物を20トンあるのに10トンしか見ちゃらんというのは、これは産廃法で市のほうが訴えられたら負けますんで、その点は御理解していただきながら、決して市内業者をいじめたり、泣かせたろうと思うて発注しようわけじゃございません。その点は御理解を願いたいし、また、市内業者も逆に市の監督から10センチねえものを5センチしかねえがなというような指摘を受けないような努力も市内業者もやっていたかかないと、我々も安心して市内の業者を下請に使うてくれということは言えないんです。その辺は双方がしっかりと考えて対応していかなければならないことだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（内海 健次君）

質問者も答弁者も、ややこの本題から若干はずれてますよ。それは肝に銘じてください。あくまでも増額補正に対する理由のもとにそれぞれ質問と答弁をお願いします。

岩江議員、総括あります。

14番（岩江 正行君）

ちょっと総括させて。

じゃから、あんた部長言われようた、3,900と5,900立米だったら、2,000から違うわけじゃから、これ出してあげた、さっき例えばの話をしたんじゃ、業者の下請の話は、建設業者の下請の話は。50%少々で1次下請が50%少々なんじゃという話はしただけの話。姫路のほうから来た人間に、それを銭を持って帰らさんでもええんよ。それをこの木を切ったのは、3,900で5,900だったら2,000から違うわけじゃから、そうでしょう。それを今言よう市内の業者が、契約の中で仕事をしてきとんじゃけども、追加工事のことについて

は、こっちは金が見れんという言うとのわけじゃ、誰かが言うとなよ。それは名前を聞けというたら、聞かんことはないけど。けれども、これを2,000の関係のお金をまた吉田組だけが持って帰るんだったら、こんなばかげた市民だけをいじめるような行政というのは、わしは到底考えられん。討論の関係については反対させてもらいますけど。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はありませんでしょうか。

栗井議員。

**13番（栗井 基雄君）**

1点は、その立木についての先ほどの答弁の中で、もとが3,900立米、増が2,000立米ということは1.5倍になっております。まず、1.5倍というふうな立米数の数字が出てくること自体、ややもたがおかしいのではないかと。基本的に1割、2割の変化は考えられますが、50%もふえる、これは異常じゃないかというふうに思いますので、なぜそのような誤差が出たのか、担当者のほうで御説明をお願いしたいのと、2,000立米って言われますと、1立米当たり6,000円かかっております。で、1,200万円の増ということです。その内訳がわかれば教えていただきたいのと、先ほど質問がありましてお答えがあったのが、処分費ということでございますが、役所がやられるのであれば、処分費がそれだけふえれば、なぜ伐採費をふやしてあげなかったのかと。やはり切るほうも多かったはずで。役所という立場上からいくと、片方は無料、片方は有料にするというようなやり方は一般的には通用しないのではないかというふうに思います。その点についての御説明をお願いいたします。

それから、もう一点が事務所の解体でございますが、事務所と隣に倉庫がございました。事務所については先ほど答弁の中で利用目的があるということで残しておったけれども、利用目的がなくなったのでという御説明でございましたが、まず最初に何の目的で残す気であったのか、そして地元とどういう相談があった経過によって解体する腹になられたのか、地元とどういう経過があるのかを、残さなきゃいけない理由と撤去するようになった経過、そしてその隣にありました倉庫についてはもともとは設計に入っておったのか、この点についての御説明をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

数字のほうは担当部長がやると思いますから、その結果、撤去しなければならなくなった経過という部分、当初から全て私が携わるとのわけじゃございませんが、地元との要望の中で、できたらそちらで地域で集まれる場所が欲しいという要望の声がありました。地域の周辺整備という部分については、可能な限り市のほうも対応していこうという思いで取り組んでおりますから、そこにある建物が地域の皆さんに役に立つならば残しておくべきだろうと。ただ、答えは出てませんから、可能な限り残していこうということで、今の事務所のほうをなるべく残したかったと。だけど、じゃあ実際に地元の人が使うのかというと、これはまだ結論が出ておりませんから、最終的に要らないということになるかもしれませんが、でも建物があれば利用方法があるのではないかと、めぐのはいつでもできるということで、一部切り取っても残していこうというのが1つ。

それから、倉庫につきましては、同じようにその建物と倉庫との利用のほうが両方セットですから、その辺で可能ならば残していけばいいというふうに思っておったわけですけども、それはまた、これははつき

りとその地域を広場にしてほしいという地域の要望が入ってきましたので、倉庫を撤去せざるを得なくなりました。ですから、倉庫を撤去したというふうに変更理由で申し上げとります。その点をなぜでなしに、言うとりますから、説明しましたよ。そういう意味で倉庫はそういったことで要望を受けて広場にするために撤去をしていったものです。

場合によれば、今の事務所ももう少し広い広場が要るんじゃないかとということで地域の皆さんが衆議一決されれば、今の事務所だって別途で壊さなければならぬかもしれませんが、今のところ今の倉庫の撤去だけで、地元の方々には了解してもらえらるものと思っておりますのでございます。

そういうことでよろしく申し上げますが、1.5倍という部分については、担当部長がお答えをします。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

まず、建物の一部撤去の御質問の詳細でございますが、全体の床面積が150平米ございました。その切り取った面積が約23平米、だから一部事務室を切り取りました。それで、現在残ってるのが130平米ほど残っておりますが、そこにはトイレとか事務所とか会議ができるようなスペースは残っております。だから、150平米のうち一部、23平米だけ切り取ったということでございます。

それから、伐採でございますが、これは当初、先ほど岩江議員の御質問でもお答えしたんですが、立木調査はしておりません。当初、目視というか全体の目視によって大体密と、先ほど密と密でないということをするんですが、100平米当たり50本程度以上か以下という歩掛かりになっておりますが、50本以上だという密という設計をしまして、その1本当たりの平均の木の高さを約8メートルと想定を当初設計はしております。それで、平均の直径が12センチで8メートルぐらいの木ではないかと。それで、枝葉が約1割ぐらいあるのではないかとという設計をしておりました。それを実際のマニフェストをいただきますと、これが先ほど栗井議員が言われました、約1.5倍になったということになりました。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

栗井議員。

**13番（栗井 基雄君）**

ちょっと聞いとる内容と答弁が全然違うんですけど。私聞いとりますのは、立木について1.5倍になったんだと。そしたら、撤去費は何で見てあげんのんですかというのを聞いたはずなんです。今のことではそれはありません。

もう一点は、事務所は解体という説明だったんですが、事務所は残すような説明でしたが、合うとんでしよつか。その辺をちょっと聞いとることと答えが違うんですけど。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

倉庫は解体をいたしました、事務所は一部を取り壊して、現在130平米ほどが残っております。

それから、処分ですが、これは伐採の集積及び伐採につきましては、先ほど申しました密という設計になっておりますので、変更はいたしてしておりません。しかし、処分量については、実際のマニフェストで変更をかけております。これは岡山県のほうから出ております歩掛かりでございます。

**議長（内海 健次君）**

栗井議員。

**13番（栗井 基雄君）**

役所として、まず立木について、先ほどお尋ねしました1.5倍にふえたというのを、もともとこうだったから1.5倍になりましたというお話になりょんですけど、太さと長さは大体1本、2本、山の木っていうのは見てなりはかるなりしてやられるんでしょうから。だから、先ほど言いましたように、その1割、2割の誤差はわかりますと言うてるんです。それが5割もふえるっていうのは、それは何でかなという根本的な問題をお尋ねをしとんですが、ふえたんだということですが、もう一点につきましては、撤去費はなぜふやしてあげなかったんですかと。処分費だけふやされた理由は何ですかとお尋ねをしたはずなんです役所としては、公平に扱わにゃあいけんのじゃないですかという観点の中で私は申し上げたわけですけども。再度そのことをお尋ねをして、役所としては片方、産廃だけを見てあげますよということなのか再度お尋ねをいたします。

それから、先ほどの御答弁の中で、事務所と建物の件については、今残っておる建物は残されるんですか。解体、先ほどの最初の説明では、この建物を解体処分をする事務所というふうに追加予算に上げますというお話でしたんです。それが倉庫棟のほうなんだというふうに言われるのであれば、倉庫棟もう既にありません。これはまだ議会が承認して追加予算ないんですが、現地のほうではもう既に解体をされて、敷地の中には倉庫棟はありません。それにちょっと私が聞き間違いかもわかりませんが、事務所等の解体費用として追加というふうにお聞きしておりますので、ちょっと完全に違いますんで、教えてください。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

何度も申し上げておりますが、山の木の伐開をする積算基準は、1本当たり何ぼうじゃないんです、工事の積算根拠は。疎か密かでやるんです。わかります。多いか少ないかが積算根拠なんです。ですから、元請であろうとも、その費用の変更はないんです。わかります。工事の積算基準がそうなんです。これが先ほど岩江議員が言われたように請負で請けた人の裁量の範疇なんです。ただ、伐開した木は、枝葉に至るまで捨てるならば、きっちり産業廃棄物として処理しなさいと産廃法にうとうてある。だから、その費用については市は全部持たなければならない。だから、マニフェストという言葉が、最近では政治の公約のほうへなっておりますけど、マニフェストと昔から言うんです。きちっと処分しましたよ、これだけうちの工場が請けましたよという証拠の書類なんです。それに基づいて費用を行政、発注者が出すというのがきちっと定められる。ですから、処理については変更を、当然その後でするんです。

今まで何も言われませんが、今市内でたくさん行われてきた下水道工事でもアスファルトでも掘削面積は決まっただけです。ですが、実際にアスファルトを切ると厚さが違うんです。5センチしかねえ思うたアスファルトが実は何層も重ねて二、三十センチもあったという例はざらにあるんです。でも、アスファルトを捨てる場合は産業廃棄物なんです。だけど、5センチしかないから5センチしか見んのじゃあという、業者はどうするかという、どこかへ不法投棄せざるを得んようになるから、きちっとした費用を見なさいということで、何度もそういう変更を今までやってきとるわけですよ。とりわけここだけが特別なことをしとるわけじゃございません。

それから、先ほど申しますが、下請業者と元請業者との民の取引です。森林組合といえども民でございますから。私も頼まれたけど、これは元請に話は行くんですよ。それは一応、どうしても言われりゃあ言いますけど、一応元請に話に行ってくださいよという話をしたんです。なぜ森林組合に限ってここで議会で取り



上げて下請の話元請と下請がせにゃあいけん話をここの行政を責めて、責めるというちゃあ失礼、質問されてこられて議題にせにゃあならんのか、おかしいのはそっちじゃねえかというふうには思いますよ。そうじゃないでしょう。我々は元請に対して発注をかけて、元請は仕事をしていくために下請を雇うとする。その高い安いをここの議会の中で高いじゃ安いじゃというて我々に攻め寄られても何ができるんですか。できるわけがない。これ以上やると越権行為になります。その点は栗井さんも建築業を長うやられとんじゃから、設計をされとんじゃから、その点は理解されとんじゃないかと。だから、その点をよく御理解をお願いしたいと。

それからもう一つ、倉庫につきましては、地元が広場がそこが欲しい言うから、邪魔になるから撤去しよう。建物については、まだ用途は決まっております。ですから、今は切って削除する部分については、ねえようになつていきますけど、残した建物自体は残ります。場合によれば、また今後、別途予算で対応、撤去ということになれば別途でやらにゃあいきません。この工事には関係はいたしません。

それからもう一点、何度も申し上げました。3,000万円以上の場合には議決を要しなさいとなっておりますが、工事自体は我々執行部が執行権を持って工事を適正に行っております。予算を増額を求めておりません。予算の範疇の中で我々があつちをへずり、こつちを足しながら、しながらあちこち動いていく、けど万やむを得ん、変更として出てくる数字がこういう数字が出てきましたということで議会の議決を要するとなっておりますから、計上をさせていただいて、長年議員をされとんですから、その点の辺は御拝察をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

#### クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

栗井議員のほうからおっしゃられました建物の切り取りやそれから撤去についてがよくわからないという御質問だったんですが、市長も一番最初の提案説明のほうで工事敷地内にある建物の切り取りや隣接する倉庫については造成地からの排水の支障になることや地域からの要望があるために広場の用地にするために解体撤去をすることにいたしました。じゃから、倉庫については解体撤去をいたしますし、それから事務所形態の建物については切り取りをして、私のほうでは補修をすると、切り取り補修という補足説明をさせていただいております。

以上です。

#### 議長（内海 健次君）

栗井議員。

#### 13番（栗井 基雄君）

1.5倍になることについては御説明がないので、そういう実質がこうであるということでございますから、やむを得んのでしょう。

それから、もう一個のなぜ撤去費は、木の伐採のほうはというお話を質問させていただきましたけど、業者がどうの、元請が下請がという話を言われようりますけど、14番さんは言われました、13番の私は元請、下請の流れについて言ってませんよ。あくまでも立木の立米数と、見てあげるんなら伐採も見てあげにゃあいけんのでないですかということをお尋ねしただけで、業者じゃ、下請じゃ、元請の話は14番がされておまして、私はいたしておりません。その点の誤解のないように。

それから、建物のほうで移りますが、倉庫棟につきましてはもう既にありません。工事が終わっております。今、工事が終わっておる段階での追加工事をここで契約変更したいという議案になっておりますんです

が、もう既に解体を済んで、整地も済んでおります。その辺について幾らか、なぜ事前にそういうことになっておるのか、御説明ができればとお尋ねをいたします。

〔市長安東美孝君「議長、休憩、休憩お願いします」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

それじゃあ、ただいまから暫時休憩をいたします。

午後 3 時 28 分 休憩

---

午後 3 時 42 分 再開

**議長（内海 健次君）**

それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

産廃処分費が上がったことについてもお話がございましたので、それぞれお話をさせていただこうと思います。

まず、もう既に倉庫棟については撤去しておるのではないかと、それを今からというような話もございましたけれども、栗井議員も設計士さんをされとるんで、十分その内容はおわかりじゃと思いますけれども、我々は議会から認めていただいた予算の中で今施工をやっております。済んでおりません。したがって、まだ未施工の部分が今回変更を出させていただいた金額以上のものがございます。それは担当者の中が現状を見ながら行っておりますので、きょうこの部分の変更の御承認がいただければ、続けて施工に入りますし、それがだめな場合には現在で打ち切った中だったら、もう既に契約した範疇の中で終わることになります。

それから、産廃処分が1.5倍になったがなということを盛んに言われますけれども、この産廃処分の中には立木ももちろんございますけれども、立木を伐開して撤去して、伐根して、これを処分ということですから、切った木についてなぜふえんのんならという部分は、木についてはこれは担当の部長も説明しましたし、市長のほうも説明を再々させていただきました。設計基準の中で平米当たり幾らというんでなしに、その平米の中に密であるか疎であるかという部分の中で設計基準がここなんです。その中で一番密であるという最高のとこにしとんで、本数がこれ以上ふやせれないと。1本切ったから幾らというような設計ではありませんということで申し上げたと思います。そのふえた分については、これはあくまでも元請と下請の関係ですから、第1次下請さんが元請さんに、ふえたんだからふやしてくれえというのを当然言うべき話で、それが私どものほうが答えとるかどうか、これは聞いて、また調査をしてみますけれども、私どもにはそれに対して答える権限を持っておりませんし、答えるように思うておりません。最高の基準で設計をしとると、設計基準なんです。

それから、そのことによって、そのマニフェストは出てきたものは、伐開したものは、葉もあれば幹もある、根もあるんです。ですから、1.5倍、1.5倍の本数がふえたんじゃなしに、産廃処理をしなくてはならない根もあれば、幹もある、また葉もあるということで、これらがふえたということ。これはもう先ほど市長が何回も説明しましたけれども、全ての市から発注するものについて、マニフェストによる精算をするものは、舗装も先ほど言いましたようにありますし、上下水の工事等もこれあるんです。ですから、それでやっております。市内の業者にしてみても、元請はどうしても設計の断面で行こうとするんですけれども、現実には真四角に切れるようなこともないですから、ある程度の変更も、これは業者保護のために我々はやってきておるわけなんです。ですから、このあたりももう十分設計の仕事に携わっておられますので、おわかりと

思うんで、ぜひこの部分はわかっていただきたいなど、このように思います。

こういう感じで今回ふえたんだということで、あと市民の契約は別として、まとめとしてお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

#### 議長（内海 健次君）

ここで、通院のため退席しておりました1番山本雅彦議員が出席をいたしましたので、報告をいたします。

粟井議員、4回目、総括。

#### 13番（粟井 基雄君）

理解せえということでございますんですが、私は元請、下請についてのお話は一切しておりません。それについてのお答えが非常に多かったので、ちょっとなぜ私の質問をそっちの方向に振られるんか、ちょっとよくわかりませんが、1.5倍という大きな数量に変更があるということがわかりました。

それから、もう一点は伐採につきましては一番最大で見ておるんで、これ以上ふやせれないんだという御答弁と解釈をいたしました。

もう一つの事務所の解体ですが、この契約変更より以前に既にもうやっておられるようですが、それは予算内でやられると。まだ予算内でやっている中でその分も入れたんだけど、残っている工事金額のほうが大きいので、事前に工事にかかっているというお話でございます。今後、建築、土木に対しても予算内であれば、契約範囲内であれば事前着工をされるということをお許されるという答弁と解釈をいたしました。そういうことも含めまして市の方針が徐々に変わるんだなあということを思い、やや疑念を持ったままでございますが、感想というか、まとめとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（内海 健次君）

他に質疑はございませんでしょうか。

安東議員。

#### 9番（安東 章治君）

この補正につきまして、かなり詳しく説明いただいたんですけども、少しおさらいをさせていただきたいなというように思っております。

まず第1点、その他の金額1,000万円ぐらいありますので、大まかで結構でございますから、その辺も少し教えていただきたいということ。それから、大体4つに分かれとったと思うんです。立木、建物、それからり面、それからその他ということで、1つのその他は今言うことであります。それから、建物の900万円ですけども、どうも私はぴんとこないんですけど、その900万円というのは事務所分をとったのが900万円ならえらい高いしなというような感覚で聞いたわけでありまして。そのことをもう少し教えていただきたいというのと、もう再々重複するようになりますけれども、御勘弁いただきたいと思います。

今、副市長のほうからも少し言われましたけれども、倉庫の部分、着工するときもう既になくなつとったわけでありまして、事前に着工されて工事が進んでいったということなんですけれども、この原材料、建物自体は今どこにどのようにその業者さんが処理されたのかなという気がしております。もう既に溶鉱炉の中で解けて2度目の鉄になつとるのかもわかりませんが、その辺がわかればおしえていただけたらと思います。もちろん建屋ですので、かなり重厚な基礎工事がしてありましたので、これは産廃処理ということでどちらが持たれたんかわかりませんが、出とんじゃねえかなというように思います。その2点だけを簡単に御説明いただけたらと思います。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

まず、その他の大きく分けて3つとその他があるんじゃないかという御質問でございます。

その他に関しましては、市道沿いの大型水路施工に伴って市道、道路面と大型水路面に落差が生じました。そのため道路管理者、建設部ですけど、建設部等と協議を行いながら、車両通行や歩行者の安全性を確保するためにガードレールを設置をいたしております。それから、山を今回かなりの大きな造成をしとるわけですが、その中で地下水、湧水がある箇所が何カ所かありました。その湧水箇所への暗渠排水処理を何カ所かしております。それから、軟弱地盤のところがございます、その地盤改良、セメント安定処理等を行っております。それがその他、主なものでございます。

それから、倉庫の事前着工というお話があったんですが、これは事前着工ではございません。今回工事を発注後に変更で、工事打ち合わせ後による変更、契約書にも19条、20条という変更がありますが、要するに20条というのは発注者側から変更を指示するもの、19条というものは現地と設計書が違うから業者側からこれはおかしいという協議が行われるものでございます。今回の倉庫につきましては、20条により美作市のほうから工事発注者による指示により倉庫の撤去を行っております。

それから、お金がちょっと900万円は高いんじゃないかということですが、これは補修とそれから先ほども申します倉庫の撤去の2カ所で900万円程度でございますから、撤去だけが900万円ではございません。

以上です。

議長（内海 健次君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

これは、ということになりましたら、あの大きい倉庫の部分と一部削り取った部分ということで理解をいたします。

一番初めにそこの建物は事務所で残すとたしか聞いてったと思うんですけど、これはほんなら最終的に建屋が建ってしまっ完成するときまでは事務所のほうは事務所に残して、またこういう形で契約変更、これは何ぼうになるんかわかりませんが、これが出てくるというように理解したらよろしいんでしょうか。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

先ほど市長のほうからも答弁があったと思うんですが、事務所として今残つとるものにつきましては、今後利用を考えていくと。だから、例えば地元のほうからも要望が出とりますから、例えばあそこは集会所とかそういうものに使えるかもしれませんし、それから広場の要望も出てますから、そこを公園に例えば公園かゲートボール場、何になるかわかりませんが、そういうものをつくったときに、そこの休憩場所等にも使えるかもしれませんし、今後事務所については検討していきたいと。だから、建物が建つからプラントができれば壊すとか、そういうのは今後検討をしていきたいと思っております。

議長（内海 健次君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

そういうことでしたら、もし必要ならあつこを広場で使いたいんじゃないかと、建物が邪魔になればこのような形で契約変更して潰すというように理解したいと思います。

それからもう一点、ちょっと先ほどの質問に落ちとったかと思うんですけども、その倉庫の建物は、これどなたが壊されて、いややっぱり2度目の鉄になつとんでしょか。その辺、わかりましたら。倉庫の部分、倉庫の。

**議長（内海 健次君）**

クリーンセンター建設担当部長。

**クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）**

倉庫の撤去ですか。撤去は今回の工事の中で、業者のほうで撤去をしております。だから、当然鉄骨等はスクラップ価格等で、それは設計書のほうから差っ引いてやっております。今回の工事でやっております。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

そういうことで倉庫の鉄くずは売れますから、売れたら売れた代金はこっちの単価で積算して差っ引くということになるんですが、基本的に私も説明が足らなんだんかな、何回も同じことを申し上げるようで、安東議員はわかって質問されとった思うんですが。

予算の範疇という意味が、いわゆる予算書の議決の範疇とそれから請負契約の範疇がありますよね。現場監督に与えられとるのは予算の範疇も当然必要なんですが、議決を受けた予算の範疇、いわゆる請負契約の金額の範疇の中で、現場で予算がふえたり減ったりするものを現場監督は、うちの職員です、うちの職員がその計算をしながら、先ほど言いましたように、つけたり削ったり、その範疇の工事の変更の中でおさまるように、現場をコントロールします。その中でやるから、その部分については一々例えばここを水路1メートルやめましたからという議会に御報告はいたしませんし、協議も申し上げません。これはあくまでも我々の執行権の範疇ですと。予算の上、契約書を越えた上、予算、その予算の範疇については、これは先ほど、今言いますようにここで4,000万円ふえるから、ここへ議会へ上程をさせて、変更契約を求めとんと。現場の判断の中で、もちろん倉庫をめでやると、それで土質を変えて、のり面を変えると、これは必要なもんじゃからやらにゃあいけん。だけど、例えば道路を上までしようと思うたけど、この予算の範疇、契約の範疇では認めてもらえなければ、道路は途中でとめるしかないんです。そういう差し合いをしながらやるのが、うちの現場を担当しとる職員の仕事でございますから。その範疇は御理解をお願いしたいというふうに思います。

ですから、決して執行権を振り回しとるわけじゃねえんです。ただ、お願いをしたいのは、クリーンセンターを26年10月に稼働させるために、一生懸命前へ進めております。この変更契約が御承認いただければ、どうしても場合によれば、工期延長をやらざるを得ません。完成が後ろへ後ろへおくれるということになるやもしれません。そういうことがございますので、ぜひこの切りで造成工事でやり遂げておかなければならない費用で4,000万円という数字が安いということにはございませんけれど、基本的に先ほどから説明しております、必要な経費、必要な費用であるということで御理解を賜って、26年10月稼働開始を目指して執行部は一生懸命頑張っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうにいいます。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんでしょうか。

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

先ほどからいろんな議論をされよんですが、本当にこれ正確に言いましたら、5割を超える金額となります、分母が3,900ですから。その中で御理解をいただきたいというふうなお話もあるんですが、ちょっと聞きたいんですけど、この立木の増量なんです、これは産廃の処理量というふうに先ほどからも説明をされとんですが、契約の中で先ほどアスファルトの説明もされましたけれども、こういった関係で産廃が施主持ちと、産廃の処理代が施主持ちというふうな中で契約をされるわけなんです、場合によってはこの比重が物すごく高くなる契約も出てくるような、一般論ですが、あるんですが、そういった中で契約として今の法律の中でやられとんでしょうか、うまくいくというたらおかしいんですが、この産廃処理量をこちら持ちなんですよというふうな明確な契約と、契約というんですか、明確に例えば別で、これは私もわからないんですが、別契約でこれをやるとか、そういうのは現行法上無理なのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが、本当にこのことだけちょっとお聞きいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

マニフェストという言葉が政治の方面でのマニフェストは結構皆さん、浸透してんですが、産業廃棄物に対するものにかかなり前からマニフェストという言葉を使っております。いわゆる私が何度もここで申し上げておりますが、産業廃棄物を処理する場所が、処理業者が決まるとんです、許可をもらうてやりようのわけです。その業者が、あなたはこれだけの産業廃棄物を持ってこられましたよという証明書を発行していただけるんです。発行がないと、でたらめを書いてきたって、市のほうはそれは見ません。逆に言うと、でたらめをやると逆に産廃法違反で摘発せにやあいけんかということになるんです、我々が。だから、そういうことで業者が許可をもらうた処理業者が、あなたはこれだけ産業廃棄物を持ってきましたよというて持ってきた書類を出してくれるのを我々はマニフェストと呼ぶんです、専門で。マニフェストを返していただく、その分については必ず設計書に計上しなさいというふうに国、県も指導があるわけです、うたわれとるわけです。ですから、それを少なくとも多くもできないということで、きっちりしたそのマニフェストという書類が、伝票とを考えてください、受け取りましたよという伝票、その伝票をもとに最後に積算をやります。

だから、さっきも何度も言ってますが、10トン仮に見とつても、5トンしかその伝票がなかったら、5トンしか計上しません。10トン見とるけど、20トンになったんじゃという、それはもう20トンにせざるを得んです。そういう産業廃棄物の処理の規制が厳しく入っておりますということで、建設業といえども、それに対しては厳しい指導が入りますので、市のほうも適切な費用を出して、適切な処理をするという方向で対応しておりますんで、1.5倍というのはそういったことでふえてきた数字と、現実に処理した数字というふうに御理解をお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

わかります、それは。1.5倍、実際に出てきた量だと、処理した量だというのはわかるんですが、要するに1.5倍というのは本当に最少の見積もり、業者の見積もり、契約、そういったものから……。

**議長（内海 健次君）**

ちょっとボリューム上げてください。

6番（岡崎 正裕君）

考えると非常に疑問にも思うということを申し上げて終わります。

議長（内海 健次君）

よろしいかな。

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

それじゃあ、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論ございませんか。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

とりあえず今回の補正予算、樹木の産廃の関係について、この請けとんのは吉田組が請けとるということは、吉田組が予算がねえから下は見れんというような、吉田組だけを過保護にするような、そういうような予算については私は今回反対させていただきます。

以上。

議長（内海 健次君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

反対討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第8、議案第1号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（内海 健次君）

賛成多数によって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第9、議案39件、日程第10、議案15件、日程第11、議案16件、議案第2号から議案第71号について、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第2号から議案第71号、条例の制定改廃18件、指定管理者の指定19件、市道の廃止及び認定が1件、辺地総合整備計画の策定1件、補正予算15件、当初予算16件、計70件の議案につきまして、一括して副市長が説明を申し上げます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

それでは、市長の指名でございますので、私のほうからかわりまして説明をさせていただきます。

まず、議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございますが、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民も住民基本台帳に記載し、行政事務の合理化、利便性の増進を図るため、外国人住民を適用対象とする関係条例について整理する必要性が生じたため、美作市事務分掌条例のほか3条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

次に、議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、市営バスの再編により、新たに有償運送として運行する英田地域コミュニティバスの路線及び使用料等を定め、また有償運送としている作東バスを廃止するため、路線及び使用料に関する事項の削除等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業法及び条例に定める範囲内において、非常勤職員も育児休業や育児時間の取得が可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、年額及び月額委員が月の途中で就任及び退任された場合、その月の報酬について日割り計算した額で支給するよう、また投票管理者及び立会人が途中交代された場合の報酬を時間に応じて支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」でございますが、本条例は市全体の債権を適切に管理することを明文化した上で、市営住宅使用料や住宅新築資金貸付金などの市債権について破産、行方不明等により事実上、回収が不可能な債権について、これらを解消し、適正な債権管理を行うために必要な事項を定めるものでございます。

議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、勝田ひまわり園及び江見保育園について、幼稚園として4歳児、5歳児のみ長時間保育、短時間保育の両方ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、福山福祉ホーム、三友荘、介護予防支援通所センターの運営管理を指定管理によって行ってきましたが、施設の利用状況や大規模修繕が必要であるため、指定管理を終了し、25年度からは美作市の直営で管理運営を行うため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び地域密着型サービス事業等の申請者が法人であることについて、市の条例により基準を定める必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関



する基準について、それぞれ必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態における措置等、対策の強化を図るための対策本部の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、平成25年度より稼働するイノシシ、ニホンジカを食肉化するための施設として、美作市平福地内に整備を進めております美作市獣肉処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」でございますが、本条例による奨励金の対象業種に研究所等を追加することにより、美作市における企業立地を促進し、さらなる雇用機会の増大と地域振興を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、大芦高原国際交流の村経営健全化及びサービスの向上を行うため、指定管理制度を利用することができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、能登香の里小房リゾート施設のうち、ふるさと交流館谷本屋について、所有者及び指定管理者の申し出により、賃借契約の解除を行ったことに伴い、条例の管理施設から削除する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますがトム・ソーヤー冒険村内にあるコテージについて、健全な運営及び市内類似施設との整合性から、繁忙期である4月から9月までの利用料金を見直しするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」までの19議案につきましては、平成25年3月31日、指定期間の満了に伴う指定管理者の指定でございます。

まず、美作市東粟倉ふれあいセンター、市内8カ所の放課後児童クラブ、美作市高齢者生活福祉センター、美作市コスモス苑、美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」、美作市大原居宅サービスセンター、美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園は、引き続き3年間を社会福祉法人美作市社会福祉協議会に、また美作市英愛センターは社会福祉法人千寿福祉会に、美作市作東老人福祉センターは能登香の湯運営委員会に、美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターは社会福祉法人幸輝会に、また美作市子ども等自然環境知識習得施設「山の学校」は福山地域農業生産組合グリーンサービスふくやまに、作東吉野きんちやい館は作東吉野特産物生産組合に、美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」は有限会社特産館みまさかに、また美作市湯郷駐車場は湯郷駐車場運営委員会に、大芦高原キャンプ場は大芦高原キャンプ場運営委員会に、美作市トム・ソーヤー冒険村はトム・ソーヤー冒険村管理運営委員会に、美作市ベルピール自然公園は後山部落自治会に、能登香の里小房は小房和田営農組合に引き続きそれぞれ3年間、また作東バレンタインホテルは、平成25年3月で解散する財団法人バレンタインパーク作東振興公社の業務も引き継ぐことになる株式会社作東バレンタインホテルに6年間、それぞれ当該施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者として指定をするものでございます。

次に、議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」でございますが、市道のうち、幹線市道については改良等の整備計画策定や急傾斜、砂防の採択基準のほか、パトロールや除雪、避難路の設定等、維持管理

の面からも適切な選定が必要となってまいります。合併後の土地利用、道路整備による利用形態の変化等により見直しが必要となり、国の選定基準に基づき見直すためには、影響する路線が多くあり、全市的な路線の認定がえとして抜いたいため、全ての路線を一旦廃止し、新たに道路認定をお願いするものでございます。

次に、議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、現在策定しております美作市辺地総合整備計画でございますが、万善辺地において集会所の老朽化、また福山診療所は平成21年の豪雨で浸水したことから、拠点となる集会所施設及び診療施設の整備事業を新たに追加し、万善辺地総合整備計画を策定するものでございます。地域住民が安全・安心に暮らせる地域づくりの観点から重要な事業であるため、当該事業に財源を充当するために行うものでございます。

次に、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」でございますが、2億2,092万円を追加し、予算総額を218億4,172万6,000円とするもので、農業体質強化基盤整備促進事業等5事業の繰越明許、作東産業団地分譲促進補助金に充当する過疎対策事業債相当事業分1億9,380万円の追加など、各事業の決算見込みによる地方債の変更を行っております。

歳出の主なものは、民生費では、生活保護費1,000万円を追加し、農林水産業費では、下水道事業会計への負担金補助金7,352万4,000円、商工費では大芦高原国際交流の村運営会社出資金2,500万円、土木費では、下水道事業会計への負担金補助金2億1,017万6,000円、諸支出金では、減債基金積立金3億4,134万4,000円、公共施設整備基金積立金3億27万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。そのほか、全体に事業の確定や決算見込みによる財源更正や減額更正を行っております。

財源といたしましては、地方交付税を2億5,123万8,000円、繰越金1億9,558万3,000円、財産収入505万2,000円などでございます。

次に、議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、2,607万1,000円を追加し、予算総額を39億8,244万5,000円とするもので、事業勘定では、449万7,000円を減額し、総額を38億1,247万9,000円に、作東診療所直診勘定では、1,790万4,000円を追加し、総額を1億2,436万5,000円、また福山診療所直診勘定では、484万4,000円を追加し、総額を1,730万6,000円に、英田診療所直診勘定では、782万円を追加し、総額を2,829万5,000円とするものでございます。

事業勘定では、保健事業費893万7,000円の減額、直営診療所施設勘定への繰出金444万3,000円の追加などで、各直診勘定では、繰越金や事業勘定繰入金等の確定による更正となっております。

次に、議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、7,324万5,000円を減額し、予算総額を40億8,319万円とするものでございます。

歳出では、保険事業勘定で、介護給付費7,330万円の減額、歳入では、繰越金の確定に伴う522万3,000円の減額と、介護給付費の更正に伴う、国、県等の負担金6,807万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」でございますが、360万7,000円を追加し、予算総額を8億6,013万4,000円とするものであります。財政調整基金利子、消費税還付金の確定による財政調整基金への積立金の増額と前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の財源更正を行うものでございます。

次に、議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」でございますが、279万6,000円を追加し、予算総額を1億8,538万9,000円とするもので、新クリーンセンター用地及び井口分譲地残地の売払収入、前年度繰越金等の歳入確定に伴い、土地開発基金へ積み立てるための繰出金271万7,000円を追加するものでございます。

次に、議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、243万2,000円を追加し、予算総額を2,541万6,000円とするもので、歳出では、債権回収の弁護士委託料、委任件数の減による手数料181万2,000円と基金積立金702万円を減額し、一般会計への繰出金1,407万7,000円を追加するものでございます。歳入では、前年度繰越金700万7,000円の追加と、弁護士委任による債権回収件数の減に伴う回収金462万5,000円を減額するものでございます。

次に、議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、23万4,000円を追加し、予算総額を147万4,000円とするもので、基金利子、繰越金の額確定による基金積立金の増額を行うものでございます。

次に、議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」でございますが、72万5,000円を減額し、予算総額を878万3,000円とするもので、歳出では、アゼリア館の売上収入減に伴う賄い材料費34万8,000円と嘱託職員の勤務体系見直しによる賃金32万9,000円を減額し、歳入では、繰越金の確定により35万3,000円の追加、貸しガレージの退去による使用料48万円とアゼリア館の売上収入60万円を減額するものでございます。

次に、議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、655万9,000円を追加し、予算総額を3億134万1,000円とするもので、歳出では、高齢者生活福祉センター入所者の減及び配食サービスの減により給食用材料費100万円、繰出金200万円、消費税60万円を減額するものです。歳入では、介護保険報酬の改定による介護保険収入300万円の減額、指定居宅介護サービス計画収入100万円の増額、繰越金955万9,000円の増額などがあります。

次に、議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございますが、34万7,000円を追加し、予算総額を1,065万9,000円とするもので、奨学基金利子、繰越金収入金額の確定に伴う更正でございます。

次に、議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」でございますが、244万1,000円を追加し、予算総額を2億128万1,000円とするもので、歳出では、時間外手当60万円の減額と、宴会等利用客の増による臨時職員の賃金70万円、賄い費用38万1,000円、光熱水費72万円、燃料費134万円の増額で、歳入では、食事料112万円及び繰入金193万4,000円の増額などがございます。

次に、議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、879万6,000円を減額し、予算総額を4億230万円とするもので、歳出では、総務費188万9,000円、広域連合納付金795万円の減額と一般会計への精算償還金92万5,000円の増額で、歳入では、保険料804万5,000円、一般会計繰入金110万6,000円の減額と、前年度繰越金確定による104万5,000円の増額などがございます。

次に、議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」でございますが、今回654万9,000円を減額し、予算総額を8,159万6,000円とするもので、歳出では、嘱託職員の削減による人件費291万8,000円、賄い費用364万2,000円の減額、光熱水費56万円の増額などがございます。歳入では、利用者の減少による食事料、売店収入等1,006万9,000円を減額し、繰越金373万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」でございますが、収益的収入700万円を減額し、総額を6億2,446万6,000円とし、収益的支出を450万円減額し、総額を6億1,464万円とするものであります。これは受注工事の事業費の確定による収益及び支出の減額と固定資産の減価償却費及び資産減耗費を更正するものであります。

次に、議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」でございますが、収益的収入

を4,721万2,000円減額し、総額を20億2,019万3,000円に、収益的支出を1億450万3,000円減額し、総額を23億7,576万5,000円とするものです。また、資本的収入を1億5,816万円追加し、総額を10億9,531万円に、資本的支出を8,995万3,000円減額して、総額を18億5,851万2,000円とするものでございます。収益的収入では、特定環境下水道と農業集落排水の道路改良に伴う下水道施設等移転補償受託事業収入の減額、事業費精算に伴う基準外繰り出しの減額で、支出では、人事異動及び職員削減による人件費の減額、受託工事費の減額及び事業費精算によるものであります。また、資本的収入では、一般会計からの出資金を追加し、支出では公共下水道、特定環境公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水事業等事業費精算による更正でございます。

次に、議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額を211億7,800万円と定め、広域路線バス事業など、債務負担行為の設定3件、コミュニティバス整備事業など11項目の地方債の発行は36億3,230万円、一時借入金の借り入れ最高額などについて定めてございます。

平成25年度予算は、本年4月に市長選挙を控えていることから骨格予算として編成しており、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や施設の維持管理などの経費、普通建設事業のうち継続事業、債務負担行為により議決をいただいているもの、既に国、県の補助の内示を受けているもの、本年6月までに実施しなければならないものなどを計上いたしております。

前年度予算と比較すると、新クリーンセンターの整備事業など、本格事業の着工による大幅な増により2.0%、額にして4億2,300万円の増額となっております。増額となった主なものについてでございますが、歳出では美作国建国1300年記念事業2,682万円、障がい者介護訓練給付事業4,604万7,000円、新クリーンセンター事業8億9,254万円、道路橋梁新設改良事業1億3,995万円、消防救急デジタル無線負担金事業3億2,541万1,000円、消防庁舎建設事業5億1,793万円などで、歳入では、市たばこ税が県からの移譲により3,963万7,000円、市債が新クリーンセンター整備事業及び消防庁舎建設事業などのため10億1,630万円の増額となっております。

次に、議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」でございますが、予算の総額を38億4,828万9,000円と定め、前年比1.5%、額にして5,794万8,000円の減額となっております。事業勘定では、4,060万1,000円の減額の37億2,623万8,000円とするもので、主なものは、一般被保険者並びに退職被保険者等の療養給付費、高額療養費など保険給付費5,742万9,000円の減額や、後期高齢者支援金1,654万3,000円の増額などでございます。歳入では、被保険者の負担軽減を図るため、財政調整基金の取り崩しを2億6,201万4,000円計上いたしております。

また、地域医療の役割に沿って診療業務を行っている直診勘定では、作東診療所直診勘定が295万2,000円の増額の1億941万3,000円に、福山診療所直診勘定が17万6,000円増額の1,263万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」でございますが、予算の総額を42億144万4,000円と定め、前年比1.2%、額にして5,000万9,000円の増額となっております。保険事業勘定では4,888万3,000円の増額の41億8,117万7,000円、介護サービス事業勘定では112万6,000円増額の2,026万7,000円となっております。歳出では、介護サービスの利用に係る介護給付費40億360万1,000円、介護予防事業に伴う地域支援事業費1億1,681万8,000円で、歳出予算全体の98.1%を占めており、歳入では、保険給付と介護予防事業に係る国、県等の負担金34億1,698万2,000円が予算全体の81.3%を占め、介護保険料は6億1,460万円で、全体の約14.6%となっております。平成25年度は第5期美作市介護保険事業計画の2年目に当たり、介護保険会計の安定的な運営の維持と継続を図るため、引き続き介護給付費の抑制に積極的に取

り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」でございますが、予算の総額を5億9,211万6,000円と定め、前年比30.4%、額にして2億5,827万9,000円の減額となっております。歳出の主なものは、簡易水道施設の維持管理及び東栗倉地域簡易水道施設統合事業、公債費の償還等でございます。

次に、議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」でございますが、予算の総額を6万8,000円と定めております。本年度は公共用地先行取得の予定がないため、主なものは、歳入では基金運用収入、歳出では基金積立金となっております。

次に、議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございますが、予算総額を2,061万円と定め、前年比19.8%、額にして340万6,000円の増額となっております。歳出では、債権回収の弁護士委任手数料163万3,000円、一般会計繰出金1,085万7,000円、償還元金、利子などで、歳入では、債権回収の弁護士委任による貸付金回収の増額、滞納整理に伴う県補助金の増額などでございます。

次に、議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」でございますが、予算総額を123万7,000円と定め、主なものは、歳出では、墓地管理委託料80万円、歳入では、墓地使用料及び手数料収入122万円などであります。

議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」でございますが、予算総額を898万円と定めて、主なものは、歳出では、ガレージの管理費141万円、アゼリア館の管理費751万8,000円、歳入では、ガレージの使用料360万1,000円、ラジコンコース使用料25万円、アゼリア館の軽食販売収入432万7,000円などでございます。

次に、議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」でございますが、予算の総額を2億9,900万3,000円と定めて、本年度は入所者を49名、通所者を18名と見込んでおり、前年比1.8%、額にして518万1,000円の増額といたしております。歳出の主なものは、施設の一般管理費2億2,104万6,000円、医薬費用2,503万5,000円、指定居宅介護支援事業費1,865万9,000円、公債費3,160万3,000円などでございます。

次に、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」でございますが、予算の総額を1,147万7,000円と定め、本年度は奨学金として新規5名、継続12名の計17名に総額612万円の貸し付けを予定いたしております。

議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」でございますが、予算の総額を1億7,927万3,000円と定めて、前年比5.4%、額にして1,018万5,000円の減額といたしております。また、歳入では、一般会計からの繰入金については前年比18.3%減の4,904万9,000円を計上いたしております。平成25年度は、昨年同様、赤字幅の多い部門の運営見直しを行いながら経費削減、赤字抑制に努め経営努力を行いながら、市の財政負担を少しでも少なくしたいと考えております。

次に、議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、予算の総額を4億490万2,000円と定めております。主なものは、歳出では、岡山県後期高齢者医療広域連合に拠出する納付金3億9,779万1,000円で、歳入では、後期高齢者医療保険料2億5,762万7,000円などでございます。

次に、議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」でございますが、予算の総額を8,029万1,000円と定め、前年比8.9%、額にして785万4,000円の減額といたしております。また、歳入では、一般会計から繰入金を前年比6.8%減の3,000万円を計上いたしております。本年度は民間からの支配人も2年目となり、前年以上の営業強化に取り組み、収入アップを図り、また経費については職員のマナーとサービスの充実に努め、さらなる経費削減に取り組み、市の財政負担を少なくしたいと考えております。

次に、議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」でございますが、収益的収入の総額を6億774万4,000円として、支出の総額を5億8,807万5,000円とし、資本的収入の総額を375万2,000円、支出の総額を3億7,411万8,000円と定めております。収益的収支では、給水収益が前年度より568万4,000円減の5億4,040万2,000円、受託工事収益の主なものは、県の道路改良工事に伴うものを見込んでおり、水道事業費用では前年度より2,280万円減の5億8,807万5,000円を見込んでおります。資本的収支で主なものは、収入においては加入負担金で294万円、支出においては前年度より1億2,576万円増を予定しており、集中監視装置の統合更新や有収率向上につながる老朽管更新、災害時等における水道水融通のための連絡管の整備等、建設改良費では3億177万4,000円を予定いたしております。

次に、議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」でございますが、収益的収支において、事業予定量を前年度と同数の入院患者を1日68人、一般病棟34人、療養病棟34人、稼働率においては85%、年間2万4,820人、外来患者については1日136人、年間3万9,984人で算定して、予算規模は前年比2,354万円増の9億5,468万4,000円と定めております。収入において、医師数が基準を満たしたことにより、入院収益を対前年比1,489万2,000円、外来収益を467万8,000円の増額、収益的支出においては、給与費が3,292万7,000円の増額、材料費が140万円の減、経費が110万9,000円の減といたしております。企業債支払い利息が632万7,000円の減額などとなっております。また、給与費については、医師1名、看護師2名増をそれぞれ計上いたしております。資本的収支においては、支出では、医療機械等の購入630万円、起債償還7,985万3,000円、有価証券等の買いかえ2億円などがございます。

次に、議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」でございますが、収益的収入では、前年度より1億3,008万8,000円を増額し、総額を21億9,749万3,000円に、支出では、前年度より1億3,033万4,000円を減額し、総額を23億4,993万4,000円と定めております。支払い利息4,596万4,000円及び人件費1,475万5,000円の減額などがございます。資本的収入では、梶並地区農業集落排水事業の終了に伴い、前年度より5億2,707万3,000円を減額し、総額を4億1,007万7,000円に、支出では、前年度より2億9,012万6,000円を減額し、総額を16億5,833万9,000円と定めております。昨年度、農業集落排水事業の面整備が終了しており、本年度は個別排水事業の合併浄化槽の設置、公共下水道の長寿命化計画、公共及び特定環境並びに農業集落排水事業では、新規取り出しなどを予定いたしております。

以上、議案につき、駆け足で説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願いしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

大変御苦労さまでした。

以上で提案理由の説明が終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は2月21日午前10時からです。

予算審査特別委員会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

大変御苦労さまでした。

午後4時54分 散会

平成25年2月21日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成25年第1回美作市議会3月定例会）

平成25年2月21日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	9番	安東章治
10番	橋本健二	13番	栗井基雄
14番	岩江正行	16番	万殿紘行
17番	絹田和昭	18番	新免昌和
19番	日笠一成	20番	福島協
21番	本城宏道	22番	内海健次

3. 欠席議員は次のとおりである（3名）

11番	向原伸一	12番	鈴木悦子
15番	小淵繁之		

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-内-建設担当部長	石田薫	保健福祉部高齢者福祉課長	藤原英幸
建設部建設管理課長	青山元美	教育委員会社会教育課長	川野修
建設部農村整備課長	小林利和	教育委員会学校教育課長	芦田俊彦
消防本部消防総務課長	藤岡昭彦	田園観光部企業誘致課長	竹田茂雄

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長	内藤淳子
主事	井上賢治



**議長（内海 健次君）**

改めておはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

19日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。11番向原伸一議員が通院のため欠席です。12番鈴木悦子議員が葬儀のため欠席であります。15番小淵繁之議員が所用のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

19日議会終了後に予算審査特別委員会を開催し、委員長に則本陽介議員、副委員長に萬代師一議員を選任いたしましたので、御報告をいたします。

**日程第1 一般質問**

**議長（内海 健次君）**

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号19番日笠一成議員の発言を許可いたします。

はい。

**19番（日笠 一成君）〔質問席〕**

議長、19番。

それでは、議長の許可を得ましたので、19番日笠が一般質問を始めさせていただきます。

まず、項目1、少子化対策について。

質問の要旨、幼稚園、保育園、所の充足対策についてでございます。育児中の保護者が就労したいなどの理由で幼稚園、保育園、所に入所させたい場合の対応については、美作市の合併前の旧町村単位ぐらいに1カ所は幼稚園が必要と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。

今議会の最初の御質問ということで、日笠議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日笠議員の御質問、幼稚園、保育園の充足対策についてのお答えでございます。

旧町村に幼稚園の設置が必要ではないかとの御質問でございますが、本市では御承知のとおり、昨年教育委員会におきまして将来に向けての学校、保育園、幼稚園のあり方、また適正な配置と適正な規模について、美作市立学校園等統廃合整備に関する指針を示しております。この指針の中で、幼稚園、保育園につきましては、今後は幼・保一体化を進め、幼稚園と保育園の両方の機能を兼ね備えた幼稚園の設置を進める一方、園児が進学する小学校と連動した形での保育園、幼稚園の統廃合整備を検討するという方向性を示して

おり、この指針に沿った整備を進めてまいりたいと考えております。現在は旧6町村におきましては保育園、幼稚園がございます。園児の減少等によりましてこれから統廃合の問題に入っていくということでございます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

今度とも保護者の家庭の都合で保育をお願いしたい、あるいは幼児教育をしていただきたいなどの要望に沿った施策に対応していただきますようお願いをします。前向きに頑張るんだというお気持ちをさらに発信をしていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

ただいまの日笠議員の保護者の家庭の都合でいろいろなことがあれば応じてもらいたいということですが、当然保護者、そして園とよく連絡をとりながら、相談しながら要望に沿っていけるような形で我々も進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

ありがとうございます。迅速に対応するということを感じましたので、この項目の質問は終わります。

次に移らせてもらいます。

定住対策についてでございます。

新規定住者や里帰り定住者等への支援対策について。

とりわけ子育て中くらいの若い人が客観的に日常生活の利便性がよく、教育環境のよいところ、例えば近くに大型店があり、幼稚園、学校等があるところに移住されておられると思いますが、実情をどのように分析されておられますか。

また、市外から移住し、住宅を新築、購入した場合は最大100万円を助成、さらに子ども加算があることをPRし、移住希望者を支援する必要があると思いますが、現状はどのように取り組んでおられますか、お知らせください。

就農希望者には空き農家住宅、不要農機具の貸与等の支援が必要と思いますが、新たな支援対策案があれば、お知らせください。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**〔登壇〕

失礼いたします。

日笠議員の御質問にお答えします。

新規定住者、里帰り定住者等への支援についてでございますが、美作市では過去3年間、市外転出者が転入者を上回っている状況にあります。平成22年度が139人の減、平成23年度が97人の減、平成24年度が229人の減となっています。3年間で465人の減となっております。市内で移動した方から直接聞いたわけではございませんけれども、教育上の問題や利便性などを考慮すると、転居せざるを得なかったようでござい

す。

次に、今年度から定住促進事業として取り組んでおります新築住宅等の取得助成や奨励金につきましては、ホームページや住宅関連業者へのPRを行っております。2月11日現在までで市外からの住宅取得は7件あり、前住所は、東京、神戸、津山、勝央などとなっております。

市内の奨励金対象につきましては21件あり、旧町村地域で申し上げますと、勝田2件、大原3件、美作11件、作東4件、英田1件となっております。

次に、空き農家などを賃貸借された就農者への支援策についてでございますが、県の就農促進トータルサポート事業に定められた農業実務研修を終えられた方が独立、自営就農され、公営住宅以外の賃貸住宅に入居された場合、県からの補助金が交付される早期経営確立支援事業による制度がございます。美作市がこの家賃、月額6万円以内の2分の1以上を助成した場合に限り、1年間の期限つきで家賃の3分の1以内において適用されますが、この制度を利用された方は現在のところおられません。

また、不要農機具の貸与等への支援を制度化しているものはございませんでした。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

地核の変動期で自然災害の発生が心配されておりますが、岡山県は全国的にも安全度は上位にあり、さらに当美作市は津波の心配もないので、今後企業進出、転入者の転入希望者ともにふえると期待しておりますので、各種のニーズに対応できるような政策を講じていただきたいのですが、いかがでしょうか、お尋ねします。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**〔登壇〕

失礼します。

美作市といたしましては定住対策といたしまして少しでも新規企業進出や新規定住者が増加することを望んでおりますので、今後財政の許す限り各種施策を講じていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

さらに前向きに取り組んでいただきますようお願いをして、この項目の質問は終わります。

次に、高齢者対策についてでございます。

施設入所希望待機者の対策について。

高齢になっても住みなれた地域で生きがいを持って安心して住み続けたいと思うのが多くの人の願いだと思います。しかし、加齢とともに日常生活が自宅ではしづらくなったなどの事情で困難されておられる人への支援対策について、第5期介護保険事業計画の進捗状況に基づいて説明をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（神吉 康之君）**〔登壇〕

おはようございます。

日笠議員の高齢者対策についての御質問でございます。

まず、第5期の介護保険事業計画における施設整備の進捗状況でございますが、第5期計画では認知症やひとり暮らしの高齢者の増加や、要介護認定者が年々増加している現象から、居宅を中心とした地域密着型サービス施設が市内全ての日常生活圏域を賄うべく整備が必要と考えており、認知症対応型通所介護事業所、認知症デイサービスのことでございますが、これを市内に2カ所、小規模多機能型居宅介護事業所を3カ所、また入所施設として広域型の特別養護老人ホームの整備を計画しております。今年度はこの3月に小規模多機能型居宅介護事業所が1施設開設されます。また、25年度においても認知症対応型通所介護事業所の開設希望が1カ所ございます。また、特別養護老人ホーム1施設の整備予定施設として先日岡山県が公表し、来年度中の開設に向け、事業者において県と協議を進められているところでございます。入所待機者の解消に向けて前進するものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

施設等への入所希望者の待機者ゼロを目指し、あわせて在宅介護支援対策にも積極的に取り組んでいただきますようお願いしたいのですが、先ほどの答弁につけ加えていただくことがあれば、つけ加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（神吉 康之君）**〔登壇〕

先ほど申し上げました第5期の介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者の方のニーズ調査を行っております。そして、介護認定を受けておられない方、8,600人ほどございますが、このうち施設に入所を希望される方は10%程度、9割の方が自宅で生活をしたいと。それから、既に介護認定を受けられとる方、1,700人で、居宅で生活されとる方についても、8割程度は自宅で介護になっても生活を送りたいというようなことございますので、特に地域密着型サービスを重視した施策をしていくのがニーズに応えるものと思います。ただ、ひとり暮らし等で入所が必要な方については、施設も必要なので、あわせて整備をしていきたいというように考えております。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

おのおのニーズに合った対応をしていただきますようお願いをして、この項目の質問は終わります。

次に、地域の活性化対策について。

質問の要旨は、旧吉野小学校跡地活用計画についてでございます。平成24年度初頭には宅地分譲による計画案が策定されましたが、全体の利活用計画の詰め等ができなかったのが主な理由で、現在は白紙の状態です。この土地は当地域の中心に位置し、当地域の宝です。地域から有効活用を図る活性化計画案等ができた場合年度内でも対応していただきたいのですが、いかがでしょうか、お尋ねします。

**議長（内海 健次君）**

日笠議員、項目4の中に江見商業の要旨が入ってますので、あわせて。

**19番（日笠 一成君）**

はい、わかりました。

2番目に、旧江見商業高等学校跡地利用計画についてでございますが、当土地は県有地なので、市の都合のみでは利活用できませんので、美作市への払い下げに向けてさらに尽力していただきたい。そして、地域の活性化を初め、美作市全体の活性化の起爆剤となるような利活用計画を策定していただきたいと思いますが、現時点での取り組み状況をお知らせください。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

おはようございます。

日笠議員の地域の活性化対策についてということでございます。

まず、旧吉野小学校跡地の活用計画についてでございますが、今年度地元要望もございまして、事前募集型の分譲宅地を造成することで計画をしまいましたが、日笠議員が言われます全体の利活用の計画の詰めができなかったとの理由ではなく、跡地は地元の施設として利用したいとの要望が強くなったことによりまして断念しておる経緯がございます。この跡地は地域でのコミュニケーションの場所としてソフトボールや夏祭り、操法訓練など広く利用されております。また、地元の要望にもよりましてプールを撤去し、駐車場の整備、防火水槽の設置や吉野ふれあいセンターなど、拠点施設としての整備を行ってまいりました。このようなことで地元要望に沿った整備を行ってまいりました。今後の利活用につきましては、内容を精査させていただきながら検討していくものになるというふうに思います。

次に、旧江見商業高等学校の跡地活用計画でございますが、昨年の12月の定例議会、一般質問で山本重行議員御質問でお答えをさせていただいておりますが、現在は岡山県に要望書を提出してございまして、回答を待っております。具体的には、岡山県の誕生寺支援学校の分校としての開校を再度要望をしており、分校の開校がどうしてもできないという場合には岡山県において建築物等の撤去を行って、更地で無償で返還を要望しております。岡山県からの回答を受けた上で、跡地利用計画の策定を行っていくことになるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**

旧吉野小学校跡地の利活用計画については、さきほど申し上げましたようにこの地域の宝ですので、将来を見据えた利活用が必要だと思っておりますので、地元の意向は尊重しますよと言っていただきましたが、行政のほうで国・県の政策等で地域の活性化に役立つ事業メニュー等ができた場合は、地元のほうにこういことが出来ますよという情報を流していただくなど、前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどこの土地、高等学校の跡地は旧作東町の中心的な役割を担ってきた大切な位置にあります。地域の活性化には利活用がぜひとも必要ですので、そのことを念頭に置いて岡山県と土地交渉、利活用について積極的に交渉しているとのことですが、なるべく早目にやっていただきたいということでもあります。どのように促進を図っていただけるのか、その気持ちをお聞きしたいと思います。先ほど申し上げていただいたので大体わかるわけですが、さらにつけ加えるものがあればお願ひしたいということでございます。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

吉野小学校跡地の利活用ということで、地元の活性化がもし地元中心で活性化をつくられて、その内容を行政側としてもできるかどうか、しっかりと精査させていただいて取りかかるというふうになると思いますので、必ずしも地元の要望が100%ということにはならない。じゃけど、いける、地元の地域の、いずれにしましても地域の皆さんがこういう方向でというのをしっかりと議論してまとめていただくということが大事でございます、取りかかると、いや、それじゃいけないのじゃということに……。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時39分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

幹部職員に体調不良が出たため暫時休憩をとりました。大変失礼いたしました。

それから、福原教育次長にかわりまして川野社会教育課長が出席をいたしておりますので、御承知願いたいと思います。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

回答の途中で大変失礼いたしました。職員の健康管理、十分やっておるつもりなんですけれども、急遽体調不良ということで失礼をいたしました。

日笠議員の2回目の御質問でございます。

吉野小学校の跡地、それから江見商業高等学校の跡地、両方とも同じことが言えるというふうに思いますが、地元との協議をしっかりとさせていただきながら、方向を定めてまいりたいと思っております。そして、もし対応できる事業ということがあれば、それも非常に財政は圧迫をされてきておりますので、有利な事業を、いわゆる国、県の補助がいただけるような有利な事業の中で検討をしていきたいというふうに思っています。いずれにいたしましても、地域の皆さんがしっかりとまとまっていただいて、案を練っていただいて、要望していただければ、なるべく意向に沿った形の中で取り組んでいけるものではないかというふうに思っておりますので、御協力をお願いしたいというのでございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

日笠議員。

**19番（日笠 一成君）**〔質問席〕

ありがとうございました。

両校の跡地とも美作市の大切な財産であります。今申し上げていただきましたように地元の意向を尊重しながら活性化対策を講じていただきますことを御期待申し上げて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上をもちまして通告順番 1 番、議席番号19番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 2 番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

## 2 番（則本 陽介君）〔質問席〕

2 番則本でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

最初に、ひとり暮らし高齢者への支援サービスの取り組みについてであります。

近年において65歳以上のひとり暮らし者数が増加傾向にあり、さらに男性よりも女性のほうが増加しているとのことであります。また、要支援、要介護高齢者の認定数も年を追って増加し、要支援者は2010年から2035年までに1.5倍になる推計データが作成されているとのことであります。一般的に65歳以上のひとり暮らしの人は日常生活での見守り、支援、相談等が得られにくいことが想定されております。そのため介護保険給付の対象となる前の段階からさまざまな支援ニーズが存在していることが考えられます。また一方で、要介護2、要介護3状態の独居高齢者も自宅で生活を継続している事例もあるとのことでございます。そして、その多くが家族のみならず、近隣住民、民間事業者からの手助けを受けながら、できる限り自宅での生活を望んでいるという調査報告もあるようです。

以上の観点から当市においても今後さらに増加することが予想されますひとり暮らし高齢者の現状と支援について、2 番目に緊急通報装置の現状と公的支援についてお尋ねします。よろしくお願いたします。

## 議長（内海 健次君）

市長。

## 市長（安東 美孝君）〔登壇〕

則本陽介議員のひとり暮らし高齢者への支援サービスという御質問をいただいております。ひとり暮らしの高齢者の現状と支援ということでございまして、高齢者、年々ひとり暮らしの高齢者は年々増加しております。65歳以上、人口の約24%に当たる2,597人、これは24年4月1日の調査でございますが、ひとり暮らしをされており、近年高齢者が地域での孤立化や孤独死が取り沙汰される中、美作市においてもその防止に向け、行政と地域が一体となった取り組みが必要であると考えております。こうした中、従来からの民生委員さんを初めとした地域での見守りに加え、平成22年11月から市内の事業者を中心とした見守り、みましかほっとネットと名づけておりますが、これを推進してございまして、現在130を超える事業者の御協力をいただいております。今後も広範な担い手よっての支え合いや地域の実情に合わせながらそれぞれの役割や協働の仕方を考えていくことが必要であると考えております。

また、食の自立支援事業といたしまして、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等を対象として、希望者でございますが、現在約300名おられまして、食事を配送し、低栄養、身体機能の低下などの食に関する支援と声かけによる見守りを実施しております。

次に、緊急通報装置の現状と公的支援ということでございますが、ひとり暮らしの高齢者の在宅生活を支援する目的で急病や災害などの緊急時に対応できる通報装置を設置するもので、合併前はそれぞれの町村が貸与制度によって実施してまいりましたが、合併後は工事費の1万円を限度とした補助制度により実施しておるものでございます。先般から萬代議員もこの辺をしっかりと御質問いただきましたけれども、こういった補助制度、工事費の1万円を限度となりますけれども、そういった制度を実施しております。現在の設置数は全体で332件、内訳は合併以前からの貸与によるものが240件、合併後のレンタルと買い取りによるものが92件で、近年は携帯電話の普及などによりまして撤去する利用者もふえてございまして、設置数は全体的

には減少傾向であるというふうになっておりますので、御理解をお願いしたい。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

則本議員。

**2番（則本 陽介君）**

答弁をいただきました。

昨年の4月現在65歳以上のひとり暮らし高齢者は2,597人で、行政と地域の一体となった取り組みとして、民生委員を初めとした地域での見守りや、130を超える事業者の協力によってみまさかほっとネットの推進を図っているとのことでございます。近年マスコミなどで高齢者が地域で孤立化したり、あるいは孤独死ということが取り沙汰される状況が見られる中で、民間の事業者団体の協力によって推進されている当市の取り組みは大変ありがたく思います。またさらに、食の自立支援事業としてひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象として希望者に食事を配送し、低栄養、身体機能低下防止等の食に対する支援と同時に、声かけによる見守りを実施しているとのことでございます。これらの取り組みの中で、今日までに紹介できるよい事例はいかがでしょうか、また今後継続の取り組みに考えられる課題としてはどのようなことがあるのでしょうか、お尋ねします。

それから、介護認定の取り組みについてお尋ねしたいと思います。現状と課題はいかがでしょうか。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の見守りに民生委員さんにお世話になっているとのことですが、もし倒れられていたらどうしたらよいのかという不安な気持ちや戸惑いがあるとの悩みをお聞きしたこともあります。私は身内や親族でもなかなか難しいことと、大変感謝の気持ちでお聞きしました。民生委員さんについて、改めて仕事の内容、地域とのかかわり、人数についてお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（神吉 康之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

まず、美作のほっとネットの状況でございますが、昨年1年間、1月から12月までですけれども、通報件数が52件ありました。主な通報者は民生委員と医療機関が各15件、介護事業所からのものが13件、内容としては、体調不良によるものが29件、認知症に関連したものが13件で、通報件数の約9割が75歳以上の方で、その半数はひとり暮らしという状況でございました。先日開催いたしましたみまさかネット事業連絡会、年1回開催しておりますが、この中でも事業者の方をお願いしたところですが、郵便配達や新聞配達、宅配事業者など、直接家庭に訪問される事業者からの通報がなかったこともあり、もっと気軽に異変を通報していただくようパンフレットを作成し、配布し、協力を呼びかけておるところでございます。

次に、配食サービスを通じての通報も年間数件ありますが、先日も食事をされておらず、呼んでも返事がないと連絡が入り、地域包括支援センターの職員と近所の人で駆けつけたところ、床についたままで動けず、医師に往診を頼み、対応したことで、大事に至る案件にはなりません。高齢者の見守りについては、日常的にきめ細かな見守りが展開できることが課題であり、今後も幅広く事業者の募集を行いながら、地域や事業者との連携を密にネットワーク体制のさらなる充実を図りたいと考えております。

介護認定につきましては、高齢化率の上昇とともに要支援、要介護の認定者数も年々増加しており、65歳以上の認定者数は2,436人で、高齢者人口の22%を占めております。合併当時は18%だったんですが、もう22%を超えとるという状況でございます。認定による介護保険サービスの利用については、サービスの充実と重



度化予防の取り組みが重要であり、今後も住みなれた地域や自宅で生活することができる環境づくりを目指し、市内全ての地域での地域密着型サービスの充実を図ることが課題であると考えております。

民生委員さんの職務については、民生委員法第14条で定められているところですが、美作市では地域の福祉活動のかなめとして、高齢者等の安否確認など、日ごろからの見守り、各地域で行われるサロン活動への協力、要援護者の調査、生活や福祉サービスなどに関する相談や援助など、福祉行政業務全般に御協力をいただいております。

民生委員さんの人数については、地区担当の民生委員さんが106名、主任児童委員が12名で、平成23年度の相談支援件数が3,550件、訪問回数1万388回など、1人当たりの平均活動日数は88日という状況でございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

則本議員。

**2番（則本 陽介君）**

みまさかほっとネットの活動として何らかの異常に気づいた通報は昨年52件、その9割以上が75歳以上の方で、ひとり暮らしの人が大半を占めていたとのございます。これだけの人が健康異常や異変の早い段階での治療が開始されたことへのもとなった通報への評価は、非常に勇気の必要なとうい行為であったと私は感じております。関係者の皆さんに改めて感謝の気持ちを強くいたしております。高齢者への見守りの課題としては、日常的にきめ細かく見守りが展開できることとでございます。今後におきましてもさらなる取り組みを期待し、またお願いしたいと思います。

また、民生委員さんの職務について、美作市では地域福祉活動のかなめとして高齢者等への安否確認など、日ごろからの見守り、各地域で行われるサロン活動への協力、要援護者の調査、生活や福祉サービスなどに関する相談や援助など、福祉行政業務全般に対して非常に多くの協力をいただいているとございます。高齢化社会の真ただ中で、地域福祉活動のかなめとして取り組んでいただいていることに改めて強く感謝したいと思います。

以上でこの質問に関しては総括させていただきます。

今後65歳以上のひとり暮らしの人が増加する傾向にあり、要支援、要介護、高齢者の認定数も年を追って増加していくとの予測がなされております。そして、一般的に65歳以上のひとり暮らしの人は日常生活での見守り、支援、相談等が得られにくいことが想定されております。そのため介護保険給付の対象となる前の段階からさまざまな支援が求められていることがあります。ひとり暮らし高齢者への支援サービスの取り組みについてさらなる取り組みをお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

則本議員、休憩後に2項目めに入ってくださいませか。

**2番（則本 陽介君）**

はい。

**議長（内海 健次君）**

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

則本議員、2項目めの質問に入ってください。

2番（則本 陽介君）〔質問席〕

2項目めの質問でございます。

消防業務と救急医療の拡充についてでございます。

心肺蘇生法について最近私が入手した資料の中に心臓マッサージだけのほうが脳機能の回復が良好であったということがありました。このことについて従来より人工呼吸のやり方を習得するのが難しく、さらに抵抗のある人も多いため、近年では呼吸の確認後、心臓マッサージを優先実施することが推奨されているとのことでございます。日本救急医学会では人工呼吸と胸骨圧迫、心臓マッサージの組み合わせが原則としながらも、胸骨圧迫が最も重要で、胸骨圧迫だけでも実施することが強く勧められますとのことのようにございます。近年では首都直下地震や東海・東南海・南海地震が連動する南海トラフ巨大地震など、大規模災害による甚大な被害が懸念されております。こうした中、いざというときに人命を守る救急医療体制を強化する必要性が指摘されているところでございます。特に救命率向上に重要な搬送時間の短縮について、緊急度の高い患者への医師による治療が15分程度で着手できる体制整備が求められているとのことでございます。交通事故など外傷による重症患者の救命率向上や後遺症の軽減のためには15分以内に適切な初期治療を行うことが望まれます。こうした時代とともに、ますます変動する社会のニーズと市民の期待に応える安全・安心のまちづくりの中で、本年完成される消防新庁舎とともに一段と輝きを増す節目の年を迎え、消防の使命と任務の遂行に不断の努力を望むところでございます。

以上のことを踏まえまして、1、昨年の活動概要について、2、人員や資機材の増強、今後の予想される課題についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（内海 健次君）

消防長。

消防長（森 正彦君）〔登壇〕

則本議員のお尋ねの昨年の活動概要についてでございますが、消防業務の中で緊急出動の概要について説明させていただきます。

まず、火災件数でございますが、平成24年は17件で、平成23年より5件少なく、合併以来平成18年、19年に並び少ない状況でございました。救急出動件数は1,880件で、平成23年に比べ54件の増加となりましたが、平成17年以降は増減しながらもおおむね横ばいでございます。平均しますと、毎日5.1件の出動をしていることとなります。最も多いのは急病による救急出動で1,030件、54.8%でございます。また、65歳以上の傷病者の占める割合が全搬送者の67.5%と、年々増加の傾向にございます。救助出動数は31件で、7件の減少となっており、交通事故による救助出動が26件、83.9%でございます。

次に、人員や資機材の増強、今後の予想される課題についてでございますが、則本議員が述べられたとおり、救急分野におきましては平成3年に救急救命士法が施行されてから20年が経過し、数々の進化をしているところでございます。心肺蘇生法については、心肺蘇生法ガイドライン2010では、胸骨圧迫の重要性から人工呼吸より先に胸骨圧迫による心臓マッサージから始めるよう改定されています。また、一定の条件のもとでは胸骨圧迫による心臓マッサージのみを行ったほうが救命率が高いとも言われていますが、救急法指導の中では、近くにAEDがあった場合はAEDを装着するとともに、胸骨圧迫を優先しながら、胸骨圧迫と

人工呼吸を組み合わせた指導を行っているところでございます。

救急資機材の増強につきましては、救急車の更新にあわせて最適なものを整備しているところでございます。人的なものとして救急救命士は医療関係者などで構成された救急搬送体制連絡協議会の指導のもとで、2年間で128時間の病院実習を含む生涯教育が定められております。新しい処置拡大が行われるたびに追加してそれぞれの教育と実習を行っているところでございます。救急現場で求められる社会ニーズがより高いものになってきており、大きな災害時など、多数傷病者への職域を超えた連携対応や、病院前救護における救急医のパートナーとしての役割など、今後救急救命士、救急隊にはますます高度なレベルの知識や技術が求められ、これを養成するためにはすぐれた人材と研修のための時間が必要になってくるであろうと考えているところでございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

則本議員。

#### 2番（則本 陽介君）

ただいま答弁をいただきました。

消防署の昨年の活動概要につきまして、市民の安全・安心の生活を守るため、24時間いつでも、どこでもという消防職務の遂行に心より感謝の気持ちでいっぱいであります。私も若かりしころより33年間消防職員として勤務させていただいた経験がありますが、私が30歳前後のころは火災件数が30件前後、救急件数は1,000件前後であったと記憶しております。現在では火災件数が昨年で17件と随分少なくなっていることを考えると、今日において消防の成果と評価してよいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、救急出動は最も多い出動として急病によるものが1,030件で、55%、年齢別では全搬送者の67.5%であり、年々増加傾向にあるとのことでございます。この点について、地域住民が安全で安心して暮らせるには消防も救急医療も大変重要で、それを担う消防署の職員の資質向上が欠かせないことは本当によく理解できます。私自身も当市の消防職員として微力ではありましたが、従事させていただいておりました。救急救命士の資格を取得するため日夜学習させていただき、高規格救急車の運用開始当初よりその任務に当たらせていただいたことは、今思えば大変光栄であったと考えるものであります。今回救急医療について質問をさせていただくため市内の各地の状況を調査させていただいておりましたところ、勝田の梶並地域において診療所が本年5月で閉鎖されるのではないかとのお話を聞きました。過疎地域で高齢化率の高いこの地域から地域医療の分野がなくなることは大変重要かつ大きな問題でもあると思うものであります。梶並診療所の三木先生は過疎地域の医療を担われてこられ、とうとい使命感のもとで20年以上にわたって献身的に従事されてきたとお聞きいたしております。また、三木先生は四国におられます御主人のお父様が亡くなられ、御主人が四国の病院を継ぐため帰られてからも梶並の診療所を継続されておりました。しかし、体調の不良もあり、家庭のこともあり、今回御決断されたとお聞きしております。安東市長におかれましては、作東、栗井の診療所の継続や英田の河会診療所の継続について素早く手を打たれ、引き続き診療所の開設が可能になったとお聞きいたしております。今回の梶並診療所の問題につきましても、これで廃止となれば、梶並地域の住民の皆様にとっては一大事であります。栗井や英田の河会と同じように安東市長の特段の御尽力をお願いしたいと思います。幸いにも私も公明党には昨年の衆議院選挙において皆様から温かい御支援をいただき、当選させていただきました中国比例区の榊屋敬悟が厚生労働副大臣として就任いたしております。僻地医療や高齢者問題も担当でございますので、私と同僚の山本議員とともにお手伝いできることがございましたら、何なりとお聞かせください。公明党美作市議団として全力で頑張りたいと考えるものであります。何としても梶並地域の医療の明かりを消すわけにはいきません。ただいまこの放送を梶並の皆さんもお聞き

になっておられると思いますので、現在わかっている範囲でも結構ですので、お聞かせいただければ幸いです。地域の医療なくして安心して暮らすことは厳しいと思います。過疎地域の方々が、高齢者の皆さんが安東市長の取り組まれてきた市政に称賛を送っておられることは事実であります。今回体調がすぐれないとのことでやむなく引退を表明されました。私も本当に残念ですし、お気持ちも十分理解できます。

[発言の削除]

幸いにも安東市長におか

れましては任期いっぱい精力的に努めてくださるとのことでございます。何としましても市長の人脈、政治力の全てを出していただき、梶並地域への、そして僻地医療体制の堅持に御尽力くださいますよう改めて重ねてお願いいたしまして、2回目の質問とします。よろしくお願ひいたします。

**議長（内海 健次君）**

消防長。

**消防長（森 正彦君）** [登壇]

則本議員2回目の質問でございますけど、火災件数は昨年17件で減少していることは消防の成果として評価してよいかという御質問でございます。火災件数は確実に減少しております。消防本部発足が昭和48年、これは圏域でございましたけれども、昭和の時代がおおむね30件前後の件数でございました。中には50件を超えた年もありました。平成になってから30件から20件で推移しておりまして、美作市になった平成17年からは20件前後と減少してきております。昭和の時代に火災件数が多かった要因は、火災原因としてあぜ草焼きやごみ焼きによるものが多かったものでございます。平成になってからの推移は、単純ではありませんが、建物火災が年間20件前後であったものが、近年では10件前後と減少しております。その要因は生活様式の変化と、やはり防火指導の成果として市民の皆様の防火、防災への意識が高まっているものと考えております。消防本部では火災件数の減少に向けてさらなる防火指導を行ってまいりますとともに、人的被害の未然防止を目指して、住宅用火災警報器の設置推進に努力してまいります。[降壇]

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）** [登壇]

則本議員の2回目の御質問でございますが、その前に高齢者福祉の前回質問していただきました。その中で民生委員さんが本当に地域で本当に大変な御苦勞をされながら活躍をされております。この場をかりまして私も民生委員の皆様方に御礼を申し上げたいと思っております。

さて、消防業務と救急医療の充実ということで御質問をいただいております。消防救急につきましては、則本議員もおっしゃいましたように職員として33年間勤務をされたということで、救急救命士の資格と防災士の資格も取られ、本当にその任に当たっておられたときは大変であったろうというふうにも思います。やはり防災、救急にはどうしても気持ちが向くものであろうというふうにも思います。本年夏には新しい消防署も、夏、秋かね、完成するだろうというふうにも思います。市民の安全を守り、安心して生活できる環境も一段と高まるものというふうにも考えますが、則本議員が申されますようにそこで勤務する職員の考え方も大変大切なものであろうということに思います。新しい施設や設備の機能が十分に生かせるように職員の資質向上にも大いに努力をしていかなければならないものと考えております。

また、御質問の梶並地域の診療所の問題でございますが、則本議員お聞きになられましたように、梶並診療所の三木先生は長年過疎地域の医療の分野に強い責任感のもとに担ってきていただいております。本当に頭の下がる思いでいっぱいでございます。しかしながら、私とやや似たところがありまして、体調の不良という面もあります。御家庭の御都合もあります。本年5月をもって四国の実家へ帰られるというふうにお聞

きをしております。三木先生も梶並の医療のことも大変御心配をされておりました、お知り合いの先生を御紹介をいただいております、今この先生と診療所の継続について話し合っておるところでございます。幸いこの先生も御理解が深く、気持ちよくお引き受けいただける状況になっておりますけれども、診療所を開設する場所について、老人福祉センターのやまゆり苑を希望されておりました、あわせて美作市側から重度心身障がい者の方のデイサービスをやっていただけないかとお願いもしております。身体に重度の障がいをお持ちの方の介護をされている御家族の皆様には毎日が少しの気の緩むこともできない本当に厳しい介護の連続であろうと思います。皆様からの御希望も多く、できるものならば、デイサービスを実施することで自分の時間も持っていただきたいと願うものであります。先生も本当に協力的でありまして、実施に向けた協議をいたしております。先ほど則本議員からも公明党としての協力したいとの温かいお話をいただきました。今回梶並の診療所の継続にはクリアしなければならない件がございます。今岡山県に問い合わせを行ってはおりますが、まだまだ判断が出ておりません。それは高齢者福祉センターとして建築した建物に診療所を開設した場合目的外使用になり、建築に要した補助金の返還を求められるのではないかとという問題もあります。もう一点、重度身体障がい者のデイサービスにかかわる施設設備の補助がないということでもあります。これらの解決には国の計らいが必要となってまいりますので、特に公明党の梶屋敬悟議員に、厚生労働省の副大臣に就任されていますので、お力添えをいただければ、本当に幸いでありたいというふうに思います。どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

先日議会開会の冒頭で議会議員の皆様を初め、市民の皆様におわびをさせていただきましたとおり、市長の職務というものは大変厳しいものでございまして、通院しながら職務の遂行は皆様のためにはならないというふうに判断し、決意をしたものであります。私のわがままをお聞きいただきました多くの市民の皆様には厚く御礼を申し上げるとともに、与えられました任期は石にかじりついてでもなし遂げていきたいと思っております私の後を継ぐ方は福祉の分野も手厚く、思いやりのある行政を行っていただけるものと思うものであります。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

則本議員。

#### 2番（則本 陽介君）

消防長、市長より答弁をいただきました。

火災件数の減少につきまして、その要因としては生活様式の変化と消防署の防火指導の成果、そして何よりも市民の皆様による防火、防災への意識が高まっていることなどではないかと考えているとの答弁でありました。やはり市民の皆さんが防火意識を強くすることが最も大事であると強く感じました。日本には昔から火の用心という言葉があります。この言葉のとおり火に対する心をおろそかにしないことの取り組みが最大の火災予防ではないかと私は考えております。今後におきましても市民の安全・安心を守るかなめとして万全の取り組みをお願いしたいと思います。

また、市長より梶並診療所の閉鎖に関して答弁をいただきました。多くの市民の皆様が梶並診療所の閉鎖には、そりゃ、困る、絶対に困る、通院も投薬もどうすりゃえんじやろうかとの声を複数の方からお聞きしております。また、本当に深刻な問題でもあります。診療所の継続について私にできるお手伝いは積極的に取り組ませていただく所存であります。市長におかれましても診療所の継続に向けて特段の御尽力を重ねてお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

次に。

議長（内海 健次君）

則本議員、暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時37分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に則本議員から発言の訂正がありました。

則本議員の発言を求めます。

則本議員。

2番（則本 陽介君）〔質問席〕

〔発言の削除〕

議長（内海 健次君）

則本議員。

2番（則本 陽介君）

3項目め、災害時のトイレ対策についてお尋ね申し上げます。

昨年12月天井板が崩落した中央自動車道笹子トンネルのように高度経済成長期に集中整備したインフラの老朽化が進行、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害への防災、減災対策が望まれているところであります。当市におきましては山崎断層や大原断層を抱えており、危機管理対策や災害情報には目が離せないところであると思います。私は今回震災で避難所が断水した場合、水や食料と同時に問題になるのがトイレ対策ではないかと考えました。トイレに行かないように水や食べ物を控えると、脱水症状やエコノミー症候群となりやすく、大地震で家が壊れてしまったりすると、交感神経が高ぶり、血管は細くなり、ストレス性のホルモンが出て、血液を固める作用が働くため、水を飲まない、トイレを我慢するということは危険な行為になるようであります。女性や子ども、高齢者、障がいを持っている人にとっては相当深刻な問題ではないかと私は考えております。

以上のことから避難所生活において健康を支えるためにも、1、避難場所のトイレの現状と対策について、2、災害持ち出し常時袋に携帯用トイレを加えるべきではないかという質問ですが、よろしくお願いたします。

議長（内海 健次君）

危機管理監。

危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

則本議員の災害時のトイレの対策についての御質問でございます。

1 番目の避難場所のトイレの現状と課題についてということにつきましては、自然災害、特に大震災では多くの人が避難所に避難をいたします。阪神・淡路大震災でのトイレ問題は深刻であったようです。上下水道など、インフラの整備が進んでいる都市部ほど、この問題は深刻であります。水道は断水、下水管は壊滅状態、多くの人が学校の体育館に避難をいたしました。そういう中で、トイレはふんの山、外では側溝やグラウンドの隅がふんの山、悪臭もひどく、衛生面からも、またトイレを我慢したり、水を飲むのを我慢したりと、健康面からも大変な問題であったようです。余り報道もされませんでした。女性が被害に遭うこともあったようです。まさに災害時のトイレ対策は生死にかかわる問題であります。

美作市におきましても下水道が普及してきていますので、万一断水したり、下水管が破壊されたときの対策は考えておく必要があります。現在1次避難所としている地域の集会所は327カ所、そのうち下水道が整備されているところは約80%です。拠点避難所となる学校などの公共施設はほぼ水洗化できています。しかし、断水したり、下水管が損壊したときはたちまち困ってしまいます。防災協定を結んでいる建設業者などの協力を得ながら早期の復旧を目指しながら、簡易トイレのリース等で対応をしております。美作市の場合山間部ですので、山や田畑に穴を掘って用を足すことはできますが、東北でも見かけましたように避難所では囲いができるようなビニールシートも必要となります。こういったものを各支所に配備をいたしております。また、トイレは自己責任で対策を立てておくことも必要であります。風呂の水を抜かないでためておくとか、タンクを準備するなどの平時の備えとして今後も呼びかけてまいりたいと思います。

2つ目の問題として、災害持ち出し常備袋に携帯用トイレを加えるべきではないかという御質問でございますが、美作市では災害時の備えとして簡易のトイレとなるふん尿袋を市役所や各支所に、当座をしのぐ程度ですが配備をいたしております。先ほども述べましたように排せつは生死にかかわりますので、万一のときのために何でも役に立つビニール袋やウェットティッシュなど、非常持ち出し袋に入れておくことは有効だと思われま。今は非常用やアウトドア用として機能性のいいものが販売されています。例えば水を使わないで消臭や凝固の機能を持つ衛生的なものもあります。値段的にも手ごろであります。御指摘のようにふん尿の処理ができるような携帯用トイレを非常持ち出し袋に常備していただくと、いざというときに大変役に立ちます。今後自主防災組織の研修会等を通じまして、啓発を図ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

則本議員。

**2番（則本 陽介君）**

危機管理監より答弁をいただきました。

現在1次避難所としている地域の集会所は327カ所で、そのうち80%は下水道が整備されており、また拠点避難所となる公共施設ではほぼ水洗化ができているとのことであります。災害によって断水したり、下水管が損壊した場合の際には、災害協定を結んでいる建設業者などの協力を得る一方で、簡易トイレのリースの対応も考えているとのことでございます。また、携帯用トイレを非常持ち出し袋に常備することにつきましては、今後啓発を図っていくとのことでございます。災害に伴う避難所で水を飲まない、トイレを我慢するという行為が危険な行為であるとの観点で私はこの質問を取り上げさせていただきました。今後もこの認識に立った取り組みをお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

以上で通告順番2番、議席番号2番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

#### 議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福島議員が葬儀のため退席をされます。西元議員が所用のため退席をされます。尾高議員が少しおくれます。

それじゃ、一般質問をいたします。

通告順番3番、議席番号14番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

#### 14番（岩江 正行君）〔質問席〕

一般質問の機会を与えていただきましたので、この3月定例議会の一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は市民の安全・安心ということで質問させていただきます。

市民の安全・安心、地域災害に強いインフラ整備についてを質問させていただきます。

昨年の12月に衆議院が解散され、安倍新政権が誕生されました。首相は全閣僚に経済再生と震災復興、大規模な災害、テロに備えた危機管理に万全を期すよう指示がありました。私は、安全・安心は国民の願いです、大災害、地震に対する備え、災害に強いインフラ整備について質問いたします。平成23年3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北、関東を襲った。大津波により太平洋沿岸の多くの市町村が壊滅しました。死者は1万6,893人と阪神大震災の死者数6,934人を超えて、戦後最大の惨事となりました。美作市においては平成21年の集中豪雨によって山崩れで人が生き埋めに、山家川が氾濫し、600以上の家屋を泥水とともにのみ込む甚大な被害をもたらしました。大きな災害の傷跡を残し、今復旧工事が急ピッチで進んでいますが、自然災害の恐ろしさを改めて認識をさせられました。なぜ災害前に防災対策は考えなかったのか、私は疑問に思います。市が合併してからですね、平成17年に合併してから、市会議員のほうから、あそこの浸水地があるんじゃないかと、作東のあそこは浸水地があるんじゃないかと、ああいうふうな避難場所に、浸水地のあるところに避難場所があるのはおかしいと、早うしてくれ、してくれて言よって、こういうふうな600戸からの家屋の浸水があったと。この辺のところを十分職員の方々に認識していただいて質問をお願いしたいと思います。美作市には山崎断層の一部である活断層の大原断層が通っており、平成8年12月、岡山県の地震活動調査委員会が大原断層に関する調査報告書によると、30年以内にマグニチュード7.4の直下地震の発生する確率が高いと危険性を発表しております。美作地域における地震災害予防を実施し、住民の生命、身体、財産を地震、災害から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けての事業計画、防災訓練をお願いいたします。

では、項目に入らせていただきたいと思います。

1番目ですが、防災訓練と市民の安全ということで、1番に、高齢者、障がい者をどう避難させるのか。

2番目に、保育園、幼稚園、小学校、中学校における防災訓練についての質問をいたします。

それから、湯郷温泉の宿泊客での防災訓練は、避難地、避難路の案内についてはどうしているのか。訓練



をしとんかしとらんのか。しとったら1年に何回ぐらいしょんか。

4番目、消火訓練、消火器の備え、全戸に備えとんか。消火器の取り扱い、皆がわかっとなか、消火器をどういうふうにして使うんかわかっとなか、訓練の中にありますけども。それから、安全管理の不備よつての事故、捜査。長崎の火災事故がございました。そんなものを踏まえて質問をさしていただきたいと思ひます。

それで5番に、市民の安心を守る公共放送の強化ということについて、5点についての1回目の質問いたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

岩江議員の防災についての全般にわたる御質問をいただいております。

冒頭岩江議員も申されましたように東日本大震災に大変な被害が生じておるといふことで、2年がもうすぐたとうとしております。美作市としても取り組むことは微々たる力ではありますけれども、3月11日には市民の皆様へ呼びかけをいたしまして、全市民に犠牲者に黙祷をささげたいといふふうにして思ひております。そういった呼びかけも行つてまいりたいと思ひております。また、山家川のいわゆる集中豪雨での災害等々、合併以降現地にも出かけて、問題点を何点か把握してあります。その中で何とか井堰を転倒井堰にやる、もしくは統廃合ができないものかといふようなことを地元議員等を通じましていろいろと協議をさしていただいたんですが、なかなか前に進まなかつたといふことがございますが、今では全ての地権者、水利権者の皆さんが御協力をいただきまして、ことしの遅くとも6月には山家川につきましては、河川改修が完了する見込みであります。地権者、水利権者のそれぞれの皆さん、御協力いただいたたまもの、また国、県の熱心な工事への予算配分といふことで、感謝を申し上げたいと思ひます。

さて、岩江議員の防災全般にかかわる御質問といふことでございますが、災害は自然災害もあり、また人為的ミスによる災害もございまして。日ごろから注意を払い、気をつけていけば防げるもの、またどんなに気をつけていても起こつてしまう災害といふものもあります。安心・安全な市民生活を保障していくといふことは行政に課せられた大きな責務であるといふふうにして認識をしております。昨年11月25日、議員の皆様にも参加をいただきました美作市総合防災訓練は、地震を想定した災害時の広域連携と、それぞれの団体がこんなことをするんだといふような訓練でございました。これはこれで大変必要な訓練でもあり、今後も実施をしてまいりますが、この訓練は地震が発生した後の対応でございまして。しかし、地震において命を守るといふ観点では遅いといふことでございまして、減災ではあります、防災にはならないといふことでございまして。2月2日には美作県民局と共催で実施いたしました防災フォーラムの中で、山口大学の瀧本浩一先生は、地震について震度6か震度5かの違いは大きな違いがあると指摘をされております。震度5だと、家具が倒れたり、看板が落ちたりで、場合によるわけですが、けがをする程度で済むが、震度6以上であれば、耐震ができていない建物はその瞬間に倒壊をする危険があると、まさに命にかかわる重大な問題であるといふふうにして講演をされております。大原断層による直下型地震では最大震度6強と言われております。そういった危険が潜んでいるといふことでございまして、どう対策をしておくか、重要な課題であります。地震だけでなく風水害でも、まず潜んでいる危険をそれぞれで認識をいただいて、自分の身は自分みずから守るといふ意識を持って平素から備えをしていただく、そういった意識、知識の醸成を図るよう市としても繰り返し呼びかけるとともに、耐震化など、必要な対策は順次してまいっております。瀧本先生の話でも、個人個人ではなかなか防災の取り組みが進みませんが、地域の中で自治会や自主防災組織の行事な

どを通して、みんなで一緒に取り組める工夫が必要であるというふうに言われております。個人住宅の耐震化につきましては、助成制度を設けておりますので、これらを活用していただき、耐震化を促進してまいりたいというふうに思います。市民の皆さんも大いに利用をお願いしたいと思います。

さきの防災フォーラムには消防団関係者や地域の自主防災組織の関係者も多く参加いただいております。地域の防災リーダーの育成や総合防災訓練など、市として取り組んでまいりますが、自主防災組織でもそれぞれ研修や防災訓練を実施してもらうよう積極的に働きかけをしてまいりたいと思います。

もう一つ、防災教育の実践でございます。東日本大震災でも中学生が防災のリーダーとなったことは釜石の奇跡と言われておりますことで周知のとおりであろうと思います。この奇跡も日ごろの防災教育、防災訓練があつての行動であつたようでございます。どの園や学校でも防災訓練は年間計画的に行われていますが、小・中学生がその知識を生かして、家庭や地域で実践してもらう地域の防災リーダーになってもらう、このような防災教育を促進してまいりたいと思っております。

それぞれの項目につきましては、危機管理監のほうで答弁をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

危機管理監。

**危機管理監（小林 昭文君）**〔登壇〕

岩江議員の防災訓練と市民の安全について、5点について御質問されております。

1点目でございますが、高齢者や障がい者をどう避難させるかという問題でございます。高齢化が進み、在宅で暮らす高齢者がふえ、地域では高齢者世帯、独居老人がふえてきています。災害時に地域の高齢者や障がい者など、要援護者をどう避難させるか、平時から備えておく必要があります。自主防災組織など、地域のつながりを生かし、家の間取りやどの部屋で寝ているかなどの実態を把握し、いざというときのために、誰が誰をどのようにといった細かい計画を立てておく必要があります。これらは自主防災組織や地域の助け合いネットワークで取り組んでいただいているところですが、避難誘導方法については、防災訓練等を通して研修をしてもらうように努めてまいります。

また、23年度に民生委員さんの御協力をいただき、要援護者支援システムを構築いたしまして、どこに誰がいるかといったような情報が把握できるようにいたしました。個人情報保護に注意を払いながら、このシステムと防災情報支援システムを関係部署で共有することによりまして速やかな対応がとれるようにしてまいります。

また、災害時に要援護者の避難場所として市内5つの老人福祉施設を使用させていただき災害時の福祉避難所に関する協定を昨年12月に締結いたしました。一般の避難所では難しい要援護者の方の受け入れをお願いすることとなっております。

続きまして、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における防災訓練等につきましては、少し私のほうから触れさせていただいて、詳しくはまた教育委員会のほうでもお答えを補足いただければと思いますが、私のほうから報告をさせていただきます。

学校園においては学校安全年間計画に基づき安全学習、安全指導を行っております。防災教育もこの中に位置づけられています。東日本大震災を受け、学校園における防災教育のあり方は全国で見直しが図られているところでございます。市内の学校園においても立地場所と市の防災ハザードマップを参考にし、予想される災害を中心に防災計画を見直しております。教職員や幼児、児童・生徒が地震や台風などの災害時や火災時、不審者侵入時に安全な行動ができるよう必要な知識など身につけるとともに、学校園における対応の仕方をあらかじめ講じておく必要があります。そのため防災教育の一つである避難訓練において消防署や警

察署の指導を受け、避難経路の確認や落ちついた集団行動がとれるように事前指導、実際の訓練、事後指導を行っております。今後も避難訓練につきましては、消防署や警察署の指導を仰ぎながら、随時その内容の見直しを行うとともに訓練のための訓練にならないよう徹底した危機管理意識のもとで行うよう指導してまいります。東日本大震災の経験でも証明されましたように突然の地震にも備えた訓練をしておく必要があります。繰り返し繰り返し行うことでいざというときに役立つ訓練になると思いますので、そのような訓練に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、3項目めでございますが、湯郷温泉などの宿泊施設での防災訓練、避難地、避難路案内についてということでございますが、湯郷温泉など、宿泊施設での防災訓練につきましては、消防法により一定の規模以上の宿泊施設においては年に2回以上、消防訓練、避難訓練、通報訓練等を実施することとされています。訓練実施の指導といたしましては、年1回の立入検査時に口頭指導を行い、違反している場合には改善指示書の送付及び改修計画書での指導を行うようにいたしております。

湯郷温泉には地理に不案内な災害時要援護者とも言える宿泊客や観光客も多く来られます。避難訓練は旅館組合や地元自主防災組織が協力して避難場所への誘導訓練を実施するようにしてまいります。以前から議員の御指摘もありましたように誘導看板について、観光客のよく集まる場所に避難場所を示す表示看板を設置することにいたしております。誘導看板につきましても、順次整備をしてまいりたいというふうに考えております。

4点目の項目でございます。

消火訓練、消火器の備え、消火器の取り扱いについてということですが、自主防災組織や地区など、市民からの要請により防火、消火訓練時に訓練用消火器を使用いたしまして消火訓練、取扱訓練を実施し、各家庭への消火器設置の啓発及び注意事項等の説明も行ってまいります。

また、みまちゃんネルの暮らしの安心・安全のコーナーでも消火器の取り扱いについて放映しているところでございます。また、要請がありますれば、出前講座によりましていつでも指導のほうにも消防署のほうから出かけてまいるということで対応していきたいというふうに思っております。

それから、5項目めですか、市民の安心を守る公共放送の強化についてという点でございます。市民の安心を守る公共放送の強化について、議員言われたとおり大原地域の山崎断層系の一部である大原断層の調査報告では、永久の活断層と推定されており、1,000年に1メートルから10メートル未満変動すると言われておりまして、予断を許さない状況にあると思っております。東日本大震災では広域的な停電や市町村の庁舎や防災拠点施設などに被害が生じ、避難のための情報が伝達できないなどの課題がありました。NHKでは気象庁から出された緊急地震速報やテレビやラジオの全ての放送波で速報しています。

また、気象庁からの情報は全国瞬時警報システム、J-ALERTとありますが、これと防災情報提供システムによりまして美作市への、市内のほうへ情報提供ができるようにしてあります。この情報を美作市ではケーブルテレビのみまちゃんネルや告知放送、ホームページなどで情報を伝達するようにしております。市民の方の初期の情報収集手段は自宅ではテレビや告知放送を視聴いただき、野外では携帯電話のワンセグやエアメール、ラジオ、自動車のカーナビなどといったものを利用していただきまして、情報を収集していただきたいというふうに思っております。

また、東日本大震災でも活躍をしたのがコミュニティFMです。災害時には臨時放送局の開設もできることとなっております。本年3月には美作市ケーブルテレビを法人化し、新年度から制限のかからない自主放送番組編成が可能になることから、防災情報の充実や災害情報の提供なども行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

尾高議員がここで出席をされました。

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

岩江議員の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における防災訓練の実施状況につきまして、少し御報告をさせていただきます。

保育園では毎月1回以上の実施が義務づけられており、小学校では学期1回、年間3回から4回が実施され、中学校では1、2学期で年間2回実施をしております。幼稚園では主に保育園や小学校と合同での実施となっております。また、集合場所への集合の訓練を中心とした簡単な避難訓練から数回実施をしております。特に、小さい幼稚園、保育園につきましては、有事の際、瞬時に対応ができるよう平素から体で覚えさせて、行動に移れるような訓練を実施をしております。また、林野高校におきましても年1回の避難訓練や、教職員並びに生徒を対象としました救急講習会も行われております。さらに、関連する教科の授業において安全の知識、集団行動、そしてみずから危険を予測し、主体的に行動につなげる態度を育てるなど、防災教育としての内容の充実が図られているところであります。いずれにいたしましても、災害などに対し一番大切なことは日ごろからの備えであると思います。そういった意味から避難訓練につきましては、消防や警察の指導を仰ぎながら、随時その内容を見直しを行うとともに、訓練のための訓練にならないよう徹底した危機管理意識のもとで行うように指導をしておるところでございます。

幼稚園、保育園につきましては、1次避難場所へ移動する時間が40秒から1分、そして2分、3分という時間がかかります。1次避難場所はすぐに行けるところではございますが、そういう時間を要しております。また、2次避難場所につきましては、1分から2分、そして安全な場所へ行く、場所が英田のほうでございますけれども、5分という時間がかかるところがございます。そういうのが幼稚園、保育園でございます。

そしてまた、訓練の実施状況でございますけれども、小学校、中学校におきましても火災、地震、不審者、洪水、竜巻と、こういうようなことを想定しながら、それぞれ1学期、2学期、3学期と、そういう訓練を実施しておるところでございます。本当に災害はいつ起こるか分からないという中で瞬時の判断ができることを、教員、そしてまた子どもたちも真剣に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員、2回目です。

**14番（岩江 正行君）**

高齢者のね、高齢者、障がい者をどう避難させるか、在宅で介護されよう方、何人ぐらいおられるんか把握されとん。それで、動ける人はいいけども、動けん人がおるでしょう。そういうような人は誰が救助に行くのか、避難させるのか、それについての御回答がなかったんじゃけども、今言う先ほど2番の議員の質問の中にもあったんじゃけど、全体でひとり暮らしだけが2,597人おるんじゃと、それで民生委員中心にほっとネットで云々というようなことを言われとんじゃけども、自分が言おうとすることは、避難者をどう避難させるんなら、高齢者や被害者をどう避難させるんですかという。そじゃから、大原病院には4階にはほんまによいよ動けんような人ばっかしがおられる。それから、介護施設、大原の特養、それから江見、それからたくさんの方々のそういうふうな体の自由がきかない、障がいのある方々を受け入れとる施設がたくさんあ

ると思うんじゃけども、施設の関係についたら、何回ぐらいされよんか、訓練を。それから、在宅介護についたら、どういうふうな形に、ここの林野の救急車がびゅうっと行ってじゃね、大変じゃということで、ここで待っとくからこの早う、わしんとこの近くじゃというたら、わしんとこの近くの公会堂があるから、公会堂のところで待っとくから、ここに消防団がここへ動けない人をここへ連れてきてくださいよとか、そういうふうな訓練ができてんかできてないんか。恐らく消防団やこうにそがな訓練しとらんとするん。徹底してないと思うん。この前こんなこと言うて、言うちやなんやけどな、せんよりましじゃからな、あそこで江見で防災訓練がありました。せんよりましじゃ。わしこの前福力荒神様へ行たん。農機具の機械がたくさん出とる。あれ珍しい機械も、まき割りやこうでも珍しい機械がたくさんあるというようなことで、農機具やそがなもん、展示会じゃないんじゃからね、珍しい消防車があるなというようなことじゃなしに、やっぱしどなんしてするんならという、もう一つ深う踏み込んだ防災訓練が私は大事じゃないんかなというように思うんです。わしんとこの部落40戸ぐらいの部落じゃけども、消防団が団体14、十三、四、五でもおるんかな。それで、遠くへ働きに出られとる方もおる。それから、家の近所の会社やこう行かれようる人もおられる。そうしたときにいざそうなった場合については、わしんとこの地区だったら、部落だったら、あそこは1人しかおらんから、ここはこう移動していこうとか、ほんなら川上へ入ったら、川上のほうは何人もおるから、こういうな形の中で移動していかないけんじゃなかと、自衛隊が来るまでの応急処置は誰がするんなら、救急車が来るまで、消防車が来るまで、消防署が来るまでの応急措置は誰がするんという、その辺のところが説明がなかったんで。やっぱしね、学校については教育長のほうから聞きましたんで、とりあえず万全を期すように、災害があっても。大川小学校でね、東北大震災で逃げ場を、三角所のとこ行かなんだら、上の山へ避難しとったら、皆助かつとん。それが逃げ場を違うたとこへ行つてね、あそこは訓練しとったんかしてなかったんか知らんけど、逃げ場が違うたとこへ行たん。二、三分の山の裏へ上がとつたらじゃね、助かつとるやつをあっちへ逃げたと、それで70人からのとうい命がああ津波によって奪われたんじゃということなんで、とりあえず万全を期していただきたいと思います。

それから、湯郷の温泉地の宿泊施設での防災訓練とはいうことは、やっぱし札だけじゃなしに、今のおかみの会というて、ほかのことじゃようおかみの会と言ようるけども、従業員もひっくるめて、1年に一遍ぐらいはお客が少ないときにでもそういうな訓練もしていただきたいな。あそこは安全・安心に物すご気を使ってるぞと、湯郷温泉は、あそこの温泉行たら、危のうて危のうて逃げ場もなにも袋小路みたいところでありゃあへんぞというようなこっちゃなしに、この前9月だったかね、湯郷温泉のインフラ整備、住環境整備について質問したんじゃけども、何か知らんけど、調べられてないようにあつたで、私もひどう質問には入らなんだんじゃけど。やっぱし住環境整備はこういうな形の中で補助金がありますよと。やっぱし補助金はもうあるやつはもう人の命にかかわる問題だったら精力的に動いてね、やってもらわんだら私はいけんと思います。

それと、消火訓練、消火器の備え、消火器の取り扱い、安全管理の不備によってじゃね、事故があつて、それでまた警察が来て捜索する、何が原因だったん、そんな繰り返しの新聞がもうよう出とる、新聞に。危機管理監、あんた消火器どがして使うか知つとるか。知つとんか。どがいするん。ちょっと格好してみねえ。

#### 危機管理監（小林 昭文君）

びんを抜きまして、ホース向けて、レバーを引いて。

#### 14番（岩江 正行君）

そう、ほじゃけんな、そういうなことが、そうらしいんじゃ。そのことがじゃな、やっぱし徹底してなか

ったら、こうやって火に向けてこがんことしたっていけんらしいわ。この間テレビでしょりました。それで、わしも一つ賢うなったなと思うとんじゃけども。管理監やっぱし勉強されとるから、こういうにほうきではくように、つつききをせえというて言よりました。やっぱし火のほうへ向けてばあとかしたっていけんらしい。そういうことで、その辺のどこについても十分。それから、この消火器がないところについては、消防署のほうからでもじゃな、ちいたあ、火の用心、火の用心というて車で流すのもええけども、そういうような施設にほんまに消火器が置かれとんか置かれてないんか、人のたくさん寄るとこ。そういうような点検を、今しとるとこある、何件になるというようなことを言よんじゃなしに、点検をしていただきたい、きちっと。

それから、市民の安全・安心を守る公共放送の強化ということでございますけども、湯郷は防災無線を撤去したというて聞いたんじゃけども、ほいでね、これがおいというてすぐ人が、おい、逃げよというて言えるとかだったらええけども、やっぱし野良仕事したりして、山へ入ったり仕事したりして、やっぱしそういうな人にね、人の命も救えるんじゃと、伝えれるんじゃと、安全を伝えるんじゃというふうな形のものはやっぱし防災無線が一番じゃないかと思うん。そうしたときにね、これちょっとこれ北海道の南西地震というて、皆さんよく知って、奥尻島のあの地震じゃ、今から20年、阪神大震災が18年で、その2年前。ここでも大きな被害があった。ここでのな、津波が来出したん。うずくまっとったというんじゃな、人が。それで、津波が来るけん早う逃げよというて、人がざっと言うて回ったんよ。そしたら、今言よる高台に逃げて一生を得たという、今のその教訓というのは今も残るとというふうに、この前ちょっと雑誌見たら書いておりました。それで、やっぱしそういうなちょっとしたことが皆さんに安全、危険を伝えるということが、どうして皆さんに知らせるかということが私は一番大事じゃないかと思ますんで、その辺のどこについても、皆さん徹底していただきたいと思ます。

ひとり暮らしの支援については、2,597人の人がおられるんじゃと。じゃけども、そこの中で一番の問題、在宅、災害の弱者じゃな、もうベッドでもう体が動かないと、わしはもう病院には行きとないんじゃ、ここへおりたいんじゃというて家へおられる人、こういうな人についてのやっぱし避難の仕方というものを、今やっておられるんだったら、何もここで紹介してもろうたらよろしいし、してないんだったら、ちょっと厳しゅう言うときますけども。今後は早急にこれに対応していただきたいと思ます。

これが2回目の質問です。

#### 議長（内海 健次君）

危機管理監。

#### 危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

岩江議員の2回目の御質問でございます。

今全般的に言われた件でございますが、まさに私がしなければいけない仕事だなというふうに感じております。

まず、高齢者の人数につきましては、先ほど言われたとおりでございますが、それでは寝たきりが何人かという把握は私のほうではちょっといたしておりませんが、これにつきましては、保健福祉のほうと連携をとりまして、把握に努めて、また地域の自主防災組織との連携も図りまして、そういう方の対応をそれぞれの組織で、地域でできるような方向で一緒に連携を図っていきたいというふうに思っております。行政といたしましてもそういう方がすぐに把握できる、防災情報システムはブロックごとにいるんな情報が入りますので、そのエリアの中にどういう方がおられるかというのが要援護者支援システムだろうというふうに思っておりますので、いざというときにはそういう情報を把握しながら対応をしまっているようにしていきたいと

いうふうに思っております。

それから、入所施設、高齢者なんかの入所されている施設がありますが、これにつきましては、訓練のほうは年2回されているというふうに聞いております。通報訓練なり避難訓練、ただこれは施設内だけでございまして、私が一番心配しておるのは、その地域と連携を図った避難訓練というものが必要ではないかなというふうに感じておるところです。

それから、在宅の関係ですけども、一つの例といたしまして楢原の中で防災訓練をされました。その訓練の中に消防団が参加してくれておりまして、消火栓の使い方の訓練を指導をしてくれたりとかというふうなこともありまして、先ほど言われたような対応の細かいところまではそこではしていなかったのですが、そういう連携の仕方、それから親子で子どもさんも参加した訓練でございましたので、その地域の子どもも、お、こんな訓練をするんだということで親子で勉強ができて、いい訓練ではなかったかなというふうに思います。

それから、応急手当等の訓練につきましては、それぞれ地域で消防署に依頼をされまして、かなりAEDの使い方とか、救急法の講習を受けられておられます。今後もこれを進めていったらいいというふうに思っております。

それから、ホテル、宿泊施設の訓練でございますが、これは消防署のほうで指導は当然従業員も含めて訓練を実施するという必要であろうというふうに思いますので、今後とも指導を強めていっていただくというふうに思っております。宿泊施設につきましては、湯郷の宿泊施設はやはり中の施設の中で火災等のときに中で迷うというか、出口がわからなくなるような感じがありますので、その辺も含めてきちっと訓練をする必要があるのかなというふうに思います。

それから、補助金、耐震化の補助金につきましては、この詳しいところは建設部のほうでちょっと答えていただけたらというふうに思いますが、消火器等の点検につきましても、これは消防団のほうでも取り組みを年に1回、いろいろ消火栓の点検とかも行っておりますので、消火器なんかも点検もしていただいとると思っております。

それから公共放送につきましては、いろんな完璧な放送というんですか、同報系の放送設備というのはなかなか、防災無線があった東日本でももう全部施設が吹っ飛んでしまったというような状況でございましたので、なかなか完璧な放送設備はないかなというふうに思いますが、いずれにいたしましても、正しい情報を届けるということは減災につながることでございまして、今後も検討をしてみたいというふうに思います。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

岩江議員。

#### 14番（岩江 正行君）

管理監な、してくれとろうと思う、してくれとろうと思うという話じゃなしに、あんた、危機管理監じゃから、あんたが消防署と一緒にあって、確認せなんだら、そうでしょう。楢原の消防団やこうがな、このときにあんた行とったんじゃな。それで、やっぱり地域の中で子どもさんやこうと一緒に扱い方やこうを説明したんじゃと。ほんまにここらあ進んどるとこじゃ。じゃけども、進んでねえとこあるでしょう。消防長にもお聞きしたいんじゃけどな、消防長、やっぱしどがなんかな、消火器、皆、それから避難口は全部そういうものがきちっと整備できとるか、施設に。それでな、やっぱし消防団が、投げやりな話じゃなしにみんなで防災に当たらんんだら、みんなで。そじゃから、早う言うたら民生委員にどうのこうのじゃとか、誰々にどうのこうのじゃなしに、ここの部落はいざというときにはここを一番にこうしましようとかというよう

な、1年に一遍どこの部落も総会があるわけじゃから、部落の総会が、その総会でも出向いていて、ちょっと時間下さいよと。島根県のね、原発があらああのう、あそこへ。あそこ今言ようる福島原発が起きてから大変なんよ、防災訓練が。姫路のほうも、わしこれ何でしたというたらな、災害でよう出るから神戸新聞よう見るんよ。神戸新聞じゃね、やっぱしあの阪神大震災の教訓というな、そのことがもう、それからまた水害で二十何人亡くなったんじゃと、そのことがもうどがいにも離れんわけよ。きょうは人の身、あすは我が身ということな、誰の命がのうなってもいけんわけじゃから。そのとうとい命を守ることが我々に課せられた義務じゃから。その辺のとこをあんたそこへべたつと座つとくのも、偉い人じゃけん座つとくのはえんじやけども、あんたが動きとないんだったら、誰かあんたの関係の人をして、これ確認してこいというようなことをしていただきたい。かように思います。

学校のほうもですね、一緒に行てじゃね、消防長やこうも一緒に行てじゃね、していただいたら、余計子どもたちも本気になるんじゃないかと思ますんで、とりあえず自分の体は自分で守ってもらわにやいけんわけじゃけども、やっぱし市長がいつも言ようる自助、公助、共助というて、その辺のところをやっぱし別々じゃなしに一つになつてな、考えていくということをやっていただきたいと思ます。

これで1番目の防災と市民の安全・安心についての質問を終わります。

#### 議長（内海 健次君）

岩江議員、休憩の後に2項目めをお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

#### 議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員、2項目めの質問に入ってください。

#### 14番（岩江 正行君）〔質問席〕

では、2項目めの質問に入らせていただきます。

自分を守る、大切な人を守る、地震と災害の備えは十分なんかということについて質問させていただきます。

これは食料は、缶詰じゃとか水じゃとかというて3日間ぐらいな備蓄しとるかしてないかということは皆さんもよく御承知じゃと思ますけど、乾電池、それから携帯電話の準備、貴重品の持ち出しの仕方、こういうなんは万全か万全じゃないか、こういうなやつね、やっぱし管理監な、各地域に行て、お年寄りやこう、もう部落の総会じゃ1軒家に誰か1人は来てますんでね、こちらへ行て、やっぱしちょっと防災訓練についての、あなた方の体は自分で守ることをせにやいけませんよと、またあんた方の大切なお父さん、お母さん、お孫さん、子どもたちは、やっぱし大切な人を守るにはこういうなことが大事ですよという、そのくらいのことはね、ちょっと消防署と手分けしてじゃね、わしは回っていただきたい。これ部落の総会というのは1年に一遍はどうでもあるわけですから、それを確認することを第一番、それをやっていただきたいということ。

それから2番目について、家具の転倒、落下防止、点検指導、これが消防署のほうでできようかできようらないかということ、どつこの家へ行てもじゃな、そりゃどえらい大きな体育館みたいにしといて真ん中のほうへ寝ときゃ、ひどう被害には遭わんと思うんじやけども、どこの家も、ま、6畳か8畳かぐらいのと



こにたんすを置き、それからピアノを置き、何やらを置き、本棚を置き、それについて今度はおじいちゃん、おばあちゃんの遺影をこういうふうにお仏壇の前の辺行ったらよう飾っとる。それから、子どもの表彰状、これ額ぎょうさん上げとる、鴨居にかけて。こういうなやつがじゃね、ぼつと目が覚めたときにはや落ちてきてるわけじゃから。こういうなことは市民の安全・安心を守るためにやっぱし誰が点検するんかせんのかあんたらで協議したらえんじゃけども、たんすが落ちてこんように、今この間も言よった。転ばんように上から支えをするんじゃとか、こっち転がんにように柱となんとにたんすをくくるんじゃとかというような、そういうような点検指導しとるかしてないか、してなかったら、やっていただきたいということ。

3番目、住宅の耐震化、耐震補強の進捗状況について、民間の人が今どのくらい耐震工事をやっとなるかやっとなか、その辺のとこわかる範囲でよろしいから説明をしていただきたいと思います。

それから、協力し合った救出活動の応急救護ということで、これね、先ほど2番議員が勝田の診療所のことを再々言われようりました。わしらの同級生が大原の高等学校あったときにじゃね、碓谷からのあの辺からでも全部大原まで歩いてこられよった。今道があれしもうてじゃね、金谷からあそこを越すのにね、もうちょっと春名部長に力、ちょっと精力的に動いてもらわにやいけんのじゃけども、道路が物すご傷んどる。雪が降ったら車通れんというて、いつもあの自動車屋の会長さんに叱られるんじゃ。雪のけが悪い、除雪、岩江さんええぐあいと言いなさい、車が通れりやせんがなというて。やっぱしね、あっこは袋小路になってしまうよ。お医者はおらんわ、けがはしたわね、山崎断層というのは豊成まで行とんじゃからな、突き当たってどんとあっこ金谷におりて豊成のとこまで、駿口のとこまで。ここがばしゃつといてしもうたら、袋小路になってしまうんじゃ。梶並出ようたっとお医者さんおらん、大原来うたって道はめげてしもうとる。じゃから、どこが一番近いならというたら、大原行くのが一番近いん、医者行くんでも。だから、町が合併せんうちに市道の道路も力入れてしょうたんじゃけど、途中からぶちっと切れてしもうて、難しい、大阪のほうの人が土地持っておられて、一向に進んどる様子もないようですが、この辺についての道路はどがいするんかなという、その辺のとこの考えも欲しいと思います。

避難路、避難地の確認ということですね、それから防災マップの問題、これがね、わしとこの自分の座るとこのここのとこへ防災マップのやつもろうとんよ。避難地がじゃな、いまだに、先ほど言うたけども、作東があれ、あそこが水でつからんじゃ、つからんじゃというて言よったとこがあっこが水がばさっと上がって600ほどつかってしもうた。山家川もう前から氾濫するんじゃ、氾濫するんじゃという話があった。17年に市会議員が出たときに言いよった。早う対応してくれというようなことを言われよった。じゃから、これらについても、もう一遍防災マップの見直しもきちっとしてもらわんだら、この前の平成何年な、この前の災害、21年の災害のときじゃな、あのとときに立石のあそこへ来てくれと言んじゃけど、行こうたって行けんじゃ、水が向こうからどっどどど、県道を飛び越えて出て、三谷川氾濫してしもうて。ほいで、こういうの大きな木が流れてくるんじゃ。車は、おまえ、ひとたまりもねえ、あがなもん当たたら。その中に避難地があるわけじゃから。やっぱしそういうなもんも市民の安全・安心を守るためには避難地の再確認もきちっとしていただきたいと思います。

2項目めについての質問を、1項目めじゃな、質問を。お願いします。

**議長（内海 健次君）**

危機管理監。

**危機管理監（小林 昭文君）**〔登壇〕

岩江議員の2項目の御質問でございます。

自分を守る、大切な人を守る、地震と災害の備えということでございます。答弁に入ります前に少しテレ

テレビで見た話を少ししたいと思います。大切な人を守るということでテレビであるテレビをしておりまして、子どもを持っている親御さんの地震の話をし、体験してもらって、あと転倒防止の器具をどこへ行ったら買えますよという話をしていた実験をしておりました。帰りにその人たちがホームセンターへ寄った人はわざわざでございました。すぐしなければいけないという体験をしながらそういう状態でした。もう一つ実験として子どもをどうしたら守れるかという話を別のグループにしていたところ、そのグループの人はホームセンターに行って、その器具を買って帰ったそうです。取りつけたかどうかはわかりません。でも、そういう行動に出たということで、大切な人を守るんだということで進めていけば、防災の備えが進んでいくのかなというところで、ちょっとテレビを見た話をさせてもらいました。

食料、缶詰、水、電池、携帯電話の準備、貴重品の持ち出しの準備は万全かというお尋ねでございますが、これにつきましてですが、災害時自分の身は自分で守ることを基本に大切な人も守る、備えをしておく必要があります。災害が発生して72時間は公的支援がないことを前提に、食料や水、電池など、非常時の備えが必要であると言われております。非常持ち出し袋を用意し、いざというとき持ち出せるようにして備えておく1次の備え、3日分の家族の食料や水など2次の備えをしておく、そしてもう一つですが、いつでもどこで災害に遭うかわからないということで、貴重品など、必要なものをいつも持ち歩くというゼロの、ゼロ次の備えも必要であると言われております。食料は賞味期限が5年など、長期の缶詰などもできておりますので、それぞれの御家庭で準備していただくよう啓発を図ってまいりたいと思います。食料は少し多目におき、賞味期限前に食べて、また買い足すといったローリングストック法というような方法も有効であろうかと思っております。

保健所や栄養士などで組織する勝英地域みんなでつくる災害時の食生活支援ネットワークが災害時の食生活支援ガイドを作成いたしまして、近いうちに各家庭にも配布をいたします。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

2番目の家具の転倒、落下防止、点検指導でございます。これにつきましては、震度5の地震では家具が転倒、水屋からは食器が飛び出すなど、テレビなどの部屋に置いてあるものが飛んでくるといったような状態が起こります。防止対策の備えをしておくことで、けが等が防げる、家族を守れることとなります。このような備えはすぐにでもできることです。これら防災グッズはホームセンターなどに行けば、コーナーを設けてありますので、大切な人を守るためにぜひ買い求めて対策をしていただく、こういうことを自主防災組織の防災研修など、繰り返しお願いしてまいります。また、地域の行事などで景品としてこのような防災グッズを配るなど、普及の工夫にも取り組んでまいりたいと思っております。災害はいつでもどこで起こるかわかりません。家の中、職場、旅行先など、それぞれで危険箇所をチェックしておくことも必要です。日ごろからそのような備えができるような機運の醸成を図ってまいりたいと思っております。

各地域の自主防災組織で繰り返し研修できるような防災リーダーの育成や研修会の開催なども支援を行ってまいります。

次、住宅の耐震化、耐震補強、進捗状況でございますが、詳しくは建設部長のほうで答えていただこうと思っておりますが、少し触れさせていただきます。美作市では耐震改修促進計画において住宅の耐震化率を国の基準に沿って平成20年度末の69%から27年度末には90%に引き上げる目標を設定しているところですが、23年度末の推計値では71%にとどまっているのが現状です。一定の条件はありますが、個人住宅の耐震診断及びその結果に基づく耐震改修費用に対する助成制度を設けております。今後あらゆる機会でも周知に努め、耐震改修の促進に努めてまいりたいと思っております。

市営住宅の状況については、58団地のうち56年5月31日以前に建築された団地が26団地あります。長寿命

化計画に基づき耐震化を図るか、老朽化に伴い改築するかを検討し、国の動向を踏まえながら順次耐震対策を図ってまいります。

4 番目でございます。

協力し合った救出活動、応急救護ということです。

地震などのように広範囲で同時に災害が発生した場合、公的機関での対応は限度がございます。どうしても地元の消防団や自主防災組織での助け合いが重要になってきます。阪神・淡路大震災でも救出された人の8割が家族や隣近所の人に助けられたということです。自主防災組織や地区の防災訓練において救助訓練、AEDの使用方法や三角巾を使った応急処置の方法、また毛布を使った担架搬送などの救護訓練を実施されていますが、今後も消防署の職員を派遣して指導を行ってまいります。

それから、防災マップの関係でございます。防災マップにつきましては、現在6地域ごとに防災マップをお配りしているところでございます。先ほど御指摘がありましたようにここは水害に遭うところではないかというふうな御指摘もあります。避難所を含めまして地域防災計画の見直しを今後取り組んでいく予定でございます。今現在地震の関係、南海トラフの地震の関係で県の防災計画の見直しが今やられているところでございまして、それを受けましての見直しをしてみたいというところで少しおくれておりますが、見直しをしてみたいというところでございますが、避難所につきましては、災害によって水害だけではなくに災害によってはその避難所が有効である場合もありますので、その辺も避難所としていかにその地域が利用するかということも地域で徹底を図ってみたいというふうに思っております。

それから、防災情報支援システムをつくっておりますが、ハザードマップを活用しながら地域の皆さんが実際に現場を歩いて、地域で役立つマップづくりの作成を推し進めてみたいと思います。そのための助成もございますので、進めてみたいというふうに思います。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

建設部長。

**建設部長（春名 修治君）**〔登壇〕

それでは、耐震の状況について御説明させていただきます。

現在美作市では個人住宅の耐震診断が16件申請されております。この耐震診断は今まではなかなかなかったわけですが、現在16件の申請が出て、診断が終わっております。今後については、改修補助金の要望も出てくると思っております。この耐震診断につきましては、1件が4万2,000円という対象になっておりまして、57年以前の木造ということを対象でしております。

それから、先ほど言われました県道梶並立石線、東谷上に抜けたる道につきましては、現在勝田地内で改良工事を行っております。また、大原の川上地内でも一部分改良を行っておりまして、それが進んでいく時点で旧町村境、地元からの要望も出ておりますので、県のほうへ要望をしてみたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

〔14番岩江正行君「消防長」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

消防長。

**消防長（森 正彦君）**〔登壇〕

各戸の転倒防止等についての指導でございますけれども、これは主に自主防災組織の中での訓練などで指導しておるところでございます。各戸に入っの指導は現在一昨年からの回っております家庭用の火災警報

器、火災警報器の設置指導を含めて独居での高齢者宅、これを市内逐次家庭防火診断をして回っているのが現状でございますけども、これはまだ全戸を回れておりません。この中で家庭用の火災警報器の設置指導とあわせ、火のものの点検、それから転倒防止、こういうものを含めた指導をしまいでございます。

それから、自主防災組織の中で救急法の指導というのがあります。こういうところで避難訓練、消火器の、救急法であるとか、転倒防止も含めた一般的な災害防止の指導も進めておるところでございます。昨年24年中の救急法の指導につきましては、市民を対象としたものが51回、1,595名に対して行っております。それから、地区の自主防災組織、こういうものへの指導につきましては、自主防災組織の指導は23回、885名についてそういう指導を行っているところが現状でございます。各戸にわたっての指導は先ほども申しましたように独居の高齢者宅を回ってのみしか現在は行えておりません。今後地区のコミュニティ、こういうところでの消火器の点検、これは150平米以上のコミュニティハウスについては、消火器を設置する義務がございまして、建物の建築時点では指導しておりますけど、その後の点検についてできておるかどうかの確認が全部はできておりません。今後そういうところを地区に対しての指導を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

消防長な、かみしもを着たような形の中でじゃな、物を言わずにな、ほんまにあなたが長靴とかつぱを着るような形の中で、ほんまに市民の安全・安心を考えた戸別指導を行かなんだらな、今言うたん、集会所のほうでも行って、それを調べてやるようにしてくれにゃ困ると言うことを言うるとるじゃろう。しとんかしてないんかということと言ゆるわけじゃから、してなかったら、23回どこでしたんか知らんけど、また説明してもらうたらよろしいですけどな、全戸をしとんかしとらんかと言ゆるわけじゃけん、してないんじゃろうがな、市民に。市民の安全・安心を一番考えてくださいよという質問しよるわけじゃから、してないから早急にその方向にその準備に入らせていただきますから、そのような答弁してもらわんだらな。

それと、これホテルの関係についてらんのじゃけども、ホテルの関係はここへ耐震の関係については質問してないんじゃけども、美作市にも公共施設の中で泊まるやつがある、愛の村からずっとこっちこっち、下は雲海まで、人がたくさん寄るところがある。ここの耐震調査についても、やっぱしね、安全だったらええけど、何もいらわいでもええんだったらええけども、安全だったらええんじゃけども、やっぱし危険な建物というのは耐震構造というのを十分していただきたい。

それから、やっぱし梶並のことをやかましい言よったけども、あそこのとこね、一遍ダムの上ががさっと落ちたことがあったな、ダムの上の。あそこ落ちたらな、今診療所があつたら医者も薬もあるかもわからんけども、どがいぞして行たらな、あそこを落たらあそこ袋小路じゃぞ。そうでしょう。梶並の者はどがいなってもええというような問題じゃないでしょう。それだったら奈義のほうでも迂回できるとか、大原のほうでも迂回できるとか、今ある道路をどう改良していくかということ、やっぱしあんたらが点検して、これは救急車が無理じゃと、ヘリポートもここだったらおりれんかということなどは十分あんた方が調査した中でやっぱし対応、早急にしていただきたい。これ平成21年9月の定例議会わし質問しとんよ。また春名部長に後から十分説明聞かにゃいけんのじゃけども、そういうことでしとるかしてないんか、してなかったら早急な対応をしてくださいよというこっちゃから。それで、できるんかできんのか、それだけ聞かせてください。

議長（内海 健次君）

消防長。

ちょっと待って。

[14番岩江正行君「市長待ちんさい、こっちが言よんじゃけん、今聞きよんじやから」と呼ぶ]

[市長安東美孝君「全体にかかわることで」と呼ぶ]

[14番岩江正行君「全体にかかわる問題じゃけど。一応聞かせてくれえ。今質問しよんじや」と呼ぶ]

**消防長（森 正彦君）**〔登壇〕

各戸の防火指導でございますけども、各戸全部となりますと、かなりの件数でございます。全職員を当てても数年かかるような状態でないかと思慮されます。だから、したがいまして、全戸各戸を回るとするのは非常に困難であるかと思います。したがいまして、地区での指導、区長さんなりを通じながら指導していきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

いつもながら岩江議員の安全・安心に対する御意見、御提言というのは本当にいつも受けておりますし、我々も可能な限りの対応はしていかなければならないというふうに思っております。

まず、御質問の中のほうに触れてきますと、地域の安全・安心という大きな分野での行政の対応というのは可能になってきますが、個々の個人個人の対応というものは、これは行政が全部を、例えば細かい話をしたら怒られますかもしれんけど、例えばこの家に非常用の缶詰が何個あるんらというようなチェックはですな、我々では行政はできません。やはり我々が呼びかけておるのは、地区単位での自主防災組織を立ち上げてください、その中でしっかりと皆さんが、例えば言われるように大雨のときにはどっちへ逃げる、地震が起きたときにはどうするという話を地域の皆さんが平素から話し合っていたと、その中で防災の意識というのが、たんすが落ちたら困る、ひっくり返ったら困るとかですね、そういった備えをしていただくのが自主防災組織の大きな役割でございます。行政がそれを全て個々に点検していくということは非常に難しい。できないと言ったほうがいいと思います。ですから、自主防災の中で地域の皆さんが、我々が自分の身は自分で守っていくんだということをまず芽生えていただいて、お願いしたいというのが一番は自助ですと、自分を助けてください、それから皆さんと一緒に助かろうよというのが共助なんですから、例えばちょっと話がそれますけどね、津波を例に出すと酷ではありますが、避難をしなかった方々に警察官、消防団、避難してください、あつこのが逃げてないからということでわざわざバックして行って避難を呼びかけて津波にさらわれたというような事例があったやにお聞きしております。自分さえ逃げとれば、人を巻き込まずに助かるんです。ですからまず、私も消防団にも消防署にも危険なところへ行くんですが、まず自分が助かってください、それから人を助けてやって、自分が助からないのに人は助けられないというのが一番ということで、それは職務であろうが、市民の皆さんであろうが、同じことが言えると思います。まずみずからが助かる、この動きを、じゃ、どうしたらいいんだというのを地区の皆さんでそれぞれ状況が違いますから、それぞれの地区に合った避難路、集合場所、第1回目はここ、2回目はこうなった場合はこっちへ寄ろうでという話し合いを平素からしていただくことが肝要であろうというふうに思っております、ぜひ各地区に自主防災組織が100%となるように御協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、公共施設に入っまいりますと、これは地区の皆さんの御協力もいただきたいわけですが、これは市がチェックをとっていかなければなりません。ここの例えば私の知っている範疇で愛の村、大原のクアガーデン、五輪坊のほうは少し私も年度がわかりませんが、覚えてませんが、武道館、そしてバレンタイン、雲海、その施設は昭和57年以降の建物ですから、一応耐震性があるというふうに判定をしておりますので、そういった面については安全であるということだと思います。それぞれの地区の皆様方がそういった面で個々の消火栓とか消火器とかというものを日常的にチェック体制をお願いしたいと思います。

それから、道路という部分になりますと、御指摘の梶並の場合は奈義へ抜ける道、それからもう一個は鳥取県側になりまして、まだ工事が、これはなかなか鳥取が、鳥取県側が着手はしていただけてねんですけども、そういった面で100%袋小路になるかどうかというのは災害規模によりますが、そういった対応を合併以降もやってきております、梶並の例を例えるとです。そういった面でまた公共施設等々につきましては、後ほど御質問があるようでございますので、その中で御回答させていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、我が身は我が身で守っていくんだ、地域でみんなで守っていくという意識がまず第一お願いしたい、行政が隅々まで手が届かないというのを御理解を賜りたいというふうに思います。〔降壇〕

〔14番岩江正行君「よろしいか、3回目」と呼ぶ〕

議長（内海 健次君）

岩江議員、3回目。

14番（岩江 正行君）

3回目の質問します。

あのね、消防長、あんた、わしゃ個々に回れと言よりやせんぞ。危機管理監に言うたろう、地区の部落の総会やこうあるんじゃから、そこで自分らの身を守るために、大切な人たちの身を守るためにということ言うたろうがな。あんた横着な話するな、そがなものを、おまえ。部落単位でも来とらせんがな、それで、それで言よんじゃないか、それで、そうじゃろうがな。誰もな、一戸一戸回りなさいというて言よりらへんど、わしは。集会所は、部落の総会というのは1年に一遍あるわけですから、そこへ来て消火器の使い方や、それから今言ようる備蓄の関係やこうでも、このくらいのは必要ですと、管理監が言われたとおりのものをという話をしょんで。あんたの言ようる、わしゃ一軒一軒回れと言やせんぞ、一遍も。勘違いせんようにしてくれえ。早急な対応をお願いします。

じゃ、3項目めに入ります。

議長（内海 健次君）

3項目めに入ってください。

14番（岩江 正行君）

では、3項目め、公共施設等災害に強いインフラ整備について質問させていただきます。

道路は日常の社会経済活動だけではなく、地震、災害発生時の応急活動において重要な役割を果たします。災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備していただきたいが1項目めでございます。橋梁等の耐震性の向上とかね、それから落石、危険箇所の点検、整備、これが今言ようる、どんだけこの21年から災害が起きてからどのくらいぐらいな計画ができとんかというぐらいなことがわかりましたら、お願いしたいと思います。それから、春名部長、いくた橋があろう、いくた橋知つとろう。あそこは今言ようる、とおから橋の橋台の下のやつが支えとるとこが虫が食うてしもうたというて言ようるわけじゃ。向こうとこっちの関係者がちょっと難しい、土地の関係が難しいんじゃろうけども、そじゃけど人が通りようるわけじゃ

から、あのまま置いとつたらなんですから、下のほんならとこへでも計画するとかというふうに早急な対応をお願いしたい。それから、金子と五名を結ぶなかはら橋、これらについてもね。地元が反対出たけん、ちょっと今協力が得られなんだけんというて、そんなほっとんじゃなしに、もうこつこつとしていくように努力をしていただきたいということです。それから、落石の関係なんじゃけど、わし朝毎朝、あんたも歩きょんじゃろうけど、わしも30分ぐら歩くん。ちょうど歩きょつたらな、わしが3分早かったらあの石がまともにわしんとこに全部来とらあな、ばらばらっと。わし悪運が強いんでな。それで、わしには来なんだんじゃけど。山がもう大変なことになった、ざつとこがになって。ちょうどうちの家の真ん前。これどういうふうな、県のほうにはわしはすぐ言うていっちゃったん、整備課のほうへ、どがいするんなら、おまえらというて。市としたら、やっぱし市にも言うとするわけじゃけん、ちいたあ何かの動きをしてくれなんたら、こういうなことも困ります。じゃから、今言よるいくた橋やこうでも下が虫が食うてしもうて、はやとうに改良せにゃいけんやつがいまだほっとかれて車が通つたりしょうるわけじゃけ。ちょっとあの上行ってぐつと揺すつたときにごてつと落ちてしもうてみんな、大変なことになるわけじゃけん。どこなら、つる橋がいがんどつたな、この前、上へ人が通つて。どうぞこうぞけがもなしに助かつたらしいんじゃけど。

その辺のどこについても、それから2番目のトンネルの安全性の点検なんじゃけども、やっぱしこれトンネルじゃあというて言うたら、この前笹子トンネルか、あそこで何人かの人が被害に遭われた。そがんしょうたらちょっとしょうたら、また和歌山と大阪とのな、つなぐあそこでまたなつとんじゃな。それで、マスコミというのは何かがあつたらばつとすぐ拾うわけ、そがんとこな。情報化社会じゃ、もうわしらみたいな田舎のほうでもブラウン管があつたら通じるわけじゃから。やっぱしそういうふうなものを教えてもらうわけじゃから、一向に、一つでも早く点検やこうしていただきたいと思います。このトンネルというて書いてんのはな、そこらのトンネルじゃねえ、明見のトンネルやこうじゃないん。智頭線のことを言うたん、わし智頭線と書くの忘れたん。智頭線にはたくさんトンネルがあるんよ、ずっと。それで、あれがちょうどオイルショックから前ぐらいなとこでな、今言うその薄いとこと、きのうこの間の市長の話じゃないけどな、市長、薄いとこと厚いとことあるらしいわ、コンクリの。ほじゃから、そういうなところがあるんで、あつこには今言よる黒字になつとる汽車が毎日走りょうるわけじゃけん。その辺のどこについても、十分確認していただきたい。

それから3番目、河川、堤防の耐震性、洪水時の通水断面の確認、これは三谷川やこうそうじゃな、今部長、わし言うたでしょう。どうぞこうぞほんま石垣だけは直したんじゃ、崩れたやつ。そじゃけど、川があつた川では水がはけんのんでしょう。じゃから、国道飛び越えて、ごみが詰まって国道飛び越えてどつどつどつと、歩けもせんようなほど道越えてきたわけじゃから。あの辺の改良というのはやっぱし通水断面というものは十分確認して、これはおかしいんではないんかということはやっぱし市のほうからも、私のほうも言いますし、市のほうからも言うていただきたいと、かように思います。鎌坂峠でもしかじか。鎌坂やこでもあつこの下の暗渠が全部詰まってしもうたんじゃけんな。

それから、4番目の土石流、地すべり予防箇所の確認、砂防施設、急傾斜地崩壊防止についての進捗状況についてですね。わかる範囲でよろしいから。梶並のほうも取り組んでいただいておりますし、非常に喜んでおりました。もう夜は水筒に水を入れて、お茶を入れてじゃね、おばあちゃんがね、寝れんからいつつも心配して、避難のために水筒に水入れとつたというて、お茶を。春名部長の精力的な動きによって、もう事業実施来年ぐらいかことしかできるようになったんでしょう。

それから、ダム、ため池の安全確認。やっぱしダムじゃため池じゃというのはばつと切れたら一遍にまた水が出るわけじゃから、この辺のどこについても十分注意していただきたい。

それから、6番目の山崩れ、土石流、地すべり、災害のこの辺のところについても、やっぱり一遍にせえと言うても無理じゃから、予算の伴うこっちゃから。私がこのことを全部書いたというのはね、一応は要望を上げとかなんだら、一番初めに言うたでしょう、衆議院が解散され、安倍政権が誕生して、公共事業費を5億円ほど予算計上組んだんじゃというてもな、鳥取の横断道やこうは青写真が全部かけてしもうとんじや。ほじゃけど、うちのまだこれからかいていかにやいけんわけじゃから。5億円が1,000万円も入らんような状況じゃったら困るわけじゃけん。そじゃから、要望だけはどんどんどんどん出していく必要があるんじゃないかと、かように思います。その辺とこについてのお願いと、それから今後の取り組みについて、春名部長のほうから御回答をお願いします。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

公共施設等のインフラ整備、災害に強いインフラ整備という御質問をいただいております。

まず、総論的になるだろうというふうに思いますけれども、公共施設等の耐震化につきましては、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災後は耐震について検討基準が厳しくなりました。平成23年の東日本大震災後は地震のメカニズムそのものについての考え方が大きく変わって、今まで研究されてきた地質学、地震学が見直されているところでございます。特に原子力発電所の多くが東日本大震災以降、未稼働となっていることなど、公共施設の早期の耐震化が叫ばれております。美作市は市北部に山崎断層の一部である大原断層が通っており、国の機関による長期評価によりますと、マグニチュード7.3程度、最大震度6強、地震の発生率が30年以内に発生することが予測としてされております。国の主な活断層の中で相対的に高いグループに属するということになっております。日本では最近では頻繁に起きる地震から国土全体が活動期に入ったとも言われております。市内の公共施設では小・中学校を対象に合併以後国の補助事業等を活用しながら積極的に耐震化を行ってまいりましたが、その他の施設は補助事業がないことからおこなっているというのも現状でございます。

また、地球温暖化による異常気象が頻繁に起こっておりまして、美作市においても竜巻、集中豪雨による事象があらわれて、大きな災害を受けることとなりました。このような地震、豪雨など、自然災害等は予知や予測が困難で、事前の対応には苦慮するところではございますが、防災、減災に努めていかなければならないというふうには当然のことながら思っております。

道路、河川、急傾斜、ため池などの点検につきましては、現在国の補助メニューが大変少なく、対策費のほとんどが市の単独費で厳しい財源の中で橋梁等の耐震を実施してきておるのが現状でございます。今後国の補正予算の動向を見きわめながら、本市に該当する補助事業を積極的に取り組んで、市民の安全・安心を確保するように私からも新年度のほうへ向けての職員に指示をしているところでございます。いずれにいたしましても、限られた予算を全部を防災、減災に振り分けることは不可能でございます。どうしても限られた予算の中でどこをどう対応していくかというのが私の考え方もありますし、市議会議員皆様方にもあります。お互いが議論しながら限られた財源をどう有効に使っていくか、そういった議論をしながら、個々に対応していかなければならない部分もございますが、総論的にそういった財政の運営という部分も御配慮いただきながら、御検討をいただきながら、美作市が少しでも防災、減災につながるような取り組みができるよう御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

細かい部分的には担当部長より説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）



建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

それではまず、道路に関する状況のうち、橋梁等の耐震の向上について御説明させていただきます。

岡山県が管理している国道、県道の橋梁については、平成19年度より橋長15メートル以上の点検を実施し、補修の必要な箇所について緊急度の高い箇所から対策を行っております。24年度までに補修中の2橋を含め、対策がほぼ完了すると聞いております。

市道の橋梁についても、平成19年度より橋長15メートル以上を対象に点検を行い、24年度までに161橋の点検を終えて、25年度に6橋の点検をすることで調査が終了する予定であります。

また、橋梁の補修工事については、現在市単独費で行っておりますが、重要性の高い橋梁で、かつ健全度が低い箇所については、25年度より国の交付金事業を活用し、順次修繕工事を行う予定にしております。

それから、落石危険箇所の点検整備についてでございますが、岡山県が管理しております国道、県道については、岡山県道路防災整備計画に基づき、落石等の危険箇所の定期パトロールを行うとともに、緊急を要する箇所から防災対策工事を進め、道路交通の安全確保に努めていると聞いております。

市道につきましては、道路パトロールを行い、危険箇所の確認を行い、簡易な防災対策工事を進めております。しかしながら、市道に関しましては予算が少ないため、点検及び対策がおくれているのが現状であります。今後創設される交付金事業を活用しながら、まず点検を行い、その後対策工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、トンネルの安全性の点検についてでございます。市内には岡山県が5カ所、市が1カ所となっております。県の管理する5カ所については、近年完成した美岡道を除いたトンネルは調査が済んでおります。市が管理しているトンネルは、市道金原碓谷線に金原トンネルがあります。このトンネルは平成7年に建造され、点検は現在未実施のため今後調査を行いたいと考えております。

次に、河川、堤防の耐震性、洪水時の通水断面の確認についてでございますが、岡山県では流下能力の確保を優先して、河川改修を実施しているが、河川堤防の耐震性については確認できないと聞いております。洪水時の通水断面については、取水状況等を踏まえ、確認するとともに、緊急に対応する必要がある箇所からしゅんせつ等を実施していると聞いております。市が管理しております普通河川については、現状有姿で管理を行っているのが現状であり、今後岡山県同様しゅんせつ等、通水断面の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、土石流、地すべり予防箇所等の確認、砂防施設、急傾斜地崩壊防止工事進捗状況についてでございますが、市内には整備済みのものを含め、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所など、土砂災害危険箇所が約800カ所あります。現在岡山県において土砂災害の発生のおそれのある箇所について調査を実施し、その結果を公表しております。また、必要に応じて啓発資料の配布を美作市のほうで行っております。工事につきましては、調査結果により緊急性の高い箇所から随時地元要望に基づき実施しているところでございます。現在市内で砂防施設事業、砂防堰堤でございますが、これにつきましては、6カ所を施工中であり、勝田地区1カ所、東栗倉地区1カ所、美作地区2カ所、作東地区2カ所となっております。

次に、急傾斜崩壊防止対策事業ですが、急傾斜地は現在田原地区で1カ所行っております。それから、先ほど議員も言われましたように勝田地区で山元地区、これにつきましても、事業化に向けて進んでいるところでございます。急傾斜につきましては、あくまで地元の方が要望があつて同意がないとできないということで、この危険箇所に基づいた場所を市民の方が要望されれば、県のほうに早急に要望してまいりたいと思

いますので、危険な箇所が、石が落ちてくるとかというような場所については、採択要件もありますが、御相談をいただきたいと思います。

市内には多くの危険箇所がありますが、市単独費による対応は限界があり、補助事業を積極的に取り入れ、岡山県とも協力し、安全・安心のまちづくりに努めたいと考えております。

次に、ダム、ため池の安全管理についてでございますが、市内の防災ダムは久賀ダムと滝の宮ダムの2カ所があります。久賀ダムは平成24年度から県営ストックマネジメント事業でダムの基幹施設の調査を行い、平成25年度より施設補修や更新を行っていく計画としております。また、滝の宮ダムについても、平成25年度に県営事業で施設の調査を行う計画としております。ダムの通常管理につきましては、毎年変位測量等を行い、堤体の状況等を確認しておる状況でございます。農業用では柿ヶ原ダムと川上ダムの2カ所があり、ため池は414カ所あります。これらの安全管理は毎年地区の管理者にため池管理シートを送付し、状況の報告を行っていただき、その調査結果に基づき改修計画を立てるなど、安全を図っておる状況でございます。これにつきましても、ため池も地元からの要望を出していただかなければならないとなっておりますので、危険な箇所については、要望書を出していただきたいと思っております。

次に、山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害の対策についての進捗状況についてでございますが、山腹崩壊工事については、平成21年災害が25年度におおむね完成いたします。また、県営治山事業を随時要望しておる状況でございます。地すべり対策工事については、現在農林事業ではございますが、中尾地区、田殿地区で実施しており、今後上山地区を要望してまいりたいと考えております。

山林保全の取り組みについては、平成16年の台風災害により市内861ヘクタールの山林被害が発生いたしました。平成20年度までに被災箇所の立木除去や植栽など、約200ヘクタールが復旧されております。その他の取り組みとして山林保全を目的とした治山事業により約3ヘクタールの植栽が行われております。

現状については以上のとおりでございますが、先ほど市長が申しましたように今後国の動向を見ながら積極的に対応し、また補助事業で工事等のかかってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

岩江議員。

#### 14番（岩江 正行君）

もう時間がないので、簡単にかいつまんで質問したいと思います。

部長ね、堤防の決壊という言うたのは、箇所を言うたら、わしが現実に見とんじゃけども、古町のかんじゃがせ、あそこの井堰のどこ、もう舗装が段になってこうひび入っとる。これが今言よう中へクラック下まで行とんだったら、これまた大変なことになると思います。やっぱりそういうなことについては、これは県が管理しとるやつじゃけども、一応市を通じて県のほうに言うてもらおうということが大事じゃないかと思ひますんで、ここできちっとあんたに言うときますんで、ここの確認をお願いしたいと思ひます。それから、いくた橋の関係、これについても、もうこれは大原町当時から課題じゃから、それを今まで、今もずっと車で行たり来たりしょうわけじゃから、それであの橋がなかったら赤田の人も不便なし、するんじゃから、橋を上へやる、下へやるはまた別にして、その辺のどこについても、十分対応していただきたい。それから、わしんとこの入りの橋があらあな、この辺のどこも、わしんとこのそばじゃけんほっとたらええというようなことじゃなしに、こんなこともじゃねえ、わしも下の橋台が浮いとんのように見とんで、その辺のどこについても、確認していただきたい。それから、三谷川、鎌坂川の、あの通水面積がほんまにこれで十分なんかということ、年寄り、おまえ、来てくれ、来てくれというて電話するんじゃけど、行け

れんのんじゃから、水がどっどっどっど出て。大変じゃから来てくれえと言うて。そじゃから、そういうな形の中で、市ばいじゃない県のやつがたくさんあると思います。それから、土砂災害のことについても、あれは県がせにやいけんとかなんよ。きょう今言うたけどな、山からがあつとなつて飛んできたというやつはな。じゃから、その辺のどこについても、厳しく市のほうからお願いしていただきたいと思います。とりあえず一応確認だけしときますんで。

**議長（内海 健次君）**

建設部長。

**建設部長（春名 修治君）**〔登壇〕

古町地内の堤防につきましては、岡山県と協議してまいりたいと思います。

それから、橋梁については、現在市単独事業でガードレール等の修繕を行っておりますが、先ほども言いましたように大規模な修繕工事については、国の補助をいただかないとなかなかできない状況でありますので、今後国の動向を見ながら検討してまいりたいと思います。また、県工事のいろんな箇所につきましては、県と協力をしながらできるだけ対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

1つ落としとったんやけども、梶並立石線のやつは地元から要望が出るとと思います。この辺のどこについてもよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

西元議員が出席をされました。

以上をもちまして通告順番3番、議席番号14番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時59分 休憩

午後3時09分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

川野社会教育課長が退席し、代理で芦田学校教育課長が出席をいたしております。

続きまして、通告順番4番、議席番号18番新免昌和議員の一般質問を許可いたします。

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**〔質問席〕

まず、次代を担う宝を健やかに育てるためにということでお尋ねをいたします。

今日少子化が急速に進行する中、次代を担う宝である子どもたちを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。社会生活の形態も大きくさま変わりをしています。家庭での子育て環境も変化しています。子どもたちの学ぶ環境、遊び方も大きく変化し、共同で行動する時間も減少していると言われております。自己責任が強く求められる環境ともなっています。しかし、それぞれの子育ての中で学力への対応には課題が大きくなっています。そうした中、教育行政は体罰、低学力、不登校、いじめの問題を解決し、次代を担う子どもた

ちが健やかに育てられる環境整備を進めなければなりません。こうした立場から質問をいたします。

子育ての課題が山積しています。特に義務教育期におけるこれらの課題は教育行政にとって不可避の課題で、古くて新しい認識が求められていると言えます。体罰問題、市内の幼・保・小・中学校での体罰の報告はどのようになっていますか。かつて私の子どもが体罰を受けていた現場に出くわしたことがあります。ひどい体罰でした。そのとき先生は言いわけをいっぱいしましたが、感情的な対応で体罰であったことには間違いありません。子どもは体罰を受けていたことを家族に当時言いませんでした。今回のアンケートにそうした傾向が読み取れます。子どもがその学校を離れてからの話ですが、今は亡き当時の教育長と話ししましたが、たびたび体罰が行われていたとのことでした。私は教育機関として指導、しつけに体罰で効果があるという意識が少しでもあるなら、この問題は解決しないと思います。体罰が児童・生徒に与える悪影響には、いじめ、暴力、非行など、違法行為を生み出すものになる、心的外傷を与える、教師と学校に対し不信感を持たせる、不登校の原因になるということが上げられます。これらは子どもの将来に大きな心の傷として残ります。1月27日実施された世論調査、体罰の結果から、今体罰を受けているのはという質問に、1.5%が受けている、体罰を受けた経験者は41.4%いることが明らかになっています。学校で今体罰を受けているのはというのには1.5%、これに過去に体罰を受けたというのは27.7%、さらに体罰に近い暴力行為を受けた、12.2%を加えると、実に41.1%の人が体罰あるいはそれに近い暴力行為を受けたこととなります。また、体罰を受けたのはどこかということで、学校というのが、小学校が45.2%、中学校が41.9%、高校が11.7%で、専門学校は0.5%、大学、短大、工業高専を含むは0.7%、体罰は子どもの成長とともに減っていることがわかります。体罰の場面では、授業中が54.1%と最も多く、部活動では17.6%、その他の課外活動では7.8%という結果です。では、体罰を受けた子どもはどうするのか。誰にも話さなかったのが56.3%と最も多いという結果になっています。

なお、話した相手としては、親19.5%、友達8.6%、他の教師2.1%の順でした。教師には体罰事案はほとんどの場合話をしていないことが示されています。学校での体罰をなくするためには、暴行、傷害については、警察が直接捜査したほうがよいが、32.4%と最も多く、学校や教育委員会とは別に市町村に体罰の調査機関を設置するが15.4%でこれに続いています。体罰はどこで起きているのか、文部省の資料からいいますと、小学校では授業中が48%、休み時間が15%、放課後は7%、ホームルームが7%、学校行事で7%、その他が16%となっています。中学校では、部活動が32%、授業中が26%、休み時間が12%、放課後が6%、ホームルームが4%、学校行事で5%、その他が15%となっています。体罰問題に対応する基本姿勢では、子どもの身体を傷つけ、苦痛を与える教師の体罰は暴力行為そのものです。子どもの人権を侵害し、子どもの人格を否定する、教育者として許されない行為です。憲法と子どもの権利条約の立場から見ても、学校教育法第11条でも体罰は禁止されています。スポーツ指導のあり方から見ても、体罰では子どもの能力を伸ばすことはできません。こうした体罰についての基本的な認識を持つことが大切です。その上で今必要なことは、愛のむちなどと体罰を容認する姿勢を改め、学校から体罰を一掃する取り組みを進めることです。子どもの命を守る立場から学校では体罰をなくすための徹底した民主的な議論が必要です。保護者との話し合いも大切です。教育行政の役割は教育条件整備を初め、こうした学校での取り組みを支えることにあります。どのような対応で取り組むのか、お尋ねします。

次に、低学力問題をお尋ねします。

岡山県は全国でも学力が42位と最低位にあります。その中で県北はさらに低いとされています。教育長の9月定例会での答弁では、昨年度は県との平均正答率の差がマイナス11でしたが、本年度はマイナス3.7となっております。県との差がかなり縮まってきています。市内では学力の向上が図られている。昨年

度は理科と数学に大きな課題が見られましたが、本年度はほぼ県との差が見られない程度にまでなっております。平成24年の県の学力調査は、小学校で県平均より上の学校が5校、下の学校が6校、中学校では、県平均より上が2校、下が3校というふうになっておりますということで、独自で行っている2年から6年までのテストはまだ集計が届いておりません。各学校で今分析しているところという答弁でした。美作市のこうした実態をどう把握し、どのように分析し、克服のための課題は何であり、対策をどのように方針化しているのか。平成25年度以降の岡山県学力向上アクションプランのあり方の提案での、直ちに取り組むことについて、現状と改善案との関連をあわせてお尋ねします。

次に、不登校問題をお尋ねします。

暴れたり、不登校になったりする子どもは貧困と低学力が根本にあると言われております。美作市を取りまわっている今の経済状況は、岡山県内では2006年度課税対象所得、納税義務者数で割ると、美作市は25万3,000円で、県下では26位、27位の西粟倉村とで最下位を争っています。全国を1とする指数では、0.749ということが子どもにも反映し、家庭的に貧困な子どもが多い、それで反発し、非行にも走る子もいるし、うちこもる子もいる、父親が一生懸命働いてもリストラされるなど、生活できない社会の矛盾を子どもはすごく感じていると言われております。また、例えば最近インフルエンザで1週間ぐらい休む子が多いが、学校に出てくるとき自分は勉強がおこなわれているのではないかと気にし、登校できなくなっている子どもがいると言われております。言うならば、学習と子どもの精神面とは密接にかかわっていると見え、勉強したいという表現できる子はいいが、暴れたり、不登校になったりする子どもも出てくると言われております。県内では2011年度に学校を30日以上休んだ不登校の場合の出現率は、小学校で0.55%、前年比0.03ポイント増に上がり、全国で2年連続ワーストワンになっています。中学校では2.92%、同じく前年比0.19ポイント減でワースト7位。全国平均は、小学校0.33%、中学校2.64%です。不登校の出現率が高い順は、県内では、小学校が赤磐市1.21%、笠岡市0.83%、美作市0.76%、中学校では、赤磐市4.64%、瀬戸内市4.23%、美作市3.85%、いずれもワーストスリーです。

そこで、質問します。この課題に対応するには、不登校の未然防止に取り組むことが必要です。

第1点として、誰がどのように不登校が心配される児童・生徒に対応していくのかの道筋が示されることが欠かせません。どのように取り組まれますか、質問します。

第2点として、実際に不登校の状況になっている児童・生徒への対応の問題です。問題の解消に向けた取り組みでは、家庭での取り組みをどうすべきなのか、関係機関や地域はどうすればよいのか、学校はどう取り組むのか、それぞれについて質問します。

第3点として、家庭、地域、関係機関、学校の綿密な連携が必要であり、専門相談員、指導員、スクールソーシャルワーカーの十分な効果を得られる配置が求められていると考えますが、どのように対応されますか、質問します。

次に、いじめ問題をお尋ねします。

美作市の状況は教育長によると、一昨年度全国の小学校では3万5,988件、中学校では3万2,348件が認知され、本市のいじめは昨年度、小学校で11件、中学校で7件を認知しております。本年度に入りましてからは、小学校で3件、中学校で5件のいじめの報告、暴力行為として報告を受けております。本年度に入り、生徒同士の暴力行為、中学校で4件の報告を受けております。問題行動調査の結果で、いじめや暴力行為が原因で不登校になった児童・生徒はいませんが、人間関係のトラブルがもとで集団生活に入りにくくなった事例はあります。平成23年度末の不登校は指導の結果、登校できるような児童・生徒は41名中10名になっております。市内不登校児童・生徒の24%が登校できるようになっております。登校に至らないものの好まし

い変化が見られるようになった児童・生徒数は6名です。市内不登校児童・生徒の15%という結果でございます。スクールカウンセラー等を活用しながら、教育相談や家庭訪問等を繰り返し、継続した支援、指導を今後とも行ってまいりたいと思いますということです。が、その後どのような実態となっているのかを質問いたします。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

新免議員の次代を担う宝を健やかに育てるということで、体罰、低学力、不登校、いじめの問題の解消についての御質問をいただきました。

大阪市の桜宮高等学校において部活動での体罰が原因で自殺をした問題は、教育を行う学校において許されないことであります。児童・生徒と教師との上下関係の構図の中で、暴力によって子どもを思いどおりに動かそうとする行為は指導とは言えません。また、体罰を受けた子は体罰を避けるための行動をとり、心に傷を受けます。そして、萎縮し、反発心を持ちながら教師を見ることとなります。人格の形成を目指す学校教育の中において体罰は決して肯定されるものではありません。本市では大阪市の体罰関係報道にあわせ、市独自に平成23年度と24年度における体罰の事案についての調査を行いました。その結果、体罰があったという報告は来ておりません。

岡山県教育委員会は岡山市を除く県下全ての公立校で児童・生徒と教職員、保護者を対象に体罰の実態調査をアンケート形式で行うことを決めました。平成24年度中の事案が調査対象となり、児童・生徒には授業や部活動で体罰を受けたか、また見たことがあるかを質問し、教職員には体罰を行ったことがあるか、保護者には子どもの状況に異常がなかったかを尋ねるというものです。岡山県教育委員会からの説明もあり、我々市教委としましても実態把握に努めてまいりたいという考えを持っております。また、その結果について検証していかなければなりません。いずれにいたしましても、体罰は暴力行為であり、決して許されるものではありません。体罰は未然防止という観点から取り組むことが重要であります。それは日々の教育現場で教員相互に声かけをしながら、体罰を容認しない環境づくりに学校全体が取り組むことが重要であります。そして、生徒指導する場面では必要な指導を厳正に行うことが求められます。ただし、厳正な指導を行うだけではなく、日ごろから児童・生徒や保護者とのしっかりとした人間関係、信頼関係を構築し、全ての職員と児童・生徒、家庭、地域、そして教育委員会がしっかりと連携し、子どもたちの健全育成に全力で取り組んでいかなければならないと思っております。

学校での体罰をなくするためには、警察や児童等の関係機関と連携しながら、事実を確実に把握し、対応していきたいと考えております。体罰が児童・生徒に与える悪影響には、先ほど新免議員言われましたようにいじめ、暴力、非行などを生み出し、心理的な外傷を与え、教師と学校に対して不信感を持って、不登校の原因になるということが上げられております。これは子どもの将来に大きな心の傷として残っていくものであります。それだけに体罰は重大な案件でありますので、解決はスピード感を持った対応が必要となります。絶対起きてはならないことであります。今後におきましても市といたしまして早い時期に第三者委員会の設置を立ち上げていきたいというふうに思っております。そこに子どもの声が届くようにしたいというふうに考えております。

次に、低学力につきましてでございますが、新免議員御指摘のとおり学力につきましては、当市において憂慮すべき事項であると認識はしております。岡山県学力・学習状況調査の結果につきましては、各学校で

夏期休業中に分析を行って、学力向上改善プランを作成し、学力向上に向けての取り組みを進めております。また、小学校の2年生から6年生までの市独自学力調査については、小学校4年から上位層より下位層がふえる傾向があります。考えられる原因は4年生から学習内容が複雑になり、低学年からの基礎の積み重ねが十分でない場合、4年生の学習内容の理解が十分できないことがあると予想されます。これらのテストの結果の公表については、序列化につながって悪影響を誘発することがない程度を学校長判断で保護者に説明をしております。

本年度の取り組みといたしまして、市内のある中学校区での研究発表会で、小・中連携を重視した授業改善と家庭学習を充実させる取り組みを推進してまいりました。授業改善の視点といたしまして目標を明確にし、活動意欲につなげる、自分なりの考えを持って、ペア学習の班学習を行う、授業内容と家庭学習をつなげる授業構成を行うという3項目を共通理解といたしまして、学力向上を目指した授業改善と小・中連携を行ってまいりました。そして、子どもたちが、わかった、できたというふうにしていかなければならないわけでございます。そういう中で、全国でも得点率の高い福井市の教育委員会より指導主事を招いて、福井市の取り組みについての研修を深めていきました。福井市においては中学校区教育が盛んに行われ、成果を上げてきているという説明でございました。我が美作市におきましても同じようなことで進めておるわけでございます。短期間で効果が出なくても、継続して取り組むことが重要であり、今後とも中学校区連携を推進していきたいと考えております。具体的には家庭学習においても十分できていないという課題がありますので、次年度もさらに取り組みを進めていきたいと考えております。保護者、家庭との理解と協力をぜひお願いするものであります。これまで行ってきました少人数習熟度別の指導は継続して取り組み、さらに推進させていき、個に応じた教育を展開して、学力向上を目指していきたいと考えております。

授業をする教師の授業力向上も図らなければなりません。そこで、次年度に向けましては教師の研修の場である美作市教育研修会の研修内容を新しいものとし、充実した研修ができる、工夫する予定であります。

また、地域支援本部事業等を活用して地元の方のお力をおかりしながら進めていきたいというふうに考えております。

新しい取り組みとしてICT機器を用いた授業が可能となるよう市で研究指定をかけて、視覚支援を用いた授業改善にも取り組んでいきたいというふうに思っております。

平成25年度以降の岡山県学力向上アクションプランのあり方の提案に示されている全国・県調査問題の活用については、全ての学校において3月末までに授業で活用する予定としております。また、類似問題も活用して、総合的な学力が身につくようにしたいと考えております。

校長によります授業参観は校内研修のときだけでなく、日常的に行われます。今後においては授業参観だけでなく、授業改善に結びつけられるよう、返しが教員へできるよう校長会議等で伝えていきたいと思っております。

小学校の補充学習においては、朝の時間や長期休業中を有効に活用して実施するよう学校に指示をしております。夏休みの小学6年生の課題についても、市内全ての中学校区で小・中連携して取り組みを進めております。

もう一点は、読書活動の充実が必要不可欠であると考えます。読みとる力をしっかり児童・生徒につけさせ、学力調査で問われている意味を的確に理解できるようにさせたいというふうに思っております。

次に、不登校の問題の解消でございますが、不登校の問題は本市においても大きな課題の一つであります。本年度は2学期末現在で把握しております30日以上欠席がある不登校児童・生徒は、小学校で6人、これ出現率で行きますと0.43%でございます。中学校が28人、3.67%となっております。新免議員の御指摘

のとおり不登校につきましては、まずもって未然防止に取り組むことが重要であるというふうに思っております。そのためにも学校では担任を初め、全職員で児童・生徒の発する小さなサインを見逃すことのないよう、ちょっとした心の変化に気づくよう見守っていくことに努めております。

また、来年度は、学校生活における児童・生徒の個々の満足度や意欲及び学級集団の状態を質問紙によって測定できる心理テストを導入し、客観的、補助的な把握もできるようにする予定でございます。不登校が心配される児童・生徒に対しましては、教育相談や家庭訪問等を繰り返し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用しながら、継続した支援、指導を進めてまいります。さらに、学校だけでは対応し切れないケースにつきましては、みまさか塾や児童相談所等の関係機関と連携しながら対応してまいりたいと思っております。

次に、実際に不登校の状態になっている児童・生徒への対応についてでございますが、家庭においても子どもとの会話は大切にさせていただくとともに、子どもの様子の変化に気づくようお願いしたいと思っております。そして、決して悩みを家庭だけで抱え込んでしまわないように学校や関係機関に相談をしていただきたいと思っております。また、地域の方々にもしっかりと子どもたちの様子を見守っていただきたいというふうに思っております。関係機関、特にみまさか塾におきまして学校としっかり連携を図りながら、不登校児童・生徒、それぞれの課題に応じた個別の支援、指導について対応を考えていきます。

学校におきましては、保護者としっかり連携をとりながら、教師に何でも伝えられたり、相談したりできる人間関係を築き、教育相談や家庭訪問等により子どもの内面の感情に思いを向け、不登校の要因を探り、少しでも改善が図れるよう努めてまいります。また、不登校を生まない学校づくり、学級づくりを進め、生徒の居場所づくりを進めてまいります。また、御指摘のとおり家庭、学校、地域、関係機関の連携が必要であると考えております。子ども、保護者の教育相談と学校における相談活動の充実に向け、スクールカウンセラーがあります。現在全ての中学校に配置され、小学校においては2校配置されております。相談件数は増加しており、悩み相談に応じて学校への取り組みや、他の機関への連携につなげております。また、来年度はスクールソーシャルワーカー、つなぎ役でございますが、美作市と近隣市町村の地域を兼ねて1人配置される予定であります。社会福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーと教育委員会が連携し、子どもや家庭が抱える悩みに手が届くような動きを行っていきたいと考えております。現在も保健福祉部局の機関との連携を行っておりますが、スクールソーシャルワーカーがかかわることで一層医療、福祉関係機関へのつながりがスムーズになることを目指しております。また、学校やみまさか塾、スクールカウンセラーとの連携においても専門的な知識で行動連携を活性化させたいというふうに考えております。

今後も子ども、家庭の地域、家庭が連携してしっかりコミュニケーションをとり、美作市内の児童・生徒の将来のために充実した教育活動ができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いじめ問題の解消についてでございますが、いじめによって心、体が傷つき、苦しむ子どもを生み出さない未然防止、発生した場合も早期対応、早期解決を図る、そして継続的な支援を行う、本市のいじめへの対応については、これまでも答弁させていただいておるとおりでございます。

現在のいじめの状況でございますが、本年度に入りましてからは、小学校で6件、中学校で7件のいじめの報告があります。いずれも家庭と連携した指導により解消、改善へ進んでいっております。いじめが原因となり、長期欠席となっているケースはございません。また、学校では解消、改善となった後も経過を観察し、心のケアや集団活動に入りにくい状態とならないように注視をしております。今後もいじめはどの子どもどの学校においても起こり得るものであるとの認識に立ち、早期発見、早期対応に努めてまいります。学校ではいじめ、けんかを問わず、児童・生徒の人間関係のトラブルについては、表面的な行動だけで判断す



ることなく、子どもたちの内面の感情にも思いを向け、どんな小さなことも見落とさないよう早期発見、早期対応に努めてまいります。そして、いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、教師に何でも伝えられたり、相談したりできる人関係を築いていくことを日々続けております。子どもたちが安心して、目標に向かって学習に向かう環境づくりがいじめの未然防止につながっていくと思っております。そして、家庭においても子どもたちとの会話を大切にさせていただくとともに、子どもたちのちょっとした様子の変化に気づくようお願いしているところでございます。さらに、地域の方々にもしっかりと子どもたちの様子を見守っていただきたいと思っております。今後も日々の観察、アンケート調査や面接により児童・生徒の発する小さなサインを見逃すことのないよう、子どもたちを絶対を守るという姿勢でいじめに対応してまいります。今後におきましても児童・生徒、そして家庭、家庭を取り巻く地域、学校、教育委員会がしっかりと連携し、コミュニケーションをとることにより充実した教育環境の整備に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

新免議員。

#### 18番（新免 昌和君）

再質問をいたします。

体罰は全くないという答弁でした。大変喜ばしい結果と受けとめます。信じるしかありませんが、なぜか疑問が残ります。学校等の教育施設内での関係からいうなら、日常的に児童・生徒に接触している現場なので、実態は詳細に教師間では把握されているものと思っていたしましたが、社会的問題となってからアンケート等を実施しないと、数的なものの実態が明らかにできない、ならないという体制では課題があると思います。例えば体罰という定義に関して何を基準として共通認識としているのか、指導との違いをどう線引きしているのか。例えば私が小・中学校に通っているところの出来事を振り返ってみますと、授業中に私語をしているとか、質問に答えられなかったとか、言われたとおりの動作や行動ができなかったり、教師の御機嫌や気分に沿わなかった時々等、教鞭で頭をたたかれたり、特にはチョークを投げつけられたり、水の入ったバケツを持たされ廊下に立たされたり、黒板の横に授業中立たされたり、新聞紙を丸めた棒状で顔をたたかれたり、げんこつで頭にねじ込まれたり、こづかれたり、平手で頬をしばかれたりという事例を経験しています。これらの事例を指導であるのか、体罰であるのか、どのように思われますか。第三者委員会を設置するというところでございますので、それらを通じてまた考え方が基準がつくられるとは思いますが、どのように判断をされるか、お尋ねしたいと思います。

教師が体罰という認識をしていたかどうかはわかりません。当時の私たち子どもらは体罰という認識ではなく、すぐ怒る怖い先生というおそれしか意識していなかったと思ひ出します。指導する側が体罰という認識を持っていなければ、問題の解決に結びついていかないと思います。しかし、現場では指導者の持っている理想やイメージどおりの指導で児童・生徒がそれに従い、具現化すれば問題は発生しませんが、現実はそのようなことにはなっていません。そのため指導者は理想やイメージどおりの実現を求めため、力による手段として体罰を科していくが、それが暴力という認識を持っていない、感じていないというのが現実ではないでしょうか。また、児童・生徒や保護者やOBの一部にはよい指導、子どもがよく勉強し、学力の向上につながるとか、その力、強制の効用を言うものもあります。それぞれの子が持つ力量を十分に発揮させる指導、特性を自覚させ、指導と強制力による従順さとを勘違いしているものがあるのではないかと、教育委員会としてどう認識しているのか、この基本が社会の共通認識にならない限り、教育というカテゴリーでの解決

への展望が開かれたいと考えます。どう対応されるか、質問します。

次に、低学力問題で再質問します。

憂慮すべき事項であるとの答弁です。少なくともこの3年間は全国的に見ても低学力地域となっているのは事実です。美作市ではとりわけ小学校高学年からの下層位が増加すること、その内容は低学年時における基礎学習が不足し、学力が不十分であるとの分析をしていると同時に、家庭学習が不十分とのことですが、対策として小・中連携の重視、家庭学習の充実の取り組みの実践をしてきているとのことですが、答弁では短期間での効果を期待するのではなく、持続的に取り組むことが重要とのことですが、少人数習熟度別学習を継続することが表明され、少人数学級での学力の向上は必ずしも期待できないという答弁でした。今日までの取り組みで少人数習熟度別指導でトータルとして結果が出ていないという評価をせざるを得ません。少人数習熟度別学習を継続する根拠はどのような根拠によるものなのか、少人数学級を採用しない根拠は何か、お尋ねします。

少人数習熟度別指導と少人数学級とは、特に何人から何人という決まりはありませんが、両者の違いの一つは全部の教科できめ細かく教えられるのか、特定の教科に限定するのかです。もう一つ上げれば、子どもの抱えるさまざまな不安や悩み、問題行動をきめ細かく見ることができるかどうかという点もあります。少人数学級が子どもの学習に効果があることは文科省などでの研究で明らかになっています。現場の先生方に聞いても、20人以内なら一人一人のつまづきがよくわかるが、30人以上になるとそれが難しくなると言います。参考に学力世界一で注目されるフィンランドは24人学級です。よいところは、学習面にしても生活面にしても子どもを丁寧に見られるようになることです。悪いところとして指摘される主な議論は、切磋琢磨がなくなり、子どもたちの社会性が育たないというものです。しかし、小規模校などの1クラス十数人の子どもたちを見ても、1クラス十数人から二十数人が当たり前になっている欧米を見てもこの議論は成り立たないと思います。平成22年度に文科省が発表した資料でも約8割の学校はクラス人数を引き下げたほうがチームティーチングよりも効果的と答えています。少人数学級にして大勢の子どもや大人たちと交流する場をつくるなどして、社会性の面にも気を配るのが子どものことを考えたやり方だと思います。少人数学級の採用を実現すべきだと思います。どのように考えられますか、質問します。

不登校問題で再質問します。

不登校が心配される児童・生徒への対応として答弁は、小さなサインを見逃さない、心の小さな変化に気づくよう見守っていることに努力してきたということです。しかし、2011年の全国平均の小学校での出現率の0.3%と比べても、2学期の時点で美作市では0.43%と30ポイントも高い、中学校では美作市で3.67%になっている、全国の前年比は2.64%ですから、39ポイントも高い水準になっています。2012年度の流れとしても不登校は厳しい状況であると言わねばなりません。実際に児童・生徒の心の変化を把握するには、児童心理を現場において理解できねば効果が期待できないと考えられます。現場の教員は教職課程で児童心理学を修得していることになっているが、今日までの美作市での不登校事案が全国で最悪水準にあるということは、こうした知識が有効に発揮されていない、なぜ有効に活用できない原因がどこかにあるのではないかと、そうした問題が改善できていない根底にある要因を掘り起こして、手だてを考えていくことが課題だと私は思います。問題解決に時間をかけるわけにはいかないと考えます。そこで、教育委員会の委員をメンバーの先頭に、不登校問題の根底の要因を徹底追求するプロジェクトチームを立ち上げ、徹底した取り組みをすることを提案します。どのように取り組まれますか、質問します。

次に、いじめ問題で再質問します。

教育行政のいじめ対応の改善についてです。いじめ問題を解決する上で国と地方の教育行政は積極的な役

割を果たすことが期待されています。ところが、この間大津の事件に見られるように隠蔽など大きな問題を抱えてきました。この事態をなくすために次の3つの点で改善を図ることを提起します。

第1は、いじめ半減などの数値目標をやめることです。このことが教育行政の上意下達の風潮と相まって、いじめ隠しの土壌となっています。また、解決率を目標としたとしても数字の操作や隠蔽が起きることは明らかです。

第2は、教職員をばらばらにしている教員政策を見直すことです。上からの教員評価、中間管理職の新設などで教員の連携が、連帯が損なわれ、いじめ解決に必要な教職員の連携や協力にも悪影響を与えています。一刻も早く改善すべきです。

第3は、いじめ問題の位置づけを正すことです。長年いじめを不登校などと一緒に生徒指導上の問題として扱ってきたこと、いじめ統計は県により発生率が極端に違う不自然なものにもかかわらず、放置されてきたことなど、いじめ問題は真剣に扱われているとは言えません。事の重要性にふさわしく、その位置づけを正すべきです。いじめ社会に立ち向かい、人間的な連携のある社会にすべきです。東日本大震災は改めて助け合い、連帯することこそ人間らしさがあることを示しました。人間の尊厳を踏みにじる政治や経済社会に対する国民の批判は、原発をなくそう、ストップ貧困など、さまざまな運動や新しい政治を模索する動きとしてあらわれています。そうした大人たちの姿を見て、子どもたちはあずくに希望をつなぎます。子どもたちの声に耳を傾け、子どもの社会参加を保障することで子どもたちの子どもの成長を支える社会や教育を進めていく必要があります。子どもの子どものうち立ちや孤独感の裏側には自分らしく生きたい、本音で語り合える友達が欲しい、生きづらさを受けとめてほしいという前向きな願いや、鋭い正義感があります。この前向きな力を引き出されたとき、子どもたちはみずからすばらしい成長を遂げます。そのために子どもたちの声に耳を傾け、子どもの社会参加を保障することが大切です。世界では子どもの権利条約の精神に沿って生徒が学校運営に参加するなど、子どもの社会参加が大きな流れになっています。耳を傾けられ、参加を保障される子どもたちは自己肯定感情を深め、人と人との間で生きる喜びを感じながら成長できます。こうした教育や社会は大人同士の人間関係も豊かで平和なものにするのではないのでしょうか。これらの課題にどのように取り組むのか、再質問いたします。

#### 議長（内海 健次君）

教育長。

#### 教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

新免議員再質問のお答えをさせていただきます。

まず、体罰問題についてでございますが、市独自で行いました体罰調査では、学校に対して行ったものでありまして、その結果としましては、先ほども述べましたように体罰の報告は受けておりません。このたび岡山県教育委員会が実施します体罰の実態調査は、教職員のみならず、児童・生徒及び保護者を対象にアンケート形式で行われます。24年度中の調査ということでもありますけれども、もしあった場合過去にさかのぼったそういう報告も来るかもしれません。ですから、その生徒は卒業しとる、先生は赴任しとるというような状態があるかもしれませんが、一応24年度中の調査ということになっております。議員が御指摘のとおり体罰がもしあれば、当然把握もされておりますし、教育委員会も報告があるというふうには信じております。しかし、このたびの児童・生徒及び保護者を対象とした調査からは体罰としての件数が出てくる場合もあるかもわかりません。それは過去にさかのぼる、そしてまた小さなことでも書くわけですから、そういうものがあるかもわかりません。それは指導において、した側とされた側の受け取り方、感じ方の差があるというからだと思います。例えば先生は励ましのつもりで軽く肩に触れたと思っていたのが、受けた生徒にとってた

たかれたという、そういう感じを持つことによってそういう事態が発生すると、だからといって決して体罰を容認できるものではございません。今回の県の調査におきましても、児童・生徒に対しまして指導上行われた直接的な行為はその一切が体罰として許されないというものではありません。そして、言葉のみにより厳しく叱られたり、注意されたりすることや、けんかなどをして先生にとめられたときに抱える、つかむ、引き離すなどの体への接触や、先生が注意したり、励ましたりするときの軽く体に触れるなどは体罰に当たらないということで例を挙げております。体罰に該当する行為としましては、殴る、蹴る、投げる、転倒させるなど、一方的に暴力を行う場合を示しております。これらの事例に照らし合わせながら、個々のケースについて、その行為があった経緯、背景を総合的に考え、体罰であるかどうかの判断を慎重にしていくこととなります。そのためにも第三者委員会の設置は必要となってくるものと思われまます。新免議員が言われますように教師、指導する側が体罰という認識を持っていなければ問題の解決にはならないということは、そのとおりだと思います。これは美作市だけがというものではありませんが、これまでの時代的な背景の上に立って、教師の中に何かおごりがあったり、愛のむちという言葉で勘違いをしたりしていることがあるのではないかと思います。生徒指導の基盤は教員と児童・生徒との信頼関係にあり、児童・生徒に真剣に向き合う姿勢が大切であります。暴力に至らない本当の意味の愛のこもった教育が行われるよう教職員にしっかり認識をさせ、体罰を容認しない環境づくり、風土づくりを推進していきたいというふうに思っております。そのためにも体罰が起きてからの第三者委員会となるのではなく、体罰を防ぐ、なくするための提言を示していくための第三者委員会として機能させられるよう検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、低学力でございますが、学力問題につきましては、示唆をいただいたように感じてはおります。しかし、少人数学級を実施しようとする、学級編制基準があり、児童・生徒数やクラス数により教職員が決まっております。例えば中学校において通常の学級は1クラス40人となっております。通常の学級が9クラスの中学校においては、教員配置数が16人となっております。つまり、統一された基準で教師を配置しますので、それを上回る学級をつくらうとすると、何らかの財政措置が必要になってきます。しかし、これからの美作市を担う大切な児童・生徒の教育ですから、学級編制基準、財政状況、教育効果等を多面的に見て、より効果的な教育を展開していきたいというふうに考えております。少人数学級、少人数習熟度別指導でも目指しているところは、個に応じたきめ細かい指導により児童・生徒の学習意欲の向上につなげることにあると感じております。議員御指摘のとおり、少人数学級を取り入れた場合は少人数習熟度別指導と比較すると、より多くの授業できめ細かい授業展開ができるようになると思います。学校で一人一人の児童・生徒がしっかり学習できる場の設定になります。しかし、少人数学級と少人数習熟度別指導は両方とも少人数の学習集団を編成して指導すること自体がよさを生むと考えられます。しかし、共通して言えることは、指導方法が従来と余り変わらないのであれば、児童・生徒の学習意欲の向上にはつながりにくいのではないのでしょうか。本当に少人数の学習集団を編成したからこそできる指導になっていたからという点は意識しておくことが重要であるかと考えます。気をつけておかなければならないことは、さまざまな学習空間や学習形態をつくるのが目的とならないようにするというところでございます。個に応じた指導の狙いは児童・生徒一人一人の学習を成立させるということではないかと思います。少人数習熟度別指導では、学級編制の工夫により児童・生徒の到達度や希望に応じて得意な生徒にはさらにその力を充実させるようにしたり、苦手な生徒にはじっくりと学習に取り組めるようにしたりすることができます。どちらかが効果的であるかという点においては、どちらも効果的であると考えます。今後は今求められている学力に照らし合わせ、個に応じた教育を展開するために前例にとられるだけでなく、どのような学習空間が有効であるかをしっかり検証し

て、美作市内の児童・生徒の学力向上を目指していきたいというふうに考えております。

不登校の問題でございますが、議員御指摘のとおり児童・生徒の心の変化を把握することには児童心理を理解することが重要であります。まずもって学習指導、生活指導の場面でも成長と発達の過程でいかに児童・生徒の心が動くのか見とること、必要な言葉かけや活動の工夫を行うことが教師の大きな役割であります。学校では児童・生徒との会話やかかわりにおいて人間関係を結びつつ、現在の心の状態を読みとる必要があります。児童・生徒の心理は学んでいても、実際の子どもたちが営む中で個々のケースと照らし合わせて考察しなくては生かすことができません。こうした点において教職員は児童心理、教育相談の研修に力を今後も注いでいく必要があります。これは不登校問題が現象として学校に行けないことは同じでも、さまざまな要因が重なり合っている現状が見られるためであります。人間関係に起因すること、医療的なこと、生活習慣や環境など、家庭の基盤の要因など、さまざまな分野が総合的に重なっており、その対応には児童心理、医療、福祉など、専門的な知識と手法も問題解決には必要であるということは議員の述べられているとおりだと感じております。現在も市内の学校においてきめ細やかな指導や一人一人のよさを認める指導、児童・生徒への言葉かけ、家庭訪問など、粘り強い学校の取り組みで登校傾向に向かう事例もあります。医療、福祉、相談機関との連携で支援となっている事例もございます。この不登校の問題の解決には適切な支援と必要な指導、何かを見つけ、対応することが重要であります。専門的な知識と手法を持つ機関の力を積極的にかりていくことが今の長期化した不登校問題の解決には必要であります。また、適応指導教室みまさか塾が学校の生徒指導体制と連携をとり、チームとしての機能を働かせることで対応強化を目指したいと考えております。どのケースにおいても児童・生徒、家庭とのつながりが必要であります。適応指導塾みまさか塾は受け入れ機関として児童・生徒を支える活動を含め、学校との情報共有や問題解決に向けた対応づくりに努力してまいりたいと考えております。医療機関や福祉機関、相談機関などの専門力を必要とする場合は、ケースに応じた情報交換、対応協議を進めてまいります。現在もケースに応じて進めておるところでございます。しかしながら、会えない、相談や提案を投げかけるなど、家庭に入ることの困難さ、変化が早期にあらわれないなど、困難さを抱えていることも事実であります。児童・生徒の粘り強い学校での取り組み、チームとしてのみまさか塾の働きかけ、他機関への力を仰ぐことを今後も一層努力してまいりたいと考えております。

次に、いじめ問題でございますが、新免議員の定義にありましたようにいじめの件数としての数値だけで見っていくには問題があるというふうに思います。今では逆にいじめの件数が少ないと、本当にきちんと見ているのかと、見過ごしているのではないかと疑われるようなこともある次第でございます。本市においても決して数字に踊らされないことがないように事実をしっかりと捉えて対応していくことを常に呼びかけております。また、教職員評価につきましても、称賛や非難としての評価でなく、育成のための評価として行っておりますし、教職員の同僚性を大切にし、連携や協力体制に影響がないように心がけていきたいと思っております。いじめの発生率や他県との差がないなどにとらわれず、いじめだけではなく、子どもたちが学校に楽しく通えることを一番に考え、今後も取り組んでまいりたいと思っております。大人の社会にもいろいろな意味でいじめはあります。いじめをなくそうと子どもたちに言うのであれば、まず我々の大人の社会からいじめをなくしていかなければなりません。そのためにもお互いの人権を大切にしよう、愛情のある世の中にしていくようみんなで努力していかなければならないと思っております。子どもも社会の一員でありますし、将来を担う大切な大きな存在であります。本市のいじめへの対応については、これまで御答弁もさせていただいておりますとおりでございますが、新免議員の言われるとおり子どもたちの思いや考えにしっかり耳を傾け、子どもたちの声を取り上げられるような社会を目指しながら、いじめによって心、体が傷つき、苦しむ子どもを生

み出さないよう取り組んでいきたいというふうに思って、2回目の御回答とさせていただきます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

新免議員、3回目。

18番（新免 昌和君）

今いただきましたそれぞれの答弁で、しっかりと現場に指導をしていただき、期待ある解決ができることをお願いして、この質問を終わりたいというふうに思います。

議長（内海 健次君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時24分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

新免議員、2項目め、入ってください。

18番（新免 昌和君）〔質問席〕

行政主導で自然再生エネルギー小水力発電の早期導入及び太陽光発電の普及支援をとということでお尋ねをいたします。

地球温暖化効果ガス排出量を基準年1990年に比べて6%削減する目標の実現に向けてお尋ねをいたします。

美作市は平成22年に策定した第1次美作市地球温暖化対策実行計画では、自然再生エネルギーの活用として太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入と設定をしています。しかし、風力発電については、新しい技術の導入は別次元として、現在の汎用ではコストの条件が厳しいという結果が報告されています。こうした中、市は小水力発電の導入を構想し、設置箇所の研究調査を進め、7カ所程度、発電コストから設置の可能性があるとしてきました。その後の太陽光発電、小水力発電等に対する評価をどのように行い、どのように具体化を進めているのか、取り組みの現状と推進について質問します。

小水力発電は2010年3月時点での再生可能エネルギーによる発電比率を見ると、小水力が55.6%、再生可能エネルギーによる発電比率、千葉大学倉阪研究室の報告ですが、再生可能エネルギーによる発電のトップを占めています。自然再生エネルギーは光、熱、風、水、化学反応から生まれるものを対象としているものであり、これらを活用して太陽光発電、太陽熱発電、風力発電、バイオマス、地熱発電、波力発電、小水力発電、原子力発電、燃料電池などが実用化に向け、具体化が取り組まれています。とりわけ最近の化石燃料価格の高騰の動向を見れば、長期的に極めて有利な資源になる可能性が高いと言えます。

また、美作市が目指している第1次美作市地球温暖化対策実行計画チャレンジ25では、平成22年度を基準年として計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を3%削減、45万3,757キログラムCO<sub>2</sub>にすることを目指しています。これを電力量に換算すると、CO<sub>2</sub>削減量イコール年間発電量掛けるCO<sub>2</sub>排出係数からCO<sub>2</sub>排出係数を0.5に設定すると、45万3,757イコール90万7,500キロワット割る365日割る24時間で104キロワットとなり、7カ所に設置すれば、1基当たり15キロワットの発電量になることから実現できる可能性があります。環境への政策としても、田園観光都市へのまちおこし的手段としても、農業用水路を利用して小水力発電を行うことで地元で利用する一部のエネルギーに活用できる、さらに地場産品、土産品づくりや観光施設の低環境負荷化、あるいは環境学習の場としても活用し、地域おこしにつなげるこ

とができる。また、市民との協働のまちづくりとして市民参加型ミニ公募債で事業費の調達をした山梨県の都留市や、日本共産党美作市議団の本城宏道議員が先進地として視察研修し、一般質問で取り上げてきた高知県の梶原町環境モデル都市行動計画の展開は重要な視点であると考えます。その意味からも改めて小水力発電の利点を見ておくことが重要です。

山梨県都留市では「人、まち、自然にやさしいグリーンアクションつる」に取り組む市制50周年の記念として3基の小水力発電機の設置を決め、家中川小水力市民発電所を事業費約1億3,600万円で3基とも事業費に各種補助金を活用したほか、1号基と2号基は3分の1以上を市民参加型ミニ公募債で調達した。この公募債への応募も含め、小水力発電の設置には市民が大きく協力しており、3基あわせて家中川小水力市民発電所「元気くん」と呼ばれています。発電した電力は市庁舎等の電力として使われ、余った電力は売電されています。最大出力46.3キロワットであると報告されています。2010年度を見ると、1号と2号の合計年間発電量は10万4,435キロワットアワーであり、市庁舎の電気使用料の24.5%を賄った計算になります。1号と2号の発電した電力の環境価値はグリーン電力証書として販売されているため、CO<sub>2</sub>削減としては算定されていませんが、2010年10月に全国から約500名の参加での第1回全国小水力発電サミットin都留を開催する等、町のシンボルとしてつくられた「元気くん」からさまざまな取り組みが広がり、地域の活性化につながっているとされています。これらから学ぶべきと考えますが、どのように受けとめられますか、お尋ねします。

また、水力発電で町中の街路灯に灯をともしている町もあります。環境モデル都市の梶原町、2012年3月末現在人口約3,800人では、低炭素エネルギーの利活用により2050年のエネルギー地域内自給率100%を目指しています。この町はCO<sub>2</sub>排出量削減プロジェクトの一環として、梶原川で6メートルの落差を利用した小水力発電所、出力53キロワットを設置し、2010年度においては年間CO<sub>2</sub>削減量は78トン、発電量は21万8,089キロワットアワーであったと報告されています。平成22年度環境モデル都市フォローアップからの報告です。設置はまちづくり交付金事業として実施し、工事費は2億160万円、電力は昼間はすぐ近くの中学校で使用し、夜間は町中の街路灯に利用しているということです。2012年3月に発表された内閣府行政刷新会議、規制、制度に関する分科会、第2ワーキンググループ、エネルギー合同会議の報告書にも手続の簡素化や規制見直し等の項目も盛り込まれる等、規制緩和の兆しが見え、小水力発電の発展が期待されています。美作市として具体化の取り組みとしてこの内容にどのように連携していくのか、質問します。

美作市が取り組む太陽光発電での取り組みと展望について。

和歌山県がミニソーラー事業を開始予定、遊休地を生かして土地の賃料と売電収入の一部を得る計画を立てています。グローバル研究所が三重県志摩市内の休耕田に設置した太陽光発電施設12キロワットは6ないし7年で初期投資を回収できる見通しだと言う。学校への太陽光発電設備の設置について、まとまった設置場所が確保できるだけでなく、環境教育の観点からも大変有望、教育委員会と連携して検討していく必要があると考えています。住民が共同出資者となって太陽光発電に取り組んでいくという取り組みも考えられ、エネルギーの地産地消を促すもので、大変効果的ではないでしょうか。第1次美作市地球温暖化対策実行計画実現への具体的な取り組みの関係でどのように取り組んでいかれますか、質問をいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

新議員の自然エネルギーの普及支援ということでございます。

第1次美作市地球温暖化対策実行計画は、平成9年に京都で開催されました気候変動枠組条約第3回締約

国会議、京都議定書で我が国が約束をしました温室効果ガス排出量を、基準年1990年でございますが、より6%削減するという目標達成に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律で都道府県及び市町村に策定が義務づけられたもので、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として策定し、計画に基づき美作市が実施する取り組みを広く公表することにより、事業者または市民が温室効果ガスの排出の抑制に関して行う活動の促進、及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的とするものであります。

美作市における平成22年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ますと、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素は全体の78%を占め、電気使用量を削減することが目標達成に大きく寄与することから、クールビズ、ウォームビズなどによる節電、省エネタイプの電気製品導入など、電気使用量削減の取り組みを初めとして各種の取り組みを行ってきております。

自然再生エネルギーにつきましては、新免議員が言われますとおり全国の自治体では小水力発電、太陽光発電、バイオマス発電などの取り組みがなされている状況にあります。各地域においては遊休地の有効利用や立地条件、原材料の確保など、地域に合った自然エネルギーの利用を行っておられるようでございます。美作市におきましても昨年小水力発電の農業用水利を利用した場合の調査を行いました。常時流水している施設はほとんどなく、新免議員が各自治体で取り組んでいる優良事例と言われておりますような利用が可能かどうか検討をしましたが、今回の調査箇所では有利な利用をすることができないと、担当部署では判断しておるようでございます。

次に、太陽光発電ですが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によりまして、太陽光発電では10キロワット未満で42円の買い取り価格が10年間固定であることから、美作市内においても各家庭が2キロワットから4キロワット程度の太陽光発電の設置が急速に進んでおると思います。岡山県の平成23年3月末時点の家庭の設置件数は2万16件、発電量は7万4,596キロワットとなっております。美作市内では257件、968キロワットの設置状況となっております。この状況が1年後の平成24年3月末では、家庭の設置件数は2万7,288件、7,272件の増加、発電量は10万6,742キロワット、3万2,146キロワットの増加となっており、美作市内では平成25年1月末時点で422件、165件の増加、1,738キロワット、770キロワットの増加となっております。このことから家庭への太陽光発電設置の優位性を各設置事業者がPRしながら増加している状況でございます。

また、事業所の10キロワット以上の設置は、昨年23年3月末には設置がなかったものが、平成25年1月末現在では4件、45キロワットとなっております。美作市内では企業による太陽光発電の立地計画も進んでおりまして、1社は中尾地内の企業跡地を利用して、総出力が3.4メガワット、年間発電量が370万キロワット、約1,050世帯分の施設を建設中でございます。他の計画では遊休地を利用した、総出力34.5メガワット、年間発電量3,730万キロワット、約1万600世帯分の施設を計画中の箇所や、0.5メガワットの施設など、美作市内に計画している企業もございます。

市内の一般家庭の年間電力使用量が3,500キロワット程度と推測し、市内全世帯1万2,583戸が年間使用する電気量は4,404万キロワットとなりまして、現在計画中也含めまして、市内の太陽光発電量は4,154万キロワット程度となることから、使用量の94%を太陽光発電で賄える計算となります。

美作市内の学校施設等にも改築を行うときに順次設置しており、大原小学校へは太陽熱利用、OMソーラーシステムでございますが、そして太陽光発電システム15キロワットを設置、美作北幼稚園へ太陽光発電システムの10キロワットを設置し、作東中学校へは同じく太陽光発電システム15キロワットを設置しております。この太陽熱、太陽光発電施設のデータから、作東中学校では今年度1月末までの売電電力量は1,670キロワット、月平均167キロワットとなっております。他の施設については、売電することはできませんが、



導入により電気料金の削減につながっている状況でございます。今後このことを踏まえ、公共施設の経費削減とCO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みにより地球温暖化対策の強化に努めてまいりたいと思います。

また、市民の方の共同で出資し、太陽光発電事業を行うことは大いに賛成するものであり、積極的に取り組んでもらいたいものと思っております。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**

再質問します。

答弁では調査結果で小水力発電に可能な水利の有効利用ができない結果ということで、非常に残念という思いです。水豊かなふるさとというイメージが残念ながら否定された思いをしております。今日の科学の力をもっても調査をした結果であるのしょうから、小水力発電の取り組みは諦めざるを得ません。一方、太陽光発電についてですが、答弁は、太陽光発電装置は家庭において平成23年度末の257件、968キロワットが、平成25年1月末時点で422件、1,738キロワットで、件数で165件、発電量で770キロワット増加しているということです。企業による太陽光発電を含め、現在計画中の太陽光発電の発電量が確保できれば、市内の消費電力の94%が賄える計算になるとのことです。地球環境を守り、美作市でのCO<sub>2</sub>削減の取り組みに関してですが、市民への支援を市が行う展望が全く見えてこない答弁です。小水力発電を通じての課題が中心であります。質問は、観光資源としての取り組みに対する展望をどうするのか、どう見ているのかを含めたものです。答弁がありません。改めてお尋ねします。

地球温暖化対策CO<sub>2</sub>削減として太陽光発電での効果が企業参入による大型発電での成果が市のCO<sub>2</sub>削減目標数値のクリアにつながるということです。市行政と市民とが取り組む今後のあり方をどう考えているのか、示していただきたいと思います。

市民による共同出資太陽光発電事業は行政として歓迎されています。しかし、市がその取り組みに対する支援の施策をどうするのか見えません。対応をどうするのか、質問します。

自然を生かす行政施策の具体化の一環として考える必要があると思えます。今日の主要な観光行政の根幹としているテーマ、田園観光都市に対応するためには当然ながら徹底して観光資源を生み出していく必要があると考えます。都留市の例にしる栲原町の例にしる、観光を資源化している点をどう見るのか、質問をいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

新免議員の2回目の御質問でございます。

CO<sub>2</sub>削減という意味において市内各地で行われております企業等々の努力によりますCO<sub>2</sub>削減が市内でも行われておる。もともとCO<sub>2</sub>削減の目的で第1次の計画ができたわけですけれども、そういった面での取り組みが先行しておるというふうになっております。その中で小水力発電の観光資源との活用ということで、先ほど本城議員が視察行かれましたように山梨県の都留市、設置されております水車、これは10戸から12戸分の電力を賄うものというふうで紹介をされておまして、観光というよりは市民への環境意識の向上を目的とされておるようでございますし、高知県の栲原町に設置されておる水車は、歴史公園の中に設置されたもので、その形態から観光を主な目的としているように見受けられております。美作市におきましては右手の製材所に設置されている水車が先般地域おこし協力隊のテレビ番組、NHKでございましたが、

紹介をされております。今でも製材所の動力源として活用をされておまして、水力利用の理想的な形であるだろうというふうに思います。民間の施設ではありますが、今後視察など、ここを訪れる方がふえていただけのものと期待を大きく膨らませておるものでもございます。観光資源として活用するならば、できるだけ人の目に触れる場所に省エネ、エコのシンボルとして設置することが効果的というふうにも考えますが、シンボルということになりますと、規模が大きくなってまいります。美作市につくる場合設置場所等、慎重な検討が必要になってくるだろうというふうに思います。田園観光都市ということになれば、私自身の思いは、例えば上山の棚田の中に小川を利用した小さな水力発電をつくりたい思いがあるということで、これはまた万殿議員の御質問にもあったように思うんですが、そういったところへ棚田の中に水車小屋ということをつくりたいという思いはありまして、担当に検討しろと言ったこともございます。しかしながら、水量が少なくてですね、発電量がほとんど賄えるかな、補助もですね、発電機そのものはオーケーなんですが、水車そのものについては補助はありませんというような県からの回答なんです。その辺をまだまだもう少し研究をしながら、田園観光都市をうたうならば、当然水車が1基ぐらいあってもいいかなというふうに思います。ただ、施設をつくると、後の維持管理という部分が大きく影響してまいりますので、そういった面も考慮しながら検討を行ってもらえるというふうに思っております。

次に、市行政と市民が一体となって進める地球温暖化対策についてでございますが、太陽光発電の普及については、国が主導で進められておまして、せっかくの全量買い取り制度でございますから、これを最大限利用していただきまして、できるだけ民間ベースでやっていただきたいというふうに考えておるものがございますが、これはある意味、行政、市としてもある意味財源のめどが立つなら、新年度で新しい執行部になるだろうとは思いますが、しっかりとそういう方向での検討をしてもらえるものというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

お諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

新免議員、3回目の質問です。

**18番（新免 昌和君）**

市長のほうから答弁をいただきましたが、それぞれの私が例として出した課題に対しては、例えば観光資源にするにしても財源問題が大変厳しい、新年度から考えていただくならば別だというふうな答弁だったと受けとめます。実際のところ今市民の感覚の中に本当に環境問題を大切に考える、それが美作市のまちづくりに非常に重要な役割を果たしていくだろう、そして例えば観光資源の問題としても、それが一体となって展開をされることによって市民意識が田園観光都市というまちづくりにさらに進化をしていくということが期待できると、私は考えるわけです。そこで、先ほど市民の共同出資の発電所事業についても、そういう一環として市がそれを促進する支援を何らかの施策として打ち出していくということも求められるだろうというふうに思います。これは先ほどの答弁で既に答えが出ておりますので、さらに言いませんが、本当に構想としてそういう構想が打ち出していかなければ、本来の美作市が立てたCO<sub>2</sub>削減だけで対応するという縦割りの行政のあり方から横断的にまちづくり全体を考えた対応の仕方を構想しなければ、将来の発展はない

と思います。とりわけこれから先大変厳しい財政状況が待っています。そうした中で市民の協働という意識を育てなければまちづくりは前に行きません。そういう意味合いで今回の小水力問題、太陽光発電問題はそういう立場から取り上げてまいりました。本当に実際に具体化が小水力発電が具体化できるのであれば、非常に大きなインパクトを市民に与えるだろうと思っておりましたので、こういう質問をいたしました。しかし、残念な結果です。改めましてさらなる効率のよい発電の機構発展というものが期待できるだろうというふうに思いますので、市としてこれから先をどういうふうに考えられるか、改めて考え方をお尋ねしておきたいというふうに思います。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

田園観光都市構想という部分になりますと、これは本当に全てが観光資源、市民の活性化につながっていくという部分につながってまいるわけでごさいます、新免議員の環境問題と観光、特にCO<sub>2</sub>だけでなしに、環境問題と観光資源とを連結するというので、本当にすばらしい提案をいただきました。本来ならば、よろしい、来年度は私そういう方向でやりたいということをお願いいたしておりますけれども、まことに申しわけございません。ただ、ただですね、先ほども申し上げましたように何とか棚田という意味も持ち出しましたが、観光資源になるという思いはございます。ですから、そういった思いの中で、まだまだ私自身が担当に限らずですね、うちの職員にもその意思がいまいち伝わり切っていない部分がございます。そういった面で非常に私も心残りではございますが、この意思を継いで、先ほど新免議員のすばらしい御提案を必ずや次で継続を図っていただけるものというふうに思います。ただ、1点最後に申し上げますが、施設をつくっても必ず維持管理費が必要でございます。そういった面を考慮しながら対応していかないと、そのときはいいんですが、後々大変なことになって困るということで、そういった面も多分職員は検討しながらそういう答弁、なかなか前に進まないという面もあるという面も少し御理解をいただきながら、新免議員の答弁にさせていただきたいと思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**

総括。

丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。いずれにいたしましても、美作市がこれからますます発展していかなければなりません。皆さんとともに私も微力ながら立場を変えて協力をしていきたいというふうに考えております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番4番、議席番号18番新免昌和議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日 2月22日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 4 時56分 延会

平成25年2月22日

(第 3 号)

1. 議事日程(3日目)

(平成25年第1回美作市議会3月定例会)

平成25年2月22日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである(21名)

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	9番	安東章治
10番	橋本健二	11番	向原伸一
12番	鈴木悦子	13番	栗井基雄
14番	岩江正行	15番	小淵繁之
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
20番	福島協	21番	本城宏道
22番	内海健次		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	消防長	森正彦
会計管理者	谷和彦	外(外)建設担当部長	石田薫
市民部市民生活課長	安藤郁雄	田園観光部農業振興課長	安東和彦
上下水道部上水道課長	山本和利	教育委員会教育総務課長	豊福一郎

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長	欽先耕二
課長補佐	則本尚輝
主任	谷口宏枝

議長（内海 健次君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

昨日に引き続き会議を開きます。

7番西元議員が通院のため少しおくれるとの連絡を受けております。福原教育次長が体調不良のため欠席であります。代理で豊福教育総務課長が出席をいたしております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（内海 健次君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番5番、議席番号21番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

21番（本城 宏道君）〔質問席〕

おはようございます。

一般質問第2日目のトップバッターとして私が質問をさせていただきます。

私は、今期市会議員として最後の発言となりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。2月の早い段階でこの発言通告を出しておりましたので、いろいろその間、きょうまでの間に情勢が変わった部分もございりますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

安東市長は、12月議会の最終日に次期市長選挙においても立候補して、そして引き続き市政を担うという発言を受けておりましたが、そのつもりで市長が継続をしてやられるものということで質問を出しておったわけですけれども、今回の冒頭で次期市長選には立候補しないという表明をされました。そこで、多少質問が食い違う部分があるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

今回の議会で4年が経過いたしましたけれども、この4年間の議会と市長との審議あるいは議論の状況を見てみますと、市長は常に前向きな答弁といえますか、議会に対する質問に対してみずからが答弁をするという姿勢を貫いてこられました。さすがにこの40年以上にわたって行政経験を持たれた、その経験が如実にあらわれた4年間ではなかったかなあというように思います。常に的確な答弁をされておったように思います。今期引退をされるということに対しましてまことに残念に思いますが、今回の質問に対しましても、さきに申し上げましたように継続をしてやられるということの中での質問になると思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきますが、私はまずこの道州制の問題についてちょっと市長の気持ちをお聞かせ願いたいなということで質問をいたしております。

さきの総選挙において、自民党、公明党、日本維新の会などが政権公約で道州制導入方針を掲げております。道州制基本法の早期成立を目指して成立後5年以内に道州制の導入を目指しておるわけですけれども、この基本法骨子案では、道州制は従来の国家機能の一部とともに、一部都道府県から継承した事務を処理するというようになっておりますし、市町村の区域を基礎として新たに編成される基礎自治体は地域完結性を

有する主体として構築されるとなっております。そして、新たに設置編成される道州制基礎自治体に対して、現行の地方交付税制度廃止を前提として、必要な財政調整制度を設けるということになっておるようです。財源保障機能が確保されない可能性があるわけですが、美作市のような農山村を中心とした小規模自治体においては、これまで自治権と国による財政保障に支えられながら住民福祉の向上と独自の維持可能な地域づくりに取り組んできた、いわゆる都市住民にとっても農村地域は国土保全、食料、木材供給や自然エネルギーの供給を初め、多面的機能の発揮が期待されるものですが、農村地域の小規模自治体の自治権を奪うことは憲法の地方自治保障に反するものであり、農村地域社会の存立基盤のそのものを破壊するようになると思われま。このような道州制について市長はどのようにお考えですか、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

おはようございます。

本城議員にも議員の皆様方にも一般質問の通告制をとっておる関係上、私が継続してやるという前提の中の御質問をたくさんいただいております。まことに御迷惑をおかけしておるというふうに思いますが、行政は継続でございます。そういった意味で御容赦をお願いしたいと思いますし、また本城議員はいつもそういった国政全般、とりわけ農業にかける熱意にはいつも感心をさせられながら答弁をさせていただいてきておるところでございます。

まず、道州制についてでございますが、市町村合併推進の目的は、市町村の行財政基盤を強化し、その能力や機能を高めるということが目的でございました。これによって地方分権一括法で示された分権化に向けて県から市へ権限と財源を移譲し、これまでの中2階と言われた都道府県と国の役割を見直す環境ができたと言われております。したがって、市町村合併推進の次には道州制が議論されるのは予想どおりであろうというふうに思います。

通告制でございまして、回答もある程度はあるんですが、少しそれますが、この際、私の道州制についての思いを少しだけ触れさせていただきたいと思いますが。

私自身も市町村が合併した、今度は都道府県も合併をするべきだろうというのは、道州制に近い考えなんです、あるだろうと。いわゆる行政の効率化も図っていかねばならないという思いはありますが、一般的に議論されております国の権限が県に権限をおろしてくるという考え方とは私は逆なんです。道州制はしくべきであろう、ただし県単位の今の県の体制は必要ないと、国の機能を残して都道府県を廃止するほうがいい、私はそっちのほうの持論です。

と申しますのも、まず人員の削減を考えるならば、都道府県でなしに国の職員のほうが今のままの形態で生きとります。国と市町村とがダイレクトで話ができる制度のほうがより効率的であろうと思います。何を陳情するにしても県を通して国へ上がっていく、それを県におろすと言いますが、道州制そのものの議論が都道府県単位ではしっかりと議論されとるやに見えますが、してませんが、肝心かなめのこの基礎自治体とその道州制ができ上がったときに、どういった体制でどういう機能を持たせてやるんだと、権限をやるんだというのが全く議論されてないんです。何か上のほうでわいわいと道州制じゃ、地方主権だとやっとなです。地方の主権というのは何だと思いませんか。我々基礎自治体がそんなえらいわけじゃないんですが、基礎自治体がいわゆる市民の皆さん、国民の皆さんの一番の窓口へおりながら、その意見は一切取り上げられずに、上のほうでわいわいとやっとなのが地方主権の正体ではないかなというふうに私は思ってお



ります。

ですから、私の持論は、都道府県は中間は要らない。中間なしにダイレクトで国と話をするほうが早いという思いを持っておりますから、都道府県を廃止してくださいと、国の機関は残してくださいのほうでございます。それが私自身の考えの基礎自治体がしっかりと頑張れる、地域地域のニーズに合った行政が運営できるものというふうに思っております。

今の少しだけ聞いておるのは、道州制をしくと、都道府県の議会議員が道州制の、協議会みたいなあれですけど、連合会ですか、都道府県の議員が出ていって、そこで連合体をつくっていくと。じゃあ、我々の基礎自治体の意見はどうなるんだという部分がさっぱり見えない。ですから、私にとっては少しおかしいというところで、そういった似たような考え方を持っておられる全市町村が全国で600団体あります。まだマスコミも少ししか報道はされておりませんが、全国の地方を考える会ということで600の首長が集まった団体があります。美作市も私も加盟させていただいております。そういう意味で道州制はまた別な、上のほうで論議されとる視点とはまた違う、本当に地域に密着した行政ができる体制をとるべきだろうという考えの中が集まってきた600団体だろうというふうに私は理解しております。

そういう中で、一番大事なのはもう一つ、本城議員が御心配をされてきております地方交付税、これがなくては我々過疎地である市町村は行政運営はできません。どこやらが消費税を地方交付税にかえて消費税にする。大都会は消費税でいいんです、我々のところは消費税そのものは格段に低いと。その分配をじゃあどうするんだと。大都市が地方消費税を取って、それでじゃあほんならちよびつとだけをおまえとこへ分けてやろうかという部分は、今国に交付税をふやしてくださいと言っておるのを、今度は地方の大都市に交付税をふやしてほしい、分けてほしいと行くスタイルは変わるんか、かえって悪くなるんではないかという思いは我々は、過疎地を抱えとる者から思えば、そういう思いを持っております。

ならば、今までよしあしはありますけれども、地方財政を財源の調整機能として役割を果たしてきておる地方交付税制度というものは、私どもにとっては大事な制度なんです。これがなかったら、美作市でも100億円を超す地方交付税が入ってきております。これが美作市の予算の骨格なんです。ですから、それをうやむやになる、地方消費税のほうに振りかえるというような議論が、こういった基礎自治体はほとんど議論に参加できる場所がないんです。ですから一番、本城議員が心配されております、その自治体間の不均衡を調整する機能が全く見えてない。なくなりほしくないだろうというかすかな希望は持っておりますが、そういったどこに住んでおっても同じサービスを得られる、そういった体制づくりが必要であるというふうに思っております。

少し具体的な話を言いますと、例えば国民健康保険、介護保険、各市町村によって掛金が違うわけです。岡山県で元来、県がせめて県単位で保険金などの掛金も同一にすべきです。だけど、岡山県はそれはなかなか統合しようとはしない。なぜならば県の負担がふえるから、ただそれだけなんです。少しおかしいんではないかと。隣の町とここの町とで国民健康保険料が違うというのも少しおかしい部分があると。そういう意味で大きな、ちょっとそれておりますけど、そういった基礎自治体が事務事業量に合った財源の保障というものは必要でございます。地方交付税が持つ交付税制度といったものについては、財源の保障機能というものの、これを確保するといった部分を明確に示していただいた上で、道州制が賛成になるんか反対になるんかというところが我々の立場であろうというふうに思っております。

権限自体が移ってきて、財源はなかなかこっちへ来ないといった部分があります。二、三年は財源をある程度確保はしていただけてますが、二、三年もするとどこへ行ったかわからなくなるといったような財源の確保の仕方、権限移譲には私は少し異論を、少しじゃない、かなりの異論を持ちながら対応をしてきており

ます。基本的には少し答弁がそれでおられるかもしれませんが、私の思いといたしましては国民がどこにおっても一定水準の行政サービスが受けれる、そういったことで財源を保障する制度を堅持していくのは国としては当然の考えであろうというふうに私自身は考えておるところでございます。少しそれかもしれませんが、そういう思いでございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

本城議員。

21番（本城 宏道君）

一通りの答弁をいただきました。

私は市長の先ほどの答弁と同じような考え方を持っとるわけですが、とりわけ地方交付税制度というのは、国民がひとしく政治の恩恵を受けるということから発足をして、地方の財政力の弱いところを国民みんなで支えてやっていくという、そういう基本的なものがあると思うんです。これが基礎自治体ということになっておると思いますが、そういうものが破壊をされていくということになりますと非常に大きな問題になると思います。そして、少し触れられましたけれども、介護保険とかあるいは国保税などは各自自治体ごとで決めております。後期高齢者の医療制度については、県が一本になって決めておるというような制度になっておりますが、例えば後期医療制度の関係を見てみますと、我々の意見というのが実際にその運営の中へ生かされてこない、意見が通らない、上のほうだけで決めて、それがそのまま実行されていくと、こういう仕組みになっておるわけですが、この道州制が持ち込まれることによってますますそういう傾向が強くなっていくということになりはしないかと思うわけです。そういう点で私はこの道州制については、首長としてしっかり反対をしていただきたいなという気持ちでおるわけでございます。

この問題については深く話をしても結論が出ないもんでございますので、これで終わりますが、とりあえずこの道州制については反対をしていかなきゃあならんという気持ちを表明して、次の問題に移りたいと思います。

次は、農業問題です。

私はこの4年間、任期中、必ずこの一般質問で農業問題を取り上げてまいりました。それだけに農業は美作市の基幹産業として成り立ってきておったわけですが、最近の農業経営の状況を見ますと、非常に不況が続いておるわけです。そういうことで何とかこの農業を発展させなきゃあならんという気持ちで取り上げてきておったわけでございます。

今回の質問の第1は、この2月1日からBSEの問題で牛肉の輸入制限がなされておりましたけれども、生後20カ月齢までは輸入してもいいけれども、それ以上になると輸入をしないということになっておったわけですが、先ほど申しましたように、この2月1日から制限が外されて、30カ月齢まで緩和されるということになりました。そういうことによって、アメリカ、オーストラリアなどから牛肉の輸入がかなりたくさん入ってくるということになるかと思えます。そうなりますと、畜産経営というのが美作市でも米、たばこに次いで畜産がこの収入というものが大きなウエートを占めておったわけですが、今や酪農家は減少してしまっております。一時のもう10分の1以下に戸数はなっております。また、肥育農家に、あるいは繁殖牛の元牛を生産する農家にしても大変な激減が続いております。

こういう状況の中で、このBSEの緩和がなされてきますと、いよいよこの畜産農家というものが成り立たないという状況になってくる可能性があるわけです。一旦、経営をやめると、後、新たにつくるという人が出てこないと思うんです。特に酪農については相当たくさんの資本金が要りますし、設備も大変な状況になるわけです。JA勝英では、肉牛生産のための一貫経営をやっておられますが、このBSEの問題で輸

入制限がされたときには、さきの赤字というものを一遍に取り戻して、経営が黒字になったわけですが、それ以降、この輸入がなされるようになってから、また再び赤字に転落をしていく、このような状況が続いておるわけです。

私はそういう中で特にこの畜産というものが、先ほど言いましたように大きなウエートを占めておったわけですから、こういう畜産に対する援助というものを何とか考えていく必要があるのではないかと、こういうように思うわけです。そういう点について、この畜産農家を守っていくためのお考えというものがあるかないか、その辺について多少お聞きをしておきたいというように思います。

また、人・農地プランについては、さきの12月議会におきまして、上山を中心にした中川地区で人・農地プランの第1号が発足をしたというようなことを聞いておりますが、全体としてその後の取り組みというものがおくれておるのではないかとこのように思うわけです。次々に荒廃地ができてきておるわけですが、人・農地プランの取り組みというのは20町から30町というような大きなものやっけていくわけですが、それだけに集中しますと、今の農地のやりやすいところ、そういうところだけが維持されて、だんだん農業のやりにくい条件、自然条件のあるところについては取り残されてしまうと、荒廃地が一層発展すると、こういうように思うわけですが、その辺のことを考えながら、この人・農地プランの進め方について、いま一度説明をお願いしたいというように思います。

また、3つ目には、岡山甘栗について質問を出しております。

これは12月議会でも一部取り上げましたけれども、上山地区でJA中心になりながら試験栽培をやっておるといふ答弁が12月議会ではなされました。そこで、今回見てみますと、JA勝英が中心になって団地をつくっていくということが報道をされておりました。これは非常にいいことだろうと思うんですが、勝英農協が進める産地化というのは苗木を20本以上購入した人、あるいは5アール以上で栽培する人に対して半額の補助金をしていくということで、荒廃田の取り組みにも役立てていきたいということでやられておるようですが、これを目指していくということになりますと、農協だけのそういう取り組みでは広がらないと、これが本当にいいものということになりますと、いわゆる多くの農家の人がその気になって取り組むということにしないと一大産地にはならないというように思うわけです。そういう点において、市としても20本以上とか、あるいは5アール以上というような、そういう取り組みから逃れる人、落ちる人、そういう人に対してもこの援助をして、一遍に振興するというような、そういう方策を考えるべきではないかというように思うわけです。その辺についてのこの答弁をお願いしたいと思います。

4つ目に、定住促進対策のために、農地の取得の下限面積についての考え方をお願いしたいと思うんですが、過疎化が進行する中で、この定住促進事業などを取り入れてやっております。本市においてはお試し住宅ということで梶並地区で現在2戸改築しながら、そこへ移住をされておるお試し住宅というのがございますが、そういうところ、あるいは新規に都会から呼び込んできて定住していただくために住居を構える場合、わずかな菜園でもつくってやりたいという人がかなり多いようです。あるところの調査によりますと、移住する方の89%ぐらいがわずかな菜園でも一緒にやりたいというような希望があるようですけれども、こういう点において農業委員会としては一番少ないのが東栗倉の10アール、それから20アール、旧作東町では20アール以上ということになっておりますが、基準としては50アールが最低という決まりがあるわけですが、その中で特別な制限を求めて1アールでも持てるというような制度を取り込まないと、本当に都会から来ていただく人たちに希望を与えていくということにならないのではないかと思いますので、この辺についてどうように考えられるか。

例えば、2月1日付の農業新聞によれば、島根県の雲南市で農地法の特段面積ということで基準の適用を

改めて1アール、全国でもこれは離島を除いて初めての制度のようですけれども、それを実施されることに決まったようでございます。ぜひ本市においてもそういう点で、実際には農業委員会で検討すべきことですが、行政の考え方としてどうするか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

本城議員の農業問題についてのことでございまして、総論的なお答えになるだろうと思ひますし、詳細につきましては担当部長が答弁をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、近年の農業を取り巻く環境でございまして、農業従事者の高齢化、後継者不足、担い手不足などで大変厳しい状況が続いてきておると。農業が衰退の一途をたどり、耕作放棄地の増加へとつながってまいっております。きょうの新聞ですか、TPPへ国が参加すると、日本が参加するというようなことの報道がありましたけど、真偽のほどはわかりませんが、そういったことで農業にとっては一大事が起きようんかなという思ひを持っております。

市といたしましては、そういった農業の衰退の状況を克服していくために、国の補助金を受けて、耕作放棄地の解消、将来を見据えた人・農地プランの策定と新規就農者の確保、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策事業など、さまざまな事業に取り組んでまいりましたが、今後の農業を活性化するには彩菜みまさかで売り上げの上位を占める農産物など、もうかる農産物の生産を振興して、加工も手がける6次産業化を考慮した踏み込んだ農業の展開も必要であるというふうに考えております。

甘栗等の苗木の配分につきましても、何本以上という本来は制限は我々としてはしてほしくない、おっしゃるとおり1本でも2本で植えてみようと思われる方々が、実はそういった農家の皆様方が彩菜茶屋を最大限に利用されて、小規模の農家の皆さんが彩菜茶屋を大いに活用していただいとる、もちろん大型の農業をやられる方々も活用していただいておりますが、大型農家と、まして忘れ去られがちな小規模な農家は現金収入が入っていく、特に新規就農等で考えますと、一遍に大型農家というのは非常に苦しいわけですから、そういった少しでも現金が入ってこれるといった体制づくりが新規就農者につながっていくのではないかなというふうに考えておるところでございました。

いろいろな事業が農家に対する大型事業からそういった小さな補助金に至るまでのいろんな事業の展開をしていく中で、畜産農家等につきましても団体への補助金はございます。個々への補助金はございませんが、そういった部分についてももう少し担当部長が少し詳しく触れるだろうというふうに思ひますが、そういった中で一番大事なのが、農家の補助金、助成というものも大事なんですけれども、基本的には全てのまちづくりに通じるんですが、自分自身でやるんだという部分が一番大事なところもございます。

少し話がそれますが、またこの国会でこの美作市を知らない国会議員、生活を何とかというふうな党の議員が東北にお住まいの議員が美作市の圃場整備を取り上げて、また質問されるようでございます。来たことあるんかなと。見たこともない分野を上げて、元来圃場整備をやるのに農家が自分たちの意思で始めた事業を、それを国が取り上げて国会で問題になるような事柄かなと、自分たちで解決していかなければならない問題をよう地元にはわからん、比例区のようなですからわかりませんが、そういった方が国会で美作市を取り上げていただくのはありがたいんですが、取り上げるならば市の振興に役立つ方向へ援助を、農政をどうするんだといった方向へ議論していただければ、美作市にとってもこういった形の農家を抱えたところにも本当にありがたい取り組みではあるんですが、個々の自分たちが解決すべき問題まで国で取り上げる必

要はないのではないかなというふうには考えるところでございますが、ちょっとそれでした。

農地の取得時の下限の面積についての考え方でございますが、本城議員が御指摘のとおり、定住促進のために、農地取得の際の下限面積を緩和することには本当に多くの関心が寄せられているというふうに思います。これは新築住宅を取得された方などは、敷地内に小規模、5畝とか3畝とか、菜園場をつくって自家消費用の野菜栽培をしておられます。空き家を購入する場合でもそれは可能だというふうに考えますが、農業振興という分野でございますと、根本的な問題の解消にはつながるといふふうには思っておりません。

したがって、全国的にも問題となっております農業従事者の高齢化や後継者不足によります遊休地、耕作放棄地の進行を防止するためには、市外に居住されておられる農業経営に意欲のある方が参入しやすい環境整備に取り組んで行く必要があるというふうに考えておりますので、12月議会でしたか、絹田議員が同様な御質問もされておりますが、下限面積の緩和を農業委員会に検討をしていただくよう要望をしまいたいというふうに考えます。本城議員もたしか農業委員さんでございましたので、ぜひ議論していただきまして、農地の転用を目的とする緩和でなしに、農業の振興を図るための緩和というふうに私は思っておりますので、そういった方面の中でぜひ緩和をして耕作放棄地が少しでも解消になるように要望をしまいたいというふうに考えております。

詳細は担当部長が答えをさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

おはようございます。

それでは、順次説明のほうをさせていただきます。

まず、畜産農家への支援についての件でございますが、これまで美作市が行っております畜産農家に向けた支援策といいますと、勝英和牛改良部会への年間26万円の助成金がございます。これは優良品種を調査研究するための経費として活用されております。そのほかでは、国、県の各種補助事業の紹介やスーパーL資金等の借入れに関する相談受け付けなど、家畜農家が必要としております支援に対して適切なアドバイスや事務手続、専門窓口の紹介などを行っております。今後も畜産農家への経営安定を図るため、さまざまな要望に対応できるように関係機関との連携体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、人・農地プランの取り組み状況についてでございますが、市内の第1号として決定をいたしました中川・上山地区人・農地プランの内容の件でございますが、この中川・上山地区には昨年8月にスーパーL資金の借入れを控えている認定農業者がおられたことから、急遽取り急ぎプランの策定に取りかかった地区でございます。

まず、7月27日に英田地域行政事務連絡協議会にて人・農地プランの制度内容について説明を行っております。次に、8月6日に上山東集落の座談会に出向き、プランの素案を協議し、8月7日には上山集落の座談会に出向き、プランの素案を協議、そして8月9日は中川集落の座談会に出向きまして、プランの素案を協議をいただいております。このプランを8月17日に人・農地プラン策定検討委員会におきまして検討していただき、中川・上山地区人・農地プランとして決定をされております。

このプランに係る区域は、中川、上山の2つの大字でございまして、全体面積は78.4ヘクタール、座談会への出席者は47名でございました。

また、人・農地プラン策定検討委員会のメンバーは、農業振興課、農業委員会の事務局、勝英農業協同組合の職員各1名と、勝英農業普及センターの職員2名及び英田地域の認定農業者2名の計7名で構成をされ

ております。

この人・農地プランは、プラン策定区域内の今後の農業を誰が担っていくのか、また誰にどれだけの農地を集約するのかといったことにつきまして関係者が話し合い、担い手と農地との関係、その他の人・農地プランとして位置づけるものでございます。

中川・上山地区人・農地プランでは、農地を提供する農家が23戸、担い手となる経営体が4でございまして、この経営体が現在管理している農地、約4.1ヘクタールを5年後に9.1ヘクタールに拡大する計画でございまして、また、このプランに基づき栽培される作物は、米が17.2ヘクタール、ソバが1.2ヘクタールでございまして、米は減農薬栽培など高付加価値を図り、ソバは6次産業化を目指しておられます。

次に、中川・上山地区以外の取り組み状況についてでございますが、10月29日に大原地域地区区長会、11月7日に大吉地区区長会、そして11月8日に勝田地区区長会役員会、11月21日に東栗倉区長会、11月26日に勝田区長会と各地区で説明会を実施しておりまして、12月からは讚甘、福山、中尾の3地区のプラン策定に取りかかっております。この3地区には、プランの策定が第一となります青年就農給付金の給付対象者がそれぞれおられますので、優先的に進めているところでございます。

また、1月以降では、これまで説明をしまいいりました、旧町村内の字、小字などからの要請を受け、順次説明に伺っておりますが、これまでに8地区145名の関係者に参加をいただいております、今後も要請があれば積極的に出向いてまいりたいと考えております。

次に、岡山甘栗の産地化の問題でございますが、本城議員の御指摘のとおり、この岡山甘栗の普及推進はJA勝英が主体となって取り組んでおりまして、JA勝英管内には約4,500本を植栽する計画であると同っております。12月定例議会でお答えをいたしました、市内では平成23年度に上山地区に岡山1号、2号、3号、計300本が植栽をされておまして、平成24年度以降の計画といたしましては、宗掛地区に160本の植栽されると、そのほか個人で植栽をされるものも含めると、700本程度が植栽される予定であると同っております。

本城議員の御提案の耕作放棄地を利用した岡山甘栗の産地化につきましては、植栽する場所と取り組まれる方がまとまっていることが望ましく、集落、字などの単位で取り組まれることになれば、JA勝英と協議、連携を図りまして、産地化に向けた支援を検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、お試し住宅の状況について少し説明をさせていただきます。

定住促進対策といたしまして、平成23年度に都市圏からの転入を希望される方に一定の期間、実際に田舎暮らしを体験していただくため、空き家を改修したお試し住宅を梶並地区に2棟、整備をしております。現在、1年間の予定で1号棟には8月から伊丹市の4名の方が入居され、2号棟には7月から玉野市の2名の方が入居されまして、家庭菜園などもされております。地区の方々とも交流も積極的にされておまして、引き続きこの地域で住むことを望まれております。空き家等の情報を提供しながら、定住していただけるように協力してまいりたいと考えております。

また、お試し住宅への入居希望者への問い合わせもあることから、今年度1棟を整備し、入居者の募集を行っています。お試し住宅は最長1年の体験期間であることから、当分の間はこの3棟を利用してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

一通りの答弁をいただきました。

第1点の畜産農家を守るという点では、畜産農家が非常に危機な状態にあるということについては、市長も担当課も同じような認識を持っておられると思いますが、何とせよこれを育成していくためには、先ほど部長が答弁されたようなことだけでは実際に守っていけないと。いろんな制度を利用してもらうような指導をしておるといふことなんでしょうけれども、それだけではだんだん後退をしていくというのが現実ではないかと思うんです。

そういう面において、具体的に政策として進めようとするならば、経営の一番中心となるのは、例えば酪農にしても、それから繁殖牛にしても、種つけというのが一番基礎になると思うんです。この種つけが現在どうなっておるんだろうかということで見ますと、人工授精師が各旧町村でおられたわけですけども、今そういう人がもう割に合わんということをやめておられるというようなことで、それぞれの農家が何としても種をつけないと困るといふことで苦勞されております。特に作東以北のほうについて見ますと、津山から授精師を呼ばなんだら間に合わないというような、そういう状況も生まれておるわけです。こういう点から見ても一番基礎となる人工授精というものが非常に困っておるわけで、こういう点での援助をしていくとか、あるいは具体的には畜産というのには大量の水を使うわけですが、そういうものに対する援助をしていくとか、具体的なものを進めていく、その中には耕畜の連携ということと廃棄物の処理を耕種農家のほうへ回すような、そういう積極的な姿勢というものも大事になってくるんじゃないかと思うんです。そういう具体的な取り組みというものをぜひお願いしたいというように思うわけです。その辺についても一度お聞かせを願いたいと思います。

また、人・農地プランについては、経過については十分わかりましたが、これが具体的にどういうに発展をしていくのか、上山以外の地域で説明はしたけれども、具体的な取り組みというものが進んでいないんじゃないかと思うわけです。かつて、今でもあるかどうかわかりませんが、いわゆる農業の振興課とそれから普及所の関係、JAとか常に会合を開いて農業の政策というものをどう進めていくのがいいかというようなことを絶えず協議をして進めてきておったと思うんですが、最近それが連携がうまくいっていないんじゃないかなという気もするわけです。そういう点について、もう一つこの取り組みをしっかりとさせていただきたいなというように思うわけです。

それから、岡山甘栗について12月の答弁では、上山に植栽をしておるけれども3年ぐらいたたんと成績がわからぬので、その状況を見てしっかり取り組むかどうかということを考えていという答弁だったわけですけども、実際にこれをやってみて成果がいいという結果があらわれて、苗木の生産を一挙に広げていこうということで取り組んでおられるわけで、3年待たんでもこの取り組みはできるんじゃないかと思うんです。したがって、市長答弁では小さい農家でもやっぱりやる気のある人についてはやってもえんじゃないかという方向での答弁でございましたが、今後担当部長のほうでも小さい農家に対する援助というものを、一気に生産を拡大していくための取り組みというものをしっかりと考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、定住の促進について、これは農業の経営という面からと、それから先ほど言いました、小さい菜園的なものを持っていくというものとはやっぱり区別をして考える必要があるというように思うわけです。そうしますと、先ほど説明しました島根県の雲南市でやっておりますのは、農業委員会として農地法の別段面積というものを取り上げて見直しをしたという報告がなされております。

例えば、土地の所有者が都会から来ていただく人に対して売買をしますが、1つの田んぼが15アールとか20アールとか、そういう面積がある場合に、1筆丸ごと買うてもらわにゃあ困るがなというようなことがし

ばしばあると思うんですが、そういう場合に家を建てる居住面積というのが、住居を建てる面積というのは制限されております、一般住宅の場合。そうすると、1筆買うても分筆をして農地として利用するというのを考えないと、そういう農地が持てないことになるわけですから、そういう面で一般住宅でも菜園をつくる希望が多いわけですから、こういう小規模のものを農業委員会として認定するというのをやらなきゃあならんなどというように思うわけです。

市長は先ほど答弁で、農業委員会ですっかりやってくださいと、行政としてはそういう小規模のものもぜひ進めていただきたいという希望の発言をされておりましたので、ぜひその実行ができるようにしていきたいというように思います。

以上です。答弁をお願いします。

**議長（内海 健次君）**

休憩の後に答弁をお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

田園観光部長、答弁。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

それでは、本城議員の2回目の質問に対しまして御答弁を申し上げます。

まず、美作市内の畜産農家の戸数の状況でございますけれども、乳牛飼育農家が4戸約200頭、それから肉用牛飼育農家が18戸ございまして748頭、それから豚飼育農家が1戸で588頭、そして養鶏農家が14戸で98万5,779羽で、市内の牛肉飼育農家の2戸が兼業農家ということになっております。それから、この畜産業の従事者でございますけれども、年齢を農業従事者として捉えますと、平均年齢が71.9歳、こういう状況になっておりまして、全国平均では65.8歳ということでございますので、かなり美作市内の従事者の高齢率が高いと、こういう状況の中で畜産農家が営まれていると、こういう状況でございます。

私どものほうも現在の状況を当然考えてみますと、最近の円高の影響を受けておりまして、飼料や燃料が値上がりをしておりまして、畜産農業を営んでおられる方は大変厳しい状況にあるということは十分感じております。この畜産農家のみならず、農家全般について言えることでございますが、わずかな収入を得るために大きな支出を強いられているのが現状じゃないかと、このように私どもは考えておる次第でございます。

この状況を克服するには、何か根本的な対策が必要であるということもよくわかっておりまして、国は小規模農家に対する支援策には余り目を向けてくれないというのが現状でございます。また、県の単独事業におきましても、これといった支援策を見つけることができていない、県のほうも積極的にこの小規模農家に対する支援策を行っていないというのが現状でございます。市の単独事業として取り組むには財源の確保が大きな壁になっているのが現状でございます。何としまして国や県への適切な対応を求めたいと、お願いをしたいと現在思っております。

また、今後もこのまま円安が進行しますと、家畜の燃料や飼料はさらに上昇することにもなれば、ますます畜産農家の維持が困難な事態に陥るということでございまして、家畜飼料の金額上昇分や燃料費の上昇



分を補填することで急場をしのぐような対策が講じられないか、さまざまなこと、今本城議員が言われました、その水のほうの支援ができないかとか、もろもろ言われてましたけども、これも私どものほうは私を含む執行部で十分に検討を重ねまして、県のほうにも当然強く要望してまいりますし、何とか家畜を営まれる方の期待に応えるようにこれからも検討を重ね、前向きないろんな施策を講じていきたいというふうに考えております。

それから次に、人・農地プランの策定に向けた具体的な取り組み方法の件でございますけども、プランの作成は平成25年度末までに市内全地域について作成する計画でございます。これまで大字、小字の集落を単位としてプランを作成してまいりましたが、最終的にはこれらのプランを旧町村単位でまとめまして、美作市内に6つのプランを作成していきたいと考えております。現在は各集落からの要請、青年就農給付金の給付対象者がおられます地区を最優先としておりますけれども、今後は自治振興協議会、大字を単位とした市が作成をしましたプランの素案を御説明をしながら取りまとめしていきたいと考えておりますので、今後とも各地域での御支援、御協力のほどをよろしくお願いをしたいと、このように考えております。

なお、人・農地プランの作成に当たりましては、検討委員会のメンバーでプランの内容をしっかりと吟味し、そして決定をしておりますことをつけ加えさせていただきます。くどいようですけども、メンバーのほうは農業振興課、農業委員会の事務局、勝英農業協同組合の職員と勝英農業普及センターの職員並びに地元認定農業者の7名でこのことを進めておりまして、これからも連携を密に図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、岡山甘栗の産地化の件でございますけども、JA勝英が進めております、岡山甘栗の産地化計画によりまして、生産された栗は全量、県南の業者に引き取っていただけるようになっておりまして、売買価格につきましても決まっていない、このように伺っております。

また、市内に岡山甘栗の生産団地をつくる計画といたしまして、今のところ上山地区と宗掛地区の2地区のみのごとでございますけども、岡山甘栗の植栽を市内農家の収入増につなげるためには、生産団地をもっとふやす必要があると思っております、個人で植栽される方を含めた産地化への取り組み方法や県の補助金などの支援のあり方につきましてもJA勝英と再度調整をいたしまして結論を出したいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、最後の下限面積の関係でございますけども、本城議員言われますように、島根県の雲南市と同様にもう少し下げて土地を自由に使えるようにするべきじゃないか、遊休地、耕作放棄地をなくするためにぜひともやってほしいというような御意見でございましたが、先ほど市長が申し上げましたけども、大変いい御意見であるというふうに考えておりまして、市長のほうも何とか農業委員会のほうに提言をしたいと思っておりますけども、私どもといたしましても、そのような方向になるのがいいんじゃないかとは思っておりますけども、この見直しにつきま、当然分筆されます登記に関する費用、もろもろいろんなことありますので、これからも少し検討させていただきながら、協議をしていい方向に進むように進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**〔質問席〕

まだ次の質問もございまして時間がございませんので、もっともっと論議をしたいわけですが、これ以上深入りができないかなというように思います。

ただいまの部長答弁の中で出てまいっておりますが、畜産に対する考え方というのは、戸数はもう激減して本当にわずかになってきております。しかし、これが一旦やめるともう取り返しがつかない、新たに始める人は恐らくいないと思うんです。そういう面でこの数少なく残っておる畜産農家を本当に大事に育てていく、援助をしていくということが最も必要ではないかというように思っております。

人・農地プランについては、それぞれの地域での条件というものがあると思いますが、それらの取り組みをしていただきたい。

定住促進の関係については、先ほど部長答弁の中で分筆とかあるいは登記料とかという話が出ましたけれども、当然これは一般住宅の場合、面積制限がございますから、分筆をせにゃあならんと、それから分筆をしても今の制度では分筆をして残りのところを農地として保有するということができないわけですから、そういうものが、費用そのものは個人に出してもらやあ、こっちが援助をする必要はないわけですから、そういう制度として小さい面積でも保有できるんだということをしつかりやっつけていかにゃあならんのではないかと思うわけです。それで、農業委員会へしつかり行政としては小さい面積も認めていきたいんだということを進言をしていただきたいなということをお願いをしておきたいと思っております。そういうことです。それで、もし答弁がございましたらお願いします。

**議長（内海 健次君）**

答弁は。

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

本城議員の3回目の質問にお答えいたします。

農業委員会への下限面積の見直しという件でございますけれども、これにつきましては十分に検討はさせていただきます。それから、今言いましたように、1アールといいますか、今の面積の分筆というんじゃなくて、丸々1反なら1反、2反なら2反を買っていただくと、それをすればそれだけ分筆も必要なくなりますので、そういうふうなことも考えながら、今後市といたしましても考えていきたい。それは当然、それも持ちまして農業委員会のほうにも提言をしながら、検討していきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

今のその部長答弁もちょっとかみ合うてないんですが、1反、2反、買えというたつて、そりゃあ無理なんで、一つの面積が仮に1反あつとしても、それを分筆して農地で持とうとした場合、農地として持てないということがあるから、それを解消すべきではないかということなんで、その辺を十分踏まえながらひとつよろしく願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

はい、入ってください。

**21番（本城 宏道君）**

次は、防災の関係についてです。

まず、市内各水道施設の供用開始年度と消火栓の数についてお聞かせ願いたいと思っております。

それぞれの施設で供用開始が異なっておりますと思われるんですが、供用開始からかなり年数は経過しております。

いますので、その辺についてお答え願いたいと。

また、通常、消火栓の消防ホースの耐用年数はどれぐらいを考えておられるのかお聞かせ願いたい。

3つ目に、既に耐用年数が経過しているものがあると思われますが、それぞれの施設で各消火栓のホースあるいは筒先について、水道施設設置時に水道工事の中で費用を含めてやっておられる施設、あるいはそういうものについては地元負担でやってくださいというような、いろいろ内容が違うと思いますが、その辺についてわかれば教えていただきたいと。

消火栓は一旦火災が起きれば、初期消火として大変有効に使われるわけですし、そういうことがあったらいけませんけれども、火災があったらもう大変な資産が失われるわけですから、そういう点でしっかり防災を行う上で備えが必要ではないかというように思います。

5番目に、消防ホースはかなり高価なものと聞いておりますが、1本何ぼうぐらいするものか知りません。防災面から見て年次的に交換をしていく必要があると思われますので、この全額補助あるいはまた一部補助なりをしていくべきではないかと思うんですが、その計画性があるのかなのか、その辺を含めながら答弁をお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務部長。

**総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕**

本城議員の防災についての御質問でございます。

まず、各水道施設の設置年度とそれぞれの消火栓の数ということでございますが、水道施設の設置年度につきましては、美作地域が昭和53年の設置でございます。英田地域が昭和58年、作東地域が平成8年となっております。これは一番最新、今の施設ということでございます。それから、勝田簡易水道が平成14年、大原簡易水道が、これは8水道ありまして、昭和57年から平成9年までの設置ということになっております。また、東栗倉の簡易水道、これが4水道ありまして、古いものですと昭和50年、最新のもので平成16年の設置ということになっております。

それから、消火栓の数でございますが、これは市内全域で合計2,248カ所というふうになっております。

次に、ホースの耐用年数ということでございますが、消防ホースの劣化について調査したデータが大変少なく、昭和50年の消防用ホース耐用年数研究委員会による調査結果によりますと、耐用年数は7年程度ということになってございます。ただ、素材や製造の技術などの向上によりましてこの結果が妥当であるかということで再度、日本消防ホース工業会による調査が行われました。あらゆる視点から調査を行った結果、やはり昭和50年のものと同程度、6年から7年であるとの結論が出ております。

それから、消火栓ボックスの備品類の購入費用でございますが、合併前の旧町村によって取り扱いが異なっております。本城議員御指摘のとおり、事業の一環で町村が購入整備した場合がありますし、地元から幾らかの負担をいただいて整備した場合、両方がございます。

次に、火災が起きたときのための備えでございますけれども、いざ火災が起きたときに消火栓用のホースが使い物にならないということになりますと初期消火に手間取ります。大事な財産を失うことにつながりかねません。そのために自分の財産は自分で守るという意識で、おおむね各集落ごとに消防団の最小単位であります部が設置されております。その消防団活動の一環として消火栓及びその備品の点検を定期的に行っております。点検で欠陥が見つかれば、備品の交換をすることとしております。

消火栓を使った消火の例としましては、昨年の12月18日に後山で住民の方が民家から炎が上がっているのを発見いたしまして、通報後、3人の方が消火栓からホースを延ばして消火活動に当たって被害を最小限に

とどめたという例もございます。この3人の方には市から感謝状も出ております。消火栓につきましては、ポンプを操作するというような必要がありませんので、少し覚えのある人であれば使用できると。初期消火には大変有効なものであるというふうに思っております。

また、ホースの破損状況でございますけれども、使用をした段階で小さな穴から水が幾らか吹くというのは時々見かけます。それですと消火に差し支えはありませんが、後で取りかえることというふうにしております。それから、大きな破損で使い物にならなかったというようなことは聞いておりません。

次に、ホースの交換の補助制度でございますが、先ほどお答えしましたように、消防団がホースを初め消火栓用の備品について定期的に点検を行っております。そこで欠陥が見つければ交換をすることとしておりまして、その費用につきましては今のところ市が7割の補助をしております。本城議員言われておりましたホースですが、大体1本約2万4,000円から2万5,000円ほどかかります。

それから、消火栓の関連の備品で言いますと、地元の自主防災組織の方も恐らく使われることが多々あるかと思われまます。自主防災組織を立ち上げられまして、いろんな防災用の備品を購入される場合、県からの補助が20万円を限度ですが、4分の3、20万円の4分の3ですから15万円の補助が出ております。そういう補助事業もありますので、それも活用しながら備えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

1回目の答弁をいただきましたが、消火栓が2,248カ所あるということ、それから各水道施設の設置年数がもう相当経過をしておるという報告でございます。消防ホースの耐用年数が7年程度と、新しい再度の日本消防ホース工業会が調査した結果もやっぱり6年ないし7年が耐用年数だというような結論が出たという報告を聞きました。

そうしますと、今美作市内にある消防施設のホースというのは、もう既に耐用年数が過ぎたものばかりだということに判断しなけりゃあならんかなというように思います。実際に消火栓のホースを使って大きな破裂があった経験はないという報告だったんですが、実際に市になってからはないかもしれませんが、旧町村の場合、経験がございます。約15年ぐらい前だったと思うんですが、使っておる最中に破裂をしたという経験もございます。

それから、各消防の部の人が点検をして回っておるということですが、それは消火栓の備品が置いてある中のホースがあるかないか、あるいは筒先があるかないか、あける器具がそろうとるかどうか、そういうことは点検をされるわけですが、実際に放水をして、そのホースが使い物になるかどうかという点検はなされていないと思うんです。そうなってきますと、もう実際には使えないものばかりだということに判断をせざるを得んというように思うわけです。

そういう点において防災の関係から考えて、特に美作市の場合は地震かあるいは洪水か、火災か、そういうものが災害になってくると思うんですが、そういう面から防災として今後それぞれの施設の更新を2,248カ所について年次的にこれを交換をしていくということを考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、先ほど県の補助金もあるということなんで、その辺を考えながらうまくそういう制度を利用して交換をしていただきたいというふうに思うわけですが、ひとつその辺について答弁をお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

消防ホースを年次的に更新していく計画でございます。

これは危機管理監のほうが後から補足答弁するかも知れませんが、確かに今点検については消防団の部にお任せをしております。そのときに、ホースに通水をしながらやっとなるかどうかというのは、こちらそこまではちょっとできてないんじゃないかなど。恐らく目視でやっておられると思うんです。目視でまだまだこれは新しいというような分については、そのまま据え置くと。で、これはもう大分色も変わってきて、くみとるかもしれんという分については、恐らく交換をされておると思います。いいのですが、毎年消防ホースの更新の要望がある程度出てまいりますので、そういうのは積載車のほうに使われるのか消火栓に使われるのか、どちらかなんでしょうけども、毎年何本か何十本かと思えますけども、購入の要望が出てまいります。

今後、その消防団の点検のときに通水した上での点検というのを計画的にちょっとやっていきたいというふうに今思っております。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

危機管理監。

危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

本城議員の防災についての御質問でございますが、ちょっと今部長が答弁させていただいたんですけど、消火栓を実際に通水するというのは今のところ、上下水道部長も来られとんですが、実際に消火栓をあけるというのはちょっと上水道のほうでは勘弁していただきたいというのがお願いでございます。

今後、消防署のほうが新築されますと、訓練用としてそちらの設備は装備されると思いますので、そちらのほうで訓練をお願いしたいということで、通水についてはちょっと御勘弁を願いたいというのが、ちょっと部長の訂正ということですが、お断りをしたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、年次的にホースをということなんですが、どこの火災現場に行っても消火栓を使つての放水はされておりますということで、消火栓は消火活動には有効に活用されているというふうに思いますし、現場に行つて、それではホースが使えないというふうなことは今まで現場では見ておりません。ということで、先ほど耐用年数が6年から7年ということでお答えをさせていただきましたが、それでは使えないのかということになると、使えないことはないと思います。毎年、消防団のほうでは春と秋に点検をしておりますので、目視ではありますが、一応器具の点検を行っているところですが、それとあわせまして購入にはやっぱり地元のほうの負担も要ります。補助はしておりますけども、幾らかの負担がかかりますので、必要であれば言うてもらったらいんですが、計画的にというのは、この二千数カ所ある中でこれを購入していくというのはなかなか難しいのではないかとということで、要望に基づきまして補助はしていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、訂正なんですが、先ほど部長のほうからお答えしました、自主防災組織への補助の関係なんですけども、20万円を事業の限度といたしまして4分の3、要するに上限が15万円までの補助を市のほうで補助をしております。その市の補助に対しまして、県のほうから2分の1以内ということで、2分の1十分来てはいないんですが、県のほうも補助をいただいておりますが、市のほうで予算を組んで計画的に支援をしているというところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、以上でお答えとさせていただきます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

もう少し横の連携を密にするようにお願いします。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

消火栓の点検は、基本的に消防団が点検をさせていただきます。ホースも順次点検の中で毎年更新をやっていくということで、昭和の代からずっとそのままホースがあるというのはあり得ないだろうというふうに思っております。

それから、消火栓の通水なんですけど、上下水道部長が言えませんが、基本的になぜ訓練のときに使ってほしくないというのは、まず1点は、消火栓をあけますと必ず水道水が濁ってまいります、浄化量に限らず。訓練でやられますと、いつ訓練があるかわからない地区の水道水が赤茶けた水が出てきます。害があるわけではないんですが、濁りが出るということでいろいろと差しさわりが出る。特に例えば、ようけえないんですが、お豆腐屋さんが一番困るんで、濁り水が出るとお豆腐屋さんが一番困る。そういった意味で通常的に訓練であげられると濁りが出る。

それからもう一点は、かなり水圧があります。それを心得がある者が閉めるのはいいんですが、いきなりどんと閉めると、今度は水道管にいわゆる衝撃が伝わってきまして、水道管の破裂が起きるということで、訓練時には消火栓のあけ閉めはしないでくださいというのは、そういった悪影響が出るということがございまして、通水を、消火栓をあけるということは上下水道からいうとだめということがあります。ただ、可搬のポンプがありますから、それに持って行って通水をするということは可能だろうというふうに思いますので、そういったほうでのホースの点検はしていただければというふうに思います。

なお、念のために申し上げますが、近くの水道の蛇口で水が出たら、消火栓は必ず水が出ますんで、その点は御心配がないだろうというふうに思いますので、ぜひとも御理解、御協力をお願いしきたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

大変御苦労さまでした。

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

各部が持っております自動車ポンプなり、あるいは可搬のポンプで点検をすりゃあえんじゃがなというような答弁になりますが、先ほど言いましたように、水道そのものが実際に放水のテストができないということになれば、その部分がこれは品物が悪い、あるいは破裂したんだということが確認ができんわけです。市長の最後の答弁にあったような、そういうことをすればそれはできるわけですが、そこまでは皆やってないわけですが。

それにしても、年次的に更新をしていくという、そういうことを防災の面から考えていく必要があるんじゃないかというように提案をしておるわけで、即対応しなさいということでもなしに、今後検討していただきたいということを特にお願いをしておきたいと思います。

そしてまた、1つだけ確認をしたいわけですが、今の自主防災組織の中で交換をしようじゃないかということで申請すれば、これは今の防災組織の対応として市独自のやり方でやっておられるわけですが、これは対応をすることができるというように今聞いたわけですが、20万円以内で対応できるのかどうか、その辺をもう一つ確認の意味でお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

ここで西元議員が出席されました。

危機管理監。

**危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕**

先ほどの御質問ですが、防災用の消火用のものとか避難誘導とか、そういった防災に関する器具を整備する場合は、先ほど言いましたように20万円で15万円限度の補助で対応させていただいております。予算化もしておりますので、ぜひ利用していただきたいと。予算が足りないというぐらいに活発に自主防災組織が活動していただけたら、防災につながるのではないかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

自主防災のほうで対応できるというように理解をいたします。1本が2万円から2万4,000円ぐらいということなんで、毎年10本ずつかえていけば、それぞれの自主防災組織の中で年次的に交換することもできるというように理解をしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問、最後の質問に移らせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

はい、入ってください。

**21番（本城 宏道君）**

2月3日付の山陽新聞の報道によりますと、県内の公立小・中学校で、通常学級に在籍をしながら知的障がい者や発達障がいなどで特別な支援が必要とされる児童・生徒の割合が、2008年度の調査から1.5倍に増加をしているという記事が載っておりました。美作市内の状況についてはどういう傾向にあるのか、お聞かせを願ひたい。

そしてまた、県教委は、障がいのある児童・生徒の指導や施設整備の指針となる第2次県特別支援教育推進プランの素案をまとめて、現在2校しかない県北での分校や分教室の新設を検討している。そして、県立高校などの空き教室を分校として使えるか検討するというように報道されております。江見商業高校というのがあるわけですが、この江見商業高校の跡地、これらを優先して県のこの施設を江見商業跡地のほうへ持ってくるというようなことを考える必要があるのではないかと思うんですが、この辺について答弁をお願ひしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）〔登壇〕**

ただいまの本城議員の江見商業高校跡地利用の中で、知的障がい等の美作市の状況ということにつきまして御答弁をさせていただきます。

美作市内の小・中学校では、知的、情緒、肢体不自由の特別支援学級が設置をされておりますが、平成20年度から5年間を見ましても、特別支援学級数が在籍する児童・生徒が増加をしております。また、通常の学級に在籍する児童・生徒で特別支援を要するという児童・生徒も増加をしております。

市内の小・中学校の状況を具体的に申し上げますと、平成20年度、特別支援学級数は19学級でありましたが、本年度においては28学級となっております。特別支援学級に在籍する児童・生徒は、平成20年度に48名でしたが、本年度は110名となっております。また、通常の学級に在籍し特別支援を要する児童・生徒は、平成20年度は138名でありましたが、本年度は201名となっており、4年間で1.45倍というふうに増加をしております。市内小・中学校におきましても、本城議員御指摘の新聞報道にありました県内の状況と同様に発

達障がいなど特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は年々増加をしておる傾向でございます。

次に、支援学校の誘致ということでございます。

本城議員、今御指摘のとおり、当市におきます特別支援教育の充実のためにも特別支援学校の分校または分教室を美作市に新設するという必要性は大きいというふうに思っております。日笠議員にお答えもさせていただいておりますが、昨年の12月に岡山県誕生寺支援学校の分校としての開校を再度要望をいたしております。現在、その回答を待っておりましてございまして、県教委の特別支援教育課のほうが分教室ということで学校の空き教室がないかということは以前尋ねてこられて、学校のほうも見て回ったわけでございまして、なかなか学校としても空き教室がないと、今言いましたようにこのような数がたくさん数字がふえております。そういう中でどうしても教室を見つけなければいけないという状況が生まれておりますので、早い便にこの江見商業の結論が出て、そしてもしだめであれば次の対策を考えていかなければいけないと。今、学校の統廃合等が進んでおります。そして、そういう中で学校があくところがございますので、そういうところへの考え方を持っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、早急なる学級の新設をしていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

平成20年度から比較をしてということですが、非常に増加をしておるのに驚いておるわけですが、この原因というのがいろいろあると思っておりますが、最近晩婚といいますか、結婚がおくれてそういう障がいが出るものが非常に多いのではないかなという気がするんです。ある施設へ通っておる職員の方、介護の世話をしておられる職員の方から話を聞いたわけですが、こういう人たちの家庭の状況を見ると、いわゆる三十四、五歳になって初めて分娩をしたというような方が比較的障がいが多いというように聞いたわけですが、そういう傾向にあるのではないかなという気がします。

それと今回私が質問しておるのは全く視点が違うわけですが、非常に数がふえておるということに危惧をするものですが、そういう状況の中で今回主体としておるのは、江見商業高校をぜひそういう方面で利用していただきたいということを強く要望したいと思うんです。県北の施設ということですから、美作市だけになしに、他の地域でもそりゃあもううちをぜひ使ってくれえという要望が上がっておると思うんですが、何かそういう競争相手というんですか、そういうところがあるのかなのか、現状についてどういうように把握されておるか、お願いします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

江見商業高校の場合は大きい施設というようなことになって、我々が聞いておる中では、そこに分校というのは難しいような話をちょっと聞いておりますけど、結論的にはまだ出ておりません。早い結論をいただきたいというふうに思うわけですが、誕生寺支援学校が高等部を今度は弓削高校のほうへ移したりすることもあったり、そして真庭、津山、美作という段階の中で、これは分教室をつくっていかうというのが県教委の考え方でございます。ですから、それにのっとった分でいけば、江見商業の一部をやってもらいたいという思いがありますけれども、全体的な考えの中でいくと一部は難しいような考えを言われます。そういうことで、我々としては各学校の空き教室があればいいんですけど、今はないということで、その統廃合の



中で教室をあいたとこへ持っていくというふうにしたいというふうに思っております。

今、本当にたくさん支援が要る人がふえております。我々の特別教育支援員を学校へ送っておりますが、今18名、そして県のほうからも12名来まして、今30名の者が学校へ行つとるわけですけども、それでも手が足りないというような状況でございます。1カ所に集まって、そしてそこで手厚い勉強をしていただくというようなことを本当に早く進めないといけないんじゃないかなというふうに思っております。今、誕生寺の学校へ通っておられます生徒の皆さんが小学、中学、高等部を入れて26名いらっしゃいます。本当にバスで揺られながら大変なことになって行っておられるわけです。そういうような状況を一日も早く解消するのがやはり美作市の仕事であるかなというふうに思いますので、そういう方向に向けて最善の努力をさせていただきますというふうに思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

本城議員。

**21番（本城 宏道君）**

いずれにしても分校は難しいかなというような答弁だったんですが、県の施設として市内へ何らかのものがあるというのは、市のいろんな市政上の運営としても非常に助かるわけで、そういうものをひとつ本腰を入れて交渉していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わりますが、全般につきまして非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号21番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

向原議員が通院のため退席されます。

続きまして、通告順番6番、議席番号9番安東章治議員の発言を許可いたします。

安東議員。

**9番（安東 章治君）〔質問席〕**

昼から第1番目の質問をさせていただきます。

早速質問に入るわけでありまして、私が一般質問を提出したのが本城議員と同じ時刻でありましたので、そのときにお聞きしたいことが市長に来期に向けての意気込みというものをお聞きしようということで質問させていただいたわけでありまして、不幸にもその後、体調を崩されまして入院されたということでございます。おお、これは大変じゃなと慌てとったわけでありまして、来期は断念するということをおっしゃったもんですから、私の今回出させていただいた質問とちょっとかみ合わないところがあるかと思っております。そういうことで、質問と答弁とがちょっと食い違うということになるかと思っておりますけれども、続けて質問をさせていただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

項目といたしまして3つ上げさせていただいておりますけれども、この4年間を振り返って各事業の成果と反省ということをお聞きしたいと思います。来期に向けての意気込みということも書いておいたわけでありまして、そのことは結構でございますというか、聞けないということでもありますので、これはいたし方ないということでもあります。

そういうことで、早速もう質問に入らせていただきますけれども、市民サービスについてのことであります。

去年だったかと思うんですけれども、来庁される方の市民の皆様方にサービスというものを民間並みに充実させていきたいと、そういうサービスというものが行政でも必要じゃないだろうかという関係で、コンシェルジュという言葉を使って質問させていただいたと思うんですけれども、その質問に対して市長も来庁者への市民サービスということでコンシェルジュ的なマインドが必要だと、それは窓口だけでなしに全職員に言えることだと言われたわけでありまして。この辺で私の思いと市長の思いが一致したなという思いがしとったわけでありましてけれども、ことしになってからでありますでしょうか、去年の秋からだったんでしょうか、市民部の前に順番待ちのシートの発行機、この機械が設置されとるわけでありまして。近年、例えば銀行あたりではああいう機械があるところもふえてきてはおりますけれども、まさかそういう形にはなるだろうとは思ってもみなかったもので、少し私自身は疑問に思うわけでありまして。そういうことで、順番待ちのトラブルを避けるという目的等あるのかと思いますけれども、やや市民サービスという面においてはちょっと疑問を感じるというところでもあります。

先ほど昼飯を食べて帰ってきよったときに、御老人の方が1人入ってこられました。柄の悪い人が同じ箱の中へ入っておったわけでありましてけれども、我々がどうぞという言いましたら、3階へ行くんですということで3階に上がってこられました。3階に上がってこられるということは3階で用事があったわけでありまして、やはりそのときにあのチケットを取ったんじゃないわけでありまして、そういうときには1階の方がやはりコンシェルジュ的なサービスというものの声がけをしていただけたらなというように感じておるわけでありまして。そういう意味でもう少し血の通った市民サービスというものも必要じゃないかなというような気がしておりますので、お尋ねするわけでありまして。

また、今まで各種大型事業などにおいて市民負担、これいわゆる白い金というもんですけれども、最小限に抑えるように努力されてきたわけでありましてけれども、事業によりましてはいささかの疑問があるというように思っております。これは我々議員として大いに反省し、やはりいろんな面で提言はしていく必要があったらというように、4年間振り返って私たちは反省もしております。

財政の厳しいときだからこそ、細部に至るまでチェックが必要と思うわけでありまして。これは執行部と議員とお互いが対等の立場で意見を出し合って、少しでも市民負担を少なく、そして充実した事業をやっていくというのが職責でありますので、この部分についていかがお思いなのか、そのことをお伺いをいたします。

それから、現在進行中の事業や先にどのような計画が控えているのかということもお聞きしてみようかと思っております。

それから、一番初めの市民サービス、来庁者への心のこもったサービスということと重複するわけでありましてけれども、各旧町村の総合庁舎、今後の生かし方、住民サービスに向けての取り組み方法に今後変化はないのかなということをお聞きをいたします。

財政厳しい折ですけれども、市民へのサービス、利用者の利便性や行政とのつながりを考えたときに、総合支所の強化というものも今後は必要になってくるのではなからうかと思っておりますので、その点をお伺いをい

たします。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

安東章治議員の4年間の総括ということでございますが、反省点というふうに言われましたけれども、4年間の全般の総括につきましては、行政報告の中でいろいろと申し上げをさせていただいております。その辺で御理解をお願いしたいなというふうには思いますが、数々の事業、課題等々ございますけれども、何といたしても作東の産業団地、あそこに企業の誘致、そこだけではございませんが、市内への企業誘致に努めていって大きな雇用を創出しておる。江見の町が、自慢できる話ではありませんが、朝は産業団地へ通う人の車で渋滞が起きるんだという、市にとっては合併当初を考えていただければ、産業団地が非常に問題視されました。莫大な借銭があったわけですから、確かにそうなんですけれども、やはり合併していった効果の中で、そうやって今や大きな市の財産になりつつあるという意味で、これらは若者が働ける場所ができた、これは大きな成果があったろうと、まだまだ埋まっておりませんからまだ自慢できるほどではございませんが、そういったことが大きかったかなあと。今市内から多くの若者がそこへ仕事、地元へ住んで通っていただけるというのが何よりのことだったかなというふうにも思っております。あえて産業団地を出したのは、安東章治議員が作東地区でございますから、あえてそこを出させていただきました。

それから、2番目の各種事業執行に当たってということで、市の負担、いわゆる白い金を最小限に抑えているのかというふうでいささか疑問があるというふうにお尋ねではございます。事業の執行をするに当たりましては、構想段階から国、県の補助金、元利償還金の交付税の算入率の高い有利な起債というものをまず財源を検討を行います。そして、計画して予算を計上してまいります。また、有利な財源があるからといって必要以上に事業費を膨らますことがあってはだめだということで、4年間のうちに多くの事業を行ってきておりますが、最少の経費で最大限の効果を上げるべく取り組んできたというふうに思います。

これまで実施しました大型事業で、作東中学校など小・中学校の耐震補強事業、現在進行中のクリーンセンター建設、消防庁舎建設は合併特例債を最大限に活用しております。また、美作北幼稚園建設事業や道路新設改良事業などには過疎対策事業債を活用してまいりますし、また国の経済対策交付金も活用してまいります。

平成25年度当初予算につきましては骨格予算でありますから、限られた財源を最大限に活用し、より効率的で効果的な行政執行と財政運営を確立するとの方針で編成をしたものであります。なお、25年度以降の予算計画にかかわることにつきましては、出馬しない私が答弁はできませんので、御了承をお願いしたいというふうに思います。

その次の合併協議会の中で総合支所方式を決定いたしまして、新しい美作市がスタートしてきました。各支所には6割の職員が配置をされてきました。しかしながら、スタートしてみると、各総合支所で事業を進めるにも事業計画、事業申請、これらは必ず本庁の担当部署より行うこと、議会での予算、決算の審議、質問についても本庁の部長が行わなければならないなど、事務の執行上、二重の手間と不合理が生じておりました。この辺は初期の混乱期でございましたから御理解されとると思います。

合併前の残務事業が終了すれば、新市の事業計画、事業推進も当然本庁が指揮をとるようになります。合併初年度、次の年と2カ年にわたりまして、中途退職を希望する職員が大変多く出てまいりました。組織としての機能の維持ができない状況もございました。合併3年目ではありましたが、十分な行政サービスを行うためにはとらえて、実質本庁方式に切りかえていったものでございます。

総合支所の職員をもとに戻して、総合支所をにぎやかにしてほしいという意見は各地域の方々にもあるというのも事実であります。私もお聞きしております。今、この国の経済状況は本当に厳しく、美作市のように財政が脆弱な自治体には交付税が市民生活の維持のために必要不可欠でございます。その交付税さえも今後大幅な減額になることが確実であれば、職員数の削減を行って、効率的な事務を目指すことも大きな命題でもあると考えております。

周辺地域の疲弊を防ぐため総合支所方式に戻すことが最良の策ではなく、それぞれの地域が行政の依存型から脱皮して自主的に活力を見つけ出し、小さなことからでも取り組み、その地域に住む人たちの協働によってにぎわいを生み出していくことが一番必要なことではないでしょうか。私自身、市長での公約として賑わいのある田園観光都市構想を上げておるのが、まさにこれを指しておるつもりでございます。全てが行政が行うわけにはいきません。市民の皆さんと協働して地域の活性化を図っていく、行政はその後押しをしていく、横から手助けをしていく、そういった取り組みのあり方を今後は求められてくるだろうと思います。徐々にその辺はスタートしながら、そういった土壌が醸成されつつあるというふうに認識をしております。ぜひ行政の支援がないから、支所がないからそんなことはできないのじゃというんでなしに、みずからの地域を皆さんの力で一緒に活性化をしていく、これが我々行政、執行部と議会にも与えられた使命だろうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この8年間、市民生活に悪影響が出ないように、また行政サービスの低下をもたらさないように、時には他の自治体に先駆けて美作市独自の施策も行ってまいりました。中学生まで医療費無料とかということ、今でこそ県内に広まってきましたけれども、県内に先駆けて苦しい財政の中からそういった子育て支援なども取り組んでまいっております。必死に新しいまちづくりに挑戦してまいったというふうに確信をしておりますし、確実に自己決定、自己責任の基礎自治体の構築に進みつつあるというふうに思っております。窓口サービス等につきましても、個々の問題はあるだろうというふうに思いますけれども、順番待ちのカードが出るのもある意味、市民の要望を受け入れての取り組みであるというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

窓口サービスにつきましては、市民部長のほうから答弁をさせていただきます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

市民部長。

#### 市民部長（平尾 孝之君）〔登壇〕

安東議員より市民窓口サービスにつきまして御質問をいただいております。

平成23年には安東市長より行政方針のスローガンといたしまして、第1に行政組織のスリム化、第2に事務のスピードアップ、第3にワンストップサービスを3つのSとして全職員が一丸となって取り組んでいくということを提唱されまして、それぞれの窓口におきまして事務の改善点を検討しながら取り組んできたところでもございます。

市民生活課では、戸籍や住民票の申請、交付事務を取り扱う中、個人情報の保護やプライバシーの保護も重要な課題となっているということから、カウンターに仕切り板を設置するなど、来客者の情報が他に見られなくするなどの改善にも取り組んだところでございます。

本年におきましては、受け付け発券機を設置するなど、来客者の利便と個人情報の保護を目的といたしまして運用しているものでございます。特に窓口が混雑しておりますときは、順番をとろうとしましてカウンターにお客さんが詰め寄せられ、席のすぐ後ろに立たれるというようなことから、他人の情報がのぞかれるというふうな懸念もございまして、また体の不自由な方が並んで待たれるというような状況もございました。

このたび、発券機を導入したことによりまして、受け付け番号を取られた後はロビーの椅子で待たれるというふうな改善ができております。順番待ちのトラブルも現在のところ避けられております。個人情報の保護を優先させるというふうな面におきましても大変有効なものであるというふうにも感じております。

また、職員のほうもこの機会の番号呼び出しだけでなく、しばらくお待ちくださいとかお待ちせいたしましたとかといった適宜必要な声かけも行うなど、おおむね良好な状態で窓口業務を行うことができております。市民の皆様からも、一部ではございますが、よい評価をいただいております。また、総合案内係、ここはパスポートの発行もやっておりますが、その担当、また窓口対応の職員には、市民の目線に立ちまして親切丁寧な対応ということで指示をしているところでもございます。今後におきましても住民サービスの向上につきましてさらに改善点がありましたら、そういった部分の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安東議員。

**9番（安東 章治君）**

御答弁いただきました。

そういうことでいろいろと窓口サービスのことから、それから総合支所というところまで幅広く御答弁いただいたわけでありまして。もちろん行政というものは、その事務の執行を簡単にすることになりまして、それは当然1カ所でやるというのも、これは一つの効率化という上においてはかなりそれは有利な活動ができるんじゃないかなと思いますけれども、やはり市民との対応ということになりましたら、この広い美作市内ということになりましたら、やはり総合支所というのも切り離せない重要なポジションであります。片方を人をふやしゃあ、片方が人が手薄になるというようなこともありましようけれども、必要に応じてやはり総合支所等もサービスの向上というのものも図っていただいて、行政と住民の皆様とがなるべくなら離れないように一体となった対応、まちづくりというものをしていく必要もあるんじゃないかというように思っております。

市長言われましたように、地域に住む人たちとの協働によってにぎわいを生み出していくことが一番だというわけでございます。はっきり言いまして、それは結構できつつあるかなというように私たち山間部に住んでいる者も思うわけでありまして。しかし、やはり住民の皆様は本庁一極集中よりも支所のほうが行きやすいし、距離的にも近いということでは言われております。行政が全て音頭をとることにはならない時代であります。市長がそれこそ言われましたように、やはり自己決定、自己責任というものの基礎自治体構築に進みつつあるということでありまして。これは十分理解できますし、徐々にではありますけど、そのように進んでおりますけれども、まだまだ合併して8年目ということでございます。市民の方々にまだ完全にそのあたりは浸透していないと。我々の力不足ということもあるのでしょうかけれども、やはり高齢化が進む中で、総合支所というものももう少し充実していく必要があるんじゃないかというように考えとるわけでありまして。

そういうことで、今までやってきて、特に窓口対応等は従来もそれなりによかったわけでありましてけれども、さらに充実を図るということは必要であろうかと思っておりますので、これからはしっかりと住民サービスのほうは努めていただきたいと、このように思っているわけでありまして。

それで、もう御答弁は結構でございます。次に行かせていただきたいんですけども。

**議長（内海 健次君）**

はい、次に行ってください。

## 9 番（安東 章治君）

次に、農業政策、これについてであります。

農業政策は、各種農業政策というものをずっと実行してきていただいたわけでありまして、一部には徐々にではありますけれども、活気が見られるようになったわけでありまして。一方、やはり山間部におきましてはだんだんと人口の流出、高齢化ということが進んで、農地の荒廃化も進んでいるわけでありましてけれども、特に直売所を中心に活気が見られてきたというのも事実であります。このことは本当に非常にうちの町だけじゃなくて近隣の町村におきましても注目もされておりますし、また参加もされておまして、効果はあったんじゃないかなというように思っております。

そして、安倍政権発足で農業政策というものも変化がここ近年出てくるだろうと思っておりますけれども、各種農業政策を今後どのように展開されるのかということをお尋ねするわけでありまして。荒廃地の解消や農業者の確保、ひいては農家の所得の問題、ここ数年どのような変化があったのかということをお聞きしたり、過去の変化をお示ししていただいて、今後問題山積の農村をどのようなビジョンを持って再生をされるのか、そのことを少しお伺いしたいと思います。

## 議長（内海 健次君）

田園観光部長。

## 田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、安東議員の農業政策につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地の解消、農業者の確保につきまして、ここ数年の変化を申し上げますと、山間部の農地は若者の都市部への流出と農業従事者の高齢化などによりまして耕作放棄地が拡大し、農家の収入は依然として厳しいものがございます。このような中、耕作放棄地を解消する取り組みといたしましては、上山地区の棚田の整備を初め大原の野形、美作の田殿など、市内の3カ所で11.4ヘクタールの解消が図られております。しかし、耕作放棄地全体の面積から申し上げますと、ごくわずかな面積にとどまっているのが現状でございます。耕作放棄地の解消に向けた国の思い切った対策に期待をしているところでございます。

次に、農業者確保の問題の件でございますが、これまで国の青年就農給付金事業、県のトータルサポート事業等に積極的に取り組んでまいりました結果、近年、新規就農希望者が増加をしております。平成24年度では5人の方が新規就農されることになっております。また、農家所得の問題については、平成20年度における彩菜茶屋の売上額が3億5,000万円と、平成21年10月にオープンした彩菜みまさか箕面店と彩菜茶屋の平成23年度の売上合計が8億5,500万円とを比較いたしますと、約2.4倍に増加をしております。登録農家の収入もこれに比例して増加をしているものと考えております。しかしながら、売り上げ上位品目の中には、市外の販売登録者が占めているものもありまして、これらの品目を市内農家にいかに広めていくかが今後の課題であると考えております。

また、荒廃農地の利用増加や農業従事者確保の問題は、農家にもうかる農作物を積極的に導入するように促し、十分な収入が得られる道があることを理解していただければ、荒廃農地の利用も増加し、農業従事者もふえていくものと思っておりますので、これからも彩菜みまさかでの売上品目や季節ごとの売上状況などをしっかり分析し、市内の農家にもうかる農作物に取り組みされるよう指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

## 議長（内海 健次君）

安東議員。

## 9 番（安東 章治君）

農業問題について、今御答弁いただいたわけであります。

先ほど本城議員が質問されたときにも申されておりましたように、例えば栗、それから勝田で行われておりますところのお試し住宅の件もあります。それから協力隊、それなどがいい例としてぐんぐん伸びてきています、これから明るい日差しが見えたなというふうに変期待するところであります。

それと、部長最終的に一番最後に言われましたけれども、もうかる作物づくりに取り組まれるように指導体制の強化を図っていきたいということで答弁を結ばれたんですけれども、本城議員が言われたときと同じように、市行政と農協、こういうものがやはり一つになっていかないとなかなかこういう時代を乗り切れないうんじやないかなという気がしておりますので、その辺も十分協力し合うような体制をとって、来年以降、しっかりとこの春以降、頑張ってくださいなというように感じておるところであります。何と申し上げましても、美作市で農業というものを切っても切り離せない一大産業でありますので、その辺の所得向上ということをしかりと異業種で考えて取り組んでいただけたらというように思っておりますので、その辺を期待申し上げまして、この質問を終わらせていただいて、次に行かせていただきたいと思っております。

それから、3項目めに上げております、観光施設の今後の取り組みについてであります。

これは何度も質問させていただいたところでもありますけれども、多くの観光施設が厳しい状態にあります。これも合併して8年ということになりますので、今までいろんな方法で取り組んできて、なかなか成果があらわれなかったものや成果も見え出したというものがあろうかと思っております。その辺の取り組まれた反省に立ち、今後の取り組みというものや事業計画をお聞かせ願えたらと思っております。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

観光施設の今後の取り組みということでございますけれども、合併以来本当に、観光施設というのは市の公共施設というふう理解して答弁させていただくわけですが、赤字という部分についての対処に大変苦慮してきた私自身も4年間、トータルで言いますと8年間、苦慮しながら取り組んできた施設でございます。経営自体が本当に厳しいという状況で健全経営につながればという思いからさまざまな改善に取り組んでまいりました。大きな億を超す赤字が今はその半分までということで、地域の協力を得ながら、例えば愛の村は株式会社は解散はいたしましたけれども、ことしも予算は少しオーバーするかなと思っております、約半分の赤字で済ませようと、武蔵の里も頑張つて予算よりは少ない赤字で、赤字です、それでも赤字なんです、という状況でございます。そして、雲海につきましては、これも赤字ではあるんですけども、これは地域の皆さんもこれも協力をいただいて、株式会社に移行をするべきかなということで民営にする、民営という言葉がおかしいですけど、指定管理者制度をとりながら民の力を取り入れて活性化を図ろうと、黒字経営化を目指そうということで、そういった方向も今やっております。

いずれにいたしましても、こういった改善計画はうまくいかなければ、合わせますと1億円ほどの赤字を、市の厳しい財政の中から赤字を埋めるということは不可能ということになるだろうというのも、27年度の交付税の一本化算定が28億円の削減につながってくると、もう目に見えとるわけですから。その中で、トータルで、トータルです、トータルで1億円を超すような赤字を税金から埋めるということは不可能であろうというふうに思います。

そうすると、前々から申し上げておりますように、苦渋の決断を行うこととなります。そうならないためにもしっかりと地域の協力もお願いしたいということで、経営に参加しろという意味ではございません、活性化の拠点として市の施設と地域の皆さんとが一緒になってその施設を利用を考えていただきたいという

ことで、先般の行政事務連絡協議会の理事会でございますけど、そこでも申し上げました。もしそれができない場合は、27年度の一本算定に向けて苦渋の決断、もっとストレートに言いますと廃止しかありませんというふうにも申し上げました。不断の努力で少しでも赤字幅を減らそうじゃないかと、そして地域にあって当然我々の活性化に必要な拠点なんだというところをしっかりと見せていただきたいという面がございます。そういった面でかねてからそういった意味での質問があるたびにそういう答弁をさせていただいておるといふふうに思います。

今時点でもその考えは変わっておりませんし、あと2年でございますから、新年度において新執行部が検討をしていくようになるというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても新年度は大事な年になる、それらの施設にとって本当に大事な年になるだろうというふうに思います。従業員は一生懸命頑張っていて、地域も頑張っていて、作東バレンタインホテルは立派に黒字経営をやっております。そういったふうに全ての施設が黒字経営になるように、職員はもとより、その従業員の皆さんも、そして地域の皆さんにもお手を願いながら頑張っていかなければならない新年度になるというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安東議員。

**9番（安東 章治君）**

観光施設の今後の取り組みということでありまして、確かに私もずっとこのことは言ってもきたし、現場にも行って見たわけでありまして。市長、副市長、ほんまに大変苦勞なされたことだろうと、これは本当に正直思っております。ただ、昔言った、これもたびたび言ったと思うんですけども、公共の福祉の増進には銭金じゃないものもあるんだと言うた、かつてうちの町長がおられましたけれども、実際にそのとおりだと思います。それだったら赤字を垂れ流してもえんかということになりますと、そうはいかんわけですから、そのバランスを今までずっととってこられたということは、本当にこれは大変なことだっただろうと思っておるところであります。

しかし、こういう施設は今から時を戻すわけにはいかんわけですから、どうにか利用して赤字幅を少なくしていくということ、これは必要であろうかと思っておりますので、引き続き来年度以降もなるべくなら赤字が出ないが一番いいわけでありましてけれども、極力廃止ということに持っていかれないだけぐらいの活力を見出せるように、私たち議員もそうですけども、行政そして市民みんなで盛り上げていけたら、これが一番いいんじゃないかなというような気がしております。

最後になりますけれども、部長のほうで何か補足、それからこういう計画があるんだというようなことがもしあるようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、少し具体的といいますか、今まで取り組んできた経緯でありますとか、今後の取り組み方、現状、このあたりを踏まえまして答弁をさせていただきます。

まず、合併以後、昨年までといいますか、今日まで行った改革等の取り組み状況を説明いたしますと、まず東栗倉地区で株式会社として運営をしておりました現代玩具博物館は入場者数も収支状況も年々減少傾向にありまして、経営的に厳しいという判断をいたしまして、施設の魅力を生かすために湯郷温泉地区に平成22年3月に移転をし、温泉街の新しい誘客観光スポットとしてオープンをいたしました。今後もオルゴール



の購入であるとか、新規のイベント等を実施いたしまして、また湯郷温泉観光協会、旅館協同組合等とも連携を図りまして、誘客イベント等には積極的に参加をいたしまして、リピーターを含む入館者数と収入の増加を目指して取り組んでいきたいと考えております。

それから、愛の村パークにつきましては、先ほど市長も申し上げましたけども、最大6,000万円程度の赤字に陥ったことがあります。赤字の原因となっております。こぶしの里後山を平成22年1月に休館、それからベルピール自然公園につきましては、指定管理者制度を活用して平成22年4月から地元組織に運営を委託してきました。また、出向職員も引き揚げまして、民間の職員を採用して運営を行った結果、今年度の愛の村パークの赤字見込み額は3,600万円程度になるということになっております。

さらに、武蔵の里におきましては、温泉営業時間の短縮やプールを夏季限定に変更するなどの改革を行ってまいりましたが、今年度はさらに一歩踏み込みまして、経験豊富な経営アドバイザーに委託いたしまして、従業員の意識改革を含めましてきめ細かな経営改善を進めた結果、市からの繰出金は昨年度よりも約3,700万円程度減額し、6,200万円程度になるんじゃないかと、このように考えております。

大芦高原温泉につきましても、出向職員の引き揚げなどの可能な限りの改善策を講じながら、赤字解消に取り組んでまいりましたが、今年度収支状況は約3,300万円の赤字経営となることが予測されまして、平成20年度からおおむね約3,000万円以上の経営赤字で推移していることから、毎年運営基金から繰り入れている状況が続いておりまして、期待どおりの成果が上がっていないのも事実でございます。

こうした状況を打破打開すべく、議員の皆様を初め地域住民の御理解と協力を得まして、大胆な改革を進めてまいりたいと考えておりまして、本年4月より、作東バレンタインホテルの経営を財団法人から株式会社へ移行を行うことを決定しました。また、大芦高原雲海につきましても平成23年度に行った運営診断の結果を踏まえまして、平成25年度中には株式会社に移行し、市の指定管理者制度を利用して運営ができる準備態勢に入っております。

それから最後に、武蔵の里と愛の村パークにつきましても、今年度より武蔵の里においては直接経営指導を受けております。アドバイザーの意見をしっかりと伺いながら、指定管理者制度の受け皿となる環境整備を進めるとともに、健全経営に向けて赤字部門の思い切った閉鎖といった大胆な改善を行う時期に来ていると考えております。平成27年度から実施される交付税一本化算定の時期が間近になっており、先ほど市長が答弁いたしましたけども、改善できない施設につきましてはやむを得ず厳しい結論を下すことになるというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

安東議員。

**9番（安東 章治君）**

今、部長のほうから市内の主な観光施設の状況、それから今後というものをざっとお聞かせ願えたわけがあります。この件につきましては、本当に大変だったろうし、これからもイバラの道が続くというように思っております。そういう道を踏まえて、市長が先ほど言われましたように、アイデアと実行力、それから協働の力というものを持って頑張っていたきたいというように思っております。

そういうことで、今回3つの項目で質問をさせていただいたわけでありましてけれども、これで質問を終わりたいと思っております。思えば、13年間にわたりまして私の一般質問がこれが最後になるのかというように心に決めるところでございます。本当にありがとうございました。またよろしく願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番6番、議席番号9番安東章治議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号7番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

**7番（西元 進一君）〔質問席〕**

一般質問をさせていただきます。

ちょっと筋違いな感じもするわけですが、私の一般質問も冷静に聞いてほしいというふうに思います。

私の一般質問は、本当に今、市長側からいえば筋違いかもしれませんが、今せば詰まったところの議会での活性化の問題について若干執行部の考え方を伺いたいというふうに思います。

美作市の議会全員で活性化委員会をつくりました。そういう点で本気に活性化委員会の正副議長を中心にしてかなりの人たちの大きな支援を得ながら今日までの到達点があったというふうに思います。活性化委員会が一番大きな問題として取り上げてきたのは、市民に対するアンケートの問題です。アンケートというのは非常に多種多彩で本当はかなり部分の市民要求、あるいは市民が求めているいろんな問題に対して答えてほしいということなされました。その点では大きな成果があったと思います。市民アンケートに対して出されたのが1,000件です。私はこれは大きな成果だというふうに思います。というのは、全国の今の全国紙が取り上げているいわゆる国民のアンケートというのは大体基準として2,000です。2,000が基準になって、今の首相の評価とかいろんな意味での支持率とかというものが出てきたんだと。これが国民的な大きな基盤だというふうに言われています。そういう点では、3万数千人の美作市が1,000人のアンケートを実行できたということについては、私は大きな成果だろうというふうに思っております。

どういうことになったかということ、対象者が1,000人です。それで、地域別、旧町村別単位で、男女別、年代別による住民基本台帳から無作為に出されたと。調査方法は郵送によるアンケートで、24年10月22日から11月2日までということでありました。それで、いわゆる回収状況ですが、発送数が1,000人です。回収数が503人、回収率が50.3%ということであります。何々を聞いたかということ、今の議員定数、それから議員の報酬、政務調査費をどのように考えているかという問題であります。

アンケート調査によれば、議員の報酬の問いには32万円は多過ぎるということがどうかということ問うとります。そういう点では、多いとか少ないかというふうになっているようです。中で多いのは回答になっていますが、議員報酬をどのように執行部としてどのような位置づけ、どのようなものだと考えていますかということ私を聞きたいわけです。執行部の基本的な考え方を教えてくださいというのは、無理な話だというふうに思いますが、どの程度執行部が議会の評価をなされているかという点での大きなバロメーターになるのではないかと。

これはいわゆる議会で私たちが言う場合は、二元代表制というものを議会が持っている。執行部との関係では比較的中間的で、考え方としては若干批判的な部分が多くあるのではないかと、議会としては。そういう点での評価をどのように考えられているかということと、また議会が困難を避けるんでなしに、多数だけで、いわゆる多数決オンリー、もちろんそうです、民主主義というのは多数決がオンリーです。しかし、美作市として私は若干多数による弊害というのが出とんじやないかというふうに思っております。

それはなぜかということ、いわゆる少数意見というものを重視しない、少数意見に対する捉え方というのが、あの人は反対だからしょうがないという考え方で切り捨てていくと。そういうことではなしに、いわゆる反対意見というのは少なくとも、市民に対して市民が求めている、そういうものを代表して言っているんだと、そういうことに対する評価をどういうふうに見るかということが美作市では若干欠けているというふうに私は思っております。そういう点ではかなりの部分が、美作市の議会というのはいわゆる多数をとった

らもう御の字だということが大きく言われています。

この問題についても、いわゆる議員定数の評価が若干落ちて、議員報酬が若干、アンケートですよ、多いというのですが、やっぱり取り上げやすいという点では議員定数を取り上げて18人にしたと。私はこれは執行部も考えてほしいと思うのは、議員定数が少なければ、それでいいんだという感覚は私は、議会がある限り問題だというふうに思っております。というのは、議会が市民に対してやっていこうとすれば、やっぱり議会のパイプというのはかなり大きいほうがいいと。大きいほうがいいのに、細くしていくと。これは経費的にいうと、2人減らして32万円ですから64万円です。こういう点での減らし方というのはやっぱり議員のいろんな意味での活動を阻害していくと。経費の面だけでは割り切れないんだというふうに私は思っております。

そういう点では大きく美作市が若干の隘路を見出しながら、どのような感覚を持たれているかと。美作市の執行部が議会をどういうふうに評価しているかということについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

第1回目ですから、きちっとした考え方を。いいです、回答書も来とるわけですから、そういう点ではそのことを踏まえて市長の感覚を教えてください。

**議長（内海 健次君）**

西元議員、休憩後に答弁をしていただきます。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後 1 時53分 休憩

---

午後 2 時03分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

西元議員の質問1項目に対して市長答弁。

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

西元進一議員の議員定数、議員報酬、政務調査費等々についてどのように評価するかという御質問をいただきました。

この議員定数、議員報酬とか政務調査費の位置づけという御質問でございます。西元議員も御承知のとおり、執行部側がこれに対してどういう答弁をするわけではございませんけれども、そういう立場にないということでございますけれども、御承知の上での御質問をされておるといふふうに思っております。

議員定数につきましては、合併協の中で26という定数が決まりまして、その後、19年12月の議会で24名、20年12月議会で22名、24年の3月議会で20名、そして24年12月議会で18名を議決されております。これら全て議員発議という形で議案として議決をされたものでありまして、執行部としては何ら答弁する立場ということにはなりません、せつかく感想をお尋ねでございますので、私なりの見解を少しだけ申し上げたいというふうに思います。

それと、議会活性化委員会を議会の全員の皆様がつくっていかれた、議会のあり方を考えていく第一歩であるということにつきましては、これは評価すべきものであるというふうに私は受け取っておりますが、基本的に議会のあり方という部分について、私なりの意見は、感想といいたいでしょうか、基本的に全国で議会の基本条例の制定が各地で行われております。なぜか、えてして議会は執行部に対してチェック機関、チェッ

クの機関であるという認識が強くて、自分たちのする議決の責任の重さという部分については余り思われていない部分が全国的にあると。それじゃあだめだということで基本条例の動きが出てきたというふうに私は理解しております。いわゆる議決をしたものにおいては、執行部が当然執行していく執行責任がございますが、もちろん提案の責任もありますが、議決をしたことにおける責任というのは議会サイドにもある、これが市民の両方の意見を私とそして議員の皆さんとが政策をぶつけ合う場所で、そしてでき上がるものをお互いが責任分担をしながら物事を行政の執行を行っていく、これが2院制の大きな目的ではないかなというふうに思います。

もちろん市長、首長一人の独裁であってはなりませんし、議会が執行部提案を何でも反対というわけにもなりません。これはそれぞれ過去、各地で両方の悪い事例が残っております。そういった意味で市長独裁で動きますと、何でも思うようになるんかという部分がありますし、逆に議会が執行部を全部反対しますと、鹿児島島の阿久根市でしたか、ああいう形になりまして、執行部のやることは全部否決ですから、執行部とすればどうするか、もう専決しかないがなということでこれは独裁のほうで、否決対専決で対決して、地方自治法が改正の動きになって、やや議会のほうに重きを置いた自治法の改正になりました。

これ私、大いに不満なんです。何でも反対しといて、それで市長が悪いんじゃというふうにはならない。双方に責任があったと。その辺の議論が実は活性化委員会の中でしっかりと議論をしていただければありがたいなというふうに思います。議会の責任という部分について、議会だけに責任があるということを強調しとんではございません。執行部が当然持たなければならない責任もございますが、議員方の議決をしたことによる責任の重さというのが私にとれば一番重要なことではないか、これは美作市議会のことでなしに、全ての議会を指して言えるというふうに私は思うものでございます。これが地方議会の難しさがあるだろうというふうに思います。

それから、まだまだ言えば何ぼうでもあるんですけど、その程度にいたしまして、感想ですから。それから、報酬等につきましては、これは市内の公共団体の代表とか市民の有識者で組織をしております美作市議会議員の報酬及び特別職給料等審議会というものがございまして、そこで審議をされて、その額を議会で議決をされてきております。その答申を尊重して議会へ上程をさせていただいております。その中で、あえて私自身はわずかでありまして、市民の皆様には辛抱を強いるならば、私も無傷ではだめだろうということで、大きくはよう削減しませんでした。三役、私と副市長、教育長は5%ではあります。報酬のカットを行っております。

そして、その報酬は1つは議会の中に20代、30代、40代、働き盛りの市民の方々が議会でわしも市政に参加したいと思われても、実は今の議員報酬では非常に苦しいだろうと、1人では食べてはいけるでしょう。だけど、家族を養いながら議員活動をして、議員報酬しかないと言われる方には非常に苦しい報酬になるのではないかなというふうに私は理解しています。そうなるならば、一番言わずもがなのことを言わせていただきますが、議員の報酬はおのずと議員の活動のいかんによって評価されてくるのではないかなというふうに思います。高いか安いかなというふうに思ってアンケートの結果で安いというほうが多いということは、議員の皆様は少し活動方法を考えていただかなければならないのではないかなというふうに思いますし、また若手が何とか頑張っていくって、わしも私も市議会に出て市政に関与したいと思われる志のある若者を育てるためには諸先輩方がお手本を見せていただきたいなというふうにも思います。

それから、政務調査費につきましても、その使い方によりましては市の活性化につながっていきますし、市がよりよき方向へ運営できるような調査活動費用として効果があれば幸いであるというふうに思います。西元議員の申されるように、議会のアンケート活動、そして基本条例が制定されるとる市町村の視察研修、そ

ういうものを大いにさせていただいて、議会の今以上に質が上がっていけば、そういった面について市民の評価は変わってくるのではないだろうかというふうに思います。決して皆様方にお説教するわけではございません。私自身にも顧みてたくさん反省しなければならない面がありますから、議員アンケートが議員だけという思いではなく、私のほうにも少し考えていかなければならない部分があるなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

西元議員。

7番（西元 進一君）〔質問席〕

積極的でいい回答をいただきました。

私はこういう回答になるというふうには若干考えてなかったんですが、本当に今18人ということに決まっておりますから、市長はそれを肯定的に評価されるということで妥当だというふうに考えられているようですが、私も今3万の市で18名というのは妥当な数字ではないかというふうには私は思っております。その点では、議員の数という点でのパイプという点では細いということは、自分では思っております。活動として本当に市長が言われるように十分な活動をしなければ、市民のサービスには到底届かないというふうに、18名であったら、思います。その点では大きな課題というか、議員に対する活動というものに対する大きな課題が横たわってきたというふうには私は考えております。その点での市長との評価というのは、同じ評価ではないかというふうに思います。

議員報酬についても肯定的な考え方があるようです。私も32万円というのは、それほど大きな数字ではないというふうには思います。しかし、議員報酬というのはプラス思考で市民が考えられるというのはほとんどないです。高いという、いわゆるマイナス志向です。僕はかなりの方たちと話してみますと、議員報酬というのは何となあというふうな考え方が圧倒的です。その点では議員報酬というのは、今の市民生活でのギャップという点ではかなりのギャップがあるんじゃないかというふうには私は考えております。その点では議員報酬を私自身は3万円下げるということを提案をさせてもらったり話をさせてもらったりということで、粘り強くそのことはやっていきたいというふうに思っておりますが、そういう点では美作市民という方たちの生活のレベルという点では大きくギャップという点で考えられる。市長が言われるように、若い方たちが出てというのは、それは理想ですが、若い方たちも32万円でも、恐らく今の方たちのいわゆる給与水準では32万円の保障というのはほとんどないということが言えると思います。市役所の職員は別です。そういう点ではそういうことが大きく言われるということには私は考えております。そういう点、私自身の感覚としては若干の市民生活とのギャップということを大きく取り上げていきたいというふうに私自身は思っております。

政務調査費に関しては、政務調査費は本当に有効に使えば3万円というのはかなりの機会を大きく、議会の活動を保障してくれるということを考えております。私は年に4回ですが、議会のあるたびに議会報告というのをつくっておりますが、これでは正直言うて1回を値切りに値切って15万円ぐらいです。じゃから、六十何万円要るわけですから、全然足らんと。それでもまだいわゆる政務調査費との関係では、研究費が足りないということが市長もかなり、私の政務調査費に関しては厳しく見られているようですから、そういう点では去年ですが、8月に埼玉県のところへ行って、生活保護の問題に対する研究会に参加させてもらったりして、政務調査費を若干そこでは使わせてもらいました。そういう点は本当に大きな、浦和です、浦和の会場で、大きなものがやっぱり政務調査費としての活動というのはできると。自分の活動の中で、これは多

いんじゃないけどというふうには若干は考えることがあります。しかし、それは政務調査費がありがたく3万円ももらったんだからどうしてもやっていきたいということで、浦和のほうにも去年も、おとどしは東京だったんですが、そういう点ではそういうところに行って研究をさせてもらったりしております。

こういうことが、議会活動の中で大きく定着していくということが私はありがたく思っておりますし、それからまた執行部側も私たちの政務調査費はいわゆる報酬の補填だと、報酬が32万円で安いから、3万円で35万円にしとんだという感覚が、これは市民サイドではかなり言われとんです。これはやっぱり違うんだと。私は領収書までつけて出して、ええとか悪いとか言われて、議長にもチェックを受け、市長にもチェックを受けてやっとそれがあるんですということを説明して行って、いわゆる報酬の補填ではないということの説明しておるわけですが、そういう点では市民は誤解されているようですから、その点ははっきりとさせていきたいというふうに思いますし、なぜこの問題を私は取り上げたかというたら、これが大きな問題だというふうに思っております。執行部側もそういう点では積極的にそういうものをそうだということになしに、政務調査費と報酬との関係はきちっと分けて考えてほしいと。市民サイドも議会の活動費をちゃんと保障しているんだということを言うてほしいということがあって、そういうことが大きく問題だろうというふうに思っておりますが、その点での感想でもよろしいし、あれば施政方針でもよろしいから、言ってほしいと思います。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

感想の分野で余り質疑応答という部分も難しい、言い方が私も非常に難しい面がございます。

何点か、ちょっと意味合いが違う部分がございます。人数が多いか少ないかという部分について、私自身は申し上げておりません。こういった経過を通ってきましたというふうに申し上げておりますし、それからもう一つは、議員報酬の высокаяか安かといった論議は、基本的には市民の皆さんが議員皆さんのお一人お一人の活動に対して判断されるものでありまして、その中で若い人も議会の場に出て働けるようになることも必要であるというふうに申し上げたもので、必ずしも若い人だけが出てこいという意味ではございませんし、必ずしも生活費という解釈を持っておるわけではございませんので、誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

そして、政務調査費の大きな目的は、議員が市民の幸せのために調査研究をされることに大きな意義がございます。それに対して議長はチェックされますが、私どものほうは予算は計上いたしますが、チェックはできておりません。私がこれはええとか悪いとかということはありませんので、念のため申し添えておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、議員の皆さん、時々私は議員の皆さんは市民の代弁者であるというふうに申し上げます。自治法では市民の代表者です。私も代表です。じゃあ、市民の代表がたくさんおって、じゃあ何をやるかというたときに、なかなか昔から「船頭多くして船山に上る」ということわざがあるように、代表が多過ぎて前に行かないという中で、執行の権限を首長に多く権限を強く、市長のほうに首長のほうに持たせておるのが現行の法律でございます。そのために私が予算を編成して事業の計画を立ててやるわけですが。それに対して議員の皆様方が、その予算の組み方、中身等について、国がやっておりますように予算委員会の中で堂々と政策を提案されながら、議論を交わしていくということは大事な取り組みなんです、本当は。ただ、今の現状でいきますと、執行部側から議員の皆さんへの反問権がないんです。議員の皆さんは言いつ放しというたら失礼ですが、言うだけ言われますが、執行部からなぜですかということが言えないんで

す。じゃあ、こういうふうにしたらどうなんと言われても、じゃあその財源をどこからどういうふうに出してくるんだという話も我々からは言うても答えていただける必要もないわけです。そこに議員の皆さんと我々執行部との大きな差があるわけです。首長との差があるんです。

ですから、議員の皆様もそういったところをしっかりとお互いが議論できるという条件、環境をつくって、そして初めて予算とか等に対してお互いが対等な立場で議論ができる。今は対等なんですけど、対等じゃない。だから、そういった意味で議会の基本条例、これは議会と首長が対等です。お互いが議論できるんです。そういう基本、そしてその議論した結果は、ここの議会だけでなしに、市民の皆様にも議員として説明報告をするというふうに義務を請け負うとんです。そういう取り組みをやって初めて議会活動が市民の理解と支持を得られるだろうというふうに思います。

今のように、執行部に何でこんなことをしたんなら、これをせにゃあいけめえがな、じゃあ財源はどうするんですか、そりゃあ執行部が考え、そうなるんです。それでは本当に美作市の将来を考えたときには悲しい、できるかという思いがございます。ですから、そういった意味で執行部もしっかりと切磋琢磨をしていかなければなりません。もちろん議員の皆様方もそうして切磋琢磨して、お互いが議論できる環境を整えて、そして美作市の将来のための政策を実現していくというのが本来の自治法で定められておる議会と首長の二元制と申しますが、両方が代表であるということが初めて言えるものであろうというふうに思っております。

そういった意味で、やめる者が大きなことを言いましたが、ぜひそういう方向で次期執行部も頑張っていただけだと思います。そういうことで私の感想とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

本当にそういう点では、議会と執行部というのは、議会議員は言い放しでいいということを感じております。反問権については私は賛成です。それは私たちはそれほど情報がないわけですから、そういう点では執行部側のようないわゆる予算の問題までを含めて小さなところまで説明をせえといったらできないかもしれませんが、しかし私は反問権はあっていいというふうに考えております。その点ではいわゆる予算の関係やなんかでもそれほど難しいことではないというふうに思っておるんで、そういう点では反問権については十分議会では、議員として全員協議会でも何でも議論したいというふうにも思いますし、今の私の感覚は反問権は賛成です。

そういうことを含めて、本当に市長も議会としてのあり方、それから議員としてのあり方についての執行部側の感覚というのはよくわかりました。そういう点では、議員がしゃんとせにゃあいけんし、議員が市民に対する活動に対しては一定の大きな責任があるんだと。執行部側がやってきたいいわゆる多数で決まってるわけですから、この会で決まったことは、この議会の意思なんですから、そういう点では議会の意思を市民に伝えていくと、そういう点では責任ある議員活動をしていくということについては、本当に大きな問題があると。私もそういう点では、地区地区ではありますがやっとなつもりです。そういう点では、かなり勝田地域ではやっとなつということを感じておりますが、私のうぬぼれかもしれませんがそれは余り言いません。

それから、いわゆるアンケート調査についての評価も一緒にされているみたいですが、この関係ではいわゆる前任者の……。

**議長（内海 健次君）**

西元議員、2項目めに入っとんですか。

7番（西元 進一君）

あ、ごめん。2項目めに行かせてください。

議長（内海 健次君）

はい、わかりました。2項目めですね。

7番（西元 進一君）

ごめん、ええですか。

議長（内海 健次君）

はい、入ってください。

7番（西元 進一君）

ほいじゃあ、2項目めに入らせていただきます。

具体的なアンケート調査の評価については、かなり深く踏み込んで市長は言われているようです。だから、私も深くは言いません。しかし、いわゆる前任者、今の尾高委員長も本気でやられておりますが、前任者の小淵委員長はこの関係では本当に大きな成果を生み出してきたし、私に投げかけてきたアンケート調査は大きなものだろうというふうには私は考えております。そういう点では、かなりの高い評価をしながら、いわゆる今のこのアンケート調査がどういう美作市民に影響を持っているかということに対しては、若干アンケート調査に対する評価という点では、いわゆるマイナス思考、議会は要らないとか、議員報酬が多いとか、定例会は何をしとるんだと。

私にひどく言われたのは、議会だよりを全然よう出さんような議会ではだめだということは、それは何人も聞きました。私は議会だよりに対してこれほど市民が評価されとるというふうには考えてなかったです。そういう点では、議会だよりというのは本当に議員の活動あるいは議会に対する活動、執行部よりこの点では大きな期待というか、やってほしいということを言われているみたいですから、そういう点では、これは議会側の問題です、私の問題ですから、それはどうしようもないんですが、議会だよりという点では全員協議会を含めてやっていきたいというふうに思いますから、その点ではよくわかっとんです。しかし、執行部側と私との関係でどのように評価されるかという問題に対して言うとするわけですから、これは議会が今の議員たちはあほなことを言うなというふうに言われとるかもしれませんが、しかし美作市民、今聞かれている美作市民はかなり私に対して評価をされているというふうには私は自負しとんです。そういう点では、考えているというふうに思っております。そういうことを含めてもう一度、この案件に対しては簡単でいいですから評価をしてください。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

アンケートの調査の評価ということでございまして、西元議員、十分御承知をなされながらお尋ねでございまして。あえてということになります。23年度の12月議会で、議会活性化調査特別委員会が設置されまして、特別委員会の中でいろいろと議論され、アンケートも実施をされておりました。委員の皆さん自身がそのアンケートの目的をしっかりと認識をされ、結果をしっかりと分析をされ、その後の議会活動にしっかりと役立てていかれるのがアンケートに対して御回答いただいた市民の皆さんに報いる方法だと思っております。もしそれができなければ、本当に真剣に回答していただいた503名の市民の方々はますます議会の不信になられるというふうに思います。その辺は良識を持たれた西元議員でございまして、しっかりと対応し



ていただけるものと期待をしております。

もう一つは、議会の広報のことを少し触れられましたが、今広報は出ておりませんが、みまちゃんネルを利用して、市内全域とは言いませんけれど、ほとんどのところへ流れていっております。これは生中継でございます。これは深夜放送ではありませんが、夜の番組としても流せるんですが、議会の皆様方が御了解をいただけるならば、それは夜でも流せます。なぜ我々が皆さんに御配慮を申し上げるのかと申しますと、1番の方は、例えば夕方6時、7時ごろからスタート行きますが、一番後の方は場合によると深夜になる。皆市民全部寝てしまおうとかなんかということになって、わしは困るぞ、それじゃあ困るがなと言われたらいけませんので、我々も配慮しながらそういうことには触れておりません。せっかく私が議会に対しての発言の場を西元議員にいただきましたので、私のほうからその辺も議会ですっかり議論していただいて、深夜になってもいいと、市民の皆さんに議会の様子を見てもらおうということで、新年度からでも夜の番組として放送が、録画放送ですが、できますので、そういった面もあわせて議論していただければ、議会活動が少しでも市民の皆さんに見ていただけるものじゃないかなということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

2項目めはこれでいいです。

3項目めに入らせてください。

**議長（内海 健次君）**

はい、移ってください。

**7番（西元 進一君）**

いわゆる市民が議会に対するマイナス思考ということでも言わせてもらおうと、市民サイドでは議会に対する感情というのは、ほとんど肯定的な感覚というのはないです。私たちが使う場合に、西元議員、あれはどうだろうかということだけで言われて、後は陰で入ったら、あれらはただで銭もろうたんだというふうな言い方しかないというふうに思いますが、そういう点では私たちも責任があります。それはもう活動に対しての評価ですから、そういう点では大きな問題が私たちにあると思っております。本当に市民に向かって心ある対応、あるいは心あるサービスができていくかという問題に対して、本当に私は考えるべきだというふうに思います。

私はいつも言うんです。どこでもいいから、何でもいいから言うてくださいと、いつでも行きますと。あいつとる限り、何があっても救急隊で、私は皆さんの秘書ですからということ言うておるんです。そういう点では、活動としてはやっているつもりですが、やはり美作市民、これは全国的な問題だろうと思っておりますが、議会に対する感情というのは厳しいし、また活動に対する評価というのは本当に厳しいものがあるというふうに思います。いわゆる国会議員、県会議員あるいは市会議員も含めて、本当に批判的なんです。これはええことをしとんじゃないかということを含めてあるわけですから、そういう点では私たちはこの点では執行部側の方たちによろしくお願ひしたいんですが、議会はやっぱり血をにじませるほどの一生懸命やっただということ常を伝えてほしいと。そういう点では議会が市民に向かって大きく前進していく、活動が前進していくという点での保障にもなるし、私たちの励みにもなる。

そういう点では執行部側の皆さんは文句ばっかし言われて、頭をたたかれて、ばかなことを、あほらが言うて、私たちは辛抱させられとんだという側面もあるかもしれませんが、それでも美作市のことを考えて、

一生懸命努力して、しかも建設的な努力をしているつもりです。そういう点では皆さん方も含めて大いに一致団結というか、結束をして美作市議会あるいは執行部、美作市の執行部のいわゆるプラスの面を大きく売り出して、市民にはこれだけの貢献があるんだということを宣伝できるような体制、あるいは宣伝できるような勉強をしてやっていってほしいと。私たちもそれには十分応えるだけの勉強をしていきたいというふうに思いますから、そういうことを含めてもう一度感想があったら言うてください。あとは最後終わりますから。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

西元議員の質問ではないというふうには思っておりますが、市民の議会に対するマイナス志向という部分でございますが、言われるとおり議会は民意が反映される場として、民主主義の象徴であるということでございます。市の将来を見据えて執行部とともに行政をよりよい方向に導く責任があります。我々執行部にもありますが、議員の皆様にもあります。22名の議員がそれぞれ市民の方々の代弁者でありますというふうにいつも言うんですが、ここでいまだかつてわしらは代弁者じゃない、代表者だというふうに議論を言われた議員はいまだかつて一人もおられません。本来は私は議論を吹っかけとんです。けど、それに対する反応はゼロでした。代弁者じゃありません、皆さんは代表でございますが、代表だと言えるようにしっかり活動をしてもらいたいなというふうに思います。

西元議員、多くの市民が議会は役に立たないというふうに考えているというふうに思っておられるようではありますが、そうでなくて、議会是要らないものではありません。市民の方をそのように思わせる原因は何かあるのか、それをしっかりとつきとめ、分析して対応をし正していくのが、それぞれの議員の責務であるというふうには私は思います。執行部自体はそれに対して対応ができるものではないということで御理解を賜りたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

西元議員。

**7番（西元 進一君）**

それでよろしい。本当にありがとうございました。

私はきょうこの質問を取り上げたというのは、私自身は満足しとんです。というのはなぜかという、安東市長が本当に不幸な事態に遭遇されて不幸なことになったと。そういう点では、私がいわゆる執行部の中での問題点とか、あるいは行政の問題点を出してけんかを吹っかけて最後の最後まで追い詰めていくというふうな、そういう議員であってはならんと私は思ったんで、そういう点では心から喜んどの。きょうは比較的穏便な、しかもやりええという、そういう点での一般質問になりましたことをありがたく思って、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番7番、議席番号7番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番 8 番、議席番号16番万殿紘行議員の発言を許可いたします。

万殿議員。

**16番（万殿 紘行君）〔質問席〕**

議長の発言許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。16番万殿紘行であります。

通告をいたしております1番目といたしまして、クリーンセンター建設に絡む刑事告発についてということで、まず第1点、質問をさせていただきます。

クリーンセンター建設に絡み、美作市長が市民を相手に刑事告発をしたと、この件についてお尋ねをいたします。

この件、昨年の9月定例会において質問をいたしました案件であります。そのときの9月定例会で執行部答弁で私の質問に対し、犯罪を見逃すわけにはいかなかったと答弁され、安東市長は法を犯した者を我々公務員は看過できない、議長までされた万殿議員のこと、十分承知されているだろうと。釈迦に説法を申し上げて答弁いたしますと市長は発言をされました。私が申し上げたのは、市民を告発という強硬手段でなく、ほかに方策がなかったのかとの質問に対してであります。市長が力強く言われる、法を犯したと、自信を持って告発をされました事件であります。その後、執行部より説明もありません。公金を投入しての市民の告発、市長職にある安東市長であります。市民を告発するという、この行為、事の重大さを十分認識されて、その上での行動であろうと考えます。私は市長のように釈迦に説法などとは申し上げませんが、現在どのようになっておられるのか、その後の経緯をお尋ねをいたします。

まず、第1点、よろしく答弁お願いをいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

万殿議員の9月定例の続きましての刑事告発、その後の経緯ということで御質問でございますが、9月の定例議会でも万殿議員に御答弁しましたとおり、デマビラを作成、配布した事実に対して刑事告発を行い、その内容については議会全員協議会において報告し、説明をさせていただいたことでありまして、係争中の事案であることから、内容についてはそれ以上については控えさせていただいているところでございます。

その後、市民の皆様を困惑させていたデマビラの配布も一応中断されているようであり、市政を混乱させた一連の行為に対して刑事告発が多少なりとも効果があったものと思っております。その後の経緯について、私どもが一々説明を受けるわけではございませんが、受けておりませんので申し上げることもできませんし、コメントが今の段階でできる立場でもありませんが、漏れ聞くところによりますと、関係者の事情聴取も一段落しているようであり、近日中に何らかの結果が出るものと思っております。刑事告発の結果をもちまして、場合によっては損害賠償等の民事訴訟も弁護士と検討する余地ありというふうと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、2回目です。

**16番（万殿 紘行君）**

ただいまの市長答弁によりますと、近日中に何らかの結果が出るものと思われるのとこととであります。私は前議長時代に、市長に対し、今回のような大型の事業には何かと地域の住民の皆様方の協力なしでは達成

できないと、説明会等も十分行って理解を得られるように、説明会も1回のところを2回、3回のところを4回と理解をいただくようにということを美作市長にお願い、進言をいたしておったところであります。

このクリーンセンター、美作市としてもどうしても必要な施設であると、このことはもう皆が承知をいたしておる事業でありますけれども、やはりその建設に対しては十分な気配りをして推し進めていくようにということを申し上げておりましたけれども、残念ながら、まだ最終ではありませんけれども、刑事告発という結果になってしまったこと、まことに心が痛むものであります。

私が思うに執行部内で一人でも、もう一度話し合ってみたらと、対話の場をつくってみたらという謙虚な気持ちに、また心のゆとりがあった職員がおったならば、このような事態は避けられたのではないかなと、このように感じておるものであります。公僕として市民のための行政の遂行、このことを常に考え、謙虚な心で諸事行政運営に当たる、大切なことであります。

まことに例えが悪いかもしれないが、私は時代劇をよく見るわけでありましてけれども、時代劇に出てくる十手を振りかざして、お上のすることに口を出すな、黙って言うことを聞けということと同じように私には感じ取れてなりません。安東市長は多くの信頼を得て市長職につかれたところであります。腰を落として、頭を低くして諸事行政に当たっていただき、いらいらせずにとっしりと構えて市民の目線で判断されますよう期待をいたしておるところであります。そうすることによってすばらしい市長であったと多くの市民の皆様が信頼され称賛されることになると思います。この私の発言に対し、市長の思いをお聞きいたします。

第2回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

新免議員の2回目の御質問なんですが……。

**議長（内海 健次君）**

万殿議員。

〔16番万殿紘行君「万殿」と呼ぶ〕

**市長（安東 美孝君）**

失礼しました。万殿議員でございます、失礼いたしました。新築とか新設等ので、どうもついこんがらがりました、失礼しました。万殿議員でございます。

2回目の御質問でございますが、1点、誤解のないようにひとつしていただきたいのが、クリーンセンター建設の反対とデマピラとは別の存在でございます。その点を誤解をされて、クリーンセンター建設の反対をされる方が、反対するためにデマピラを配られたように万殿議員は今言われるんですが、私はそう受け取れるんですが、そうじゃない。デマピラに対して我々がこれはデマです。我々の行政を著しく、入札に不正があったというピラですから、これに対して看過できない、市民もどうなんだという反応が出るということで、じゃあ市のスタンスを明確に示しましょうということで、与える影響が大きいですから、ですから我々に不正はありませんという意味で告発もしとるわけです。

万殿議員、このピラは見られました。読まれたでしょうね、当然。このピラは入札の不正を言われとんです。ないんです、ないことをあるように書かれるから、口頭でのうわさはいろいろと飛び交いますが、こうして文章で出もとはっきりする以上は放置できない、看過することは今後入札を大きく悪影響を及ぼすということで告発しとるわけでございます。建設に反対をされとる方々を告発するということではございませんので、それと一緒にしないようにしていただきたい。建設に反対をされとる方々もおられますが、我々は

反対される方々の要望を全ては受け入れることはできませんけれども、反対をされとる方々の大きな要素は、簡単に言えば公害が出るという思いを持つとられる。しっかりと反対される、ここはどねえするんなら、これはどうするんならという意見といますか、要望といますか、いろいろと出ます。けど、それは全てはできなくても、それに向けたそういったでき上がったものが苦情が出ないように、心配事が起きないように立派な施設をつくっていかう、大いに反対されとる方々の御意見も参考にしながら施設を今建設に当たっていつとるわけでございます。だから、反対されとる方、そりゃあ反対はないほうがありがたいんですけど、反対は反対としてもその意見を無視して建設をしておるわけではございません。その点はまず誤解がないようお願いしておきたいと思えます。

それからもう一つは、地元説明にも行っていろいろとお話を聞くときにいろいろとありましたが、たしか安東議員の御質問のときにもお答えしたんですが、我々が津山の広域から脱退して美作へ単独で、西粟倉がありますから複数ですけど、つくらなければならなくなった経緯は、そのときにも申し上げました。津山の広域の組合に加入する規約を美作市議会として否決されたんです。だから、脱退しなさい、出ていきなさいと言われたんです。津山のやり方が正しいとは私も思いませんけれど、よそはよろしい、よそのことはちょっと今のは削減していただきたい、削除していただきたいんですけど、そういった経緯を、執行部、おまえが行って説明せえというのは、先ほど西元議員の御質問があった、議会のあり方、議員のあり方という部分へ触れてくるから、執行部も説明もしますけど、議員、あなた方にも責任があるんですよという答弁をさせていただくと記憶があります。詳細は覚えておりませんが、そういう趣旨でお答えしたことがあります。

ですから、議会も議員の皆様方もやろうと決めていった以上、そういった経緯でここへやらざるを得なくなったんだという説明をする義務がある、責任があるんです。それを執行部が現場へ行って説明せえ、説明せえというだけでは、議会議員としての責任を果たしたとは思いません。そういう意味で釈迦に説法かもしれないというふうに申し上げた次第でございまして、一番大きな誤解はクリーンセンターを反対されとる方を告発したんじゃないありません。入札が不正だったというデマのビラを流されたから、それに対応して告発をしたんでありまして、その点は御理解を賜りたいというふうに思えます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

万殿議員。

#### 16番（万殿 紘行君）

ただいまの市長が私に対して勘違いされとんじゃないかという答弁でありますけれども、やはりあの当時反対されておられました環境を守る会の皆様方が、もう一遍会議を開いてくれえと、会議を開いて説明してほしいという要望されたにもかかわらず、市のほうが忙しかったんか、時間がとれなんだんかは定かではありませんけれども、そういう要望に対して市が聞いてもらえなんだということが、これ発端にあるようです。

そうした中で、やはり感情のもつれといますか、そうした中で進んでいく、我々の思いは通じんというようなことからこういう結果になったんだろうと。ですから、私は先ほども申し上げたように、もう一度話し合いの場を持って気持ちよく執行部も協力していただく、また反対の方々にもダイオキシン等の心配があれば種々説明資料をもって説明をすれば解決できたんじゃないかなと、このように感じておるところであります。そのことは今市長からのことで、私も舌足らずでありましたけれども、市長の言い分にも理解を示して、こういういきさつがあったから、こういうことになったんじゃないかと説明をさせていただきました。

また、もとへ戻りますけれども、市長が告発されたことについて、告発された相手方もことしに入って市

長を逆に告訴されたと、そして警察当局に受理されたというようにお聞きをしております。この相手がやっとなんじやから私は知らんがなということになるんか、こういう事態になったことについて市長はどのように思われておるのか、そのあたりをお聞きをいたします。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

まず、十分説明会という部分のことをいろいろと申されますが、説明できる時点時点での説明会等々を開いてきておりますし、単なる津山へ帰れとかというだけの要望の説明会には我々が行っても同じ回答しかできません。そして、説明会に行っても地元開催の要望の、区長の要望ですから、区長が会を仕切っていただくんですけども、区長の仕切りがなかなかできないというような状況の中で、本当に説明になるのかという部分があります。2回目は区長がしっかりと仕切っていただきまして、ある程度の説明もさせていただきました。いわゆるダイオキシンの、こういったダイオキシンはこういったものだ、できる設備は国の定めた基準よりも10分の1以下になるという、そういう施設をつくっていくんだという説明をさせていただいております。まるっきりしてないというふうにお聞きになつとるかもしれませんが、そういった説明はしてきておるつもりでございます。

それから、名誉毀損の分について、刑事告発しとる分について話し合いということは今の段階ではありません。それは相手も弁護士を入れて、例えば和解というような話がもし弁護士同士の話から出てくるならば、それは可能性はないとは否定しませんが、多分まだ続くようですから、私の任期中に片がつくかどうかわかりませんが、一定の手続が終わって、次の新たな段階へ入るといふふうにお聞きしておりますから、そういった部分になるだろうというふうに思います。

それから、もう一点は何でしたかな、ちょっと待ってください。

済みません、相手方が私に告発をしたというふうに聞き及んではおりますけれども、告訴状もしかとわかりかねる部分があるんです。意味がわからないので、もう少し中身をよく検討しないとコメントの出しようがございません。基本的には名誉毀損ということで告発されたようでございます。告訴ですね、これは個人ですから。告訴されたようでございますけれども、中身についてちょっとどうコメントしていいかわからないという部分もたくさんあるんで、いま少し中身を精査しないとコメントを出せれないということでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、総括。

**16番（万殿 紘行君）**

今、市長ちょっと勘違い、私が舌足らずであったんかもしれんが、今の時期に調停をせえと言った意味ではない、そうなる前にということなんで、そこを勘違いされんように。

総括です。

私先ほどから市長に申し上げておる中で、私も若い時分からのことをじっと考えながら、やはり自分の取り巻きの中にはイエスマンばかりじゃだめなんじやなど、やっぱし冷静に判断してくれるグループの中にもそういうことも必要なんじやなどということを私も痛感をいたしておるところであります。

先ほども市長、私がしょっぱつに申しましたけれども、やはりすばらしい市長であったなど、今回私も今までの議員も一緒でありますけれども、この1期で安東市長が退職ということは恐らく誰も考えてなかっただろうと。そうした中で体調不良ということではありますが、安東市長、市長までされた方です。今

後もいろいろと市の行政に携わっていく役職が回ってくるだろうと、こういうふうには感じておるところでありますけれども、やはりそうした中においてひとつ市長経験を十分生かしていただいて、すばらしい市長であったなど、先ほどの岡崎議員に説明したように、やはり市民の方をすばらしい方向に持って行っていただけるよう期待をいたしまして、次の質問に入ります。

〔市長安東美孝君「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

暫時休憩します。

午後 3 時 14 分 休憩

午後 3 時 24 分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に万殿議員の 1 項目めの総括に対して、執行部より総括の提案がありましたので、これを許可いたします。

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

総括でございます。

万殿議員は、職員がイエスマンばかりというふうに言われましたけれども、私はそうは思っておりません。副市長を含めて私の部下は一生懸命仕事をこなし、それなりのそれぞれの部署での役割をこなしてもらっておるというふうに思います。議会答弁にいたしましても、皆様方のそれぞれの満足のいく答弁はないというふうに思いますが、こうやってこれだけあるんです、まだ一部です。議員の御質問に対して職員がしっかりと議論して答弁書をつくり上げとんです。それが私の意に沿わない答弁もたまにはあるんです。違うよということで、本城議員のときにも少し議場でここで愚痴りましたけど、私の意に沿わない答弁も出てくるわけです。でも、職員がしっかりと議論した部分について、これは私も肯定せざるを得ない。イエスマンだけがそろっておれば、私の言うことしか聞かない、私が何をするというでも、そうですそうですという、これは一生懸命やっておる副市長以下、職員を私にとったら侮辱されたように思う。ですから、あえて総論としてそこを申し上げたいというふうに思います。職員はイエスはイエス、ノーはノー、これははっきりとやっております。そういう意味で美作市にイエスマンばかりがそろっておれば、私一人でここまで美作市はやれません。職員の力があってここまで来れたわけですから、その点は誤解のないように総括の中で万殿議員に申し上げたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

それじゃあ、2 項目めの質問に移ってください。

万殿議員。

**16 番（万殿 紘行君）〔質問席〕**

それでは、通告をいたしております 2 項目めでありまして、この件は昨日同僚議員が質問をいたしております。二重になるかとも思いますけれども、一応通告をいたしておりますので、質問をいたします。

市内各小・中学校におけるいじめ、不登校、体罰の現状についてということで質問をいたします。

3 学期に入りまして、子どもたちもそれぞれ元気で登校して、それぞれが勉学に励んでいるものと思っております。ところが、日々新聞、テレビ等ではいじめ、体罰等の問題が報じられております。このいじめ

については昨年の大津市での生徒のいじめによる自殺という悲惨な事件が発端ではありますが、このいじめ問題、以前から種々取り上げてこられた問題であります。我が美作市においても時々耳に入ってきておりますが、教育長はどのように理解されておられるのか、市内のいじめ、このことについては私実は昨年9月の定例会でも質問をいたしております。そのときの質問に対しまして、教育長はアンケート調査等を実施をし、児童・生徒の小さなサイン、SOSを見逃すことがないように対応していくと答弁をされております。その後、アンケート調査等を実施されたのかどうか、また実施されたのであれば、どのような結果になっておるのか、まずお尋ねをいたします。

続きまして、教育長は9月定例において、この不登校41名中10名の生徒が登校ができるようになったとの答弁をいただいております。その後の31名の児童・生徒の対応、教育委員会として対応、児童・生徒の現状をお尋ねをいたします。

次に、幼・小・中学校において体罰についての状況をお尋ねをいたします。

現在、日本柔道連盟の体質について種々報道をされております。体罰を加えた本人が悪いのは当然ではありますが、その連盟の体質が問題であると、このように言われております。我が教育委員会及び美作市で実施している何でも相談あるいは県の相談室、またまた警察等への相談等の有無、あったかなかったか、この辺をお尋ねをいたします。

万が一、相談を持ちかけられていたとした場合、そういうことがあった場合、どのような対応をされたのか、その件についてもお尋ねをいたします。

まず1点、教育長の答弁よろしく。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

万殿議員の御質問をいただきました、市内各小・中学校のいじめ、体罰、不登校の現状についてということでございます。

いじめ問題につきましては、文部科学省の定義しておるとおりで、教育委員会といたしまして、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るという認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であるということをしっかり学校に指導をしております。

学校内でのいじめの早期発見のために、市内全ての小学校、中学校で生活アンケート、これを実施しております。アンケート内容は、学年により多少異なっておりますが、いじめについてだけでなく、日常の担任の観察だけでわかりにくい子どもの心や友達関係を把握するものとなっております。アンケートの項目例としまして、無視をされた、仲間外れにされたことがあるか、嫌なことを言われたか、されたかなどがありますし、困っていること、心配なことがありますか、こういう内容になっております。

アンケートの実施後の集計結果については、職員会議や生徒指導委員会の中で検討しております。気になる児童・生徒につきましては、教育相談を実施し、個別の指導をしたり、場合によっては保護者とも話をしたりしております。例えば、悪口を言われていることが、すぐにいじめを受けているという判断ではなく、しっかりと該当の児童・生徒から話を聞き、一過性のトラブルなのか判断して指導や教育相談をするようにしております。仮に一過性のトラブルと判断したような場合においても、その後、いじめへとつながっていないように注意深く見守っていくことが大切であります。

このようなアンケートの認知件数は、本年度1月末現在で小学校で6件、中学校で7件と捉えております。どのケースも家庭と連携した指導により解消、改善へ進んでおります。いじめが原因となり長期欠席と



なっているケースはありません。また、来年度は学校生活における児童・生徒の個々の満足度や意欲及び学級集団の状態を質問紙によって測定できる心理テストを導入し、客観的、補助的な把握もできるようにする予定であります。今後も児童・生徒の発する小さなサインを見逃すことのないよう、子どもたちを絶対を守るという姿勢でいじめに対応してまいります。

ほかにも学校でのいじめに対する取り組みといたしまして、道徳推進教師を中心とした計画的な道徳教育やコミュニケーションの充実が上げられます。スクールカウンセラー等による相談体制も整えております。また、児童会や生徒会による主体的な取り組み等も必要であります。また、学校の中だけの取り組みでなく、学校、家庭、地域が一丸となって推進をしております。今後においては、事案によっては児童相談所、警察等の関係機関との連携も深めて、幅広い人材を活用して悩みを相談できる体制を充実していくとともに、常に対応がどうあったかを評価することもあわせて考えております。

次に、不登校の問題は、本市においても大きな課題の一つであります。議員お尋ねの9月議会で示した不登校児童・生徒の状況から報告をさせていただきます。

平成23年度の不登校児童・生徒数41名のうち、10人が登校傾向になり、31人が改善傾向に至っていないことを報告いたしました。平成24年度になり、この31人のうち、9人が卒業及び転出となっております。残る22人のうち、依然不登校傾向にあるのが18人となっております。4人については、欠席は多いものの、学校へ連続出席がふえ、登校状況に改善が見られております。これは学校の家庭訪問等による生徒、保護者との連携によるものであります。

本年度2学期末現在で把握しております不登校児童・生徒は、新たに欠席日数が30日以上になった者を合わせて小・中学校で34人となっております。不登校の状態になっている児童・生徒への対応についてですが、学校においては、保護者としっかり連携をとりながら、教師に何でも伝えたり、相談したりできる人間関係を築き、教育相談や家庭訪問等により子どもの内面の感情に思いを向け、不登校の要因を探り、少しでも改善が図れるよう努めているところであります。

さらに、関係機関、特にみまさか塾におきましては、学校としっかり連携を図りながら、不登校児童・生徒それぞれの課題に応じた個別の支援、指導について対応を考えていきます。また、家庭においても、子どもとの会話を大切にさせていただくとともに、子どもの様子の変化に気づくようお願いをしたいものです。そして、決して悩みを家庭だけで抱え込んでしまわないように、学校や関係機関に相談していただきたいと思っております。また、地域の方々にしっかり子どもたちの様子を見守っていただきたいとも思っております。今後も学校が子ども、家庭及び地域、そして関係機関としっかり連携してコミュニケーションをとり、美作市内の児童・生徒の将来のために充実した教育活動ができるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、体罰でございますけれども、大阪市の桜宮高等学校において部活での体罰が原因で自殺したという問題や、女子柔道の日本代表選手への暴力を伴う指導など、体罰の問題について大きく取り上げられているところですが、教育を行う学校において体罰は絶対に許されないということでもあります。新免議員の一般質問でもお答えいたしました。大阪の高校での体罰についての報道を受け、本市では市独自に平成23年度と24年度における体罰の事案について各学校に対しての調査を行いました。きょう現在、体罰の報告は受けておりません。また、その相談機関、警察等の関係機関からも体罰については連絡も受けておりません。

先日、岡山市を除く県下の公立校で児童・生徒と教職員、保護者を対象の体罰の実態調査、このアンケート形式を行うと報道されまして、美作市教育委員会といたしましても全面的に協力し、詳細な実態把握に努めてまいりたいと考えております。その結果についての報告もさせていただきます。

今後、もし体罰と判断されるようなケースが上がってきましたら、内容や経過をしっかりと調査するとともに、その結果を持って県教育委員会とも相談しながら該当の教員への指導を厳しく行ってまいります。また、体罰を受けた子どもの心のケアにも努めてまいります。本市といたしましては、子どもとの人間関係を大切に、納得感を持った指導が行われるよう進めてまいります。今後も体罰及び行き過ぎた指導は認めず、同時にいけないことはいけないと毅然とした態度で臨む場面と履き違えないよう指導してまいります。そのためにも教員に対し、体罰や行き過ぎた指導についての研修を行うとともに、学校からの報告、連絡体制を密にし、現状を踏まえてまいります。

相談等につきましては、社会教育課、学校教育課の中にあります育成センター、補導センターと呼んでおりましたが、育成センター、それからみまきか塾の職員が情報の収集、そしてまた相談を受けて、学校と相談しながら警察、そして児童相談所とよく協議をし、届け出をするという体制にしております。その中で警察に届けたりする案件もございます。学校への不法侵入、そして2日前にはある中学校に動物の死骸が投げ込まれたというようなこともございます。家出をした子どもの相談等、そういうものも含めまして警察、そして児相、そして我々の委員会等で相談しながら対応しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

万殿議員。

#### 16番（万殿 紘行君）

先ほど申しましたように、昨日同僚議員からも質問されておりますけれども、ただいまの教育長の答弁、種々教育委員会はしっかり頑張ってくれておるなという思いもいたしておりますけれども、ただいまの答弁で小・中でまだ34人という児童が登校できないでおる。このいじめが原因ということではないにしても、やはりこのいじめ問題が発端ではないかなと、これが大きなウエートを占めているのではないかなと、私はこのように感じておるところでございます。

いじめを受けている子どもの立場に立って行動をしていただく、なかなか難しいことではあると思いますが、我々議員は市長がよく言われる、議会のほうは言いつ放しじゃということではありますが、教職員並びに教育委員会の皆様方は我々と違ってその道のプロでありますから、厳しいであろうけれども、将来の子どもたちのために頑張ってやっていただきたい。なくするための特効薬というものはないと思うけれども、やはり児童に地道に日々の対応をしっかりとさせていただいて、美作市の次代を担う子どもたちが日々学校生活が皆と一緒に楽しく送れるように頑張っていただきたい、このように考えておるものであります。

先ほど不登校の件も申し上げました。体罰、この件も昨日同僚議員から質問をいたしておりますけれども、ただいま教育長のほうから答弁をいただきましたので、ただ昨日の同僚議員の答弁の中でちょっと私は教育長の歯切れが悪いなという思いで聞いておりましたが、きょうはいつもの教育長に返っていただいております。昨日は体調不良でもあったのかなという心配をいたしておりましたが、教育全体を束ねていく教育長、本当に職務は激務で大変であろうと私は察しておるところでありますけれども、教育長に頑張ってもらわなくてはむこういきがせんわけであります。先行きがしないのであります。

私が教育長教育長ということで、教育長をいじめているようにとられても困るんですが、教育長はこのあたりは十分理解をさせていただいて、それぞれの幼・小・中でそれぞれの教職員を集めて対処していただいておりますものと、いただいております、先ほどの答弁の中にも種々あらわれておりました。美作市の児童・生徒それぞれ性格、体格、また男女の違い、そして教職員の中においても指導力の差、種々あると思います。そうした中で教育であります。美作市の大事な宝であります子どもたちが素直で清らかで日々の生活がで

きるすばらしい子どもに何としても救いの手を差し伸べて、皆と一緒に楽しく学校生活が送れるようにより一層の尽力を期待いたしておるところでございます。

体罰の件で県から連絡があったというように先ほど答弁されておりましたけれども、県の調査を待つのではなく、美作市として早急にやっていただきたい、この対応をお願いをいたして、この項目を終わります。

**議長（内海 健次君）**

3項目めの質問に入ってください。

**16番（万殿 紘行君）**

はい。続いて、3項目めに入らせていただきます。

市内小・中、園の統廃合問題についてお尋ねをいたします。

昨年、学校園等の統廃合整備に関する指針が示されました。統廃合整備審議会の河合義昭会長より、広く市民の理解と協力を得ながら、段階的に取り組みを進めるようにと答申をされております。教育委員長から諮問を受け、慎重に審議をされたと報告をされております。その報告の中で、平成23年度から中学校では10.4%、小学校においても8.1%の児童・生徒の減少が見込まれ、今後も続くと思われると予想されております。我が美作市、総人口3万4,000で合併した美作市、人口の減少を最小限にとどめるために各施策を打ち立ててきたところでありますけれども、教育長は冷ややかに冷静に判断をされておる、人口減少を見通されておる。そして、教育長は24年3月に出された指針の中で、教育の効率を考えると、各地域に1校を配置することは必ずしも必要ではないと言われております。子どもの教育に対し効率、このことをどのように理解すればいいのか、教育委員会の教育長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、給食施設の統廃合についてお尋ねをいたします。

教育委員会としては、児童・生徒の満足感を重視してと申されております。各小学校単位で説明会等を開催されたと思うが、その後の経緯をお尋ねをいたします。

また、給食における市内の農産物ほか、いわゆる地産地消、どのようになっているのか、現在の利用状況も含めてお尋ねをいたし、最初の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

万殿議員から統廃合の問題と、それから学校給食の経緯等の御質問をいただきました。

まず、統廃合の経緯でございますが、平成24年3月に教育委員会がお示しをしました美作市立学校園等の統廃合整備に関する指針でございますが、その中の学校等の統廃合が必要となる要因の大きなものが人口の減少、そして少子化による児童・生徒の減少でございます。小学校児童の数は、今のまま推移をすればしたときに、5年後の平成29年には現在よりも市内全体で200人の減少が、また中学校生徒の数も80〔発言の削除〕人の減少が見込まれるのが現実でございます。

議員御指摘の教育効果を考えると、各地域に1校を配置することが必ずしも必要ないという記述は、答申、指針、両方でございます。いずれも中学校の統廃合整備に関する内容でございます。1学年1学級であり、平成29年度までに1学年が20名を下回ると見込まれる学校が2校ございます。また、義務教育終了まで同一クラスで進級している場合もございます。少人数指導で奨励される場合もございますが、それは特定の科目等で効果があるということで、必ずしも小規模校がよいということではないと考えております。

万殿議員お尋ねの効率を教育で期待される効果として捉えると、よい意味での競争心や育成、緊張感の中の学校生活ということも言えると思います。また、中学校では部活動も体力の増進、そして人間形成にお

いて大切な教育の場となっております。しかし、少人数がために限られた種目しかできなかつたり、やりたい種目ができなかつたり弊害がございます。義務教育終了まで同一クラスという場合も人間関係が崩れたときの対応等に苦慮することがございます。そういった意味から、美作市を支えていく人材を育成するため、望ましい学習集団の規模、ふさわしい教育環境の整備、通学条件等の視点から、美作市立学校園等統廃合整備に関する指針を作成したものでございます。

教育委員会としましては、適正な児童・生徒数、集団での教育力の向上、また集団生活によって社会性を身につけることが、子どもから大人になっていく成長過程において大変重要であり、必要なことと考えております。このようなことから教育委員会といたしましては、少人数ではなく、ある程度の児童・生徒がいる中で学校教育や学校生活の教育環境を提供していくことが教育委員会の責務であると考えており、今後は指針に沿って市民の皆様にも御理解と同時に御支援と御協力をいただきながら、学校園等の統廃合を進めてまいりたいと考えております。

次に、給食施設の経緯等でございます。

学校給食の統廃合についてのお尋ねですが、英田学校給食と東栗倉学校給食のいわゆる自校式による給食施設を隣接する給食センターへの統合をするもので、英田は美作給食センターへ、そしてまた東栗倉につきましては大原の英北給食センターへそれぞれ統合をするものでございます。統合に当たり、地元や保護者の皆様への説明、また御意見や御要望などもお聞きし、御理解と御協力をいただきながら、平成26年4月実施に向けての準備を進めているところでございます。

今後は、保護者説明会等において出された、これまでとは変わらない給食なのか、また温かい給食でなくなるのではないかなど、いろいろな心配もされております。そういう点につきまして、美作、英北の給食センターでつくった給食を配送して子どもたちが試食を行うのと同時に、希望される保護者の方にも試食を行っていただきます。既にもう英田のほうでは試食をしていただいております。給食センターでの調理過程や施設の見学もしていただく機会も予定をしております。統合に当たっての施設整備などハード面におきましては、統合まで1年余り時間がございますので、配送車の整備を初め、必要な食缶や食器類の整備、また配送車が進入する進入路の整備などを行い、統合がスムーズに行えるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

給食の食材に地元の使用でございますが、先般新免議員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、本年度の学校給食における岡山県の地産の状況の調査によりますと、地産地消の、岡山県内産は44.1%、さらに美作市内でとれたものになりますと18.3%となっております。美作市産の使用率が低い要因としましては、野菜等を農協や生産者団体を通して出荷した場合、産地表示が岡山県産となるということが上げられております。教育委員会といたしましても、安全な給食の提供を前提として、地元産の野菜や、また特産品を食材として使った給食を一品でも多く取り入れるよう献立の検討も行き、また使用するに当たってはネックとなっております必要数量の確保、また値段、規格、仕入れルートづくりなど、多くの問題があるわけでございます。今後、市の担当部局とも協議、連携をしながらできるだけ地元産の食材を使った給食の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、2回目の質問は休憩の後にお願いできますか。

〔16番万殿紘行君「はい、わかりました」と呼ぶ〕。

教育長より訂正が入りましたので、その前に。

**教育長（内海 壽志君）**

[発言の削除]

議長（内海 健次君）

[発言の削除]

ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時02分 休憩

---

午後4時12分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

万殿議員、2回目の質問です。

16番（万殿 紘行君）〔質問席〕

教育長の答弁に対して再質問をさせていただきます。

私の効率とはという質問に対しまして、教育長は教育で期待される効果として捉えたと、何か私にとりましては漠然とした答弁でありましたが、私に言わせれば子どもたちを一ところに、一ところとは言わなくても、集めて管理をしやすくして、そして経費の削減を図る、このようにしか理解せざるを得ないのがあります。適正な児童・生徒数の集団での教育力の向上をと答弁されましたが、教育長の適正とは、また適当な児童数とはどのようなことを基準に判断されるのか。

私は児童・生徒については、大まかにして体育系と文化系の2分類というたらおかしいですけど、2つに分けられるのではないかと、このように認識をしております。そうした観点からも教育長の適正、適当な人数と言われる基準がはっきりと見えないのであります。この点を説明をお願いをしたい。

そして、給食の統廃合については、教育長は統廃合に当たり、地元や保護者の皆様の説明を十分行い、意見や要望等を聞き、御理解と御協力をいただきながら、平成26年4月実施に向け準備を進めているとのことですが、この地元の説明をしっかりしていただき、理解と協力をいただくように、保護者、地域の皆様から押しつけじゃと言われることがないようにひとつしっかりとした対応を願うものであります。教育長のいま一度お考えをお尋ねいたします。

そしてまた、新聞紙上で調布市の給食において女子児童が急死するという記事が記載されておりました。アレルギーによる事故であるとのことですが、この小学校においても給食における献立、配膳等には十分注意されたいと推察いたしますが、そうした中でもこうした事故が起きております。多くの児童・生徒となると、このような事故も起こり得るのであります。この事故に対しての教育長の思いをお尋ねいたします。

次に、給食における食材の地産地消、同僚の新議員が昨日質問されております。やはり地場産の安心・安全、目に見える食材として地元産の利用をより一層推し進めていただくよう、御理解をいただきたい。子どもたちの健康づくりはもちろんでありますけれども、この地産地消ということ、同時に地元農業振興にもつながっていくものであります。担当部局、農協とも連携をとっていただき、地元産食材の利用を図って

いただくよう、そして市内農家の所得アップにも貢献をしていただきたい、このように思うところであります。教育長の見解をお聞きいたします。

議長（内海 健次君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

再質問をいただきました。

まず、統廃合でございますけども、学校園の統廃合につきましては、子どもたちの少人数化ということが進む中で、市内の幼稚園、保育園、そして小・中学校の将来のあり方について、この統廃合の審議会の答申をいただき、そして我々が指針を示し、中期、長期、それによりまして統廃合を進めていくということで、5年、10年のスパンで計画をしておるところでございます。

少人数の学級、そして学校におけるメリット、デメリット、これはありますけども、子どもたちに確かな学力を身につけさせ、そして多くの友達と集団生活、集団教育の中で競争心や協調性、そして多くの仲間づくり、このことがいずれは大人になって社会に出たとき、道徳や心豊かな子どもの体の育成、そしてこのためにはしっかりと人間をつくっていくということでございます。そして、大きい学校、小さい学校、いろいろあるわけでございますけども、まずお金のことを言うと、子どもとお金はどっちがどうならというようにことになりますし、それでもやはり財政のことも出てきます。そういう中で350人の学校と10人の学校があるわけでございます。そういう点も御理解をいただきながら、本当に子どもたちの将来を見据えて、我々もしっかり頑張っていかなければいけないかなと。そういうものが適正規模であるんじゃないかなというふうに思っております。体育系、文化系、そういうものに分けられることでございますけども、しっかりと子どもをつくっていきたいというふうに思っております。

そして、学校給食でございますけども、段階を踏んできちとした対応ということで、当初地元へ出まして、もちろん学校の先生、そして学校の役員さん、そして地元議員、そして部落の関係者の方、そして我々教育行政の関係者と会議をさせていただいて、そしてまた今度は学校関係者、学校の役員、そして教育関係、給食ももちろんでございますけども、そういう段階を踏みながら、給食のどういう方向に進むかということを協議して、あと保護者の方に出ていくという中で、もう既にそういう話が地元のほうに伝わっていきまして、保護者が後になるんかというようなお声も聞きましたけども、やはり内輪の会議を先にしないと出ていけないということで、内輪の会議をしながら、そしてまた出ていくといろいろな問題がありますし、怒られながら協議を重ねていかせていただき、最終的には26年4月から実施ということで、それまでの間にきちとした地元との協議をし、子どもに迷惑のかからない安心で安全な給食が提供できるようなことにしていくということで御理解をいただいております。

それから、アレルギーの問題でございますけども、この食物アレルギー、本当に我々も大変なことであるというふうに認識もし、現場で緊張感の中で給食をつくっております。現在、この食物アレルギーにつきましては、幼稚園で3名、小学校で33名、中学校で12名、合計48名の生徒がおります。それで、個々には違いますけども、医師の診断書、医師の意見書、そういうものをいただいて、それに基づいて給食をつくっておりますのでございます。それがなくともできませんし、本当に大変な事態が起きたこともございます。そういう中で緊張感の中でしっかりとしたものをつくらせていただいております。それで、給食センターにアレルギーの対応の職員を配置しまして、現在6名おりますけども、その職員を配置しましてやっております。また、子どもたちの中には、それが食べれないということもありまして、弁当を3人の子が持ってきております。そして、エピペンを持っておる子どもが2人というようなことで、本当に体を守って命を守っ

ていけないといけない状態がありますので、親御さんのほうで弁当の持参ということもありますし、エビペンを持参ということもございます。本当に真剣勝負でこのアレルギー対策につきまして取り組んでおります。

この女子の急死したのはおかわりをしたためにそのような状態になったわけでございます。ですから、同じ食器を使ってもいけませんし、みんなと同じ容器でつくって、それがだめですので、また別の容器でつくるというような状況もあったりしまして、本当に大変ですけれども、しっかりとやっていかなければいけないという認識をしております。

それから、地産地消でありますけれども、地元の新鮮なものを使うということは、これはもう我々もよくわかっております。現在、20%ぐらいの地産地消の割合でございますけれども、やはりこれは地元からとりたくても、規格そして価格、数量、こういうもんがなかなか合わないということで、例えばジャガイモ2Lを500お願いしますと、こう言うたときになかなかできない場面もあります。用意をしていただけるものはきちっとしていただく。そして、価格につきましては260円と280円という原価で供給するということになってますんで、余り高いのはこれはだめというようなことになってきます。優先的に地元の野菜、そういう産物を使うということはセンター長も心得ておりますけれども、そういう中でいろいろなことが生じております。農協等へ出しますと、岡山県の岡山県産として美作のものが出てくると、だからその辺の割合がちょっとわかりにくいという面があるんですけども、万歳議員言われましたように、農協へ出すと、そういういろいろな各種団体へ出したりするときに、そういうところと我々が協議をする場面をやっぱしこしらえていかんといけんのじゃないかなというふうに思います。少しでも多くの地元産を使うためには、そういう機関との連携した協議をさせていただくということを今後していきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万歳議員、3回目です。

**16番（万歳 紘行君）**

今、教育長から答弁をいただきました。

アレルギーがすごい多いんじゃないかなということを痛感をいたしております。日々の作業において危機感を持っていただくように。そして、最後に申されておった地産地消で地元産、農協ともよう練っていただいて、価格面等も調整していただいて、少しでも地元産を使うように一層の努力を期待をいたしまして次に移ります。

**議長（内海 健次君）**

はい、4項目めですね。

**16番（万歳 紘行君）**

はい。新入学児童・生徒の対応についてということで通告をいたしております。

間もなくもう4月の入学シーズンを迎えるこの時期であります。桜の花の咲く季節には多くの児童・生徒が入学してまいります。受け入れる園、学校、教育委員会も大変であろうと察するものであります。片や入学をする児童・生徒、そしてその家族、保護者の皆さん、これまた心配やら不安で大変であろうと察するところでもあります。入学する児童・生徒、それぞれ先ほども申しましたが、性格、学力、体力、千差万別で、特に小学校へ入学する子どもさんの家庭においては、その比ではないのではないかなと、このように思っておるところであります。

送り出す幼稚園としても大変であろうと思いますが、受け入れる小学校側も連携がとれてなければ、各種

行事がスムーズにできますけれども、小学校、幼稚園との連携がうまくいってなかったら、入学当初なかなかスムーズに履行できないんじゃないかと。そこらあたりの連携がどのようになっておるのか、新1年生児童・生徒への対応、どのような対応をとられて小学校へ入学させ、中学校へ入学させておるのか、まずお聞きをいたします。

ちょっと失礼しました。次に、ついでに送り出す側の各幼稚園の先生の配置の状況、どのくらいの人数で生徒数、先生の人数、そしてその先生の中にも正職員と嘱託職員とおられると思うんですが、そこらあたりもちょっとお尋ねをしておきます。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

万歳議員の新入学児童・生徒の対応ということで、それと各幼稚園の職員の数ということで御質問をいただいております。

議員御指摘をいただいております保育園並びに幼稚園を卒園し、新たに小学校に入学する児童や、また小学校を卒業して中学校に入学する生徒やその保護者の皆さんの本当に胸中には希望と不安をお持ちではないかというのは十分察しているところでございます。そのことは子どもたちを受け入れる側の先生方も送り出す側の先生方も同様であり、情報交換をするなど、お互いの連携を行っているところでございます。

具体的には、中学校区単位で毎月開催しております園校長会、これは各中学校学区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校の園長、校長の打ち合わせ会議でございます。各学期に開催される就学指導委員会も情報交換の場にもなっております。また、入学前後にはそれぞれの担任同士の連絡会を随時開催しております。入学説明会にもそれぞれの教職員が参加するなど、連携を深めております。現在、教育委員会では、学力向上も含め、中学校区の連携強化を図っております。子どもたちの健全育成のために、今後におきましても中学校区連携を強く推進をしております。

次に、幼稚園の職員の配置でございますが、美作市には現在幼稚園が8園、そして保育園が7園、休園が1園ございますので、7と7園ということでございます。このうち、幼稚園と保育園を兼ね備えた幼稚園が英田幼稚園、美作幼稚園——湯郷幼稚園と言っておりますが——それから美作北幼稚園の3園でございます。また、幼稚園のみは梶並幼稚園、勝田東幼稚園、栗井幼稚園、土居幼稚園、東栗倉幼稚園の5園でございますが、このうち栗井幼稚園は平成23年度より休園をしております。また、来年度から梶並幼稚園についても休園をする予定でございます。また、保育園は、江見保育園、勝田ひまわり園、大原保育園、大吉保育園の4園でございます。

平成24年5月1日現在の園児数でございますが、全体での数では幼稚園児が145名、保育園児が597名で、742名ということになっております。園ごとの園児数は、江見保育園が108名、勝田ひまわり園が66名、大原保育園71名、大吉保育園50名、梶並保育園1名、勝田東幼稚園6名、土居幼稚園16名、東栗倉幼稚園が31名、英田幼稚園の保育園に43名、幼稚園に17名、美作幼稚園——湯郷です——の保育園に110名、幼稚園に26名、美作北幼稚園の保育園に149名、幼稚園が48名となっております。

次に、園ごとの保育士でございます。幼稚園教諭の数並びに正職員、嘱託職員の数は、江見保育園、正職員8名、嘱託職員9名、勝田ひまわり園、正職員7名、嘱託職員9名、大原保育園、正職員6名、嘱託職員6名、大吉保育園、正職員が4名、嘱託職員4名、梶並保育園、正職員1名、勝田東幼稚園、正職員1名、土居幼稚園、正職員1名、嘱託職員1名、東栗倉幼稚園、正職員2名、嘱託職員1名、英田幼稚園、正職員6名、嘱託職員4名、美作幼稚園、湯郷ですが、正職員10名、嘱託職員9名、美作北幼稚園が正職員14名、



嘱託職員 9名でございます。保育士、幼稚園教諭を合わせて112名で幼児教育を行っておるわけですが、その合計が正職員60名、53.6%、そして嘱託職員が52名で46.4%というふうな状況になっております。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

万殿議員、2回目です。

**16番（万殿 紘行君）**

今、教育長から答弁をいただきました。

心配をしておった幼・小・中それぞれ連携して対応をとっておるという答弁であります。私が申し上げたいことは教育長には十分理解されておると思います。やはり先ほども申しましたけれども、子どもたちも千差万別であります。大変だろうと、時々入学式とかお遊戯会とかのぞくんですけど、よう教育できるなというぐらい感心しておるところでありますけれども、やはり親御さんとすれば大変だろうと。やはり子どもたち、将来を担う、しつこく言いますけれども、きめ細やかな対応をしていただいて、不安を払拭していただく、このことが大切であろうと。これ最初つまずくと、それこそ前の問題じゃないですけども、不登校になったり、いじめに遭ったりという状況が出てくるのが予想されますので、きめ細やかな対応をしていただいて、子どもたち、また保護者の不安を払拭していただくようよろしく指導をお願いするとともに期待をするものであります。

それから次に、各園の正職員、嘱託職員の人数でありますけれども、市内で幼稚園、正職員が60名、嘱託職員が52名という報告であります。私は嘱託職員が悪いということを申し上げるんじゃないんですけれども、幼少期の人生を左右する本当に一番大事なと言ってもええぐらいのこの幼児期、幼児教育、人間の一生を左右する、本当に大事な幼児期の教育にこれでいいのかなということを常に私疑問を感じておったから、この質問をさせていただいたんで、やはり正職員ということになると、執行部とすりゃあ財源が乏しいと、これで何とかやりくりせえということになるんだらうと、これは理解するわけではありますが、やはり同じ作業、子どもに接していくことです、同じ作業をしても片やば身分を保障してあると、片やば嘱託であるという、どうも熱の入れようが、こういうことを言うかどうかどうも嘱託職員は一生懸命やりましたということになるんかもしれんが、そこらあたりがあるんじゃないかなということを危惧して私はおりますが、教育長はこの辺はいかがお考えですか。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

万殿議員の入学児童・生徒への対応、これにつきましては小学校、中学校の先生方におきましても、先生である前にやはり人間としてのそういう認識を持っていただくこと、そして我々の保育士の職員につきましては、嘱託、正職員を含めまして、今、誕生寺の学校へ去年から行かせておるわけですけれども、現在8回で115名の職員が行っております。これは嘱託も行かせております。やはりそういう中で支援学校の様子を見ながら、心優しい人間になっていただきたいと。特に小学校へ送る前の大事な子どもたちにいろいろなことがあってはならんということで、そういう意味でちょっと百七、八十人おりますから、まだもう少し時間がかかりますし、来年も引き続いての誕生寺の研修を進めていくような計画もしております。そういう意味で本当にきめ細かな、そういう対応ができるよう、そして保護者の不安のないような状況をつくっていかせていただきます。

それから、嘱託職員の関係ですけども、これ52名おりますけども、入る採用条件が違うんで、それは辛抱

せにゃあいけんということをもう言うとります。職員を受けていただくこともできるわけですけども、そういう中でうちとよそを給料を比べたときに美作市が低いという場合もあつたりしまして、本当にいい先生が逃げる、これは何回も何人もあります。そういう中で少し考えていかなければいけない点もあると思いますけれども、今の嘱託職員、正職員からいろいろな勉強を受けながら、そして自分自身勉強して、これは保育士の資格と幼稚園の教諭の資格、どちらも持っておりますので、ただ嘱託で入るか、正職員で入つるかという、ただそれだけの違いなんで、それは条件はいろいろと違いますけれども、しっかり頑張ってくれておると思います。いろいろなことが、事態が起きたときには、我々も行って、それからまた呼び出しをしまして、いろいろと教育をさせていただいております。あそこの誕生寺のほうへ行くことによって大分自分の気持ちも、そしてまた我々が考えておる、こうして教育をするというようなこともだんだんわかっていただいで頑張ってくれておる毎日でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

私が危惧しておることに対して、何とか嘱託職員も理解しておるといふ答弁でありますけれども、やはり同じ仕事をして人間として身分に差があるということは何らかの影響が私はあるんじゃないかねえかと危惧いたしておるところですけども、それから先は教育長の手腕として期待をしておきます。

やはり教育長、昔から教育にお金がかかると、これもうずっと昔から言われておることです。悲しいかな、財源のほうは教育長に権限がない。こういうことで、そりゃあ幾ら教育長がやりたくても、こっちが言うことを聞いてくれなんだら、にっちもさっちもいかんということは十分理解をするところではありますが、やはり私が常々申し上げる、これからの次代を担うてくれる若い子どもたちを育てるのに、もう一気にやれということにはならんだろうけども、ある程度のお金は投資せんと、人材育成をしきりに申されておる、やはり幼児期から教育をしていただいで、すばらしい美作市、ひいては日本国家をつくっていただかにゃあいかん。美作へ行ってみい、すばらしい教育をしてくれるよと、手厚い教育をしてくれるよと、こういう全国にも通るぐらいの、教育長、教育長の意気込みをお聞きをしたいと思ひます。

総括じゃねえかな。3回目じゃな。

議長（内海 健次君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

予算の確保についてですが、今回は211億7,800万円ということでございます。教育のほうは12億566万円ということで5.9%で、以前にも十数%もありました。去年が6%というようなことでございますけども、やはり学校の建築、子どもたちが本当に毎日勉強する城を市長の理解のもとに予算をとっていただいで、我々も頑張っておるところでございます。このいろいろな環境整備、そして特別教育支援員とか、そういう人間の配置、これは本当に市長の理解のもとにこういうもんができておりますので、我々もそういうものに応えながら、また今期は骨格で出しております予算もいただいでおります、十分にいただいでおります。また、いろいろな足りないときはあるかと思ひますけども、また相談しながら、教育に今言われました、子どもたちに迷惑がかからないような予算取りをして頑張っていきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

総括、万殿議員。

**16番（万殿 紘行君）**

市長、しつこく言いますけど、やはり幼児期の教育は本当に大変なんです。人の命の大切さ、また子どもたちの道徳教育、ここら辺をしっかりとっていただいて、やはり先ほども言いましたように、予算獲得はあなたの肩へかかるとんじゃから、しっかり頑張っていたきたい。

以上で質問を終わります。失礼しました。

**議長（内海 健次君）**

御苦労さんでした。

以上、通告順番8番、議席番号16番万殿紘行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。

再開は2月25日……。

聞いてってください。それが議員の資格を言われるんじゃ。

再開は2月25日午前10時からです。

以上。

午後4時46分 延会

平成25年2月25日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成25年第1回美作市議会3月定例会）

平成25年2月25日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（21名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	9番	安東章治
10番	橋本健二	11番	向原伸一
12番	鈴木悦子	13番	栗井基雄
14番	岩江正行	15番	小淵繁之
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
20番	福島協	21番	本城宏道
22番	内海健次		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
危機管理監	小林昭文	企画振興部長	大寺剛寅
市民部長	平尾孝之	税務部長	西浦豊照
保健福祉部長	神吉康之	建設部長	春名修治
田園観光部長	江見幸治	上下水道部長	中尾友保
教育次長	福原覚	消防長	森正彦
会計管理者	谷和彦	外務建設担当部長	石田薫
田園観光部農業振興課長	安東和彦	総務部総務課長	尾崎功三
教育委員会教育総務課長	豊福一郎		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長補佐	則本尚輝
主事	井上賢治

議長（内海 健次君）

おはようございます。

いつものことでありますけれども、携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

22日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。中西総務部長が葬儀のため欠席であります。代理で尾崎総務課長が出席をいたしております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（内海 健次君）

日程第1、「一般質問」を行います。

22日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号1番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本議員。

おはようございます。

1番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、改めまして皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、平成25年3月議会の一般質問をさせていただきます。

あの早春賦の歌詞にもございますように「春は名のみ風の寒さや」とありますが、まだまだ厳しく肌寒い日々が続いております。しかし、確実に春の足音が聞こえてきておりまして、スイセンが咲き、梅の花の便りが来ておるところでございます。春はそこまで来ているというふうに感じております。

さて、安東市長におかれましては体調不良もありまして、今期で引退されるということでございます。まことに残念ではございますが、やむを得ないと思うところでございます。この4年間の職務に対し衷心より敬意を申し上げるものでございます。今後も健康には十分に御留意をされますよう、また今後も助言等をいただけたらと思うものでございます。しかしながら、まだ任期については50日余りございますので、よろしくお願いをしたいと、このように思います。

さて、私はこの3月議会で3項目の質問をいたしております。しかし、余り多くのお尋ねをしませんので、できましたら簡潔、明瞭に御対応いただけたらというふうに思うものでございます。

まず、第1点でございますが、市営住宅について幾つかお尋ねをさせていただきます。

市内にはたくさんの市営住宅がございますけれども、その市営住宅の団地数、入居率、そしてそれらの耐用年数、また建設年度についてお尋ねをいたします。

また、それぞれの建物の耐震化率、つまり耐震調査ができていくかどうかということでもありますけれども、この辺についてお尋ねをしたいと思います。

そして、2点目でございますが、この市営住宅の入居についてお尋ねをいたします。例えば現在市営住宅に入居されている方が他の市営住宅へ転居したいと、このように希望される場合はどういった状況であれば考えられるか、できないのかできるのかという意味も含めてでございますが、原則的にはこれは同じ市営住宅内での転居というのは難しいであろうというふうに思うわけでもありますけれども、そういった入居者の

状況等も考えられるのであれば、何か手だてがあるのかなのかという、そういったことでございますけれども、まずはその辺について、1回目の質問としてお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願います。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）〔登壇〕**

おはようございます。

山本議員の御質問でございます。本当に山本議員、公明党議員として4年間御支援と御協力賜りました。本当に感謝申し上げたいというふうに思います。あともう少しの任期でございますので、頑張っまいると思っています。

市営住宅についての御質問でございますが、市営住宅、また特定公共賃貸住宅は合わせて58団地ありまして、入居率は平成24年12月末現在で市内全体で90%でございます。老朽化した住宅や不便な場所にある住宅等で空き室が目立っております。耐用年数は公営住宅法施行令によりまして耐火構造の住宅が4団地、これは鉄筋コンクリートづくり、70年、準耐火構造の住宅26団地、ブロックづくりでございます。2階建ては45年、木造住宅などが28団地、これが木造及び簡易耐火構造平家建てで30年となっております。耐震化の進捗状況は58団地のうち、昭和56年5月31日以前に建築された団地が26団地あり、このうち耐震診断等が必要な団地は14団地、耐震診断を行った団地が2団地となっております。この2団地の耐震結果は問題がないというふうになっております。今後耐震診断が必要な14団地について、国の動向を踏まえながら順次耐震診断を行っていきたく考えております。

市営住宅の入居につきましては、現在入居していただける方が公営住宅への転居は原則はできなくなっておりますが、しかしながら、例外として公営住宅法及び美作市営住宅管理条例にも規定がございます。基本的に同一団地内で転居が可能な場合、転居ができる場合もございます。公営住宅の入居は公募を行うことが大原則でございます。公営住宅の入居資格要件を全て満たしていることが要件となります。あくまで公営住宅法で定める以外の事由を条例で定めることはできないということになっておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

市営住宅について御答弁をいただきました。

かなり、先ほど数字の報告もございましたが、かなりの数の市営団地、住宅等があるようでございます。これはだんだんと老朽化もいたしますので、維持管理についても、大変であろうというふうに思いますが、市民、住民の方のためにもよろしく願いをしたいというふうに思っております。

昭和56年5月31日以前に建築された中で耐震診断が必要な建物については、今後どのようなスケジュールでこれに取り組んでいかれるのか、そういった計画がございましたら、お聞かせをいただきたい。また、国の補助制度等があるのかどうかということも、わかれば願いをしたいと思います。

この私どもの政党も防災、減災のための公共インフラ整備については、積極的にこれに取り組んでいくということを提唱をいたしております。そういったこともございますので、これらが実現すれば、これは取り入れていただきたいというふうにも思うわけでございます。そういった中で、今お尋ねしております計画等がございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

次に、市営住宅内の転居の希望についてでありますけれども、市長御答弁のとおりなかなか難しいんだろ  
うというふうに思うんですけれども、私が申し上げたいのは、例えば身体的に不自由になった方が入居され  
ておられた、そしてその住居が非常に移動等に不便な場所にあった場合ということであります。そういった  
場合は本人の生活そのものが難しいということになるわけでございますので、そういった場合は本人が希望  
すれば転居が可能なのかどうかという、そういったことで、そういった特例といいますか、状況に鑑みて市  
長として判断できることはないんだろかなというふうに思いましたので、お尋ねをさせていただきました。

2回目の質問といたしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

建設部長。

**建設部長（春名 修治君）〔登壇〕**

それでは、2回目の御質問に答弁いたします。

市営住宅の耐震診断につきましては、国庫の補助事業の対象となっております。国の予算の動向、住宅の  
耐用年数、現在の入居状況等を勘案し、耐震診断を行っていきたいと考えております。また、この14団地に  
つきましては、ブロックづくり、2階建ての住宅でありまして、耐震診断後、改修を行うか、建てかえにな  
るかというのは、その後判断してまいりたいと思っております。

それから、市営住宅の移動の件ですが、一例としては、身体的に不自由な場合で同一団地内に空き室があ  
る場合は考えられます。過去には数件あると思われますので、他の住宅団地には、先ほど市長が申しました  
ように原則的にはできないとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

明瞭な答弁をありがとうございました。

先ほど答弁にございましたようにこの14団地については、耐震診断の結果を見てから判断したいというこ  
とでございますので、またよろしく願いをしたいというふうに思っております。

総合的に市内の市営住宅については、今後ともそういったことを含めながらしっかりと管理をお願いした  
いというふうに思います。要望しておきたいと思います。

また、先ほど部長の答弁にありました同一団地内での転居ということについては、過去に例があるという  
ことでございます。そういったこともあるようでございますので、例えば同じ地域内とか、そういった場  
合も少し参考にいただきながら、これについては、またその本人の方の状況を見ながら市長として判断  
をしていただけたらというふうに思いますので、この件については、これで質問を終わりたいと思います。

続けて、次の質問に移ってよろしいですか。

**議長（内海 健次君）**

2項目めに移ってください。

**1番（山本 雅彦君）**

続きには、この本年4月から改正されました改正高齢者雇用安定法について幾つかお尋ねをしておき  
たいと思います。

この改正法案は平成16年6月に国会で可決、成立をしております。その後平成24年8月に改正され、この



新しい改正法案は平成25年4月1日、つまり本年4月1日から施行をされるものでございます。この市内においてこの法律の対象となる企業の範囲、またこの法律に該当する企業は市内に何社ぐらいあるのかなということ、それから企業の事業主の方の認知度といいますか、こういったことについての理解度といいますか、そういったものはどのようになっているのかなということがわかりましたらお知らせいただきたいということと、これは確かに制度としては必要なものであろうというふうに思うわけでありましてけれども、企業によっては負担増というふうに感じているところもあると思いますし、またさらに戦力として期待をされているところもあるというふうに思います。市内の状況についてわかる範囲でお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

2項目めの山本議員の御質問でございますが、この高齢者等の雇用の安定に関する法律ということで御質問でいただいております。基本的には、ハローワークによりまして、勝英管内で雇用保険の対象となっている事業所は約800あるということでございます。これをもとに就業者の割合から美作市内の事業所は500から600ではないかなというふうに推測をされております。

今回の改正は厚生年金の受給開始年齢まで事業主に継続雇用を求めるものでありまして、就業規則等における定年制度の変更をその内容としておりますが、経過措置の期間が12年間ございます。よって、直ちに法的な罰則、義務違反の企業の公表とかというのが適用されるということはありません。現在ハローワークにおいて順次企業へ説明と、商工会など、経営者団体への周知を行っているというふうに聞いております。

近年日本の技術が海外流出等々も起こっております。いわゆる熟練工が定年退職によりまして、まだ働けるのに働く場所がないという社会現象の中で、大にこういった制度は歓迎すべきですし、賃金が下がるといったようなことも起こっておるようではございますけれども、雇用を確保しながら日本のこの不況を脱却できるならば、一つの手助けにもなるのではないかなというふうに期待もしておるところでございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

1回目の答弁をいただきました。

この改正高齢者雇用安定法については、多分公務員の方は対象にならないんだろうというふうに思うんですけれども、美作市内でおよそ500から600社程度というふうに今おっしゃいました。企業への周知はこれからのようでございます。美作市としても広くこれを周知していただきたいと思いますというふうに思うわけがあります。経過措置の12年間でございますが、これは高齢法第9条第2項に基づく継続雇用制度というものがありまして、ここに継続雇用制度の対象となる高齢者にかかわる基準に関する労使協定というのがありますが、これを結んで企業が対象となるんだろうと私は理解してんですけども、また定年の定めをしている事業主はその雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために次の3つのどれかを設定しなければならない。1つ目が、当該定年の引き上げ、2つ目が、継続雇用制度の導入、3つ目が、当該定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければならないというふうになっておりますので、この制度は60歳を過ぎた在職中の高齢者は厚生年金の被保険者でありますけれども、老齢厚生年金を受給できるわけでありまして、そして、雇用保険からは高齢者雇用継続基本給付金というのが支給されまして、これは一定の要件が必要なんですけれども、それらが合算してその方の収入になってくるということで、ある程度の収入にはなる

んだろうなというふうに思うんですけど、そういったシミュレーションも厚労省のホームページ等にも出ておまして、参考にもなるんだろうなと思うんですけども、そういうふうになっておるわけでありまして。制度としては私は私もよいというふうに思っておりますけれども、その事業主、企業としては65歳まで働くことのできるその継続雇用制度の仕組みというものを十分用意していくことが必要になるというふうに感じております。したがって、行政としてもそのあたりを踏まえ、しっかりとPRも含めてお願いをしたいというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。この点について2回目の御答弁がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

山本議員の2回目の御質問でございます。

先ほどの答弁でございますが、今回の改正は制度そのものの変更ということではなくて、就業規則の変更によって高年齢者の雇用を確保しようという内容であります。そういうことから国からの新たな支援が加わるということではございません。かえって就業規則を変えない場合は事業所名の公表と、そして事業所に対する国の助成制度が利用できなくなる場合があるとハローワークから聞いております。御指摘のとおり定年の年齢が65歳以上、定年制を設けていない、希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度を導入されておるところは今回の法改正による制度の見直しすることは必要ございませんが、それ以外の方は規則等で継続雇用をするといった改正が必要になっております。そういった意味で企業の皆様方に負担増という部分も確かに御指摘のとおりになるだろうというふうに思ひますが、何とか日本はデフレを脱却ということでございますので、物価が上がるだけで給料が上がらなければ意味がないし、継続雇用も一つの賃金アップというふうに捉えるならば、大事な施策でもあるというふうに思ひます。企業の皆さんが大変厳しいだろうというふうには思ひますけれども、そういったところから日本の経済の活力を生み出していただければ幸いであると。国の支援のほうについては、私4月までですから何とも言えませんが、本当国がもう少しそういった面にも支援の方法を考えていただければ、なおありがたいというふうにも思ひますから、継続的にそういった要望もしていかなければならないと思ひます。PRにはしっかりと、この制度改正をPRをしっかりと努めてまいりたいというふうに思ひております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

市長のほうからしっかりとPRをしていきたいという御答弁をいただきましたので、広報みまさか等を通じて、あるいはホームページ等も通じまして広く市民の方に知っていただけるようにPR活動をお願いしたいと、このように要望しておきまして、この項目も終わらせていただきたいと思ひます。

**議長（内海 健次君）**

3項目め。

**1番（山本 雅彦君）**

続きまして、議長、3項目めに入ります。

**議長（内海 健次君）**

はい。

**1番（山本 雅彦君）**

3項目めの質問は学校等の安全対策についてということで質問をさせていただいております。

災害、あるいは事故等がいつ発生するかわからない今昨今であります。近年は突然の突風、あるいは地震等がよく起きます。また、これはどこにいてもその危険性はあるわけでありまして、不慮の事故等も起きるわけでごさいます、そのあたりのことを考えながら、きょうは提案をしたいと思うわけでありまして、学校等の窓ガラス、これにはいろんなガラスがあるんだろうと思うんですけども、割れやすいガラスもあると思います。そういった中でそのガラスにやはり割れたときにガラスの破片が飛ばない、飛びにくいというそういう飛散防止フィルムというのがありますが、これを張って安全の確保に努めていかれたらどうかというふうに思いましたので、提案をしておきたいと思っております。

突然の突風や地震などにより、これ避難される際に、よく割れた窓ガラスなんかによって行く手を阻まれたり、あるいは場合によっては大きなけがをこうむることもあります。また、不慮の事故等で割れたガラスによりけがをすることもあるわけでごさいます、これらの危険から身を守るためにもこの飛散防止フィルムはかなり有効であるというふうに思われますけれども、この辺いかがでございましょうか、1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

山本議員より学校等の安全対策について、市内の幼・保、小・中学校の窓ガラスに飛散防止のフィルムを張ってはという御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

御提案いただきました飛散防止のフィルムは突風や地震、台風などにより窓ガラスの割れの飛散、飛び散りを防ぎ、ガラスの破片の飛散により児童などがけがや事故に遭わないように最小限に食いとめるための方法として活用されていますが、今や防災対策のみならず、防犯や熱を逃がさない効果、省エネ対策としても活用されて、一般家庭においても使用普及がされておる状況にあると思っております。この飛散防止フィルムを市内の幼稚園、保育園、そしてまた小・中学校の窓ガラスへ張るという提案でございます。御承知のとおり市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、合わせますと、30の学校施設、また学校施設に付随する体育館など多くの施設がございます。学校等で子どもを突風や地震など、災害から守るための安全対策につきましては、耐震化のみならず今後も随時講じていく必要があるものと考えております。議員御提案の窓ガラスへの飛散防止フィルムを張る安全対策につきましては、今後統廃合等により新たな施設を整備する際には十分留意してまいりたいと思っております。また、既存施設への活用につきましては、どの場所のどの窓に必要なのか、その場合どの程度の費用が必要なのかなど、今後調査検討をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

前向きな回答をいただきました。

この防止フィルムですね、飛散防止フィルムですが、災害とかあるいは事故、これはいつ起きるかわからない。また、これらについては、特に早く対処できるところについては、少しずつでも取り組んでいただきたいと、このように思います。確かに設置場所については、費用の大小があるというふうに思われます。まず、幼稚園、保育園、保育園などから考えてみてはいかがかなというふうに思うわけでありまして。材料については、例えば無色透明なもので、32センチの185センチ、これが1,059円で販売しておりました。また、

96センチの180センチという大きさを1,580円、また、家具転倒防止用というのがあるんですけども、これは32センチ掛ける185センチで850円と、いろんな種類があるようでありますけれども、最近ではホームセンターにもございます。凹凸ガラスですね、こういったものは少し割高になるようでございますけれども、こういったものを順次少し予算があれば、購入して、現場で保護者の方や、あるいは職員の方で、割と手軽に張れるんですね、張っていただくと、そうすると非常に安く上がるんじゃないかなというふうに思いますし、特に子どもたちの背の高さぐらまでのところというのは非常に危険なところもありますので、そういったところにこれを試験的にも張ってみて、その効果を確かめていただいたらなというふうに思うんですね。ですから、そういった形で少しでも予算的に余裕があれば、そういうふうに購入して、張れるところから張っていったらというふうに思うわけでありますので、先ほど教育長の答弁もございましたけれども、これをひとつ前向きに取り組んでいただけたらというふうに思いましたので、2回目の質問をさせていただきます。

**議長（内海 健次君）**

教育長。

**教育長（内海 壽志君）**〔登壇〕

山本議員から2回目の質問をいただきました。

先ほど1回目でお答えをさせていただきましたように調査検討をしていきたいというふうに考えますけれども、現在改築をしております大原小学校、作東中学校、北幼稚園につきましては、窓ガラスは全て学校用の強化ガラスとなっております。また、その他の学校、各学校につきましても、耐震工事を行ったときにあわせてサッシやドアの改修を行った箇所につきましては、同様の強化ガラスとなっております。美作中学校、勝田中学校、そして北小学校の一部であります。今後につきましては、全ての保育園、幼稚園、小学校、中学校につきまして調査を行いまして、全てが必要な場所というようなことにもなるかもしれませんが、その優先順位を見まして、また費用の面も考え、非構造部分の耐震補強の補助的なものもあるようでございますので、市の財政当局とも協議検討しながら、今後検討し、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

山本議員。

**1番（山本 雅彦君）**

3回目の質問は用意しておりませんが、教育長の丁寧な説明をいただきました。しかも、前向きに検討していきたいということでございますので、そのことに御期待申し上げまして、この質問も終わらせていただきたいというふうに思います。

以上、本定例会3月議会の私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番9番、議席番号1番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番10番、議席番号5番尾高誉久議員の質問であります。尾高議員より質問の取り下げの申し出がございました。よって、尾高議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番11番、議席番号20番福島協議員の質問ですが、福島議員より質問の取り下げの申し出がございました。よって、福島議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番12番、議席番号6番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

**6番（岡崎 正裕君）**〔質問席〕

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

3月近くと思うんですけども、非常にこっちはなかなか暖かにならないなというふうな感じもいたしております。現在私も夜消防団の操法をやっておりますので、行ったときに本当にこれ寒いなという感じで、団員の方の皆さん本気でやられとるのを見て、本当に敬意を表したいと思います。そういったわけで、今定例会任期最後の質問になるかと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

2点質問いたします。1点目は、獣肉処理加工施設についてでございます。それから、2点目は、もうもう工房跡地利用についてお尋ねをしたいと思います。

1点目の獣肉処理加工施設でございますが、これは当初予算を大幅に倍近く補正を組むというようなことで、非常に紆余曲折をした事案でございます。場所の選定から始まって、非常に皆さんも御苦労されたかと思うんですが、予定どおり4月ぐらいから稼働ができるんじゃないかなというところまでこぎつけたわけですが、その中で4月にはできるようには聞いておるんですが、現在の進捗状況をまずお話しいただきたいと思います。

それから、12月の時点で持ち込みの基準というのがまだ猟友会との最後の詰めができてないというようなことで心配をしておるんですが、それが現在どうなっておるのかというのを2点目に聞きたいと思います。

それから3点目は、残念ながらこれは赤字になるんだと、皮などを処理すれば黒字に転換することもできるんだけど、現在の肉の処理だけでは赤字になるということをお聞きいたしております。その赤字の幅がどれぐらいになるのかというのを、当初予算を見れば、前年から引き算をすれば大体わかるかと思うんですが、そのところをちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕**

おはようございます。

それでは、岡崎議員の1回目の質問に答えさせていただきます。

まず、獣肉処理施設の進捗状況でございますけれども、建築現場の進捗状況を申し上げますと、建物の棟上げ、屋根地と外壁の工事も終わりました、現在は内装などの工事が工程どおりに進んでいるところでございます。また、建物内に設置いたします冷蔵庫、冷凍庫等の備品類につきましても、入札を終えておりまして、3月末には予定どおり完成させたいと考えております。4月早々には岡崎議員を初め、議員21名の皆様にもぜひとも出席を願ひまして、落成式を開催する計画を進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

なお、本格的な操業はその後になる予定でございます。

次に、施設への個体の持ち込みの基準についてでございますけれども、岡山県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインをもとに作成いたしましたイノシシ、鹿肉に係る衛生管理ガイドラインの内容につきまして、猟友会各支部長と協議をし、調整をいたしまして、獣肉処理施設への搬入基準として了解が得られましたので、この搬入基準を後日、猟友会の各会員に配布をさせて、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、これまで施設に持ち込める個体は食肉として処理可能なものに限るとしてまいりましたが、食肉として利用できない個体はドッグフード業者に引き取ってもらうよう話が進んでおりますので、捕獲奨励金は条件により異なりますが、獲得時に既に死亡している個体以外はほぼ施設への持ち込みが可能になる予定でございます。

次に、獣肉処理施設の年間赤字額の見込みについてでございますが、施設での年間処理頭数はイノシシ400頭、鹿600頭として計画をしております。高値で取引をされている冬場のイノシシについては、猟師数人がグループで猟を行うことから、捕獲されたイノシシのほとんどは人数分に分割されております。このことから捕獲された個体が施設に持ち込まれることは少ないと言われております。施設では鹿の処理が中心になるんじゃないかと、こう考えております。特に、収入を得るには普及の取り組み、獣肉の販売ルートをいかに確立するかということでありまして、鹿肉を使ったジビエ料理を普及させるため料理コンテストなどを計画し、アイデアの募集に努めておりますが、鹿肉の需要がどれだけあるのか、また猟友会等から施設にどのくらい持ち込まれるのか、そしてどれだけ肉が、獣肉が利用できるかについては、未知数でありますので、どの程度の収支状況になるかにつきましては、把握できていないのが現状でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

獣肉加工施設につきまして岡崎議員冒頭申されましたように議会の皆様方の御理解をいただき、議決をいただきまして、多額の費用を組みながら取り組んでおるところです。まさか議決を白紙撤回せえとはもう言われんだろうというふうには思っておりますが、ジビエの普及ということで岡山県等が中心で取り組みをしていただいております。もちろん市もそういう方面で議会の開催と重なったわけで、我々も参加できなかったんですが、市も独自のジビエの試食会等を行っております。そういった全国的とは大きくは申せませんが、かなりのところでそういったジビエの試食会が催されております。それがいざおいしい、食べようといひましても、販売ということになりますと、これは法とか規制とか規則等ございまして、それをクリアしなければ肉としては流通ができません。その意味でこの獣肉の有効活用を図っていくためには本当に必要な施設なんですね。法をクリアした施設でしっかりと流通経路に乗せて、安全に食べれる食品でございまして、山でとった肉をどこでも売ってもいいということではなっておりませんので、どうしても必要な施設であるというふうに御理解をお願いしたい。特に、最近のジビエブームが、どこまで、ブームですからどこまで続くかという心配もあるわけですが、かなりの需要が見込めてくるんじゃないかなというふうに思っております。ジビエの普及という中で市の特産品づくりに御理解をお願いしたいと思います。私4月以降についての話はお約束等はできませんけれども、ジビエのPRのために大きなイベントを打つべきだということで、担当部署にはそれを検討しろというふうに指示をしておりました。小さい試食会じゃなしに、大きなイベント的なジビエの試食会をやろうじゃないかというふうに検討、指示ということで、これは後の人にお任せをしたいというふうに思いますが、そういったジビエの普及の努力もしながら、そういった取り組みもしながら赤字幅を少しでも減少させ取り組みというのは必要であります。そして、うまく進むようならば、皮とか骨とか、そして食肉として使えない肉の加工といった部分を、そういったものも視野に広げながら、赤字を目指すんじゃないしに、黒字を目指して取り組みを広げていきたいというふうに思います。

以上です。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

ここで尾高誉久議員が通院のため欠席をされます。

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

それじゃ、2回目の質問になりますが、先ほどの答弁の中で、捕獲時に既に死亡している個体以外は持ち

込みが可能ということなのですが、答弁されたんですが、そしたら捕獲時に死亡しとるのはもうだめだということでしょうか、その確認が1点と、それから先ほど市長答弁の中で、鹿の肉について、イノシシが割と食べるということ、非常にまだ今普及はしておるんですが、鹿肉をどうして食べるかということは非常にまだ未知数の部分があります。先般も山陽新聞でしたか、このジビエ料理ということで記事になったことがあるんですけども、この鹿肉を使った料理、キャンペーンを打ってもいいのかなということなのですが、そこあたりのことをもう少し詳しく、4月以降のことなのですが、ぜひともこれはやりたいんだというような話になっておるのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

それから、赤字経営のことなのですが、わからないと、わからない部分はあるんですが、でも予算を組んでおられるわけですから、歳入はともかく、歳出、特に経常経費が幾らぐらいかかるのか、それぐらいかかって、私としたら歳入というのが非常に少ないんじゃないかなと思うんですが、その辺のところをもう一回確認をしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**〔登壇〕

それでは、2回目の質問でございますが、まず死亡した、既に死亡しているものにつきまして、なぜだめかということでございますが、私どもあくまでも安全・安心の肉を提供することが第一でございます。信用を落としてしまいますと、もう既に施設自体が機能しなくなる、こういうおそれもありますので、安全には一番に気をつけてる、そういうことございまして、既に死亡しているものにつきましては、肉として利用できないということでございます。これは例えばこの12月議会におきましても、9月議会におきましても小淵議員や栗井議員の質問に答えさせていただきましたけれども、道路であるとか、それから例えば田畑であるとか、山の中であるとか、そういうところで死亡して、既に見つけたときに死亡したものにつきましては、一般ごみといたしますか、処理場のほうに持って行ってもらう、こういうことになるわけございまして、私どものほうとすれば、第一にはまず肉として取り扱う、その次に、もし腹を切ったときに肉として使えない場合には、今言いましたドッグフード等で利用すると、これが第一の考えでございます。

それから次に、赤字の見込み額の件でございますが、あくまでもこの未知数と申し上げましたのは、明確なことができないということで申し上げましたんですが、予算上ということでございましたら、予算上の中で説明をさせていただきます。歳入のほうは獣肉の販売代金が780万円、あくまでも想定でございますが、イノシシが180万円と、鹿が600万円ということで、収入の計算をしております。それから、歳出につきましては、嘱託職員の1名分、そして臨時職員の6名分との人件費と電気、上下水道料金等の光熱費、こういうものを計上いたしまして、1,760万円の歳出を計上し、差し引きいたしますと、約980万円程度の不足になるんじゃないかと。この980万円につきましては、当然一般財源からの充当と、こういうことになるわけでございます。

それと、大きなイベントということでございますが、少し具体的に申し上げますと、この2月19日にちょうどこの議会が開会した日でございますけれども、多分岡崎議員も御承知だと思いますけれども、広報紙のほうで募集をさせていただきまして、市内からジビエ料理の募集をいたしました。15品ほど集まりまして、その中で最優秀等々を決めまして活用していきたいということを決めております。それから、いろんな業者からも問い合わせが来ております。例えば現在来ておりますのはJR東海であるとか、それから大阪のデパート等がイノシシ、鹿の販売等について問い合わせが来ております。これにつきましては、当然これから本格的な交渉に入るわけでございますけれども、現段階ではどのくらいな搬入があるかということもありますので、

そのあたりは少し慎重になりながらもこれから交渉を進めていきたい、このように思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

その赤字幅、赤字を黒字にするという方策も考えねばならないと思うんですが、我々日本人というのは魚は結構残すとこなしに食べる習慣があるんですが、なかなか獣肉とか、そういうことになると、まだまだ食べるのが下手だという西洋人によく言われるんですけども、例えば魚ではないんですが、鯨、鯨というのは、日本で鯨を昔からとってきたんですが、残すとこがないらしいです。ほとんど全部鯨のひげまで使うというようなことで、非常に有効な利用をしておるということです。かえって今肉だけとって、あとを捨てるということは、非常にどういうんですか、動物に対して申しわけないという部分も出てくるんですが、そういった関係で本当に有効利用して、これを全部使えたら非常にいいんじゃないかなと、これは計画の段階でもそういうお話がございましたが、現在そういう話になっておりません。そういったわけで、将来的にぜひともこれは先進地をまた見ていただいて、ほかのところも全部使うというようなことをすれば、またまたこれは注目度が上がってまちおこしにもなるのではないかなと思うんですが、その辺のところの将来的なところをどういうふうの研究してやっていかれるのかな、やれるのかな、そういうところが、市長が4月までなので非常に聞きにくい話ではあるんですが、ちょっとその辺のところをもう少し踏み込んで答弁いただければありがたいと思います。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

獣肉の加工処理場の今後の部分については、御指摘のとおり非常にしゃべりにくいのがございますが、つくるまでの思いの中で、私が回答させていただくというふうに御理解をお願いしたいというふうに思います。

1点は、施設の経営の赤字という部分について、もうかる、なかなかもうかる施設ではありませんというのは何度も私も申し上げております。その上にかけて建設費用が高くつくということで、安くせえ、そんなばかな費用があるかというふうにしきりに岡崎議員も言われました、高いというふうに言われました。その中で皆様の御了解をいただいたわけなんですけれども、施設を少しでも小さくしなさい、そしてとった鹿は全部処理せえ、少し矛盾があるんですね、そこへ、大きな矛盾なんですよ、少しじゃない、大きな矛盾。全頭とって、肉に使えない鹿を、鹿でもイノシシもですが、それを今度はその獣肉処理場で処理しなさい、その費用を、じゃあ、どうするんですか、費用高うつきますよ、そこを考えていただかないと、とれないという部分が理解していただけないんじゃないかなというふうに思います。処理は、施設は小そうせえ、費用を安くせえ、じゃけど、とったものは全部処理せえ、そこへ大きな矛盾がある、そこをまず御理解をひとつ願いたいというふうに私は思っております。

それから、基本的には食べる肉をまず普及させようというところでございまして、先ほど部長が答弁しておりますように昨今はジビエ料理というものがかなり注目もされてきております。そして、美作市はたくさん鹿を捕獲しております。その捕獲を少しでも有効に利用できる、そしてうまくいけば美作市の特産品として全国に発信、全国はちょっとオーバーですが、美作市から鹿肉を発信して、いわゆる美作市そのものの田園観光都市構想の一環としてつながっていく、例えばイベントと申しましたが、基本的には市内で各地の



ジビエの料理を取り組んでおられる方々を一堂に会して、今まで試食会というのは一部の人が食べられとんですね。食べてない、試食会に参加されない方は一切食べられない。だから、もっと多くの人が参加して自由に食べれるというようなイベントを一度やってみたいというふうに思いました。そして、当然マスコミも注目していただきます。大いに宣伝になるというふうに思います。おいしいぞというのが広まれば、どのくらいの肉が販売できるほどの量が集まるかというのはわかりませんが、大いに売れる可能性がある。そして、1つは、今でも個人で出されておりますが、大阪の箕面店ね、彩葉茶屋、彩葉茶屋の箕面店に出荷をされとる方もございます。そういったところを利用しながらジビエ料理の普及ができるだろう。それで、もう一つは、全部を利用するというのはどうだろうかという、難しい面があるだろうというふうに思いますけれども、1つは、皮ですね、皮のなめしというのはだんだんと廃れてきておまして、なめしをすること自体がなかなか費用が高くなる、箇所が少ないということもございますが、皮の利用ということで、これは西粟倉村ではございますが、百年の森のことで若者がたくさん来て家具をつくつとられる。そしたら、その家具にも使いたいんだ、鹿の皮が欲しいということも要望としては聞いております。これは市のほうが皮をなめして、そこに出すということは無理でしょうけれど、剥いだ皮が使えるならば持って帰ってくださいという手法で持って帰っていただいて、今はそういう利用をしてほしい。それから、骨なんかも加工品とか細工もんですわね、そういったもとか、もう少しいきますと、骨粉ですね、有機が非常に叫ばれとるときですから、肥料等々にも利用できるんじゃないか。それからもう一つは、一番注目しておるのはペットフードです。ペットフードとして加工できるならば、これもまた一つの流通経路が開けるかなというふうには思います。それからもう一つは、餌というふうに捉えますと、岡山の理科大学が今好適環境水を利用して魚を山の中でも飼えるという仕組みをやっておられます。その魚の餌がそういった獣肉が使えないかなということ、大学の教授に問い合わせもしております。全部へは使えないけれど、一部の魚には使えるだろうというふうな回答をいただいております。そういった方面にも利用という可能性としてある。ただ、そういったものをするためにはいろんな施設が必要であります。土地とすれば、そういった施設を確保できる、まだまだ開発公社が持つとる土地でありますけれども、まだまだ広げれる余地を持った場所に施設をつくっております。ですから、そういったものを視野に、そういった全部が使えるようなことを視野に、今は肉の処理を普及させていく、食肉として普及をさせていくということで、まず第一歩だろう。その普及がなかなかいかないのに加工品だけがうまくいくということもないことはないだろうと思いますが、まず鹿肉をやる、そして次のステップへ入っていくというような構想で、思いで獣肉処理を考えていきました。全頭処理をできるのが一番理想ではあるというふうに思いますが、それは今の段階では全頭処理というのはなかなかできない。そして、議員の皆様方の御理解、私も少し警戒して、赤字赤字というふうに言っておりますが、赤字を目指すという意味じゃありません。費用はかなり要りますけれども、黒字を目指した取り組みをしていきたい。ですから、そういった意味で御理解をお願いをしたいというふうに思います。それが今までの私の思いでございます、ここから先は担当部長もおります。新しい市長さんがどなたがなられるかわかりませんが、出てこられます。そういった方々がこの事業を継続、発展をしていただけるものと信じておるところでございます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

総括。

ただいまの市長の答弁をお聞きしたんですが、私も予算措置の中でいろいろと苦言も申し上げ、非常にス

ムーズにいったというような予算措置ではなかったと思うんですが、まず市長が言われたのは、やはり最初から、私の解釈ですが、最初から大風呂敷を広げて云々かんぬん、皮までやるんじゃと、そういう話じゃたら、非常にこれもまた皆さん非常に理解しがたい部分もあったかと思うんですが、私が思いましたのは、目的というのをきちっとこういう構想で行くんだと、目的というのをきちっとしておれば、皆さんも理解しやすいかと思うんですが、目的というのが、私らが説明を受けてもなかなかわからない部分もあったということで今日に至るとるということでございますが、特に今の施設の中で増築、改築、いろんなことができる要素があるというふうに先ほどの市長答弁でありましたけれども、そういった中で、本当に全部使えと、使うというような発想を持って次のステップに進んでいただければありがたいかなと思います。そういったわけで、第1の項目の質問は終わりました、次に行きたいと思えます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員、休憩後に2項目めの質問をお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に岡崎議員の1項目めの質問に対して市長より総括の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

体調も余りよろしゅうねえんで、余りかっからかっからこんほうがいい、目がちょっとくらむような思いがしますが、総括の中で岡崎議員が申されますように基本的には全頭何とか全ての処理をしていきたいというふうに思えます。そのことは大風呂敷を広げたんじゃありません。昨年の3月議会のときから、所信表明のときからこういった使い方があるという意味で説明を私は何度も申し上げてきております。それをわからなかった、よく私らどもの答弁をしっかりと聞いていただいとれば、きょう答弁したことは初めてのことを言ったわけじゃございません。当初からそういう話をしとんです。その中のステップとしてまず肉を使えるようにしようという形で動いてきておるとるのを御理解していただきたい。今の答弁じゃなしに、もう既に何回も議論してこれとる。その中で何度もお答えしとるんです。そうですから、私どもの答弁をしっかりと聞いていただかないと、それは理解できない、大風呂敷じゃとなるんでしょう。そういった意味で申し上げとるわけじゃございません。少しでも安く上げて、少しでも肉が売れるように持っていききたいというふうに思っております。予算につきましても、この補正で3,000万円程度の予算の減額を上げさせていただいております。使えばいいというわけじゃございません。職員が頑張っって少しでも安く上がるという手法を考えながら、もちろん入札で当然予定価格より下がって落札をしておりますので、そういった意味でも予算も減少しております。そういう意味で執行部の答弁のほうもしっかり聞いていただいと御理解していただくのも議員のお仕事だろうというふうに思えますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員、2項目めの質問を開始してください。

**6番（岡崎 正裕君）**〔質問席〕

はい。

議長、ちょっと戻ってもよろしいですかね。

議長（内海 健次君）

2項目め。

6番（岡崎 正裕君）

はい、わかりました。

それでは、もうもう工場の跡地利用についてお尋ねをいたします。

インターチェンジのそばのもうもう工房なんですけど、非常に草が生えて、非常に景観が見苦しいということになっておりますが、これをバスターミナルとして活用するという案が浮上してまいりました。非常に結構なことだと思います。そういった中でタイムスケジュール的にどのあたりを考えられておられるのかというのを1点質問をいたします。

それから、一度図面、仮の図面でしょうけども、いただきました。その中でバスがたくさん乗り入れをするということになっておりましたので、再編計画とあわせてどういうふうなバスがここに入ってくるのかということがございますので、その辺のところを2点目としてお聞きしたいと思います。

それから、その地図の図面の中で観光案内所というのも設定をされております。この観光案内所は運営がどうなるのか、ある程度の人を配置しなくちゃいけないと思うんですが、その位置づけというのがどうなるのか、それから湯郷に観光案内所があるんですが、そこらとどういうすみ分けをしてインターのところの観光案内所を運営するのかという3点をお聞きしたいと思います。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

2項目めのもうもう工場の跡地利用ということで御質問をいただいております。

まず、バスターミナル化のタイムスケジュールについてでございますが、このもうもう工房は焼肉やうどん、肉などの販売などを平成21年度まで営業されておりましたが、その後全ての店舗を閉鎖し、現在に至っております。この土地は中国縦貫道の美作インターの出入りに位置しておまして、樹木や雑草が生い茂って景観的にも非常に悪い状況になっております。地元からもこのままの状態では転売が行われることへの懸念や、高速バスの駐車場がないなどの問題があり、美作市が取得をいたしました。

岡崎議員の言われますバスターミナル化へのタイムスケジュールでございますが、美作市の交通の要所となる重要な位置であることから、周辺整備を含め、皆さんからの御意見を伺いながら、全体計画を策定し、各種補助金等によりまして整備を行ってまいりたいと考えております。少し時間がかかってくると思っております。

まずは、周辺の雑草や樹木の伐採等を行いまして、高速バスの利用者の駐車場として整備をしてまいりたいと思っております。

次に、建物の取り壊しを行ってまいりますが、高速バスの停留所の位置の変更協議や出入り口の改修、農道の協議など、解決していかなければならない状況にあることから、協議が調い次第、そういった周辺の整備をまず実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、ターミナルの完成に伴うバスの再編計画でございますが、ここをバスが今現在通過している民間事業者の豊沢交通、美作共同バスがございまして、市営バスでは美作バスのあおぞら号、土居デマンドバスなどがございます。各事業者と協議を行い、結節点として整備が完了すれば、利用状況に合った運行ができる

ものと思っております。

次に、観光案内所の運営主体はどうかということでございます。湯郷観光案内所とのすみ分けということでございますが、この土地につきましては、美作市内の交通量の一番多いところに位置をしておりますことから、市内全域の情報発信の地としては最良の場所というふうに考えております。運営主体や既存の案内所との関係については、今後の課題となるというふうに思います。どこの観光の案内所、固定の観光案内所という意味でなしに、市内全域の観光案内ができるような方向での協議をしてみたいと思っております。

〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

タイムスケジュールについては、まだまだこれは確定はできんだろうなというふうには理解をしておりますが、2のバスの再編でございますが、これは再編計画というのがしていただいて、バスターミナルで乗りかえができるというふうな感じの再編計画、ダイヤも含めてそういうことになっておるのでしょうか。

それからあと、図面では宇野バスというのが書いてあったと思うんですが、ということは、宇野バスを林野駅からあそこまで延長するというふうな考えがあるのでしょうか。それに伴いまして法的にクリアせにゃいかんという部分ができてくるのか、ずっと延長ができるのか、それから宇野バスさんへのお願いというか、協議というのがどういうふうになされていくのかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、観光案内所の運営主体ですが、これ行政がやるのか、それとも誰か委託してやるのか、その運営主体のことについてもう少し詳しく答弁をお願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

政策審議監。

**政策審議監（岩崎 清治君）**〔登壇〕

岡崎議員からの御質問のもうもう工房の跡地の件でございますけれども、もうもう工房を買取しようという前段のときに議会の全員協議会のほうで、もし買取したならばこういう利用の方法があるだろうということで提案をさせていただきました。もちろん執行部のほうから提案をしたわけでございますけれども、タイムスケジュール等についても、即決定できるものではないと、補助金も含めて今後協議しようということでございます。バスの結節点というのは、その時点でこういうバスの結節点をしたらこの土地が有効に利用できるだろうという中で高速バス、宇野バス、今あっこを中心に動いてるバスについて全てを列記をさせていただいております。なぜかといいますと、市が買取した時点でその話が前に行けるだろうと、もちろん観光案内所についても、そのときにも御説明させていただきましたように高速道路で言えば美作市の玄関口でございます。玄関口に市内の観光施設をつくってはどうかということ、議論はいたしておりません。今後詰めをした中で、観光案内所なり、バスの駐車場なり、結節点なりを含めて、こちらのほうも御質問受けましたけれども、補助金をいただいた中で整備をやっというふうなことで、土地開発公社のほうで先行取得をさせていただいてる現状でございます。そのときにもお話をさせていただきましたけれども、現状の内容とか土地の値段とか、もろもろのことをお話をさせていただいた中で、議員の御意見も取得したほうがいだろうという意見がほとんどの方でございましたので、今後先行取得をまずして、それから有効利用をやっというふうな計画でございますので、今細部にわたっての詰めはしておりません。今後詳細に詰めていながら、特に有効な利用を図ってきたいという状況でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

失礼します。

議員お尋ねの宇野バスについてでございますけれども、現在のところ宇野バスとはまだ協議のほうは行っておりません。ですから、今は宇野バスにつきましては、新年度の4月からの3便の協議を行っておりますので、結節点については、今のところ行っておりませんで、今後協議となります。よろしく願います。

〔降壇〕

議長（内海 健次君）

岡崎議員、3回目。

6番（岡崎 正裕君）

今の答弁ですと、わからないことだらけみたいなんですが、現在の状況ではそれも無理なのかなど、詳細については言えないのかなと思うんですが、3回目の質問ということなんですが、非常に企画としたら非常にいい企画じゃないかなと私は思います。そういった中で本当に私らが予算措置をした時点では質問もまた違ってくるんですが、なかなかきちっとして質問をして、答えがなかなか事業が前へ進んでない中で質問ができませんけれども、非常にこの問題は非常に市にとっても非常にいいことだなどと思います。

総括とさせていただきます。うまくいくように私どももいろんなアイデアも持っておるんですが、なかなかそれが場として言えないという歯がゆい部分もあるんですが、うまくいくようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（内海 健次君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号6番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

執行部におきましては、現在新たな企業が作東産業団地へ進出するとの希望があり、これに対しての条件面等の協議をしたい旨の申し出がありましたので、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は明日26日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午前11時26分 散会

平成25年2月26日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成25年第1回美作市議会3月定例会)

平成25年2月26日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案質疑(議案第2号~議案第71号)

日程第2 請願・陳情について

請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願

請願第2号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願

2. 出席議員は次のとおりである(21名)

1番	山 本 雅 彦	2番	則 本 陽 介
3番	萬 代 師 一	4番	山 本 重 行
5番	尾 高 誉 久	6番	岡 崎 正 裕
7番	西 元 進 一	9番	安 東 章 治
10番	橋 本 健 二	11番	向 原 伸 一
12番	鈴 木 悦 子	13番	粟 井 基 雄
14番	岩 江 正 行	15番	小 湊 繁 之
16番	万 殿 紘 行	17番	絹 田 和 昭
18番	新 免 昌 和	19番	日 笠 一 成
20番	福 島 協	21番	本 城 宏 道
22番	内 海 健 次		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	安 東 美 孝	副 市 長	皆 木 照 夫
教 育 長	内 海 壽 志	政 策 審 議 監	岩 崎 清 治
危 機 管 理 監	小 林 昭 文	企 画 振 興 部 長	大 寺 剛 寅
市 民 部 長	平 尾 孝 之	税 務 部 長	西 浦 豊 照
保 健 福 祉 部 長	神 吉 康 之	建 設 部 長	春 名 修 治
田 園 観 光 部 長	江 見 幸 治	上 下 水 道 部 長	中 尾 友 保
教 育 次 長	福 原 覚	消 防 長	森 正 彦
会 計 管 理 者	谷 和 彦	外 部 評 価 建 設 担 当 部 長	石 田 薫
田 園 観 光 部 農 業 振 興 課 長	安 東 和 彦	総 務 部 総 務 課 長	尾 崎 功 三
総 務 部 ドリ ー ム プ ラ ン 推 進 課 長	今 井 忠		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	欽 先 耕 二
課 長 補 佐	則 本 尚 輝
主 任	谷 口 宏 枝

議長（内海 健次君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。中西総務部長が葬儀のため欠席であります。代理で尾崎総務課長が出席をいたしております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案質疑（議案第2号～議案第71号）

議長（内海 健次君）

日程第1、「議案質疑（議案第2号～議案第71号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑として自席で行うこととなっております。

先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可をいたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

それでは、議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで議案第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで議案第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）



ないようですので、これで議案第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号17番絹田和昭議員。

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）〔質問席〕**

では、議案第12号の「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ということの中で、これは平成24年から始まった第5期の介護事業の中でメインとなっております24時間の介護ができる体制づくりということが第5期のメインだったと思いますが、それに基づく基準を定めておられると思います。その中で、第2章の随時対応型訪問介護とそれから第3章の夜間対応型訪問介護、これがここに条例に定めてあります午後6時から午前8時までの介護サービスを実施すると、これに基づいて実施できるわけですが、ここに書いてあります夜間対応型と訪問介護型の中で、午後6時から午前8時までのサービスを実施をする事業者は区域を設定できるか。夜中に介護1件、2件を遠いところに行くというのはなかなか難しいんで、この事業者があらわれるということは非常に僕は難しいんじゃないかと。この美作市内でこの事業を展開するという事は非常に難しいと。そこで、この区域を設定して一番近くだけで、この旧美作町だけで区域を設定してできるんか、それともこれは登録制で登録申請した人がどこだろうとする、旧勝田町の東谷のほうの申請したら、その事業者がそれを引き受けられたらできるんか、そういうことをまず聞きたいと思います。

それから、もう一つは、その事業を展開するのはどうしても私思うのが経営が無理だと思いますので、その事業者に対しての財政支援を市がどのように考えておるか。もう財政支援は制度上できないんだったら、できないということなんです、そうするとなかなかこれはできないんじゃないかと思うんで。この訪問介護サービスがどのように展開できるのかということを知りたいと思います。

それから132条で、これは今度は宿泊を伴う24時間体制で介護する中で、132条の建物の中で、耐火物、耐火建築物及び準耐火建築物を132条の第1項で定めておりますけど、2項において、前項の規定にかかわらず、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的な知識を有する者の意見を聞いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災にかかわる利用者の安全が確保されていると認めるときは、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。1項で要するとして、2項では市長は、次に書いてありますスプリンクラーとかそういう設備とか天井の内装がより燃えないものとかというようなことはありますけど、これは一回火が出て、これを消火する、非耐火物については燃えないということで、一旦火が出て消す準備がしてあるのは、美作市長は認可した、もう認めたらそれは

よろしいというのは、ちょっと美作市が責任が大きくならへんかなという心配がありますので、そういう運用はどういうふうを考えておられるかということ。

それから、152条と180条、そこに書いておりますように、これも消火設備の中の180条の第1項の第5号に定めてあります、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることというのは、この解釈は事業者が消火設備はこれを万全を期しとるという解釈、事業者の判断でできるかということを知りたいと思います。これは非常にちょっと緩和されとると思いますので、180条と152条に定めてあります宿泊を伴う施設についてはそういう定めがありますので、その3点をお聞きしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（神吉 康之君）**

まず、第1点目の定期巡回、それから随時対応型の訪問介護、また夜間対応型の訪問介護に対する質問でございますが、これは今までは国の省令のほうでも定めてございました。これを地域主権一括法により介護保険法の改正がされて、地域密着型については市町村が許認可の権限を持つとということで、新たに条例を制定しなさいという観点から、今回提出させていただいております。

議員から御質問がありました、このいわゆる24時間対応につきましては、第5期の介護保険事業計画から新規の事業として新たなサービスでございます。御指摘のように、現在採算面また夜間、深夜の安全管理の面から市内には事業所がないということでございます。区域につきましては、一応市内の日常生活圏域、いわゆる中学校区を日常生活圏域ということを基準としておりますが、利用者宅まで30分の範囲でニーズに即応することを想定しておりますが、その範囲となるとサービス実施事業者の事業可能な範囲と考えられ、特に区域を指定することは今のところ考えておりません。

それから、この事業所の開設に当たり財政援助につきましては、中間地域等の在宅介護サービス強化事業として岡山県のほうが3年間、24から26年の3年間に対して県が補助をすると、これに市が2分の1補助するという制度がありますが、先ほど申し上げましたように市内でのサービス事業者の指定がない状況でございます。事業実施、この事業が推進するならば、そういうことも検討してまいりたいというように考えております。

次に、第132条の第1項の件でございますが、地域密着型特定施設の入所者生活介護に係る建物の基準のことに対する質問でございます。

いわゆる有料老人ホームで行う介護サービスということになるんですけども、地域密着型ということで29名以下の有料老人ホームがこれの対象になります。それで、これも今までの厚労省の省令そのままに条文化させていただいております。それで、心配されております、特に火災等の件でありましようけども、今でもこのほかのグループホームなんかあるわけですけども、275平米以上はスプリンクラーの設置が義務づけられておるわけですが、1カ月に5日以上、宿泊サービスを提供する事業所については、消防法の施行令が適用されており、防災クロス、カーテン等、それから誘導灯、消火器、火災報知機の設置義務があると。そういう中で、木造の平家建てについてもこういうような安全対策がきちっとされとるという場合には、許可するというものでございます。

先般、長崎市で高齢者の認知症対応のグループホームで火災があって、多くの死亡者が出たんですけども、これにつきましては1ユニット9人で275平米以下であったため、スプリンクラーの設置が義務づけられてなかったというものでございます。今国のほうももっと面積が少ないところについてもスプリンクラーを設置義務をするような形で今協議がなされとるというように聞いております。

それから、3点目の地域密着型介護老人福祉施設に係る設備基準についての御質問ですが、いわゆる小規模の特別養護老人ホーム、29人以下の特別養護老人ホームが対象になります。これについても消防法、その他の法令で規定された設備の確実な設置が求められており、事業者のみの判断ということにはならず、消防法で適正になっどうかの審査の上での許認可ということになります。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

詳しく部長から回答ありましたが、第1点目の夜間訪問の場合、事業者が今は申請がないということで、これは非常に難しいと思うんです。ちょっとこれ読んでみますと、家庭の方が都合によってその介護をしに行くと、そうした場合に夜中に1人で何時でも行かにかあいいんかということになったら非常に難しいんで、なかなか事業者があらわれないというのはわかると思います。それですから、財政支援を考えにかあいいんのかなあとと思うたりしてますけど、一つの方法としては僕はその小規模多機能型に併設して、そうしてそれを普及していくと。小規模多機能についても基準についてはやはり旧町村に1つぐらいする推進をしてもらいたいと思うんです。そうせんと、今は川上に平成24年からできとんですけど、そこに集中して、そこで夜間対応型のこともしてくださいということでしたら、梶並の東谷のほうまでも夜中にお願いしますというて、なかなか難しい。人員の配置もありますし、難しいんですけど、まずこれを普及しよう思いましたら、やはり小規模多機能が一番いいんじゃないかと思うんですけど、今現在土居とそれから川上と思うとんですけど、それをぜひこの市長権限、地域密着型ですから、市が強く推進して、これをできるだけ併設していくと。それで、特に夜中に行く施設事業者に対しては、やはり財政支援をぜひ考えていただきたいと思うんですけど、そこら辺は市長の考えをちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

それから、132条から152条につきましては、これは消防法に照らして適正に処理されていると。今部長が言いましたように、長崎県のグループホームの火災で、これは原因は加湿器だったんですけど、非常に死亡者が出たということで、非常に防火体制を強化されております。その中で、市の許認可を持つとる施設につきまして、ちょっと心配になりましたから聞きましたんで、この防火につきましての質問はよろしいですけど、この夜間対応型を普及する方法として、そういう併設によってすることが最も大切じゃないかと思うんですけど、そこら辺をちょっと市長、普及はどのようにしていくかということをお聞きしたいんですけど、そこら辺をちょっと市長、普及はどのようにしていくかということをお聞きしたいんですけど。

**議長（内海 健次君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（神吉 康之君）**

ちょっと解釈があれじゃと思うんですけども、地域密着型というんは、いわゆる市内の事業所で市民しか利用ができないというものでございます。それで、今ある訪問介護をやられとる事業所は、広域型、いわゆる美作市だけじゃなしに、隣の町の訪問介護もできるというもんで、小規模多機能の中にもそういう訪問介護があるんですけども、それとはまた別にこの定期巡回、臨時対応型とか夜間対応型の訪問介護事業所を立ち上げるというもんで、小規模多機能のともできんことはないんですけども、それだけというのではないというもんでございます。

**議長（内海 健次君）**

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

僕は勉強不足のともあるかと思えますけど、やはり地域密着型というのは、市が許認可を持つとるんで、そういう小規模多機能につきましては、そういうもんができれば、そういうスタッフが多い中で夜間訪問型の事業もやれるんじゃないかと思っていたんですけど、広域のものとそれから地域密着型をひっつけてするというのは無理な問題がありますけど、特にこの訪問介護の単独の事業者というのはなかなかあられんんじゃないか、あられる方法をぜひ考えていただきたいと思って、この条例を市民の方に普及させるためにはそういう財政支援も特に考えていただきたいと思ひまして、それがなかなか困難のようでありまして、ぜひお願いしましてこの質問を終わります。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第13号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第14号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号17番絹田和昭議員。

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）〔質問席〕**

では、議案第15号につきまして質問を行います。

第2条の美作市獣肉処理施設というこの名称ですが、この名称につきましてはたしか市民に募集をしていたと思うんですけど、募集の結果、この名称が使われることになったと思うんですけど、そのほかはどう

いう応募があったんか、決定の過程がわかりましたら、そのことを教えてもらいたいです。

それから、第5条の個体の搬入許可ということですけど、読んでみますと、施設の個体を搬入しようとする者（以下、搬入者という）は、搬入の際、市長の許可を受けなければならない、これはなかなか許認可を一々、イノシシ、鹿を持ってきて許認可をとるとするのは、私は必要なかなと思うんです。やっぱりここに書いておりますように、猟友会と協議してされとんですから、猟友会はもちろんのことですけど、わなの許可を得ている人を集めて研修をして、この研修をした人に登録書か許可書とかというものを出して、その許可書を持ってきた場合にはそのまま受け取るとせんと、許可をするということになってくると非常に難しい。土曜、日曜の扱いやこうどうなるかと思うんです。それで、余り難しいようなこの簡素化すべきじゃないかと思うんで、特に第5条につきましての解釈をどういうのかちょっと教えてもらいたいです。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、第2条の名称について、そして第5条の搬入許可並びに個体搬入時の手続の簡素化について、御説明を申し上げます。

この獣肉処理施設につきましては、これは美作市の名称でございまして、今募集しておりますのは愛称でございまして。この愛称を市民から募集いたしまして、親しみやすい、皆様に愛される、そしてこれからの美作市の一つのシンボルとして活躍できるような名前にしたいと、このような思いもありまして募集いたしました。65名といいますか、65通の方からの応募がありまして、これから審査をいたしまして、近々には市民の皆様に愛称の名前が決定したことをお知らせしたいと、このように考えております。

それから、第5条の搬入許可でございますけども、これは搬入手続事務の簡素化ということにつきましてあわせて説明をさせていただきますと、美作市の猟友会のメンバーで各駆除班に加入しておられる方は、施設で名前等の確認ができます。個体を持ち込まれる際には提出をしていただくと、このようなこととなります。

それから、捕獲者、捕獲場所なども記入した届け出書類に確認方法等も猟友会に周知を徹底して、これを必要として、尻尾と写真の今までの提供は不要と、このような形で簡素化をしたいと考えております。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

名称と愛称の違いはあるんですけど、そしたらこの愛称というのはどこに、この施設の建物に看板にどこかつけるんかつかないかということと、それから許可というのはそしたら別にこの条例で言う許可はその都度を出さないということによろしいんですな。もうその確認だけ。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

この愛称につきましては、看板かなにかをつけて入り口のところに明記したいと今は考えております。

〔発言の削除〕

議長（内海 健次君）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

〔発言の削除〕

議長（内海 健次君）

〔発言の削除〕

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、改めまして説明を申し上げます。

なお、先ほどの件でございますけれども、条例の第7条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるということになっております。まことに申しわけありませんが、その規則のほうをお渡ししておりません。この規則の内容を説明いたしますと、第3条に、個体を施設に搬入しようとする者は、別に定める個体受け入れ記録票に必要な事項を記入し、市長に提出しなければならないと、このようになっておまして、第2に、市長は個体が搬入されたときは、条例第5条の規定及び岡山県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインに合致しているかどうかを審査し、これを適当と認めた場合に限り受け入れをすることができるものとする、このようになっておりますのでよろしく願いいたします。

議長（内海 健次君）

ここで本城副議長が所用のため退席されます。

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

せっかくの機会です。それから、イノシシをとってきて、時間が2時間以内というようなことがありますので、スムーズに搬入して処理できるような体制づくり、条例等の運用を規則で具体的に定めておるんだったら、その規則のとおりにやっていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（内海 健次君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号17番絹田和昭議員の質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号6番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）〔質問席〕**

休業日についてお尋ねをいたします。

第3条第2項の第3号に、市長が特に認めた日というのがありますが、これは機械の修理とか点検とか、そういうことだけの設定なのか、あるいはオフシーズンというのが、私も獺のことは余りよくわからないんですが、オフシーズンというのがある、その期間も視野に入れた表現になっておるのかというのをお尋ねいたします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、岡崎議員の質問に答えさせていただきます。

市長が特に認めた日の件でございますけれども、これはお盆の8月13日から15日までの期間とか、それから通常の業務であっても、特別な日といいますのが、先ほど機械の点検等もありましょうし、それから個体の持ち込みがオフシーズンといいますか、ないときもあるかもしれません。そういうことも想定をいたしまして、獣肉の解体処理などの予約がないときに、職員の出勤を要さない日ということで想定をしております。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

先ほどお盆の話が出たんですが、お正月の休みはここに第2号に書いてあるんですが、お盆というのはここに書いてございませんが、これは休むときもあればやるときもあるというようなことでしょうか。そういうことで書いてないということでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

このお盆につきましては特に明記していないわけでございますけれども、初めて25年度から運営するわけです、どのような形で固体が入ってくるかということは全くわかりませんので、8月13日、お盆につきましてもあえてここには明記をしていないということでございます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

ちょっと私が気になっておりますのが、最初に年間何日ぐらいというのがあったと思うんですが、それが日にちがちょっと少なくなってくるとか、多くなることはないんですが、年間に大体これぐらいだろうかと、オフシーズンがあればこれぐらいの年間の稼働日数だろうなというのが大体わかりますでしょうか。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

現在の想定では230から240日程度を想定しております。

〔6番岡崎正裕君「はい、よろしいです」と呼ぶ〕



議長（内海 健次君）

続きまして、通告順番 3 番、議席番号14番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）〔質問席〕

第3条の施設の業務時間は午前8時から午後5時までとするとのことなんですが、猟友会の人に聞いたら、猟をするのは日の出から日の入りまでというようになってんじやけども、ほんならそれはどこで決めんならという言うたら、山陽新聞、今さっき見て市長も出とったんじやけど、どこら辺に書いとんじやろう言うたら、ここじやというて市長が言われようたけども、あそこを見たら出とるわけじやな。きょうのやつが、きょう何時じやったかな、きょうは6時36分から5時58分なんよ、17時58分。そうしたら、今言よるこれ、8時から5時までというて明記しとんじやけども、大体イノシシやこうが出てくるのは朝早う出たり、夕方出たりするわけで、餌を食べに。そじゃから、それを駆除するんだったら、持ってきたわ、あっこ鍵が閉まるとるわ、持っていなにゃあいけんわ、あそこへ投げとったらどがいもならんわというようなことだったら困ろう。そじゃから、どんなんかな、これ、受け入れするようなことになると、これ8時から5時までと書いとんのはちょっといかなもんかと思うんじやけども、御回答お願いします。

議長（内海 健次君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

この施設につきましては、獣肉の解体処理業務に当たる時間帯を示したものでございます。時間外、それから捕獲された個体の持ち込み等の希望がある場合には、可能な限り受け入れ態勢ができるようにしたいと考えております。

議長（内海 健次君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

ここの書いとんのは、ほじゃから部長、施設の業務時間というて書いとんで、業務時間というて。ほじゃから、受け入れは何時までしますよというてしとかなんだら、これよう頭に置いとかなんだら、置いとったわ、血抜きは恐らくして持ってくるんじやろうけども、それをあがいなとこへぼおんと投げとつても困るじやろうし、受け入れをどういような形の中でされるんか、あれほど品質管理のことをやかましゅう言われとんじやから、死んだものは受け入れませんよと、そこらで道でぼおんとはねられたり、死んどつたようなやつを持ってきても受け入れませんよと言うとるわけじやから。この辺の時間はきちっとしとかなにゃあいけんのじゃないかと思うんです。いかなもんか。

議長（内海 健次君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

岩江議員の言われるとおりでございますが、現在はもう今申し上げましたように、解体の作業時間が8時から5時までということでございまして、その搬入につきましては、当然そのあたりは十分に実際にこれから起動し出しましたら臨機応変に対応していきたいと思っております。

議長（内海 健次君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

臨機応変にという言よんじゃから、条例には関係ないんじゃけど、条例についてわしが言よるわけじゃけえ、質問しよるわけじゃから、臨機応変ということは今、先ほど前あったんでしょ。じゃから、このとこに何かちょっと1項加えたほうがえんじゃねんかな。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員のアドバイスをどういうふうに受けますか。

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

検討したいと思います。

〔14番岩江正行君「はい、終わります」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第15号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第16号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第17号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第18号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第19号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第20号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第20号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第21号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第22号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第22号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第23号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第23号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第24号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第24号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第25号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第25号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第26号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第26号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第27号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第27号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第28号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第29号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第29号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第30号「山の学校の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第30号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第31号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第31号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第32号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第32号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第33号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第33号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第34号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第34号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第35号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第35号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第36号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第36号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第37号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第37号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第38号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第39号の質疑を終了いたします。  
続きまして、議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。  
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第40号の質疑を終了いたします。  
ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時11分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。  
続きまして、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、質疑を行います。  
それでは、発言通告順に発言を許可します。  
通告順番1番、議席番号6番岡崎正裕議員。  
岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**〔質問席〕

高額な補正がありまして、ちょっと気になったものですから質問をさせていただきます。  
31ページの工事請負費、これが1億6,000万円ほどの減額になっております。これは何でしょうかということと、次のページの公共下水道費の中のその他下水道経費補助金2億円ほどですか、の説明をお願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

建設部長。

**建設部長（春名 修治君）**

それでは、31ページの工事請負費1億6,006万1,000円の内訳ですが、国庫補助事業7路線8,113万1,000円と起債事業5路線7,543万円、単独事業350万円で1億6,006万1,000円となります。理由といたしましては、国庫補助の予算が割り当てがつかなかったという理由が1点、それから工法の見直し、それから入札による問題、それから用地の難航によるということで1億6,000万円の減額となっております。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**

それでは、32ページの款8、項5、目1、節19の2億3,911万円追加の負担金補助及び交付金について御説明申し上げます。

これは下水道事業会計におきましては、下水道事業の普及率が高いということがございまして、平成23年度末で約290億円の起債がございます。毎年度20億円を超える元利償還をしておりますが、地方交付税により元利償還金の約45%が算入されておりますが、基準内の繰り出しのみでは経営が成り立たないという状況が続いております。美作市の今後の財政運営にも大きな影響があるということで危惧いたしておりますし、早急な経営改善の検討が求められているところでございます。

平成24年度補正後の農林水産業費、土木費、合わせた繰出金は23億8,370万円で、このうち約9億1,200万円が基準外の赤字補填の繰出金となります。平成22年度から当初予算では農林水産業費、土木費、合わせて21億円で予算編成をしておりました。しかし、下水道事業会計は平成20年度から毎年1億2,000万円から1億5,000万円の基金取り崩しが続いております。合併当時13億円以上ありました基金は、現在平成23年度末で6億3,300万円に減少しております。一般会計で赤字補填をしない場合は基金を取り崩しての決算となり、基金残高も減少し、今後の予算編成に支障が出るおそれがありますので、今回の補正で現金収支の赤字見込み額全額を繰り出すことといたしました。なお、不用額等につきましては、剰余金は翌年度で精算したいと考えております。

以上でございます。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

今、入札の問題、それから用地買収という話が出たんですが、もうちょっと詳しくお願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

建設部長。

**建設部長（春名 修治君）**

先ほど申し上げましたように、国庫補助事業は7路線で川北田渕、西谷小房線、平福山外野線、畑沖位田線と久賀長谷内、壬生滝、田原吉田というのがあります。これにつきましては入札によって入札残かなり出た関係上、路線に振りかえております。その関係で入札の結果によるものという説明をさせていただきました。

それから、用地の問題につきましては、合併特例債で行っております道路改良で、用地がなかなか難しいということで工事ができなかったということで工事請負費を減額させていただいております。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6 番（岡崎 正裕君）**

よろしい。

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番 1 番、議席番号 6 番岡崎正裕議員の質問が終了いたしました。

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 14 番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

**14 番（岩江 正行君）〔質問席〕**

6 番議員の説明でよくわかりましたので、結構でございます。取り下げます。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第 41 号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第 42 号「平成 24 年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第 42 号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第 43 号「平成 24 年度美作市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第 43 号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第 44 号「平成 24 年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第 44 号の質疑を終了いたします。



続きまして、議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第45号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第46号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第47号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第48号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第49号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第50号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第51号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第52号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号14番岩江正行議員の発言を許可します。

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）〔質問席〕**

議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、質問させていただきます。

歳入が事業収入が5,534万3,000円、ほいで一般会計からの繰り入れしとんが3,593万1,000円、その上にまた今回、373万1,000円という補正が出とんですが、これについての内容。ちょっとこれ多過ぎる、一般会計からだけでも、これ何ぼうになるんかな、5,534万3,000円から3,593万1,000円と373万1,000円を足したら、これ何ぼうになるんかな、何%になるんかな。事業収入に近いようなお金を繰り入れしようわけじゃけど、とりあえずまだ今回の373万1,000円という、こいつについての中身をちょっと教えてください。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、愛の村パークの事業収入の5,534万3,000円と一般会計繰入金金の3,593万1,000円で、今回が373万1,000円の繰入金金の件でございますけども、事業収入でございますが、24年度につきましては5,534万3,000円でございます、その内訳でございます。当初予算につきましては、宿泊料が452万3,000円、それから食事が2,140万円、売店収入が1,750万円、温泉等の使用料が1,178万円等でございます、それを予算計上しておりましたが、今回の決算見込みによりまして、歳入総額が4,527万4,000円というふうになる見込みでございます。1,006万9,000円を更正減額する次第でございます。

次に、一般会計の繰入金373万1,000円の追加補正でございますけども、これを補正いたしまして、総額が3,593万1,000円となりまして、その補正予算の内訳でございますけども、そのうち主な収入が宿泊料が52万7,000円、それから食料が137万7,000円、売店収入が469万8,000円、温泉使用料等が319万7,000円、それぞれ更正減額をいたしております。

そしてそれから、歳出につきましては、賃金等の見直しによる人件費が291万8,000円、食事の賄い材料費が364万2,000円等、それぞれ更正減額をしております、歳入総額が4,566万5,000円、歳出総額が8,159万6,000円となる決算見込みでございます、繰入金の総額が3,593万1,000円となることから、今回373万1,000円の補正をお願いするものでございます。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

とりあえず赤字が出たというこっちゃろう。なぜこういうなもんが出るんかということを知りたいから、数字のからくりばあ言うたっていけんのか。原因は何ならということを知りたいわけじゃから、なぜこういう赤字が出るんらと。お客は来よんか来よらんのか。それとも、売り上げがもう少し食事やこう高うしてもえんじゃけども、安うしょうるからとかなんとか、何か理由があるはずなんよ。その辺のところがわかったら、簡単でいいですから教えてください。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

今回の補正予算の歳入のほうにも明記しておりますけども、やはりレストランの食料の売り上げのほう当初予算よりも少なかったということ、それから売店の収入も大きく当初の予定よりも下がっていると、この2点が大きな原因だと思っております。

それともう一点は、温泉のほうもやはりシーズンには、例えば4月から9月ごろまではある程度来られるわけでございますけども、それ以降が大幅に減少すると、この傾向がありまして、これを25年度には何とか対応しないと同じようなことを繰り返すんじゃないかと、このように思っております。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

とりあえずこれ払わにゃあいけんわけじゃから、じゃから来年度に新年度に向けては、もうこういうような、余りいい数字を見過ぎとるけん、こういう赤字が出るわけじゃけえ。事業収入がたくさんあったんじや、レストランがもっと売り上げがええというような見込みにするから、今もう景気が悪いときじゃから、よう抑えた形の中でせなんだら、余計また出ると。そういうことで、来年度は十分頑張ってください。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第53号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第54号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第55号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号6番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**〔質問席〕

2点、お尋ねをいたします。

まずは、97ページの商工業振興費ですが、これが前年に比べて大幅に減になっております。これは骨格予算というふうなことを考えられてやっておられるのか。例えば例を挙げてみますと、商工会の助成金が2,000万円から500万円、それから地域振興活性化事業補助金が、これは大体同じなんです、そのほかにたばこ小売組合助成金がございます。それから、美作市商店街活性化事業補助金というのもございます。それから、商工会活性化イベント補助金、これもありません。それから、次の美作市自慢の一品づくり、これはことはやらないんでしょうから、それは結構なんです、そういった関係で、その次の商業振興対策事業補助金、これもありませんので、どういうことでこういうふうになっておるのかという説明をお願いいたします。

それからもう一つは、102ページの大芦高原国際交流村管理費ですが、大幅にこれが減っておりまして、その関係でどういうふうになっておるのか、そこの中で工事請負費というのがふえておるんですが、これはどういう予定になっておるのか、残念ながら廃止というのがさやかれる中で、この投資というのがどういう効果を生んでいくのかということをお尋ねいたします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

それでは、まず商工費の中の商工振興費で負担金補助及び交付金の1,277万5,000円で、商工会助成金、それから地域振興活性化事業補助金、空き店舗対策補助金までについて御説明を申し上げますが、これは先ほど議員言われましたように今回は骨格予算でございます。3カ月間の予算を計上させていただいております。商工会の助成につきましては、年間2,000万円ということになっておりますけれども、今回は500万円と

いうことに計上させていただいております。それから、地域活性化事業補助金の75万5,000円につきましては、例年どおりでございます、カタクリの里の保存事業8万5,000円、それから河会ホテル祭りの事業が17万円、三星山活性化事業が50万円、こういう内容でございます。

そしてもう一点、空き店舗対策でございますけれども、これは702万円を計上させていただいております、1店舗につき、補助金200万円の3件分が600万円、それから家賃の補助といたしまして、既存の分と新規の分を合わせまして6件分の102万円ということで、合計で702万円を計上させていただいております。

それから次に、今抜けておりますものは、この6月でまた改めて予算計上をさせていただこうと思っております。

それから、大芦高原国際交流村の経費でございます5,055万6,000円でございますが、この予算につきましても議員は御存じだと思います、12月にちょっと説明をさせていただきましたが、4月から6月までの3カ月間にわたりましてリニューアル工事を行います。これが3,500万円を計上させていただいております。その期間中、休むわけでございますので、賃金、需用費、委託料等最低限度の経費を今回計上させていただいていると、このような内容になっております。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

2回目ですが、ちょっと答弁漏れがあったと思うんですが、3,500万円の工事費というのが出ておるんですが、これは閉鎖云々という話がささやかれておるんですが、その中でどういうふうなことに使われるのか、その費用対効果の中で、これはもうあとわずかなといえば言葉が悪いんですけども、その中でうまく費用対効果が出るのか、その内容について3,500万円の内容について、再度お願いいたします。

**議長（内海 健次君）**

田園観光部長。

**田園観光部長（江見 幸治君）**

お風呂の天井等が大変傷んでおります、その修繕、それから今現在レストラン等があるわけでございます、それから大広間等もあるわけでございますけれども、そこをリニューアルいたしまして、よりお客さんに楽しんでもらえるような利便性を持った内容として生まれ変わると、改修をするようにしております。

それから、これ今後、今条例にも出してございますけれども、株式会社のほうに移行するということもありまして、そのために少しでもその活性化といいますか、利用者をふやすために投資をするというふうなことになると思います。

〔6番岡崎正裕君「はい、結構です」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

以上をもちまして通告順番1番、議席番号6番岡崎正裕議員の質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号14番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）〔質問席〕**

25年度の一般会計予算の49ページ、美作国1300年記念事業負担金について1,280万円、このことについて投資効果、どのぐらい見込んでんじやろうかということ、見込んでなかったら見込んでないという言うたらよろしいんではないかと、それから2、3は取り下げます。

それから、4番目についてですが、きのう帰ったら、漁業組合のほうからまた賦課金を1万円か7,000円

だった、何ぼうか知らん、請求書が来ておりました。ほいで、94ページでカワウ対策委託料ということで20万円予算計上しとんじゃが、これで万全なんじゃろうか。今言ようこの吉野川水系のアユが、カワウがほんまに飛行機が編制組んだような形になって……

〔「群れじゃ」と呼ぶ者あり〕

何でもええ、黙っとけ。魚を、一遍潜ったら何匹もばばっと食うて上がるらしいです。じゃから、この吉野川よりか、うちの川上川まではえじゃこまで今度は少のうなととる。この原因は何ならというて言うたら、カワウじゃないかというて皆が言よんじゃけれども、これについての対策、この20万円で万全なんか、万全じゃないのか、それとも申しわけにつけたんか、どがいしょう思うんか、この20万円で、その中身をちよっと教えてください。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**

それでは、49ページの款2、項1、目6の負担金補助及び交付金の1,280万円についての投資効果でございますけれども、現在のところ、事業につきましてはほぼ確定いたしております。事業総額が10市町村分の事業が8,420万円となっております。これがある程度決まりましたので、当市でつくっております産業連関表等によりまして投資効果を今後出していききたいと思います。

以上でございます。

〔14番岩江正行君「何じゃあ、ちょっとはつきり言わにゃあいけん」と呼ぶ〕

**議長（内海 健次君）**

副市長。

**副市長（皆木 照夫君）**

カワウ対策のほうなんですけれども、20万円ということで、これ十分なんかということで、決して十分とも思っていないんですけれども、実は24年度から問題がずっとあった分ですけれども、漁業協同組合との話の中で、まず20万円でやってみていただきたいと。その結果によって、多分この1年間の結果が報告されると思いますので、委託料でございますので、それによって次の対策を考えたいということで、当初予算、骨格でございますので、その結果を見ての動きになるだろうとは思いますが、やはり岩江議員言われますように、漁業のほうも本当にアユがとれないとか、放すんですけれども、とれないという報告もあります。市のほうもほとんどなかなかできなだんで、去年の漁業協同組合との話の中でやりましたので、まずその金額をここで一応組ませていただいております。結果を見てまた動きがあるかもしれません。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

企画部長、ちょっとわからんのじゃ、言ようことが。その10市町村でこうこうでなっておりますというようなことじゃなしに、美作市が1,280万円出すんじゃが、投資効果はどのくらい見込んでんのかと。見込まず、そんなことは計算しとらんなんじゃと、とりあえず今10市町村でこんだけじゃという割合が来とるから、こんだけ計上しとるだけだというような答弁なんか、そこのところをはっきりしてくれんなら、そうじゃろう。

それと、今言よう副市長の言ようことでわかりました。とりあえずカワウについてほんまにうちの下の杉ノ宮の井堰の下の辺やこうでもようアユがつきょうたんじゃけども、岩の上へじっと待ちようわけじ

やけえ、アユが来るのを。そういうことでよろしくをお願いします。

1 番についてのちょっと回答。

**議長（内海 健次君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（大寺 剛寅君）**

現在のところ、投資効果については計算しておりませんが、先ほど申しましたように、今年度で上がります産業連関表、美作市の独自のものができますので、それに現在確定しましたいろんな事業の事業費と事業の内容を当てはめまして投資効果を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

1300年記念事業ということで、うちだけじゃなしにこの美作国が10カ市町村で大イベントを組んでいきようやつじゃから、少しでもまたこの美作の地の中でも湯郷温泉、宮本武蔵、この辺を中心に全国にアピールできるように頑張っていたきたいと、かように思ひます。

終わります。

**議長（内海 健次君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第56号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第57号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第59号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第60号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第61号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第62号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第67号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**

下水道事業会計ですが、公営企業ですので暫定予算というわけにはいかない予算だというふうに思いま

す。そこで、お尋ねをいたします。

第2条の関係にかかわりましてですけれども、業務の予定量との関係で、質問は1人当たりの使用料の比率の問題でお尋ねをしたいというふうに思います。

その内容につきましては、公共下水道におきましては39ページの款1、項1、目1、款項目みんな1なのですが、これのうち公共下水道では2,976万2,000円が基本料金で、超過料金が1億1,523万8,000円となっています。それから、特定環境保全公共下水道事業におきましては40ページですが、款2、項1、目1の関係ですが、基本料金が5,743万7,000円、超過料金が1億4,056万3,000円となっています。それから、農業集落排水のほうでは41ページですが、基本料金が1,760万6,000円、超過料金が3,279万4,000円、それから小規模集合排水処理事業ですけれども、これにおきましては42ページですが、款が4ですけれども、基本料金が53万8,000円、超過料金が72万2,000円、次に個別排水処理事業ですけれども、基本料金が264万8,000円、超過料金が371万2,000円、次に生活排水ですけれども、基本料金の分が166万4,000円、超過料金が263万6,000円となっています。

このことで、1ページの水洗化人口、年間排水処理量との関係で、これを1人当たりの使用料に直してみますと、年間で公共下水道では2万3,693円、特環においては1万3,580円、農集においては1万2,017円、小規模集合においては1万1,667円、個別排水処理事業においては1万1,138円、生活排水処理事業においては1万513円という形になっています。これは年間料金です。

そこで、公共下水道事業を1人当たりの使用料を1と見た場合に、特定環境保全公共下水道事業においては57%、農業集落排水事業においては51%、小規模集合排水処理事業においては49%、個別排水処理事業においては47%、生活排水処理事業においては44%ということで、全体平均してみますと、公共下水道事業を1とした場合に、公共下水道も入れて平均を出しますと、66%という数字になってまいります。

そこで、なぜこういうことになってくるのか。特環等から生活排水処理事業までの間は57%から44%という説明をしましたが、このあたりは77%ですから、1.3倍程度の差が出てきますけれども、こちら辺の内容についてどうなっているのかお尋ねをいたします。

**議長（内海 健次君）**

上下水道部長。

**上下水道部長（中尾 友保君）**

新免議員の御質問の予定水洗化人口と下水道使用料収入の関係でございますが、1ページの第2条の業務予定量に示しております事業ごとの水洗化人口と、39ページ以降に示しております事業ごとの下水道使用料予定額につきまして、これにつきましてはちょっと新免議員のお尋ねと違う算出になるんですが、1人1日当たりの使用料収入額を算出いたしますと、公共下水道事業では64.9円、特定環境保全公共下水道事業では37.2円、農業集落排水事業では32.9円、小規模集合排水処理事業では32円、個別排水処理事業では30.5円、生活排水処理事業では28.8円となっております。公共下水道事業が突出して高い値で、次に特環、あとの農集以下4事業は若干の差はあるものの、30円前後という結果となっております。

このように一律ではなく、各事業で差異が生じているのは、大きく2つの理由があるからです。

1つは、各事業エリアで地理的、経済的条件に違いがあることです。公共下水道エリアは、湯郷、入田、林野、明見、豊国原、北山、楯原を中心にした地域で、いわゆる商店、旅館、温泉、工場などの営業用水の比率が高く、事業計画書でも定住人口を基礎とした生活污水量に対する営業用の汚水量の比率を60%と設定しております。また、特環事業エリアは、勝田、大原、西南、粟井、江見、土居、吉野、英田処理区で、公共ほどではありませんが、地域内には商店、学校、工場などがあります。営業用水率は60%に対しまして

15から30%で設定をしております。農集、小規模集合排水、個別排水、生活排水事業は対象となる地域には、商店、学校などが散在しており、一般排水の営業用水は低い状況であります。

もう一つの理由は、使用料単価が各旧町村間で違いがあることです。旧大原、東栗倉、作東では基本料金6トンまでが945円、超過料金が1トン当たり136.5円、旧美作、旧勝田では基本料金6トンまでが882円、超過料金1トン当たり136.5円、旧英田では基本料金6トンまでが882円、超過料金1トン当たり105円となっている、こういう算出根拠から成っております。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

新免議員。

**18番（新免 昌和君）**

答弁は基本的には、対象の事業ごとに使用人数の形態が違う、特に公共下水道の水洗化人口においては流動人口が加味されているので、こういう結果になっているという内容の答弁であったというふうに思います。

ただ、あと問題なのは、先ほど少し触れましたけれども、そういう公共下水道事業を外した場合にでも市民の1人当たりの使用料で70%、仮に特定環境保全事業はこの中では先ほど公共下水道に対しては57%と言いましたけれども、生活排水処理事業では44%という形で約77%の差が出ていると。特環を1にした場合には生活排水処理事業は77%という低い使用料金になるということで、このあたりに対して1つは地域ごとに料金体系が違うことも影響しているということの答弁であったというふうに思うんですけども、ここらあたりについて、市民の負担感について余りこれ大きな問題にはなっておりませんが、このあたりについてどのように対応していくのかということも配慮が必要になってくると思うんです。そのあたりについての予算編成上の考え方も含めた御答弁をいただけたらと思います。

**議長（内海 健次君）**

市長。

**市長（安東 美孝君）**

上下水道料金、ここでは下水道使用料金ということで新免議員からの御質問でございますが、いずれ下水道料金にかかわらず、公共料金そのものの統一ということは、これは合併以来の大きな課題というふうになっております。市民の立場から申し上げますと、どういった事業で下水道ができて上がるか、例えば水道事業でもそうなんです、どういった事業を適用してサービスを受けれるかというのは、市民では余り決めれる分野ではございません。行政の都合でこの事業を適用しようという部分が多々あります。必ずしも田舎のほうに公共下水道が適用できないからという部分もありますが、下水道で限って言いますと、やはり目的は環境整備という大きな目的があります。そういった目標の中で市民に地域によって事業によって、料金に格差があるということについては、大変あってはならないというふうに思っております。それが合併以来の課題の中でなかなか統一がし切れてないという部分でございます。今後、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、料金の統一を図っていかねばならない、料金の統一に取り組んでいかねばならないというふうに思っております。

少しそれますが、新免議員は先日の一般質問の締めくくりの中で、今期を持って8期32年の議員活動を終止符を打つというふうにお聞きをしました。少しそれて申しわけありません、私にとりましては旧美作町時代からきょうまでの全てが一緒であったと、とりわけ思いも深いものがあります。常に市民生活、今回の御質問もそうですが、市民生活への軸足を置かれて議会活動が多く、とりわけ合併後の新しい美作市の福祉の

分野には私ども執行部がいやと、ノーと言えない質問が確実な実績を残されてきております。議会運営に当たりましても、常に良識のかなめでありまして、議会と執行部がしっかりと歯車がかみ合う活躍をしていただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。今回、私と同じように体調不良ということで引退されるとお聞きしております。本来ならばもっともっと現役で活躍をしていただきたいというふうに思いますが、これもやむを得ないものだろうというふうに思います。きょうまでの御活躍に敬意と感謝を申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

議長（内海 健次君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

どうもありがとうございます。身に余るお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。筋が外れておりますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。

以上。

議長（内海 健次君）

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び予算審査特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

## 日程第2 請願・陳情について

請願第1号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」

請願第2号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願」

議長（内海 健次君）

日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程をいたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第1号、請願第2号につきましては、紹介議員からの請願の紹介をお願いをいたします。

新免議員。

**18番（新免 昌和君）〔登壇〕**

本来なら本城議員が紹介をするということになっておりましたが、都合によりまして本城議員が退室をしておられますので、私がかかわって紹介をさせていただきます。

2011年6月17日、厚労省は、看護師等の雇用の質の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書をまとめました。そして、厚労省の医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で通知、「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について」を各都道府県知事、各県労働局長、日本看護協会、日本医師会など関係団体に発出しております。看護師等の雇用の質の向上のための取り組みを推進しますということで、職場づくり、人づくり、ネットワークづくりのための5局長の連名の通知ですけれども、昨年6月に閣議決定された新成長戦略では、医療、介護、健康関連産業は、日本の成長牽引産業として位置づけられ、質の高い医療、介護サービスを安定的に提供できる体制を整備するとしています。しかしながら、看護師等は厳しい勤務環境に置かれている方も多く、特にその多くが夜勤を含む交代制を伴う勤務を行っている病院勤務の看護師等について、雇用の質の向上が喫緊の課題となっているということで、多くの提言がされました。その実現がなかなか前に行っていないという現状があるために今回の請願になっております。

さらに詳しい説明が行いたいところではありますが、時間の関係等もございますので、ただいまの説明の内容を御理解いただきまして、ぜひとも採択をしていただきますように、「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」をぜひとも採択をしていただきますように御理解を求めまして、紹介とさせていただきます。

引き続き、「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願」について、御紹介をさせていただきます。

介護職員処遇については、深刻な人手不足、介護の担い手が大幅に減っております。介護職員の不足は、深刻化の一途をたどっております。東京の社会福祉協議会の調査では、全事業所の60%、特養では90%が5年前に比べて確保が困難になったと回答しています。ある施設では、2年以上、ヘルパーパート職員を募集しても応募がないという状態が続いていると言われております。地域全体としてヘルパーの確保が厳しくなっているため、利用者に必要な訪問介護サービスの提供が困難となり、在宅生活に支障を来した利用者も出てきていると言われております。

新聞折り込みの求人欄での介護職員、ヘルパーの募集が目立っております。介護労働安定センターの調査では、介護職員の離職率が20.3%、全産業平均は17.5%です。離職者の平均勤続年数も1年未満が42.5%、平均賃金は21万3,800円で、全産業の一般労働者よりも11万7,000円低いという結果が報告されております。ここ数年、多くの介護福祉士の養成施設で定員割れが生じており、卒業後、介護分野を選択しない学生がふえています。こうした背景に現状の厳しい賃金労働条件があります。このままでは介護の担い手が減り続け、制度そのものを維持することができなくなる事態が生じかねませんということが、専門家や関係者から心配をされているところであります。

こういう環境の中、ぜひとも今回の請願の趣旨を御理解いただきまして、介護職員の待遇改善に引き続き国の制度の充當が続けられますように意見書を採択していただけたらというふうに思います。

以上で紹介を終わります。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は3月18日午前10時からです。

なお、この後、予算審査特別委員会を開催いたしますので、議員控室に御集合ください。

御苦労さまでした。

午後0時12分 散会

平成25年3月18日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成25年第1回美作市議会 3月定例会)

平成25年 3月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 議案第2号～議案第71号、請願第1号、請願第2号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 発議第4号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第5号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について

追加日程第3 議案第72号 平成24年度美作市一般会計補正予算(第9号)

2. 出席議員は次のとおりである(21名)

1番	山 本 雅 彦	2番	則 本 陽 介
3番	萬 代 師 一	4番	山 本 重 行
5番	尾 高 誉 久	6番	岡 崎 正 裕
7番	西 元 進 一	9番	安 東 章 治
10番	橋 本 健 二	11番	向 原 伸 一
12番	鈴 木 悦 子	13番	粟 井 基 雄
14番	岩 江 正 行	15番	小 淵 繁 之
16番	万 殿 紘 行	17番	絹 田 和 昭
18番	新 免 昌 和	19番	日 笠 一 成
20番	福 島 協	21番	本 城 宏 道
22番	内 海 健 次		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長	安 東 美 孝	副 市 長	皆 木 照 夫
教 育 長	内 海 壽 志	政 策 審 議 監	岩 崎 清 治
総 務 部 長	中 西 祐 司	危 機 管 理 監	小 林 昭 文
企 画 振 興 部 長	大 寺 剛 寅	市 民 部 長	平 尾 孝 之
税 務 部 長	西 浦 豊 照	保 健 福 祉 部 長	神 吉 康 之
建 設 部 長	春 名 修 治	田 園 観 光 部 長	江 見 幸 治
上 下 水 道 部 長	中 尾 友 保	教 育 次 長	福 原 覚
消 防 長	森 正 彦	会 計 管 理 者	谷 和 彦
外-内-建設担当部長	石 田 薫	企 画 振 興 部 財 政 課 長	遠 藤 宏 一
会 計 課 長	安 東 弘 子	教 育 委 員 会 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	水 島 恒 治
農 業 委 員 会 事 務 局 長	篠 山 暢 人		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議 会 事 務 局 長	欽 先 耕 二
課 長	内 藤 淳 子
主 任	谷 口 宏 枝



議長（内海 健次君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただくようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

2月26日に引き続き会議を開きます。

全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 議案第2号～議案第71号、請願第1号、請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（内海 健次君）

日程第1、「議案第2号～議案第71号、請願第1号、請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、2月26日に各常任委員会及び予算審査特別委員会に付託しております。

いずれも各委員会及び特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長及び予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、総務委員長報告を求めます。

総務委員長。

12番（鈴木 悦子君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、これより総務委員会委員長報告をいたします。

去る2月27日午前9時より、市役所4階議員控室において、議長、委員全員出席、執行部より市長、副市長、政策審議監を初め担当部課長以下関係職員出席のもと、総務委員会を開催しました。

本会議において当委員会に付託されました議案は16件であります。慎重に審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず、議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、特に質疑はありませんでした。

議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、栄町吉ヶ原線は廃止予定と聞いていたが、今後どうなるのかとの質疑では、林野高校の利用者があることから存続の要望があり、今回は廃止しないとの説明でありました。委員から、存続するのであれば、経費の負担について十分検討するよう申し入れを行いました。また、廃止する場合には、美作地域の循環路線を見直したいとの説明であり、ほかに質疑はありませんでした。

議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、特に質疑はありませんでした。

議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

について」、特に質疑はありませんでした。

議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」は、条例を制定するに至った背景はどの質疑では、私債権については5年の時効期間が過ぎても時効の援用がなされない限り債権が残ってしまう状況にあり、本人死亡等により債権を放置するという不適切な実態を解消するためとの説明でありました。委員から、回収より整理したいということかとの質疑では、整理とともに今まで以上に法令にのっとり徴収を強化するためのものであるとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」は、福山生活改善センター、福山診療所が老朽化のため、あわせて改築するものとのことであるが、災害復旧事業としての位置づけはどうなっているのかとの質疑では、福山診療所については河川改修が予定されており、立ち退きの可能性がある。その際は補償費の対象となるとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、企画振興部関係では、下水道事業への繰出金をなぜ3月のこの時期の補正になるのか、また下水道事業の経営状況等の把握はしているのかとの質疑では、下水道事業は300億円近い起債残高がある。ピークは過ぎたが、交付税算入以外の部分の償還が減らない状況が続いている。下水道の基金残高は6億円程度に減っている。財政部署と担当部署は当初から3億円程度の不足を把握しており、合理化、健全化について協議してきたが、ここで基金を取り崩さないよう補助金を追加することとし、下水道事業の安定経営のためにこのような方法にしたとの回答でありました。

次に、過疎債のソフト事業分について、一般財源に余裕があると思われる中、なぜ借りるのかとの質疑では、ハード事業には後年度負担があつてしかるべきだが、ソフト事業は単年度で消費してしまう。国に財源があれば補助金で交付されるのであろうが、財源不足のため起債で手当てされている。事業仕分けでソフト分の発行はいかかといった意見もあつたが、過疎債は元利償還金の70%が補填される。今回の補正では、減債基金への積み立ての追加や下水道会計への繰り出しで基金の取り崩しを防ぐ財源となっている。一般会計を含めた全会計の将来を見越した上で、いかに有利に動くかとの判断をし、行っているとの回答でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、市民部関係では、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金について、今後も一般会計に繰り入れを行うのかとの質疑では、前年度までは繰越金を長期償還のため住宅新築資金等貸付事業基金に積み立てを行っていたが、基金残高が今後償還すべき金額を超える状況となったため、今年度から一般会計に繰り入れをすることとしたとの説明でありました。

次に、公害対策費の自動車騒音常時監視事業には、新クリーンセンターの関係もあり、国道429号線は対象となっているのかとの質疑では、路線名と測定地点は岡山県の指示により設定をしており、国道179号線、朽木、373号線、古町、374号線、福本、県道美作奈義線、豊国原、作東大原線、下庄町、畑沖勝間田線、湯郷の6路線が対象であり、国道429号線は対象となっていないとの説明でありました。

次に、クリーンセンター建設室関係では、委託料の減額についての質疑では、焼却施設のプロポーザル事務もあり、職員の事務負担を軽減するため、造成工事や文化財保護工事の施工監理業務を民間コンサルタントに委託を予定していたが、文化財保護工事の内容は砂による埋立工事であったため、経費削減のため、職員対応としたための減であるとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、人間ドックの取り組みについての質疑では、今年度は120人が受診され、昨年度より13名の増となっている。取り組みとしては告知放送、街角でのPR、ポスターの掲示、愛育委員さんや特定健診受診勧奨事業による看護師の

臨戸訪問等を通じて勧誘を行った。人間ドックの受け入れ医療機関としては市内の医療機関を対象としており、大原病院、作東診療所、田尻病院に限られていることも目標に届きにくい原因となっているとの説明がありました。ほかに質疑はありませんでした。

議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、特に質疑はありませんでした。

議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」についてですが、質疑では、繰越金の処理方法について一定の方向性を持って処理すべきであるとの意見があり、質疑としては特にありませんでした。

議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑はありませんでした。

議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、特に質疑はありませんでした。

議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、質疑では、債権管理に関する条例が制定される見込みであり、この事業における債権を明確にしておかなければならないと考えるが、どのように管理をしているのかとの質疑では、現在償還中の方が250名で、そのうち長期滞納者が130名となっている。貸付金の残高は24年度以降、償還を必要とする金額は6,400万円で、23年度末の滞納額は4億4,595万3,000円となっているとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、質疑はありませんでした。

以上が総務委員会に付託された議案の審査内容であり、1件ごとの討論、採決の結果、議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、討論があり、賛成討論として、美作バスの栄町吉ヶ原線路線は、美作市民や美咲町の利用もあるので、経費負担を明確にすることを前提とし賛成するとの意見がありました。反対討論はなく、全員賛成で原案のとおり承認されました。

議案第2号から議案第6号及び議案第40号から議案第41号、議案第42号、議案第45号から議案第47号、議案第52号、議案第60号から議案第62号並びに議案第67号は、全て全員賛成で可決しました。

以上、総務委員会委員長報告といたします。どうぞ御審議、御承認方、よろしく願います。

報告は以上でございます。ありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

#### 1番（山本 雅彦君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、文教厚生委員会の報告をいたします。

去る3月5日午前9時より、市役所4階議員控室において文教厚生委員会を開催いたしました。委員は3名の委員が少しくれての出席でありました。執行部からは市長、副市長、教育長、次長、保健福祉部長、各担当課長以下の出席でございました。

傍聴者はありませんでした。

委員会に付託された議案について審査をいたしましたので、御報告をいたします。

まず、教育委員会関係から審議を行うこととし、順次説明を受けました。

まず、議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」は、このたびの改正は平成25年4月から勝田の梶並幼稚園、また平成23年度から休園となっている作東の粟井幼稚園の2園の休園に伴い、勝田ひまわり園、江見保育園内に幼稚園部を設け、午前中、保育園部と合同で幼稚園教育を行う短時間保育での受け入れを可能とし、幼稚園への入園を希望される方へ対応するもので、現在幼稚園は湯郷の美作幼稚園、美作北幼稚園、英田幼稚園の3園あり、これに勝田幼稚園と江見幼稚園の2園を追加するものである。また、本年4月からの入園の希望者は、勝田ひまわり園幼稚園部へ4名、江見保育園につきましては現在のところ、希望者はないとの説明でありました。

質疑に入り、委員から、勝田ひまわり園へ入園する予定の4名の通学はどのようにするのか、保護者が送迎するのかとの質疑があり、勝田ひまわり園幼稚園部への入園される4名の通園はスクールバスを予定している。また、スクールバスの送迎には勝田ひまわり園の職員が添乗の上、送迎に当たることになっているとの説明でありました。その他には特に質疑はなく、議案第7号の質疑を終了しました。

次に、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について審議に入り、教育次長より、このたびの補正の主な内容としては、教育委員会関係予算全体で5,245万7,000円の減額補正であり、補正後の予算額は19億5,364万7,000円となっているとの説明がありました。

引き続き、まず教育総務課より説明があり、補正予算の主な内容としては人件費の確定に伴う減額と、保育園の耐震診断委託料432万円の減額が主なものであるとの説明でありました。質疑に入り、委員から、保育園の耐震補強について、大原保育園で補強の必要があるとの結果が出たということだが、どういう方向でどのように考えられるのかとの質疑があり、当初、3園の耐震を予定していたが、診断は1園、大原保育園だけを実施した。これはあとの2園についても建築年度がほぼ同時期であるということもあり、1園のみ診断を行った。耐震診断の結果は、補強の必要があると出た。大原保育園と大吉保育園については、両施設ともに耐震補強の必要はあると考えております。しかし、耐震補強を行うと10年ぐらいは施設をつつくことができなくなるので、地元や保護者の皆さんの御意見等がまとまり、教育委員会等への要望があれば、市としても新しく建てる方向の必要もあると考えており、今後進めてまいりたいと考えている。地元等の御意見を待っている状況でもあるとの回答でありました。また、議会の答弁でもお答えをさせていただいているが、教育委員会としては大原、大吉保育園については統合を進めたいと考えており、耐震補強をすると統合もおくれることになるので、今後は地元議員の協力もいただきながら、保護者の皆さんや地域の方々との話を進めてまいりたいとの説明がありました。

これに対し、委員から、25年から行政としての方向性を示しながら、住民との話し合いをやっていくということかとの質疑に対し、提案ではあるが、耐震診断の結果で横のはり方向の危険であるとの結果が出ているので、応急処置を早急にしなければいけないと考えている。今後については、保護者の皆さんや地元との話など、教育委員会のほうで進めてもらう予定であるとの説明でありました。また、委員から、今の状態ではいつ地震が起きるかわからない状況であり、応急処置を講ずることにより市民も統合への意識が高まるのではないかと考えられる。御理解をいただきながら積極的に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

また、2人の委員から同様の質疑があり、新聞報道であった地方公務員の給与の引き下げについて、給与の減額が日数の目減り、時間の目減りであればやむを得ないが、現在の水準のペースの維持、減額は反対であるとの意見が出された。これに対し、市としても市長も反対であるが、反対しても交付税が減らされる、

ペナルティーはないと聞いているが、またいずれは通達も来るとの予想され、最終的には引き下げもやむを得ないと考えているとの説明でありました。

次に、社会教育課関係について説明があり、今回の補正の主なものは、人件費の確定に伴う補正と学校支援地域本部事業、家庭教育支援事業、放課後子ども教室推進事業の3事業の事業の確定に伴う減額であるとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、3つの事業の財源である国県支出金が134万4,000円減額されているが、一般財源で対応したのか、また補助金が減額されたのか、事業規模を減らしたのかとの質疑があり、減額理由については、事業規模を縮小または事業内容の見直しによるものでなく、事業について国・県の補助金が事業費の3分の2ありますが、経費の一部が補助対象外となったことにより、補助金は約15%程度減額になったため、一般財源を投入したということの説明がありました。そのほかに質疑はありませんでしたので、質疑を終了しました。

次に、スポーツ振興課関係について説明があり、今回の補正は各体育施設の維持管理の決算見込みによる減額補正となでしこキャンプ誘致事業の補助金500万円に対する事業内容の縮小による減額で、要因としては日本女子代表のなでしこキャンプ誘致に努めていたが、誘致することができなかった。しかし、サッカー協会からの要望もあり、ヤングなでしこのキャンプを7月9日から4日間行い、スタッフ50名、メディア18社の取材があるなど、全国へ美作市をPRすることができた。また、この事業でロンドンオリンピック応援イベントや銀メダル凱旋パレードなどの事業も行ったとの説明でありました。質疑はなく、質疑を終了いたしました。

以上で議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」についての審議に入りました。担当課より説明を受けました。今回の補正は、平成23年度繰越金の確定に伴う補正と、利子の補正であるとの説明を受け、質疑に入りました。

委員から、今奨学金を利用している人は何人いるのかとの質疑があり、担当課より、現在貸し付けを行っているのは18名との説明であった。また、委員より、貸付人数が少ないのではないかと、貸し付けを受ける場合の手続きが難しいのか、借りたくても借りることができない方もおられるのではないかと、また滞納者はあるのかとの質疑がありました。担当課から、貸し付けを受ける場合には申し込みをしていただき、審議会にて審査の上、貸し付けを決定している。貸し付けは3名の方の奨学金の原資に手につけずに運用資金の中で貸し付けを行っている状況であり、年度ごとの財政シミュレーションにより、大体毎年4名から5名の貸し付けを行っている状況である。滞納については現在7名であると説明がありました。また、委員から、できるだけ窓口を広げ、多くの方に有効活用してもらう方向で進めてほしい。基金の取り崩しはできないのかとの意見が出されました。また、説明があり、この奨学金は基金の取り崩しをせず、利子の運用により活用しており、現在最大限の人数の貸し付けを行っており、3名の親族の方にも審査会の委員に入ってください審査をお願いしている。この基金は定額運用基金と言い、元金はそのまま置いて手をつけずに利息をもって運用している基金であり、定額運用基金としている場合、元金を崩しての運用はできないものであります。元金に上乗せして額をふやし、利息をふやし、貸し付けをふやすことは可能ではあるが、これについても3名の方の名前がついた基金になっているためできない。今後、市としても検討していかなければいけない。また、現在、利息の利率が低く、ことしについては年利0.085%で、3名の原資である元金8,570万円で、1年間の利息が7万3,000円という低利となっており、運用が十分できない状況であると説明がありました。

また、別の委員からは、原資を使わないという規約上の問題があると考えられるが、規約改正して貸し付けができるようにしたらどうかとの意見も出されたが、一方で他の委員から、3名の方の思いや意思を十分尊重すべきではないかとの意見も出されました。執行部より、この基金は個人の方の浄財で、3名の方が私財を御寄附していただき、大学へ行きたいが、なかなか行けない子どものために使ってほしいということで元金を崩してしまえば終わりとなります。教育委員会としては3名の方の遺族の方が委員に入っておられますので、その方々の意思を尊重しながら、その中で少しでも貸し付けがふえるように考えていきたいとの説明でありました。そのほかに質疑はなく、議案第50号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、審議に入り、説明を受けた後、委員より、基金の目的、趣旨についての基本的な考え方について意見を求められる質疑がありました。執行部より、この基金は、合併前において各町村で積み立てられた基金で、大学に進学を希望される学生が経済的な理由等により進学が困難な場合、この奨学金を活用するということで、大学へ行き、将来社会に貢献できる有益な人材を育成するという観点からつくられた基金である。基金の原資は個人の方の貴重な資産を浄財として御提供いただいておりますとおり出資金をもとに運用を行い、その運用収益をもって運用することと条例で定めていると。低金利である現状においては運用資金が少なく、困難な状況にはあるが、今後も運営については審議会等においても十分協議を行い、慎重な取り扱いと出資をしていただいている方々の御意見を大事にしながら運用を図ってまいりたいとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」についての質疑を終了いたしました。

続いて、保健福祉部関係の審議に入り、順次説明を受けました。

まず、議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、説明を受けました。

委員からは、福山福祉ホームの利用頻度についての質問があり、平成24年度の利用は月平均で6回であると。内容は、囲碁、習字、俳句の会、婦人の集い等で、延べ約90人、月当たりの利用があるとの説明でした。ほかに質疑はなく、議案第8号の質疑を終了しました。

続いて、議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」の説明を受けました。

委員より、風呂については休止をして、市が直営で管理を行って、鍵を地元自治振興協議会で管理してもらおうとのことであるが、部屋の利用料金はどうするのかとの質問がありました。これに対し、部屋の利用料金は従来と同様に無料で、光熱水費は市が負担するとのことでした。ほかに質疑はなく、議案第9号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」、説明を受けました。質疑はありませんでしたので、質疑を終了しました。

次に、議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員からは、暴力団とはどの範囲か、どのように見分けるのかとの質疑があり、美作市暴力団排除条例でうたっている範囲であり、県公安委員会等が指定する暴力団組織に籍を置いているものであるとの説明でした。他の質疑はなく、議案第11号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明を受けました。

委員からは、虐待はあるのかとの質問があり、高齢者が対象になるが、通報があったものを把握し判断し

ています。虐待は現実にあるとの説明でありました。その他の質疑はありませんでしたので、議案第12号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、説明を受けました。

委員からは、これほど細かくつくらなければならないのか、また仕事をふやしているのではないかとの質疑があり、地域主権一括法により国が全国一律に定めたものを県や市町村で条例化することになったもので、地域密着型事業については既に市町村に許認可の権限となっており、これにより仕事がふえることはありませんとの説明でありました。また、委員から、食事の件で、議案第12号では地域の食材の活用が考慮され、議案第13号では考慮しないのはなぜかとの質問では、議案第12号では国より食事の提供基準が示されている施設を対象にしており、議案第13号では対象となる施設がないためであるとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第13号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の説明を受けました。質疑はなく、議案第14号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第20号「美作市東粟倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。質疑はなく、議案第20号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、説明を受けました。

委員から、放課後児童クラブの運営にはどのようにかかわっているのか、社協に丸投げしているのではないかとの質問がありました。これに対し、管理条例等により社協に指定管理をお願いしているとの説明でした。さらに、委員より、その規定を見せてほしい、父兄から問題が出ていることは聞いているのかとの質問では、美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例を配付した後、説明があり、保護者からの意見、要望については幾らか把握をしていると、この後、説明会を開いて話し合いたいと思っているとの説明でした。また、委員から、不景気の中、働く支援になり、非行を防ぎ、不審者から守り、安心につながっている、県の学力は最下位になり、子どもの成長をする大事な時期に何が必要なのか、市民の目線で預かるよう社協に話を詰めてほしい。何でもよいから指定管理に出しているとは思わないとの意見がありました。学童についての苦情は入っていて、社協の局長、次長、課長に事情を聞いたが、保護者の理解とずれがあるようでした。ゆとり教育が見直され、下校時間が2時から3時になったが、指導員の出勤時間は児童が帰る1時間前として設定していた1時のままだったので、2時から6時を原則にすることにした。延長や繰り上げで必要になる勤務については時間外手当で対応する。遠足の廃止等は言うておりませんが、予算が厳しくなる中で無駄な経費削減は要請をした。サービスは後退させたくない、3月中に担当課、社協、保護者で話し合い、調整をしたいと思っているとの答弁でありました。また、委員から、署名活動する動きがあったが、委員会でも話をするということで話をした。北小のダンボの児童もふえて入れない状況があるということで、こうしたことが出て、保護者の仕事を奪わないように充実を厳しくお願いしたい。

また、他の委員からは、保護者から話を聞いてほしいと要望を受けた。また、子どもが楽しく行っているので安心して満足して預かっている等々の意見がありました。また、保護者との食い違いが起こっているようなので、詳しく丁寧に説明してほしい。今以上を望んでいるのではなく、現状維持を希望しているとの要望でありました。

また、委員から、リーセントワークを推進してほしい、社協のみというのはいかがかとの質問では、競争で

できればよいが、他になく、やむを得ない。津山では、個人やお寺が運営するなどいろいろなやり方がある。障がい者の施設では、民間の取り組みが始まっているとの説明があった。委員からは、愛情を込めて人間らしい仕事ができるよう、また提言をしていきたいとの意見がありました。北小放課後児童クラブは当初100平米だったが、利用者がふえ、5年前に50平米増築しました。現在多いときで60から70名が利用しているが、4月以降の利用希望者は100人になっており、要望書も出ていて、実態はよくわかっている。政策会議で建て増しする方向としたが、骨格予算のため25年度の当初予算に上げていないとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第21号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第22号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。質疑はなく、議案第22号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第23号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。委員からは、理事長はどなたかとの質問があり、担当課より、津山市瓜生原326-1番地、社会福祉法人千寿福祉会理事長小林和彦氏であるとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第23号の質疑を終了いたしました。

議案第24号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、委員からは、コスモス苑の場所についての質問があり、東粟倉の東青野地内であるとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第24号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第25号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。

委員からは、収支はどうなっているのかとの質問があり、平成23年度の実績では、利用料金収入が314万6,000円あるが、人件費、管理運営費などの経費に指定管理料474万7,000円を払うことにより、収支がほぼゼロになっているとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第25号の質疑を終了いたしました。

次に、議案第26号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、説明を受けました。委員からは、地元の人は喜んでいいのか、その実態はどうかとの質問があり、利用人数は月平均約500人である。約10団体の利用で、地域生活の拠点として利用されている。そして、喫茶コーナーの「ほおずき」が設けられ、また梶並地区活性化委員会の取り組みにより利用者が増加し、1月末で約5,000人となっている。地元からは喜ばれているとの説明でありました。また、委員から、若干少なくなっている利用もあるのではないかと質問では、送迎をしながら行っているサロンがありますが、地域でもっと身近なところで行われているようになり、利用が減少していることが考えられるとのことで、委員からサロン活動への充実へ向けた要望がありました。他の質疑はなく、議案第26号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第27号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。質疑はなく、議案第27号については質疑を終了いたしました。

続いて、議案第28号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、説明を受けました。質疑はなく、議案第28号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第29号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」の説明を受けました。

委員から、議案第28号のいきいきゆうゆうの里地域福祉センターと議案第29号のいきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホールは同一建物であるが、指定管理者を幸輝会か社会福祉協議会に統一できないかとの質問では、1つの建物を2つに区切って使っているが、片方は高齢者用のデイサービスで幸輝会にお願いをしている。もう一方は、社会福祉協議会の美作支所が入って社協の事務をしながら障がい者の方の作業所であったり、子育てサロンを行ったりの多目的な利用を目的としており、合併以前から目的別に管理を委託しているとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第29号の質疑を終了いたしました。



続いて、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、保健福祉部所管分について説明を受けました。

委員からは、生活保護費の扶助費1,000万円増額の内容についての質問があり、生活保護の受給者が4月1日時点よりかなりふえている。また生活扶助のうち医療扶助が約半分を占めており、1月時点で昨年より1,000万円以上ふえていると説明がありました。続けて委員より、新たな受給者は仕事がなくなった人なのか、身体に障がいがあり働けなくなった人なのかとの質問では、親の年金で生活をしていた世帯が、親が亡くなったため生活に困窮し、保護申請をした例もあるが、今回の補正で1,000万円増額させていただくことになった一番の要因は、入院、通院の受給者がふえたことによるものである。傾向として、稼働年齢層の方の申請がふえております。月に1度はケース記録を確認し、稼働年齢層の方の就労指導をするよう支持しておりますが、職がなく、生活保護から脱却できないのが現状であるとの説明でありました。他に質疑はなく、議案第41号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、説明を受けました。質疑はなく、議案第42号について質疑を終了いたしました。

続いて、議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、説明を受けました。質疑はなく、議案第43号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、説明を受けました。質疑はなく、議案第49号についての質疑を終了いたしました。

続いて、議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」について、説明を受けました。

委員からは、介護度別の認定者数の質問があり、資料により説明を受けました。また、委員から、地域密着型介護サービス給付費が約1億円増となっているが、どうなのか、またグループホームが占める割合はどうかとの質問では、グループホームの占める割合は約3億5,000万円を見込んでいるので、約5割である。第5期の計画では、グループホームの計画はありませんが、小規模多機能型をあと2施設予定していますので、今後も増加傾向であるとの説明でありました。また、委員から、給付費のピークについての質問があり、団塊の世代、昭和22年から26年生まれが65歳に到達した後の10年先、すなわち2025年がピークになると考えられるとの説明がありました。さらに、委員から、介護を必要とする者のピーク、数値を把握しておかねばならないのではないか、また介護を受ける人の目線で取り組んでもらいたいとの意見があり、利用者に配慮した取り組みを行っていききたいとのことでありました。そのほかの質疑はなく、議案第58号については質疑を終了いたしました。

続いて、議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、説明を受けました。質疑はなく、議案第64号の質疑を終了いたしました。

続いて、議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」について、説明を受けました。

委員からは、売店設置の経緯と現況、今後の見通しについての質問があり、事務長より、6月の委員会でも報告いたしましたが、公募をした結果、応募はありませんでした。現在のところ、診療材料の販売及び給食業務の提携など、複数事業での売店設置の話が業者からある。他の病院の状況も把握して、単なる売店だけの設置には無理があるように思われるとの説明がありました。委員からは、病院の活性化につながるよう要望がありました。

また、委員から、公募は何回かけたのか、検査のデータは紙の打ち出しがあるが、市民の安心・安全、健康増進の観点から、いろんな項目により詳しい指導があってもよいと思うがとの質問がありました。公募は1回かけた。応募に至らなかった調査として業者から話を聞いております。給食業務とあわせて売店をする

という話もありますが、給食は完全外注となります。検査結果の表示についてですが、項目によって費用が発生するので、人間ドックなどの項目ではなく、診療内の範囲で必要最低限の検査項目しか出していないとの説明でありました。

また、委員から、病院の評判を上げようとするれば、当然いろいろと検査をするだろうと。負担金の高い安い問題ではない。あの病院は見立てがよいなあと思われる病院を目指してほしい。最小限の検査は必要ではないか。また、売店の公募の仕方はどのように行ったのかとの質問がありました。公募は、放送等を通じて市内で営業をしている業者という条件で募集をした。一番見込みのあった業者と話の中で、違う方法とかも探ってみたが、設備投資等の関係で無理があった。コンビニにも当たったが、無理と言われた。違う形式での公募も考えていかななくてはならないと思う。検査項目については、導入の新機種で全項目について検査できるようになっているとの説明でありました。委員から、新しい機器を入れておいてできないのであれば、外注する方法もあるのではないかと質問では、毎月病院の経営状況の報告をもらっております。検査項目については患者にとって興味があることだろうと思います。改善できるものは改善する方向でいるとのことでありました。

また、委員から、病院は検査の外部委託はしないのかとの質問では、いわゆる一般的な検査は原則外部委託をしていない。経営の中でも違う検査項目は興味があると思われるので、改善する方向でいきたいとのことでありました。また、委員から、MRIの話もあったと思うが、美作市を引っ張る病院として考えてほしいとの要望もありました。また、委員から、研修医が来て、院長が指導している。月1回、血液をとって安心感があるのであれば、全項目検査できるように院長と話をさせていただきたいと要望がありました。さらに、委員から、衣料も含めて売れる売店を要望したい。今後も期待しているとの意見がありました。執行部より、いろんな御意見があるが、大原病院は現院長のおかげできょうまで来ている。先生にも御理解いただきながら、今後検討していきたいと思うとの答弁でありました。そのほかに質疑はなく、議案第70号についての質疑を終了いたしました。

続いて、討論、採決に入り、議案第7号から議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第20号までは、討論はなく、全員の賛成で可決いたしました。議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」は、賛成討論があり、各委員から出された提言をしっかりと聞いて、それぞれの施設の規模、それぞれのサービス等を充実させていただきたいとの討論がありました。そのほかに討論はなく、採決の結果、全員の賛成により可決いたしました。議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第49号、議案第50号、議案第58号、議案第64号、議案第65号、議案第70号については、全て討論はなく、全員の賛成で可決いたしました。

続いて、委員会付託されておりました請願第1号及び請願第2号について、討論、採決に入りました。

請願第1号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」については、討論はなく、全員の賛成により可決いたしました。

続いて、請願第2号については、委員より、1項目目の全額国庫負担による介護職員の処遇改善を行うことについては賛成できるが、2項目目については予算のことにも配慮が必要である。一部採択にしてはどうかとの討論があり、他にも2項目目については、介護職員以外にも拡大することになるので、一部採択でお願いしたいとの討論がありました。そのほかの討論はなく、採決の結果、請願第2号については、全員の賛成により一部採択といたしました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。御審議よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）〔登壇〕

平成25年第1回3月定例会美作市議会産業建設委員会の委員長報告を行います。

去る3月4日月曜日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員長は通院のため1時間おくれで出席し、議長及び委員全員出席のもと、執行部からは副市長、各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました28議案について慎重に審査を行いましたので、報告をいたします。

議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」、美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例について、農業振興課からの説明に対しては、第5条では、個体搬入の際、市長の許可を受けなければならないとなっているが、猟友会に登録している会員も許可を受けなければならないのかとの質問があり、猟友会に登録されている方は施設で確認できるので、個体受け入れ確認票の提出とその記入内容の確認で、問題がなければ搬入を許可するとの説明がありました。

次に、第5条について、猟友会に登録されていない方が持ち込まれる場合はどうなるのかとの質問があり、狩猟免許の所持者で、猟友会に登録しておられない方については、個体持ち込みの際に狩猟免許などの書類確認の後、個体受け入れ確認票と個体をチェックし、問題がなければ許可するとの説明がありました。

次に、施設の営業時間と個体搬入時間について質問があり、狩猟は日の出から日没までと定められており、季節によっては個体の搬入時間が早まることや遅くなることも考えられるが、個体の解体処理には2時間程度必要であるため、受け入れ開始時間と終了時間は再度猟友会、施設管理者と協議し、柔軟な対応ができるよう検討したいとの説明でありました。

続いて、議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例については、企業誘致課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、商工観光課からの説明に対しては、この条例が成立すれば4月1日からの施行となるが、その方向で進んでいるのかとの質問があり、4月から6月にかけて施設を改修する予定であるため、その後、指定管理者による管理する方向で検討しているとの説明がありました。

議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、商工観光課からの説明に対しては、ふるさと交流館谷本屋を削除すれば、能登香の里の管理は必要なくなるのか、また谷本屋はその後は誰が管理するのかとの質問がありました。能登香の里小房リゾート施設内には谷本屋以外の施

設、コテージ等が点在しており、その他の施設については今後も指定管理者に管理を行わせたい。また谷本屋の管理については持ち主が管理するものと考えているとの説明がありました。

議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、商工観光課からの説明に対しては、使用料金を上げれば利用者が減り、収入が減るのではないかとの質問があり、市内の類似施設の利用料金との比較では、かなり低い料金設定であったため、値上げしても利用者の減少にはつながらないと考えているとの説明がありました。

議案第30号「山の学校の指定管理者の指定について」、山の学校の指定管理者の指定について、農業振興課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

議案第31号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について、農業振興課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

議案第32号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について、農業振興課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

議案第33号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対して、委員から質問はありませんでした。

議案第34号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対しては、キャンプ場の利用人数と管理はどのようにしているのかとの質問があり、利用者実績は年間1,300名が利用されており、利用人数をふやすため、維持管理を徹底させたいとの説明がありました。

議案第35号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対して、委員からの質問はありませんでした。

議案第36号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対し、ベルピールの鐘楼等、危険箇所の調査、管理は行っているのかとの質問があり、前回は平成22年に調査しており、異常がなかった。調査から3年が経過しているため、平成25年度予算にて調査することとしているとの説明がありました。

議案第37号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、能登香の里小房の指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対し、委員から質問はありませんでした。

議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について、商工観光課からの説明に対し、委員から質問はありませんでした。

議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」、市道路線の廃止及び認定について、建設管理課からの説明に対し、幹線道路の選定基準と変更内容、路線数の増減についての質問がありました。選定基準は、国県道等の主要幹線道との連絡、集落の戸数、公共公益施設や観光地との連絡、重要度、交通量を考慮し、1級、2級を選別している。路線数は1級が変更前の44路線が変更後には53路線に、同じく2級は68路線が76路線に、その他路線は1,913路線で増減がありません。具体的な変更内容としては、旧町村間にまたがる路線を統合するケース、国県道からの移管、バイパス工事により交通量が多くなった路線の格上げ、逆に基準に満たなくなった路線の格下げを行うケース、また、改良された国県道や新設された公共施設により、起終点や経路を変更した路線などに分けられ、幹線道の新旧対照表と図面により説明を受けました。また、将来の予定路線も含まれるのか、市道で廃止された路線はあるのかとの質問があり、都市計画道路と着工済み

の路線は予定道路を認定しているが、それ以外は既存道路であるため、これまでの認定路線は全て残っているとの説明がありました。ほかに質問はありませんでした。

議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）について、建設部、田園観光部、上下水道部より順次説明を受けました。

建設部農村整備課からの説明に対しては、治山林道費の林地復旧事業1カ所を取りやめた理由について質問があり、復旧工法について申請者の望む復旧工法と採択された復旧工法との隔たりがあり、申請者の理解が得られず、取りやめになったとの説明がありました。

続いて、建設管理課、工務課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

次に、田園観光部農業振興課からの説明に対しては、獣肉処理施設から公共下水道までの接続工事を取りやめて4,000万円が減額されているが、処理水はどうするのかとの質疑があり、当初施設からの排水管は公共下水道に接続する予定で、楯原駅前のマンホールまで配管する計画であったが、排水処理方法を検討した結果、事務所部分からの排水を農業集落排水に接続し、獣肉処理に使用した排水は除去装置を通しタンクに貯水した後に処理施設に運搬することとしたとの説明がありました。

次に、獣肉処理施設からの排水処理方法は、当初と比べ変わったのかとの質問があり、施設からの排水は農業集落排水処理施設でも処理できると解釈していたが、獣肉処理施設からの排水は処理できないと判断されたことから、公共下水道のエリアを見直し、地区編入後、補助金を受けて配管等を行う方法を検討したものの、すぐにはエリア変更が認可されないため、獣肉処理に使用した排水は除去装置を通した後、処理場に持ち込むこととしたとの説明がありました。

続いて、商工観光課からの説明に対しては、情報案内看板設置事業の内容と予算規模はどのぐらいかとの質問がありました。事業内容については、市内観光のアクセスルートが非常にわかりにくいいため、市内5カ所に大型案内看板を設置し、観光客の利便性や回遊性を図る目的で1,500万円の予算で事業を実施したが、事業費が確定したので、120万6,000円を減額するとの説明がありました。

次に、大芦高原温泉雲海の運営会社に2,500万円を出資する予算を計上しているが、資本金総額と市の出資率、また出資メンバーは決まっているのかとの質問があり、大芦高原温泉雲海については平成23年度に実施した運営診断の結果を踏まえ、株式会社を設立して管理するための出資金であり、市の出資率は90%以上となる見込みである。また、出資について英田地域の代表の方にもお願いし、直接意見をいただけるようにした。お互いにしっかりとした経営概念を持ち、健全経営に向けて取り組みたいとの説明がありました。

続いて、企業誘致課からの説明に対して、委員から質問はありませんでした。

次に、上下水道部の上水道課からの説明に対して、委員からの質問はありませんでした。今回の補正は簡易水道事業会計の事業確定により、一般会計からの繰出金を減額するものであるとの説明もありました。

続いて、下水道課からの説明に対しても委員からの質問はありませんでした。今回の補正は、財政部局との調整の中で一般会計の農業集落排水費と公共下水道費から2億8,370万円を下水道会計へ補填する繰出金であるとの説明がありました。

議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」、平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、上水道課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。補正予算の主な内容は、繰越等確定により基金積立金の増額との説明がありました。

議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、商工観光課からの説明に対しては、委員からの質問はありませんでした。

議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」について、商工観光課からの説明

に対して、委員からの質問はありませんでした。

議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、商工観光課からの説明に対しては、イベント等の営業努力について理解できるが、それだけでは限度があると思う。大胆な対策等が必要な時期に来ているのではないかとの質問があり、今年度より民間から支配人を採用し、レストランの新規メニューの開拓を初め、各種イベントの開催とあわせ、地元とも連携を図りながら健全経営に向け取り組んできたが、期待どおりの成果に結びついていないのが現状である。そこで、来年度は赤字に至っている原因を精査し、愛の村パークの支援者である地域有志の方々にも現状と市の方針を説明し、より一層の協力を願うとともに赤字の削減に取り組みたいとの説明がありました。委員からは、早期に大胆な方策を検討し、赤字幅を縮小するよう要望がありました。

議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」について、上水道課からの説明に対しては、構築物減価償却費減額の理由について質問がありました。事業量確定により固定資産の除却を行ったため、構築物減価償却費が減額となったとの説明がありました。

議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、下水道課からの説明に対しては、今年度で梶並地区の管渠工事が終了するが、農業集落排水事業エリアの今後の水洗化率の見通しについて質問があり、事前に加入承諾をいただいているので、比較的早く水洗化率は向上する見込みであるとの説明がありました。

議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」について、上水道課からの説明に対して、委員からの質問はありませんでした。歳入歳出予算の収入の主なものは水道使用料収入であり、支出では簡易水道施設の維持管理費、水道管支障移転工事、老朽管更新工事並びに東粟倉簡易水道統合事業に係る財源などの事業費を計上しているとの説明がありました。

議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、商工観光課からの説明に対しては、岡山国際サーキットとの連携等、何か今後の展望等方策を考えているのかとの質問があり、国際サーキットでの大会では美作市の特産品販売や観光PR等に積極的に取り組んでいる。国際サーキットからも大勢の観戦客にお越しいただき、地域と一体となったまちづくりに取り組んでいきたいとの申し出があり、これからも各種大会を通じて積極的にPRに取り組みたいとの説明がありました。

議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、商工観光課から、大きな改善策として、クアガーデンのレストランと売店を4月1日から休止、レストランについては夏のプールオープン時のみ営業する、また売店については五輪坊と楽市に集約したいとの説明がありました。

これに対し、繰入金が昨年度より約1,100万円減額となっている。目標値が高いが、実現できるのかとの質問があり、レストラン、売店の休止により約800万円の減額が可能である。アドバイザーからの意見もあり、職員が一丸となって赤字解消に向け努力していくとの説明がありました。委員から、地域のこともあるが、赤字削減に向け職員の意識改革を行いながら、今一層努力していただきたいと要望がありました。

議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、商工観光課からの本年度の予算で繰入金を3,000万円以内とし、職員の意識改革を初め売上目標を設定して、赤字解消を目指したい。また、地元とは今後の方策等について施設経営に踏み込んだ話し合いも行っていきたいとの説明がありました。委員からは、地元組織と十分意見交換しながら、赤字削減に向け今一層の努力をしていただきたいとの要望がありました。

議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」について、上水道課からの説明に対し、集中監視システム更新の内容について質問があり、上水エリアの監視システム老朽化に伴い、2年計画で本所、支所、浄

水場において監視できるよう更新する計画であり、本所では24時間体制となるため、より迅速に水質変化、事故等に対応できるようになると説明がありました。次に、老朽管布設替えについて質問があり、下水道工事等により大部分の布設替えを行っているが、まだ1割程度老朽管が残っており、年次計画で布設替えを行っているとの説明がありました。

議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」について、下水道課からの説明に対して、既存の緊急通報装置の耐用年数について質問があり、半数以上が耐用年数が経過しているとの説明がありました。委員より計画的に改修していただきたいと要望がありました。

また、起債及び基金残高と今後の経営について質問があり、起債残高は平成24年度末で約276億円、基金残高は6億3,300万円であり、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあるものの、今後の効率的な維持管理と将来的に下水道施設の統廃合により歳出抑制を図りたいとの説明がありました。委員から、水洗化率の向上を図り、使用料増収に努めるよう要望がありました。

以上、産業建設委員会に付託されました、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第41号、議案第44号、議案第48号、議案第51号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第59号、議案第63号、議案第66号、議案第68号、議案第69号、議案第71号のそれぞれの質疑を終了し、討論、採決を行ったところ、討論なく、全員一致で原案どおり可決されたことを報告いたします。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

次に、予算審査特別委員長報告を求めます。

予算審査特別委員長。

#### 2番（則本 陽介君）〔登壇〕

それでは、予算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る3月12日午前9時より、委員20名と市長、副市長ほか担当部長出席のもと、委員会を開催いたしました。本定例会で付託された案件は議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」と議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」の2件であります。これらは各常任委員会に分科会として所管部分を付託しており、総務委員会分科会、文教厚生委員会分科会、産業建設委員会分科会の各委員長から報告を受け、質疑に入りました。

総務委員会分科会委員長の報告に対する質疑では、委員から、国保の財政について黒字だと思うが、一般の人が払っている数値について細かく報告できないかという質疑に対し、そういう報告はありませんが、基盤安定軽減率は委員長報告のとおりでしたとの答弁でした。

次に、パソコン500台の購入について、リースの検討はどうだったか、また廃棄について処理方法は、消防の活動服について使いにくい、活動がしにくいなどの声を聞いているが、状況の把握はどうかという質疑に対し、職員のパソコンは毎年100台ずつ更新している。廃棄処理については後で部長に答えていただきます。消防の活動服については、市内の業者から入札で購入しているとのこと、服の難易については審議はなかったとの答弁でした。さらに、委員よりパソコンの処理方法の確認と活動服の状況について質疑があり、答弁では、パソコンの処理方法についてはメモリーのデータ部分を潰し、専門の業者に引き取ってもらっている。活動服は以前購入したときに繊維の悪いものがあり、全て無料で交換してもらっている。その後につ

いては破れるということはないとの答弁でした。さらに、消防職員の活動服は、年間を通じて長袖を使用し、定期的に予算化し、購入している。着心地がよくないことは火災現場等で使用するため難燃性であり、ある程度やむを得ない状況があります、仕様書によって市内業者から購入しているとの答弁でした。

次に、別の委員から、活動服に関連した質疑があり、操法で手が動きにくい、古い服のほうがよかったと聞いている、はっぴを洗濯するとばらばらになる、火災現場で何かにひっかかって破れるようではだめだ、きちっとしてもらいたいとの質疑に、今回は議論していないので、改めて6月補正で審議をお願いしますとの答弁でした。

次に、文教厚生委員会委員長の報告に対する質疑では、委員より、給食の関係で、英田では運転手をシルバー人材センターに頼んでいるのはなぜか、ほかではどうなのか、湯郷Be11eの補助金は当初県と半々だったと思うが、県のほうが減ってきている、県にもう少しお願いすることの議論はなされたかとの質疑に対し、英田の給食配送について、審議の中でシルバー人材センターをお願いしている説明は聞いている、それ以外の審議については担当部長に説明させるとの答弁、さらに配送員は英田だけシルバー人材センターになっており、合併以前からの形である、それ以外は臨時職員で対応している、今後統廃合時に改善を検討していきたいとの答弁、さらに委員より、県の補助金は湯郷Be11eの活躍に合わせてもっと議論されるべきであり、新しい委員会でしっかり議論を望むとのことでした。

別の委員より、委員長報告の中で、湯郷Be11eが津山で大会が行われることについて、地元の美作で行われるべきであると思うが、その協議はなされたのかどうか質疑があり、先ほど報告したとおり、議論、説明があった、私も今年の計画を見て驚いているし、あくまでホームゲームであるという位置づけをしっかりと議論し、執行部においても県に要望していただきたいと議論しているとの答弁、さらに委員から、ぜひホームグラウンドをフルに使って交流人口をふやすよう頑張ってもらいたいとの要望に対し、ワールドカップ優勝、ロンドンオリンピック銀メダルという活躍の中で1,500万円に戻す協議をしているところであり、あくまで湯郷Be11eに支援する目的で、手法を変えた形で予算の計上を行う予定との答弁でした。

別の委員より、最近、湯郷Be11eに多くのスポンサーがついていると聞いている。市としてはこれまで育ててきたために税金を投入して入場料が取れるところまで来た、市民の目線では市の税金を減らしてもらいたい、もっと大きくなってスポンサーで育ててもらいたい気持ちがある、財政的な面とスポンサーがふえていることに市のほうで協議がなされたかという問いに対し、確かにスポンサーはふえているが、湯郷Be11eのNPO法人からの報告は受けていない、今後の予算づけのあり方についても議論はしていないとの答弁、委員から、やはりどんどん頑張ってもらっているので、より頑張ってもらいたい、市としてここまで苦勞してチームを支えてきたのだから、補助金を減らすという方向も考えていけるかどうかという質疑に対し、予算についての議論はありませんでしたとの答弁、さらに委員より、Be11eの決算がどうなっているのかとの質疑に対し、収支についてこちらではわかりませんので、幾らかわかる資料がありましたら、市長に答えていただきたいと思うとの答弁でした。

次に、産業建設委員会分科会委員長の報告に対する質疑では、委員より、オルゴール館について、湯郷に移転し、最大の欠点として体験工房がないため、委員長報告の中で、入館者が低迷しているとのことで、関連施設との連携をとりながらということについての質疑に対し、協議の内容としては現在の湯郷にある昭和館、鉄道模型館などと連携して、湯郷の町をぐるっと回れることが必要という議論があった、さらに委員より、私の考えと少しずれていると思いますので確認しますが、今も東栗倉に体験施設がありますが、そことの連携の話はなかったと理解してよいかとの問いに、そのとおりですとの答弁でした。

ほかに質疑はなく、討論、採決に入り、両議案とも採決の結果、議案第56号「平成25年度美作市一般会計



予算」は全員の賛成で原案のとおり可決されました。また、議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」につきましても、全員の賛成により原案のとおり可決されました。

以上で予算審査特別委員会の委員長の報告を終わらせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

御苦労さまでした。

各常任委員長及び予算審査特別委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長及び予算審査特別委員長の審査報告への質疑を行います。

まず、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

住宅新築資金貸し付けの補正予算の関係なんですけど、これ貸し付けから償還までというのは大体18年ぐらいたったと思うんじゃないけども、ほいでもう法が切れてからはや長いことになりゃへんかと思うんです。ほいで、これ見ようたら、いつまでも経費ばっかしが毎年毎年要って、どういふ考えされたんか、このことについて審議されたんかされなかつたんか、それについてちょっとお伺いをしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

総務委員長。

**12番（鈴木 悦子君）**

住宅新築資金貸付事業については、事業における債権を明確にしておかないといけないという意見がありました。それをどのように管理しているのかということで、現在償還中の方が250名、長期滞納者が130名となっている。貸付金の残高が24年度以降に償還をする金額が6,400万円で、23年度末の滞納額が4億4,500万円となっているとの説明を受けましたけれども、今この24年度以降償還を必要とする金額が6,400万円で、それだけの金額が入ってくると、今現在支払いをしていただいている金額が入ってくるために、これ以上基金を積むことはないということで、その金額を一般財源へ入れていると、繰り入れをしているというような状況です。

そのような状況の中で、議案第6号の美作市債権管理に関する条例の制定という議案があったと思います。その条例を制定するに当たり、このような私債権については5年の時効期間が過ぎても時効の援用がなされない限り債権が残ってしまう状況にあり、本人の死亡とか、それから財産がなくなったとか、そういうふうなことを放置するというのは不適切な実態であるというようなことで、これからはそういうふうなことをしっかりと援用をしていただきながら、きちっと整理をしていくと。そして、払っていただくことに関しては法令にのっとって徴収を強化するというような説明がありました。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

不良債権になったら、もしこれ競売へかかる、競売へかかったら支払い、これ滞納しとる分だけは差し引きしてもらえるのかな、これ。競売かかった分。買っとるわけじゃから。それで、そがいなものを競売へかけるもんも、とれるとれんは別にして、これどがいなるのかな、ようわからんのんじゃないけども、わしもちょっと尋ねよんじゃ。

それで、これお金を借っとるわけじゃ、それを借って家を建てとるわけでしょう。住宅改修しとんじやし。そうしたら、これを競売へかかった場合に、今言ようお金が残っとるような、債権が残っとるような

もんについて、落としとる人がおるかおらんか、これはまた別にして、落としした場合について、これどがいになるんかな。その辺のどこ、よう審議されたんかな、その辺のどこについてもちょっと聞きたいんじゃけど。

それと、やっぱり職員の方々にちょっと言わせてもらうけど、ここへ役場へ来とつたら給料がもらえる思うたら、これ道理が違ふんよ。役場へ来させすりゃあ、もうタイムカードだけ押しようたら、給料がもらえるんじゃというような感覚でおつてもろうたんじゃあ、これいつまでたつても解消じゃあへんのや、これ。そうでしょう。仕事をせなんたら。あれやこれや一緒こさになってしもうたらいけんから、簡単に言いますけど、五輪坊、愛の村パーク、雲海にしたつて、指定管理皆、雲海やこうは指定管理云々というて言よんじやけども、とりあえず売り上げのほとんどが人件費でしょう。いうことは、やっぱりノルマ制でもかけていくようにせなんたら、給料をもつとおんと低う下げて、なにか改善策ちゅうものを踏み込んだやつを行かなんたら、この間もいまちょっと聞いたんじやけども、委員長報告で、カニの足をもぐようなことをしてもろうたら、甲羅だけになったら絶対動かんようになってしまいますよ。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員、申しわけないけれども、議案の審議に対する質問としてください。これは違います。

**14番（岩江 正行君）**

じゃから、職員が……。

**議長（内海 健次君）**

議案の審議に対する委員長報告に対する質問をやってください。

**14番（岩江 正行君）**

そじゃから、委員長に対するやつじゃから、今言ようこの辺のどこをちょっとしとかなんたら、予算書を審議したんかしとらんのかということをおよんじやから、そうじゃろう。

**議長（内海 健次君）**

あくまでも……。

**14番（岩江 正行君）**

この辺のどこについてはどうしとんなら、職員についてはどういうふうな形で……。

**議長（内海 健次君）**

債権の明確化について審議されたんでしょ、総務委員会は。それだけおっしゃってください。

**12番（鈴木 悦子君）**

先ほど私のほうから答弁申し上げたことを審議いたしました。債権については、徴収員の強化をしながら、それでもだめなようなものは法的に弁護士を頼んで徴収をするというような形をとっているという……。

**議長（内海 健次君）**

審議はなされたんですね。

**12番（鈴木 悦子君）**

はい、審議をいたしました。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

1年に何回ぐらい行きようたんか、行きようらなんだんか、その辺のどこは審議しとんかしとらんか。1

遍だけ行かれとんか、それとも1年に定期的に保証人のところまで行きよんか行きょうらんのんか、その辺のともちょっと審議したかしとらんか、その辺のところ聞かせてください。

議長（内海 健次君）

総務委員長。

12番（鈴木 悦子君）

今回はそこまでは踏み込んだ審議はしておりません。

議長（内海 健次君）

岩江議員、いいですよ、言ってください。

14番（岩江 正行君）

やっぱり従業員が遊びようるか遊びょうらんか、ほっとるようなこつちゃ、我々の責務が果たせんわけじやから、その辺の踏み込んだ議会というのをしていく必要があると思いますので、今後そのような形の中で取り組んでいただきたいと、かように思います。

以上。

議長（内海 健次君）

他に質疑はございませんでしょうか。

安東議員。

9番（安東 章治君）

議案第40号について、辺地に係る総合整備計画の策定についてということで、ちょっと今説明をしていただいたわけでありますけれども、河川工事についてまだ計画やこうもというような話もちらっと出てきましたけれども、とかく新しい施設をこしらえるときに、その跡地利用のことが話題になるんですけれども、跡地利用について、その辺の議論はなされたのかどうか、その辺を少し確認しておきたいと思います。

議長（内海 健次君）

総務委員長。

12番（鈴木 悦子君）

跡地利用については、そういう意見はありませんでした。福山の改善センターと福山の診療所が老朽化のためにあわせて改築をするということで、福山の診療所については河川改修が予定されており、立ち退きの可能性があるということで、その際は補償費の対象になるであろうという説明がありまして、それ以上の議論はしておりません。

議長（内海 健次君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

委員長が今言われましたんですけれども、福山の診療所に関してだけでなくして、これからそういう老朽化施設とか建てかえとか移転とか、いろいろと出ようかと思えます。そういうことに関してやはり地元によく相談して跡地利用というようなものもしっかりと研究してこれからいっていただきたいという要望をして終わります。

議長（内海 健次君）

他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岡崎議員。

**6 番（岡崎 正裕君）**

幼稚園、幼児園のスクールバスに関してちょっと質問をしたいんですが。

統廃合になりますと、当然小学校はスクールバスと、遠くなったらスクールバスということになるんですが、幼児園、幼稚園については、これは原則保護者が送迎をするということになっておるかと思うんですが、これ場所によってまちまちの今対応をとられとるということも聞いておりますが、その辺のなぜスクールバスになるのか、その辺のところの議論はどういうふうにもうちょっと深く教えていただきたいと思えます。

**議長（内海 健次君）**

文教厚生委員長。

**1 番（山本 雅彦君）**

先ほど委員長報告でも申し上げましたとおり、スクールバスを予定をしているということでございました。その部分について、なぜ保護者がしないのか、あるいはスクールバスにしたのか、そういった議論はしておりません。スクールバスで送迎をするという説明でございました。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岡崎議員。

**6 番（岡崎 正裕君）**

私が聞いとんのは、いつもあちこち、まちまちの対応をされております。そういった中で、これがまちまちなので、ある程度のルールをつくっておかんと、これはちょっと変なことになるんじゃないかなと思う部分がありますので、そういった経過も含めてもうちょっと深くやってほしかったなという気がします。将来に向けてまた統合も出てくるかと思いますが、そこの中できちっと原則これは保護者の送迎ということの中でスクールバスを運行するに当たっては多くの議論を重ねてやっていただきたいということを希望いたします。質問は終わります。

**議長（内海 健次君）**

他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

**14 番（岩江 正行君）**

先ほどちょっと言いかけたら、横道それたらいけんからというて議長のほうにちょっと忠告を受けたんじゃないけども、この五輪坊の関係じゃけども、レストランを閉めるというて言うたら、4月1日から閉めるというていうふうになっとなでしよう。そうしたら、これはメリット、デメリットの関係、閉めた場合についてどんだけのメリットがあるんか、デメリットは出てきやへんのんか。メリットがあるということはデメリットが、どっちか出てくるわけじゃから、それについての審議はされたのか、されてなかったのか。

今言ようる去年の予算決算書を見ても、一番多いのは人件費が大半ですから、この辺についての審議は委員会の中でされたんかされてなかったんか、これを少のうするという、どがいしたら少のうなるかという、そういうようなことについての審議はされたんかされてなかったんか、その辺についてのお答えをお願いしたいと思います。

**議長（内海 健次君）**

1点だけでよろしいですか、それだけで。質問はそれだけでよろしいですか。

[14番岩江正行君「それだけ」と呼ぶ]

産業建設委員長。

**10番（橋本 健二君）**

要は、委員長報告でしましたように、夏分の2カ月程度は確実に黒字経営になると、そういったところでレストラン部分と夏のプールオープンというような形の中で黒字が出てくると。しかし、その他の月においては全て赤字になってくるということから、こういった方策をとって地元とも話し合いを続けていきたいというような話でございました。

議員言われるとおり、人件費が高騰しておるということで、相当大胆なことも考えていかなきゃあならないという報告、説明も受けましたが、どうしてもその辺の徐々に、何というてもその武蔵の里にしても愛の村パークにしてもその地域の住民の星であり、非常に期待をかけた施設を建設されておるということから、そう簡単には大胆な行動というのは難しいというのもあるんですが、しかしながらやはり財政的なものから比べていくと、こういった方策をとらざるを得んというようなことで、一応話としてはありました。

以上です。

**議長（内海 健次君）**

岩江議員。

**14番（岩江 正行君）**

経営のことについて、私もホテル経営というのはようわからんので、岡山のあるホテルの社長に相談しました。そしたら、やっぱり人件費というのは25%、売上げの全体の25%ぐらいで抑えようらにゃあいけませんよという言うとのわけよ。レストランだけを切っただけで、あとの本丸は今言ようる25%どころじゃねえわけじゃから、多いのは。去年の決算見たら。そうでしょう。レストラン経営だけでそんだけの経費が削減できるんかできないのかというようなことをやっぱし、もうきょうはよろしいですけど、今後新年度に入ったらその辺のところに十分メスを入れて、経営をしていただかなかったら、また次のときになったら、ほんなら風呂を閉めようか、何を閉めようか、もうあそこのあんだだけの施設がカニの足をもいでもうたら、カニは甲羅になったら動かせんよということ、そのことを先ほど言おう思ようたんです。やっぱしそういうようなことを十分頭に入れて経営に当たっていただきたいと思います。

以上。

**議長（内海 健次君）**

他にございませんか。

岡崎議員。

**6番（岡崎 正裕君）**

補正予算の中で、獣肉処理施設の排水について減額をされております。いわゆるくみ取り方式というふうなことになるかと思うんですが、これはずっとこのままでやられるようなことに話はなっておるのか、将来的にまたこれ認可が得られたらかえていくのか、そういうところの議論がされたのかというのが1点目と、

それから2点目は、先ほど岩江議員のほうからありましたけれども、いわゆる観光施設について、いつもこれは予算決算のたびに議員の皆さん指摘をされとんですが、経営分析をして、何がどこが突出しておるのか、どこをやれば改善するのかというような議論がどこまでなされたのかなど。先ほど岩江議員言われましたように、25%、これ私も昔に聞きました。25が良、それで35が限界と、人件費については。それで、これは一つの例ですが、かつてみまさか荘が人件費比率が65%ありました。それで、もうこれは当然やれないなということで閉鎖をしたと。正確には休止ですけども、そういった経過がありますが、そのこのところをとつても非常に経営の分析というのがちゃんとやられて、議会側のほうに実はこのこの、こういうところが問題なんだと、これを改善したい、あるいは改善すべきというような議論はなされたのでしょうか、その2点をお尋ねいたします。

**議長（内海 健次君）**

産業建設委員長。

**10番（橋本 健二君）**

最初に、獣肉処理の部分でお答えしますが、委員長報告の中にも報告をさせていただいたとおりなんですが、最初は楢原の駅まで配管をする予定の予算を組んでおりましたが、非常に費用対効果からするとまずいということで非常に頭を悩ませられた跡がうかがえました。それで、結局職員が使用するトイレと手洗い等の水は農業集落排水のほうへ配管をしていくと。その後の獣肉、とった獲物の水洗いとか、その他いろいろな水を使う作業ということのは、一応その施設に行かれたら大きな貯水槽があると思いますが、そこで浄化をさせた水のみをタンクへためておき、その浄化をさせた水をプラスチックの大きなタンクにくみ上げて、それを処理施設に搬入するということで、委員長報告の中にも話をしましたが、本当は将来的には公共下水道へつなぎたい、公共下水道へつなぐことによって費用が軽減されるんであるということとは明白なんですが、今現在は地域の見直しをやって、すぐそれができるとしておったんですけども、それがなかなかできないということで、この手段をとって、下水の組みかえができた時点でそういう公共下水道へ送り込むということのために今現在そういった暫定的にタンクにくみ上げをして、それを施設に持っていくということの話を聞いております。

それから、観光施設のほうですが、私も商売をしております。そういったことで、どれだけ人件費がかかって、経費がかかってということは、武蔵の里のほうはアドバイザーもおられるわけです。そういった面は一目瞭然、わかっておられます。どうやったら、その赤字幅が減るといのもわかるんです。要はお客さんが来てくれりゃあ、減るわけです。ところが、なかなか昨今の景気が悪いときに、そう簡単にお客さんがふえるという要件が少ない、そういった中で人件費を削ろうか削るまあかというようなこともあり得んですけども、なおそれでも、その地域の希望であり、そういった施設をその時代時代につくられてきておるわけで、その意思をそう簡単に無視することはできない、そういったところからアドバイザーの人を入れたりいろいろ経費削減について支配人とも努力をされた、でもやはり赤字が出てくる、それは将来的には大胆な決断を下していかんやあいけん場合もあるだろう、それをやる前にやはり地域の人たちの御協力を仰がにやあいけんし、地域の人たちの声も聞かにやあいけんし、そういったのを合併以来ずっと続けてきとるわけです。そうかというて、交付税が一本算定になったときに、じゃあ3つの施設、合併当時のように2億円近い金を投入できるかというて、できない、そのところが今正念場に来て、新しい首長が決まったら、それに対しての行動はいろいろあるだろうと思います。そういった施設の補正予算を組むにしても、やはりそういった我々は委員会としては思いがあるし、思いもわかるし、そういった中で認めていってスムーズな移行期間に移っていきたい、そういう思いで今回の予算は可決されましたということで報告します。

以上です。

議長（内海 健次君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

獣肉処理施設については、結局これは暫定的なものという理解をしたらいいんでしょうけれども、委員長報告でしたので、執行部に聞くわけにはいきませんが、ちょっと計画というのが見通しが甘いということも言わざるを得ません。そういった中で、これはある程度の理解はしておりますが、ちょっとおかしいんじゃないかなという部分もございます。

それから、観光施設につきましては、今まで合併以来、何度も改善策というのをやってきたと思うんですが、非常に私らに経営状況の分析、ここがだめだからこうやるんだというようなことが非常にわかりにくい。例えば、観光施設については文書でこうこうなんだと、分析したらこうなんだということを議会側に示していただければありがたかったんですが、そういう情報もなかなか伝わってきてないという部分もございます。そういったわけで、これは執行部に聞くわけにはいきませんので、ある程度の理解はしておりますが、今後とも議会と行政の中で話をさせていただきたいと、詰めたお話をさせていただきたいということを希望して、質問は終わります。

議長（内海 健次君）

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

獣肉処理施設は言われたとおり暫定的なということを我々も理解してます。そういった下水道の施設の統廃合ができ次第、そちらのほうにつないでいくということで了解をしております。

それともう一つ、獣肉処理施設のことで、昨日の新聞の記事に、食肉処理施設が今春できる美作市は年間約1,000頭の処理を目指し、食卓に上る日が近いかもしれない。全国で学校給食に利用する地域もある。身近な大地の恵みや子どもたちが命について考えるきっかけになろう。野山へ足を延ばす機会もふえる春だが、森林に暮らす多様な生命とどう向き合うか、その道筋に思いをはせたいというような……。

議長（内海 健次君）

あくまでも滴一滴として発言を取り消してください。

滴一滴です、あくまでも滴一滴でしょう、それは。思いはわかりますけれども。

10番（橋本 健二君）

そういった新聞記事がありました。そういった中で獣肉処理施設が今私の思いの中ですが、今処理施設ができ、岡山県下でも非常に注目を浴びた状態の中の処理施設が減額を4,000万円したら、それは甘いと言われて、職員が一生懸命努力して何とかこの施設を動かしていこうという、その気持ちをどうぞ皆さん酌んで上げてください。そうしないと、職員が浮かばれません。本当に思いとしては同じことを同じ議員が同じようなことしか聞かれないので、非常に腹立たしい思いがするんです。

以上です。

議長（内海 健次君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、予算審査特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

異議なしと認め、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時05分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、討論



に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第6号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第9号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報

告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

絹田議員。

**17番（絹田 和昭君）**

賛成討論ですが、この条例の施行によって在宅介護者の夜間の介護の支援についてできる制度でございます。特に随時対応型訪問介護看護とか夜間対応型訪問介護と、こういう制度ができたわけですが、夜間に在宅支援をできるという体制にできたんですけど、実際の運用については非常に財政的支援が必要じゃないかと思っておりますので、これからの美作市の在宅支援を特に強く要望いたしまして、この賛成討論といたします。

**議長（内海 健次君）**

他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第13号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第15号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第20号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「美作市放課後児童健全育成事業施設の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第21号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第22号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「美作市高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第22号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第23号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号「美作市英愛センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第23号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第24号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号「美作市コスモス苑の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第24号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第25号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号「美作市作東老人福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第25号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第26号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号「美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第26号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第27号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号「美作市大原居宅サービスセンターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第27号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第28号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号「美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第28号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第29号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の指定



管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第29号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第30号「山の学校の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号「山の学校の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第31号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「作東吉野きんちやい館の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第32号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号「美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第33号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号「美作市湯郷駐車場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第34号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号「大芦高原キャンプ場の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第35号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号「美作市トム・ソーヤー冒険村の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第36号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号「美作市ベルピール自然公園の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第37号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号「能登香の里小房の指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第48号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第49号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論は終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。



議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第60号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第62号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。  
続きまして、議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。  
続きまして、議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。  
続きまして、議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」について、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。  
続きまして、議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」について、討論に入ります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第1号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、請願第1号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、請願第2号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。

請願第2号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願」について、委員長の報告どおり決定する

ことに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（内海 健次君）

賛成多数によって、請願第2号は委員長の報告どおり一部採択されました。

ただいまから20分間休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時16分 再開

議長（内海 健次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。新たな追加議案3件について審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

今定例会に文教厚生委員会に付託されておりました請願第1号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める請願」が採択、請願第2号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願」が一部採択となり、議員から議案を提出したい旨の申し入れがあり、協議いたしました。

議員からの議案は発議2件であります。発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」は文教厚生委員会委員長外6人の委員で発議いたします。

発議第4号を追加日程第1として、発議第5号を追加日程第2として、日程第1、委員長報告、質疑、討論、採決の後に追加し、議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

市長から送付されました議案は「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」、1件であります。この案件につきましては、追加日程第3として、追加日程第2、発議第5号の後に追加し、即決案件として市長の提案説明を受けた後、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」、議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意

見書の提出について」、発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」、議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

## 追加日程第1 発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」

議長（内海 健次君）

それでは、追加日程第1、発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長。

1番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、発議第4号について御説明申し上げます。

「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

どうぞよろしく願います。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

御苦労さまでした。

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第1、発議第4号「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

## 追加日程第2 発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」

議長（内海 健次君）

続きまして、追加日程第2、発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長。

1番（山本 雅彦君）〔登壇〕

それでは、発議第5号について御説明申し上げます。

「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第2、発議第5号「介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（内海 健次君）

全員賛成。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

### 追加日程第3 議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」

議長（内海 健次君）

続きまして、追加日程第3、議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」を議題とし、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」について、御説明を申し上げます。

2億7,520万円を追加し、予算総額を221億1,692万6,000円とするものでございます。今回の補正は、防災、減災等の調査が主となっております国の補正予算に対応するものでございます。



農林水産業費では、震災対策農業水利施設整備事業によるため池現地調査2,870万円、土木費では、防災・安全交付金による市道点検、橋梁修繕など3,450万円、社会資本整備総合交付金による市道整備3路線2億円、消防費では、防災情報通信設備整備事業によるJ-ALERTの自動起動整備で1,200万円でございます。財源としましては、普通交付税の調整額の復活による地方交付税1,600万8,000円、国庫支出金1億6,199万2,000円、県支出金2,730万円、市債が6,990万円となっております。

なお、全額繰り越しとなりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

繰越明許費では、今回の補正の4事業と辺地対策事業などを加えた8事業を追加し、地方債では変更1件を行っております。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願ひいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

**議長（内海 健次君）**

提案理由の説明が終わりました。

ただいまより暫時休憩をいたします。

議員控室において全員協議会を開催いたします。

午後2時35分 休憩

---

午後3時03分 再開

**議長（内海 健次君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」は、即決案件となっておりますので、これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

尾高議員。

**5番（尾高 誉久君）**

討論は、今回の自民党が大勝しまして、それで13兆1,054億円も大型補正を組ながら、指の先、足の先まで末端に血の通う本当に国の政治ができてきているのかと、アベノミクスジュースじゃないよって言うのを言ひまして、賛成しますけど……。

**議長（内海 健次君）**

賛成討論ですね。

**5番（尾高 誉久君）**

ええ、賛成しますけど、本当に血の通った国の行政ができてきているかどうか、このみまちゃんを見ている皆さんも、この次には自民党でなくてまた民主党へ入れるかもしれないね、ほんま。こんな本当に血の通わない予算は私は情けないと思いますが、賛成します。

**議長（内海 健次君）**

他に討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（内海 健次君）**

討論はないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第3、議案第72号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第9号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（内海 健次君）**

全員賛成。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

**市長（安東 美孝君）**〔登壇〕

平成25年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月19日に開会させていただきました。請負変更契約の締結1件、条例の制定、改廃18件、指定管理者の指定19件、市道の廃止及び認定1件、辺地総合整備計画の策定1件、補正予算15件、当初予算16件、そして追加補正予算1件を提出をさせていただきました。平成25年度当初予算につきましては、4月に市長選挙を控え、政策的な経費を除いた経常的な経費及び継続事業を主とした骨格予算となっております。慎重なる御審議をいただき、全ての議案を原案どおり御承認いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、私が市長として市議会定例会に出席するのは本日が最後となります。職員のほうも岩崎政策審議監、中尾上下水道部長、神吉保健福祉部長、平尾市民部長が退職となります。

市長就任以来、推し進めてまいりました具体的な施策につきましては、本会議冒頭の行政報告で触れさせていただいておりますので、繰り返はしませんが、この際、その思いの一端を述べさせていただきます。

御承知のとおり、全国の中山間地は少子・高齢化と過疎化の波にさらわれ、我が美作市も厳しい市政の運営を覚悟しなければならない事態に直面しております。いかに交流人口をふやし、それを定住化につなげるか、経済の生産力をふやし、町を活性化していくことが大きな市政の課題となっております。私はそのために賑わいのある田園観光都市みまさかを掲げ、まちづくりは人づくりの理念から新たに部署を設け、市民との協働を目指した体制づくりを進め、人材の発掘、育成を行ってまいりました。その上で、人と人とのつながりを重視し、市としての一体感を醸し出すため、6次産業化による付加価値の高い農業、地域資源である温泉や豊かな自然環境を生かした観光業などを組み合わせて交流人口をふやし、経済活動の源となる人口対策を行ってまいりました。これは市民の皆様、そして議員の皆様、市の職員とともに全力で取り組んでまいったところでございます。

議員の皆様とはこの4年間、さまざまな議論をさせていただきました。当然のことですが、私の思いと皆様のお思いがありまして、賛否が分かれることもございました。お互いの意見を率直にぶつけ合ったのは全て美作市の発展を真に願ってのことであり、議論を重ねることでよりよい土壌へ芽吹かせることができた確信をしております。願わくば、まだ頼りない田園観光都市の構想の新芽をみずからの手で育てて花開かせたいとの思いもございましたが、体調面の不安から今期限りで引退となりますことを市民の皆様には申しわけなく思っております。道半ばであり、後ろ髪を引かれる思いではございますが、新体制のもと、芽吹いた新芽を枯らすことなく、大輪の花を咲かせていただけるものと期待してやみません。私も立場は変わります

が、一市民として、また違った形で美作市の発展に協力することができればと考えておるところでございます。

今期で勇退される議員におかれましても、これまでに培った豊富な経験を生かされ、在任中と変わることなく、みんなで住みやすい美作市の構築を市政に対して御指導、お力添えをよろしくお願いをいたします。

4月には新市長が誕生し、市議会におかれましても新しい構成となります。今、美作市は大きく市民の手で変わろうとしております。執行部と議会は車の両輪に例えられております。市民に夢の持てる施策の実現に積極的に提言、議論を行い、市の活性化という大きな目的のためにこれからも執行部と市議会が一丸となって美作市の発展に尽力していただくことを切に願っておるものでございます。

最後に、住んでよかった、来てよかった美作市となりますよう祈念し、市民の皆様、議員の皆様を初め、私を支えてくれました職員の皆さんに心から感謝を申し上げ、閉会の挨拶といたします。4年間、まことにありがとうございました。〔降壇〕

#### 議長（内海 健次君）

平成25年第1回3月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、2月19日の開会以来、本日まで28日間にわたり、平成25年度予算を初めとする重要議案の御審議を賜りまして、ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりましたことに心から感謝を申し上げます。

さて、合併8年という節目の2期目に当たるこの4年間は大変厳しい財政状況ではございましたが、市民3万余人の幸せを願い、議会、執行部が連綿と意見討論を重ねてまいりました。急速に進む少子・高齢化、過疎化、地域活性化等の重要な課題に加え、議会としても議会議員政治倫理条例の制定、厳しい財政事情に鑑み、みずから身を削る思いで次回改選から議員定数を18名に削減いたしました。議員の皆様、また安東市長さんを初め執行部の皆様には、これらの諸問題に真摯に取り組まれ、その御苦労に対し、心から敬意を表する次第であります。

私たちの任期も残すところあと1カ月余りとなり、この3月定例会も私たち最後の議会となるわけでございます。この議場で皆様とお顔を合わせるのも本日が最後になるものと思います。来月14日には、市長、市議会議員選挙が予定されています。選挙を経てここに帰ってこられる議員におかれましては、必ずや全員栄冠に輝かれ、再び市政発展のため御活躍をいただきますよう心からお祈りを申し上げます。また、今期を最後に御勇退される議員におかれましては、長きにわたり議員としての重責を果たされ、市政の発展に御尽力を賜りましたことに対しまして、高いところからではございますが、敬意と感謝を申し上げます。今後とも健康に留意され、その御経験をもとにますます御活躍いただき、市政に対する御指導と御鞭撻を重ねてお願いを申し上げます。そして、今限りで御勇退を表明されている安東市長におかれましても、美作市第2期市長として市政発展の重責の中で大変な御苦労も多かったことと御推察いたします。まことにお疲れさまでございました。今後とも健康に留意され、いつまでもお元気で過ごしていただきますよう心からお祈り申し上げます。

終わりにになりましたが、この4年間、議員の皆様を初め執行部の方々、そして多くの市民の皆様から賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

お諮りをいたします。

今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成25年第1回3月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時17分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成25年3月18日

美作市議会旧議長 道上 政 男

美作市議会新議長 内海 健 次

美作市議会旧副議長 内海 健 次

会議録署名議員 則本 陽 介

会議録署名議員 萬代 師 一

そ の 他 資 料

一般質問【平成25年第1回（3月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	19番 日笠一成	1. 少子化対策について	①幼稚園・保育園（所）の充足対策について	市長 教育長
		2. 定住対策について	①就労支援策について ②新規定住者・里帰り定住者等への支援策について	市長
		3. 高齢者対策について	①施設入所希望待機者等の対策について	市長
		4. 地域の活性化対策について	①旧吉野小学校跡地活用計画について ②旧江見商業高等学校跡地活用計画について	市長
2	2番 則本陽介	1. 一人暮らし高齢者への支援サービスの取組について	①一人暮らし高齢者の現状と支援について ②緊急通報装置の現状と公的支援	市長 担当部長
		2. 消防業務と救急医療の拡充について	①昨年の活動概要について ②今後予想される課題について	市長 担当部長
		3. 災害時のトイレ対策について	①避難場所のトイレの現状と課題について ②災害持出常備袋に携帯用トイレを加えるべきでは	市長 担当部長
3	14番 岩江正行	1. 防災訓練と市民の安全	①高齢者や障害者をどう避難させるか ②保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における防災訓練について ③湯郷温泉他の宿泊施設での防災訓練は、避難地、避難路案内について ④消火訓練、消火器の備え、消火器の取扱	市長 担当部長
		2. 自分を守る大切な人を守る地震と災害の備えは	①食料、缶詰、水（3日間）、電池、携帯電話の準備、貴重品の持ち出しの準備は万全か ②家具の転倒、落下防止、点検指導 ③住宅の耐震化、耐震補強の進捗状況について ④協力しあった救出活動、応急救護 ⑤避難路と避難地の確認（防災マップ） ⑥市民の安心を守る公共放送の強化	市長 担当部長
		3. 公共施設等災害に強いインフラ整備について	①道路は日常の社会経済活動だけではなく、地震災害発生時の応急活動において重要な役割を果たす、災害時において道路の機能が十分発揮できるように整備されたい ・橋梁等の耐震性の向上 ・落石等危険ヶ所の点検整備 ②トンネルの安全性の点検 ③河川、堤防の耐震性、洪水時の通水断面確認 ④土石流、地滑り予防ヶ所の確認、砂防施設、急傾斜地崩壊防止工事の進捗状況について ⑤ダム、ため池の安全確認 ⑥山くずれ、土石流、地すべりなど山地災害の対策についての進捗状況、山林保全の取組について	市長 担当部長
4	18番 新免昌和	1. 次代を担う宝を、健やかに育てるために	①体罰・低学力・不登校・いじめ問題の解消について	教育長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		2. 行政主導で、自然再生エネルギー小水力発電の早期導入及び太陽光発電の普及支援を	①第1次美作市地球温暖化対策実行計画では自然再生エネルギーの活用として、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入と設定しています。太陽光発電、小水力発電等に対する評価をどのようにおこない、どのように具体化を進めているのか、取り組みの現状と推進について	市長
		3. 学校給食に地産材の食材供給の拡張を	①平成22年3月に発表されている、美作市の「いきいきにこにこ夢プラン」は「健康増進・食育推進計画」の「食育」の取り組みの一環として「学校給食、食材の供給を地場生産材拡張を」について	市長 教育長
5	21番 本城宏道	1. 道州制について	①道州制が導入されようと検討がはじめられているが、市長はこの問題についてどのように考えられますか	市長
		2. 農業問題について	①BSE問題で輸入規制があったが、2月1日より規制緩和がなされた。畜産農家への支援を考える必要があると思うがどうか ②人・農地プランの取組みについて、普及センターやJA等との連携は充分果たされているのか ③岡山甘栗について、JAが本格的に取り組むようだが、市としても産地化目指して進めるべきではないか ④定住促進のための農地取得（保有）下限面積について、都市交流の中で美作市へ住みたいと考える人が、せっかく住居をもち家庭菜園くらい保有したいと考えても、農地法の制限があり取得できない。農地の保有下限面積を小規模にするには農委での審議が必要であるが、市の施策としてはどう考えますか	市長 担当部長
		3. 防災について	①各水道施設の設置年度とそれぞれの消火栓の数はどうなっているか ②消火栓ホースの耐用年数はどの位か ③それぞれの施設で消火栓ホース等の設置費の負担状況はどのようになっているか ④消火栓を使って消火にあたった例と破損等について状況がわかればその状況は ⑤交換する場合、年次的に計画して全額補助または一部補助等の制度をつくるべきではないか	市長 担当部長
		4. 旧江見商業高校の跡地利用について	①知的、発達障害などが年々増加しているようだが美作市での状況はどうなっているか ②県教委は県北へ特別支援学校を新設する検討をはじめ、小、中、高等の統合による廃校施設を利用することも考えているようだが、市として誘致に力を入れるべきと思うがどうか	市長 担当部長
6	9番 安東章治	1. この期4年を振り返って各事業の成果と反省・来期に向けての意気込み	①市民サービスについて、来庁者への心のこもったサービスとしてコンシェルジュ的なマインドが必要と言ったが、果たして順番待ちシートの機械がそれをなすのか ②各種大型事業において市民負担を最小限に抑えているのか又、現在進行中の事業やこれからの大型事業の計画と方向性は ③各旧町村にある総合庁舎の今後の活かし方・住民サービスに向けての取り組みの方法に変化は無いのか	市長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		2. 農業政策について	①各種の農業政策を行い一部は徐々に活気が見られるようになりつつあるが、今日までの反省を踏まえて農業政策をどのように考え本市に展開されるのか	市長
		3. 観光施設の今後の取り組み方法について	①市内各所の観光施設は多くが厳しい状況にあるいままで取り組んだ反省に立ち、来期以降の取り組み方や考えをお聞きしたい	市長
7	7番 西元進一	1. 議員定数、議員報酬、政務調査費関係をどのように評価されますか	①定数が多いのか少ないのか ②議員報酬は高いと考えられていますか ③政務調査費は議員報酬の一部ではない	市長
		2. 具体的アンケート調査の評価について	①全体としてのアンケート調査の対応評価について	市長
		3. 市民の議会に対するマイナス指向での対応	①市民が議会はいらないという事について、どのように対応されますか	市長
		4. 議会が美作市民に対してどのようなものを執行部として求めますか	①議会が美作市民に対してどのようなものを執行部として求めますか	市長
8	16番 万殿紘行	1. クリーンセンター建設に絡む刑事告発について	①その後の経緯	市長 副市長
		2. 市内各小、中学校のいじめ、不登校、体罰の現状	①いじめ、不登校の現況 ②体罰の有無	教育長
		3. 学校統廃合について	①統廃合の経緯 ②給食施設の経緯、給食材料の地産地消	市長 教育長
		4. 新入学児童生徒の対応	①入学児童生徒への対応 ②各幼児園の職員の人数、身分	教育長
9	1番 山本雅彦	1. 市営住宅について	①各住宅施設の入居率と各住宅の建設年数、耐用年数と耐震化について ②市営住宅の入居について	市長 担当部長
		2. 改正高年齢者雇用安定法について	①対象となる企業の範囲はどうか ②市内でこの法に該当する企業数はどれくらいか ③企業の周知度はどうか	市長 担当部長
		3. 学校等の安全対策について	①市内の幼保、小中学校の窓ガラスに「飛散防止フィルム」を貼ってはどうか	市長 担当部長
10	5番 尾高誉久	1. 大型補正予算について	①大型補正予算の用途について	市長 担当部長
		2. 公共用地の跡地利用について	①売却された旧国民宿舎のその後、また消防署の跡地はどのような利用方法を考えているのか	市長 担当部長
		3. 地域主権一括法に基づく権限委譲について	①国からの権限の委譲はどれくらい委譲されたのか	市長 担当部長
11	20番 福島 協	1. 安東市政4年間の総括について	①市長は安東市政の4年間でどのように総括されますか	市長



通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		2. 市政運営について	①市政の運営するについて透明性が徹底されたと考えられますか	市長
		3. 請願権について	①執行部において請願権の侵害があったやに聞くが、実状はどうか	市長 副市長
1 2	6番 岡崎正裕	1. 獣肉処理加工施設について	①現在の進捗状況 ②持込の基準 ③ランニングコスト	市長
		2. もうもう工房跡地利用について	①タイムスケジュール ②バスの再編は ③観光案内所の運営主体は	市長